

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月30日

【計算期間】 第7期（自 2024年12月31日 至 2025年12月30日）

【ファンド名】 グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド
（O'Connor Global Merger Arbitrage Opportunity Fund）

【発行者名】 カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（アイルランド）リミテッド
（Carne Global Fund Managers (Ireland) Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役
エリザベス・ビーズリー
（Elizabeth Beazley, Director）

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2 D02 F985、シャルモント・プレイス55、3階
（3rd Floor, 55 Charlemont Place, Dublin 2 D02 F985, Ireland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 恵 太

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 恵 太
同 尾 登 亮 介
同 池 田 創 人

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円換算は、便宜上、2026年4月末日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.39円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンド証券はそれぞれ米ドル建および円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドルまたは円をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということがある。）とは毎年1月1日に始まり12月31日に終わる1年を指す。ただし、第1会計年度は2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日までの期間、第2会計年度は2019年12月31日から2020年12月30日までの期間、第3会計年度は2020年12月31日から2021年12月30日までの期間、第4会計年度は2021年12月31日から2022年12月30日までの期間、第5会計年度は2022年12月31日から2023年12月29日までの期間、第6会計年度は2023年12月30日から2024年12月30日までの期間、第7会計年度は2024年12月31日から2025年12月30日までの期間を指す。

（注5）グローバル・M & A オポチュニティ・ファンドの英文名称は、2026年6月30日付で「Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund」から「O'Connor Global Merger Arbitrage Opportunity Fund」に変更された。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの形態

ファンドは、ファンドの受託会社としての資格において単独で行動し、ケイマン諸島法に基づき設立された会社であるAFSコントロールド・サブシディアリー3・リミテッド(以下「受託会社」という。)およびアイルランド法に基づき設立された非公開有限責任会社であるカーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)によって締結された2019年10月18日付信託証書(2026年6月19日付で修正・再録済み)(以下「信託証書」という。)により、ケイマン諸島の信託法(改訂済み)(以下「ケイマン諸島信託法」という。)に基づいて、存続期間の制限なく設立されたオープン・エンド型ユニットトラストである。三者間の2025年11月付改訂・再録投資運用および再委託契約(以下「投資運用契約」という。)に基づき、管理会社は、米国デラウェア州法に基づき設立された有限責任会社であるオコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシー(以下「投資運用会社」という。)をファンドの副顧問会社として選任し、投資運用会社に、ファンドの投資一任運用権限および関連するその他の一定の業務を行う権限を委託した。

2025年12月1日(以下「移管日」という。)以前は、アイルランド法に基づき設立された非公開有限責任会社であるUBSファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「前管理会社」という。)がファンドの管理会社を務めており、デラウェア州の有限責任会社であるUBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー(以下「前投資運用会社」という。)がファンドの副顧問会社を務めていた。UBSオコーナー・エルエルシー(以下「UBSオコーナー」という。)は、以前は前投資運用会社の完全子会社であり、2024年4月1日までファンドの副顧問会社を務めていた。同日、UBSオコーナーおよび前投資運用会社が法定合併を完了し、前投資運用会社がファンドの副顧問会社となった。移管日をもって、前管理会社は、投資運用者の役割を管理会社に譲渡し、管理会社はこれを引き受けた。また、管理会社は、投資運用会社をファンドの副顧問会社に任命し、ファンドのポートフォリオ管理を担う投資運用チームは、前投資運用会社から投資運用会社に移行した。

投資運用会社はキャンターフィッツジェラルド・エル・ピー(以下「キャンター」という。)の間接的な完全子会社であり、キャンターのアセット・マネジメント部門の一部である。受託会社は、ケイマン諸島の銀行業クラスA、信託業および無制限のミューチュアル・ファンド管理事務代行者の免許を保有し、ケイマン諸島におけるファンドの主たる事務所を提供するMUFGファンド・サービス(ケイマン)リミテッド(以下「本店提供者」という。)の完全子会社である。受託会社は、その親会社の免許に基づいて信託業務を提供する権限を有する。アイルランドにおいてアイルランド法に基づき設立された会社であるMUFGオルタナティブ・ファンド・サービス(アイルランド)リミテッドは、ファンドの管理事務代行会社も務める(以下「管理事務代行会社」という。)。管理事務代行会社は、アイルランド中央銀行の監督を受けている。ファンドは、ケイマン諸島において、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)第4条(1)(b)に基づく「投資信託」としての規制を受ける。

ファンドは、3種のクラス受益証券を募集する。米ドル建クラス受益証券は米ドルで表示され、円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券は日本円で表示される。ファンドは、投資運用会社の裁量により、為替ヘッジを用いることにより、円建(ヘッジあり)クラス受益証券の価格の為替相場による変動の影響を減少させ、または最小限化させようと試みる。

異なるクラス受益証券が発行されるものの、異なるクラス受益証券の申込金は分別管理は行われず、当該申込金および投資対象資産は、ファンドの単一かつ不可分の資産プールを構成する。受益証

券の発行により受託会社によって受領された全ての申込手取金は、当該手取金が投資された資産が帰属する全ての収入、収益または利得と合わせて、ファンドの全ての受益者の利益のために保有され、クラス受益証券に関連して発生するファンドの負債は、当該不可分の資産と相償されるが、純資産価額(本書において定義する。)の目的のために、受託会社は、もしあれば、為替ヘッジにより生じる全ての利得および損失を円建(ヘッジあり)クラス受益証券に帰属させ、また、適切である場合、ファンドの他の資産または負債(例えば、「新規発行」)を一または複数の特定のクラス受益証券に帰属させることができる。

ファンドへの投資条件、またはファンドの運用に変更がある場合、受託会社が、投資運用会社と協議して、重要であると判断した場合、英文目論見書の補足または修正された英文目論見書(以下「英文目論見書」という。)が作成され、ファンドの既存の投資者および投資予定者に提供される場合がある。受託会社は、適用ある法律により要求される場合、または信託証書に基づき要求される場合を除き、英文目論見書の補足または修正を行わなかったことについて、いかなる者に対しても責任を負わないものとする。

ファンドについて、信託金の限度額に関する定めはない。ファンドの目的については、後記「2 投資方針、(1) 投資方針」を参照のこと。

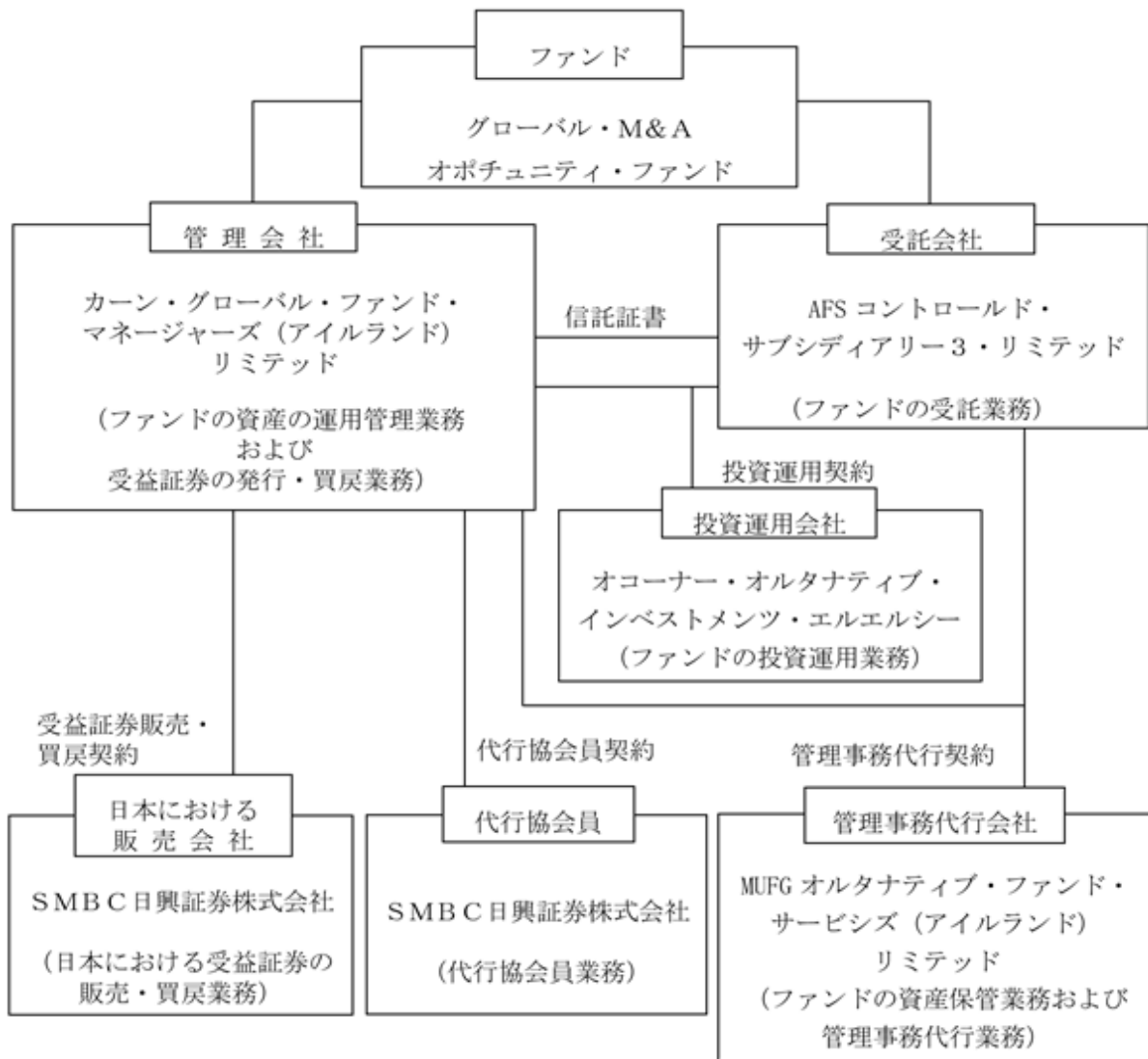
(2) 【ファンドの沿革】

2019年10月18日	信託証書締結
2019年11月25日	ファンドの当初申込期間の開始
2019年12月6日	ファンドの運用開始(設定日)
2024年3月21日	管理会社の選任および退任に関する証書締結
2025年11月12日	管理会社の退任および選任に関する証書締結
2025年11月12日	修正証書締結
2026年6月19日	修正・再録信託証書締結

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドの関係法人



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（アイルランド）リミテッド （Carne Global Fund Managers（Ireland）Ltd）	管理会社	受託会社との間で信託証書ならびに投資運用会社および受託会社との間で投資運用契約（注1）を締結。 管理会社は、ファンドの資産の運用管理業務および受益証券の発行・買戻業務を行う。
オコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシー （O'Connor Alternative Investments, LLC）	投資運用会社	管理会社および受託会社との間で投資運用契約（注1）を締結。 投資運用会社は、ファンドの資産の投資運用業務を行う。
AFSコントロールド・サブシディアリー3・リミテッド （AFS Controlled Subsidiary 3 Ltd.）	受託会社	管理会社との間で信託証書ならびに管理会社および投資運用会社との間で投資運用契約（注1）を締結。 受託会社は、ファンドの受託業務を行う。
MUFGオルタナティブ・ファンド・サービス（アイルランド）リミテッド （MUFG Alternative Fund Services（Ireland）Limited）	管理事務代行会社	2024年9月20日付で管理会社および受託会社との間で改訂・再録管理事務代行契約（注2）を締結。管理事務代行会社は、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務を行う。
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2025年11月付で管理会社との間で代行協会員契約（注3）を締結。日本における受益証券の募集に関し、代行協会員業務を行う。 2025年11月付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注4）を締結。日本における受益証券の募集に関し、受益証券の販売・買戻業務を行う。

（注1）投資運用契約とは、受託会社がファンドの資産の投資および再投資ならびにファンドに関する投資運用業務ならびに一定の運用および管理事務サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委託し、ならびに管理会社がかかる権限および責務の一部を投資運用会社に委託する契約である。

（注2）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。

- (注3) 代行協会員契約とは、日本における代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を、管理会社によって選任された日本における販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、2003年11月10日に、アイルランドにおいて有限責任会社として設立された。管理会社の親会社は、カーン・グローバル・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド（Carne Global Financial Services Limited）である。管理会社はまた、中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用者として承認されており、2011年欧州共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（2011年法律第352号）（改正済）に従ったUCITSスキームの管理会社としても行為する。

() 事業の目的

管理会社の目的は、投資ビークルに対するファンド管理業務を提供することである。

() 資本金の額

2026年4月末日現在、管理会社の授權資本金は10,000,000ユーロ（約18億7,370万円）であり、払込済株式資本金は1,575,100ユーロ（約2億9,513万円）である。なお、管理会社は、1株当たり1ユーロの株式1,575,100株を発行済である。

(注) ユーロの円換算は、便宜上、2026年4月末日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝187.37円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

() 会社の沿革

管理会社は登録番号377914で、2003年11月10日に非公開有限責任会社としてアイルランドで設立された。

() 大株主の状況

(2026年4月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
カーン・グローバル・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド (Carne Global Financial Services Limited)	アイルランド、ダブリン 2 D02 F985、シャルモント・プレイス 55、3階 (3rd Floor, 55 Charlemont Place, Dublin 2 D02 F985, Ireland)	1,575,100株	100パーセント

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島信託法に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法により規制されている。

準拠法の内容

() 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託銀行は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益権者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

信託法において特定の要件がないものの、免除信託においては、信託証書の変更を信託登記官に提出することが受託会社の推奨される慣行である。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

() ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法」の記載を参照。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

() ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともに、2019年11月6日にケイマン諸島金融庁に提出された。英文目論見書の更新版(またはその補遺)は、受託会社による当該更新された英文目論見書または補遺の承認から21日以内に、申請手数料とともにケイマン諸島金融庁に提出されなければならない。

() 受益者に対する開示

ファンドは、その監査人として、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド(Ernst & Young Ltd.)を選任している。監査人には、ファンドと監査人との間の契約条件に基づき、通常の報酬が支払われる。ファンドは、受益者に対し、その受益証券の適用ある経費、管理報酬、成功報酬およびその他の適用ある報酬を控除して計算された純資産価額を提供する。受益者は、少なくとも四半期毎に、ファンドの未監査の運用報告書を受領する。また、受益者は、ファンドの独立監査人による監査を受けたファンドの年次財務諸表も受領する。

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了する。

日本における開示

() 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）等においてこれを閲覧することができる。

日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、受託会社および管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、管理会社はあらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各会計年度終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

() 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会のウェブサイトにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく「ミューチュアル・ファンド」の定義に該当するため、同法第4条（1）（b）に基づき登録されている。ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（b）に基づき、ファンドは、ケイマン諸島における主たる事務所として、免許を受けたミューチュアル・ファンド管理事務代行者（この場合においては本店提供者）を指定しなければならないが、ファンド自体が免許を取得する必要はない。その代わりに、本店提供者は、ファンドの発起人が健全な評判を有すること、ファンドの管理事務を行うための十分な専門知識を有し、健全な評判を有する者が存在すること、ならびにファンドの事業および持分の募集が適切な方法で行われることを確信する必要がある。本店提供者は、ファンドがミューチュアル・ファンド法またはその他の法律に違反して行為しているこ

と、支払不能の状況にあること、またはその他、その債権者もしくは受益者に不利になる方法で行っていることを確信する理由がある場合、ケイマン諸島金融庁に報告しなければならない。

ファンドは、規制ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島金融庁の監督に服する。ファンドは、英文目論見書、およびファンドに関する一定の規定された詳細、および英文目論見書の情報(およびかかる詳細)に重大な影響を及ぼす変更をケイマン諸島金融庁に提出しなければならない。ファンドはまた、毎年、会計年度末から6か月以内またはケイマン諸島金融庁が認める延長期間内に、承認された監査人による承認を受けた決算書を、ケイマン諸島金融庁が指定する明細を含む申告書とともにケイマン諸島金融庁に提出しなければならない。所定の手数料も毎年支払わなければならない。

ケイマン諸島金融庁はいつでも、ファンドに対し、決算書の監査を受け、これをケイマン諸島金融庁が指定する期間内にケイマン諸島金融庁に提出するよう指示することができる。また、ケイマン諸島金融庁は、受託会社に対し、ケイマン諸島金融庁がミューチュアル・ファンド法に基づく職務を遂行することができるよう合理的に要求するファンドに関する情報または説明をケイマン諸島金融庁に提供するよう要求することができる。

ケイマン諸島金融庁は、必要と考える時はいつでも、ミューチュアル・ファンド法および適用あるマネー・ロンダリングの防止に関する規則の規定が遵守されていることを確信する目的で、ファンドの事務または業務を調査する(立会検査またはケイマン諸島金融庁が決定するその他の方法によるものを含む)。

受託会社は、ケイマン諸島金融庁に対し、ファンドに関するすべての記録の閲覧権を付与するか、または合理的な時期に当該記録を提供しなければならない。ケイマン諸島金融庁は、閲覧権を付与された記録の謄本または抄本を作成することができる。ケイマン諸島金融庁によるこれらの要求に従わない場合、受託会社の側に多額の罰金が科されることがあり、ケイマン諸島金融庁はファンドの清算を裁判所に申し立てることがある。

ケイマン諸島金融庁は、一定の事象が発生した場合に、一定の措置を講じる広範な権能を有する。例えば、規制ミューチュアル・ファンドが、()支払期限の到来時に債務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性が高いこと、()その投資家もしくは債権者に不利になる方法で事業を行っているかもしくは行おうと試み、もしくはかかる方法でその事業の任意清算を行っていること、()ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則(改訂済み)の規定に違反していること、()適切な方法で管理されていないこと、または()代表の地位にふさわしくない者を取締役、マネージャーまたは役員に任命したことを確信した場合、措置を講じる広範な権能を有する。

ケイマン諸島金融庁の権限には、特に、()受託会社の構成員の交代を要求する権限、()ファンドの費用負担において、適切な業務遂行についてファンドに助言を行う者を選任する権限、()ファンドの費用負担において、ファンドの事業を終了する目的を含むファンドの業務の監督を引き受ける者を選任する権限および()ミューチュアル・ファンド法に基づき付与されたいずれかのミューチュアル・ファンド登録に対して条件を取り消し、または条件を付す権限が含まれる。ケイマン諸島金融庁には、その他にも、上記以外の措置の承認をケイマン諸島の裁判所に申し立てることおよびケイマン諸島金融庁が特定した方法によりファンドに関する事柄を再編するようファンドに対して要求することを含め、ケイマン諸島金融庁が利用可能な救済がある。

ケイマン諸島金融庁は、ファンドによる、ミューチュアル・ファンド法およびケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(改訂済み)を含む、ケイマン諸島の一定の規制法および規則の所定の条項への違反、および違反に同意しまたは黙認した、もしくは注意を怠ったことが違反の原因であると証明されたファンドの役員に対して、ファンドに多額の行政上の罰金を課す裁量権を有する。かかる行政上の罰金がファンドにより支払われる範囲において、ファンドは、当該罰金および関連手続きの費用を負担する。

ファンドがケイマン諸島金融庁により登録されたことは、ファンドのパフォーマンスまたは信用力に関するケイマン諸島金融庁の投資者に対する義務を構成しない。またファンドの登録にあたり、ケイマ

ン諸島金融庁はファンドの損失もしくは不履行または英文目論見書または販売用書類に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。

ケイマン諸島のデータ保護法

ケイマン諸島のデータ保護法（改訂済み、随時の改正を含む。）（以下「データ保護法」という。）の目的において、個人情報について提供された受益者およびそのそれぞれの代表者、取締役、役員、代理人または実質的所有者について提供された個人データのデータ処理者は、受託会社とする。個人データは、申込書類に定めるプライバシー通知に従って処理されるものとする。プライバシー通知には、かかる個人データを処理する目的、かかるデータが開示または譲渡される状況、かかるデータに係る受益者の権利等が定められている。

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則

マネー・ロンダリングの防止ならびにテロ資金供与および拡散金融対策を目的とした規則を遵守するファンドの責務の一環として、ファンドを代理する管理会社、投資運用会社、受託会社または管理事務代行会社（管理事務代行会社の関連会社、子会社または関係者を含む。）は、各投資予定者および投資予定者の実質的所有者の身元、住所および/または資金源を確認するために必要と判断する当該情報および文書を要求する。各申請の状況および管理事務代行会社のマネー・ロンダリング防止の方針および手順によっては、必ずしも入念な確認が要求されない場合もある。

管理会社、投資運用会社、受託会社または管理事務代行会社は、投資予定者および投資予定者の実質的所有者の身元、住所および資金源を確認するために必要な情報を請求する権利を留保する。管理会社、投資運用会社、受託会社または管理事務代行会社は、ファンドの受益証券の譲受人に関して、かかる身元の証明を要求する権利も留保する。投資予定者または譲受人が確認のために必要な情報の提出を遅延し、またはこれを怠った場合、受託会社または同社を代理する管理事務代行会社は申込みの受領を拒否するか、遅らせること、または（場合により）受益証券のかかる譲渡の登録を拒否することができ、（受益証券の募集の場合）受領した資金は申込人の費用負担により当該金の送金元の口座に無利息で返金される。ファンドも、当該投資家の買戻しを行うことができ、受領した資金は当該投資家の費用負担により当該資金が振り出された口座に無利息で返金される。

管理会社、投資運用会社、受託会社もしくは管理事務代行会社が、受益者への買戻しもしくは分配金の支払いが、適用あるマネー・ロンダリングの防止に関する法律もしくは米国財務省外国資産管理室（以下「OFAC」という。）が管理する法律、規則および大統領命令、もしくは関連する法域におけるその他の法令（以下、総称して「AML/OFAC義務」という。）の違反もしくは侵害となる可能性があるか、もしくは知らされた場合、または、その他受託会社もしくは受託会社を代理して管理事務代行会社が適用ある法令を遵守することを確保するために必要もしくは適切である場合、受託会社または管理事務代行会社は、買戻代金または分配金の受益者への支払いを拒否する権利も留保する。

投資者は、受益証券の申込みを行うことで、ケイマン諸島およびその他の法域のマネー・ロンダリングおよび類似の事項に関連して、ファンド、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社およびその委託先、代理人および関連会社が、請求に応じて、規制当局等に自らに関するあらゆる情報を開示することを承認する。

投資予定者は、それぞれ、ファンドに対して、管理会社、投資運用会社、受託会社または管理事務代行会社が、適用あるAML/OFAC義務に関連して要求する表明を行わなければならない。これには、かかる投資予定者が、OFACのウェブサイトまたは制裁が英国政府により可決された枢密院勅令により英国政府からケイマン諸島に対して適用されている場合においては国際連合、欧州連合（以下「EU」という。）または英国が採択したケイマン諸島に対する制裁リスト（それぞれの場合においてかかるリストは随時修正される可能性がある。）（以下「制裁リスト」という。）に記載されている取引禁止対象の国、領土、個人または団体ではないこと、OFACのリストに記載されているか、またはいずれかのOFACの制裁プログラムにより、もしくはいずれかの制裁リスト上で取引禁止対象の国、領土、個人または団体と直接または間接に関係がないことおよび国際連合、EUまたは英国が課す制裁が適用される国または領土に運

営拠点を置いていないまたは住所を有しないことまたはその他の方法により当該制裁の対象(以下、総称して「制裁対象」という。)でないことの表明が含まれるが、これらに限られない。また、各申込者は、申込金が、直接的にも間接的にも、ケイマン諸島法、米国の連邦法または州法もしくは国際法および規則(マネー・ロンダリングの防止に関する法律および規則を含む。)に違反し得る活動から派生したものでないことを表明することを要する。

また、かかる投資予定者は、ファンドに出資した資金が、直接的にも間接的にも、ケイマン諸島法、米国の連邦法、州法または国際法および規則(適用あるマネー・ロンダリングの防止に関する法律および規則を含むが、これらに限られない。)に違反しうる活動から派生したものでないことを、ファンドに対し表明しなければならない。さらに、かかる投資予定者は、当該投資予定者またはその関係者が、現在または過去において、2001年米国愛国者法またはケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(改訂済み)(該当する方)に基づく定義に従い、外国政府高官もしくは政治的に影響力のある者、もしくはこれらの者の近親者もしくは身近な者、または取引禁止対象の外国シェル・バンクであるか否かをファンドに対して開示しなければならない。

投資予定者および受益者はそれぞれ、表明書に記載の情報の変更を認識した場合、速やかに、書面により、ファンドに対して通知することに同意する。投資予定者は、受託会社または管理事務代行会社が、当該受益者からの追加投資の禁止、当該受益者からの受益証券買戻請求の拒絶、当該受益者への買戻代金支払いの停止、および/または政府の規制に従った口座の資産の分離により、受益者の「口座凍結」を行う義務を法律上負うことがある旨を通知されている。受託会社または管理事務代行会社は、またOFACまたはその他の適用ある政府および監督機関に対して、当該措置を報告し、当該受益者の身元を開示しなければならないことがある。

申込者または関連当事者が制裁対象者であり、または制裁対象者となった場合、受託会社または管理事務代行会社は、直ちに、申込者に対して通知することなく、申込者が制裁対象者ではなくなるまで、または適用ある法律に基づき当該取引を継続するための許可が取得されるまで、申込者および/または申込者のファンドに対する持分の追加の取引を行うことを中止することが必要となることがある(以下「制裁対象者事由」という。)。制裁対象者事由の結果申込者が被る一切の債務、経費、費用、損害および/または損失(直接損失、間接損失または結果損失、利益の損失、収入の損失、評価の損失ならびにすべての利息、違約金および弁護士費用ならびに他の専門家の経費および費用を含むが、これらに限られない。)に関して、受託会社および管理事務代行会社または受託会社のその他のサービス提供会社は、いかなる性質の責任も負わないものとする。

ファンド、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社またはそのそれぞれの委託先、代理人および関連会社は、ファンドまたはファンドを代理する管理事務代行会社が要求した情報および文書が適時に受益者から提供されなかった場合、受益証券の申込みの拒絶または処理の遅延の結果として生じた受益者が被った損失に対して責任を負わない。

ケイマン諸島居住者が、その他の者が犯罪行為に従事しているまたはテロリズムもしくはテロリストの資産に関与していることを知るもしくは疑うに至り、または知りもしくは疑うに至る合理的な根拠を有するに至り、当該知識または嫌疑が規制された分野での業務、その他の取引、専門的職業、事業または雇用の過程において得られた場合、かかる者は、()その開示が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関連する場合、ケイマン諸島金融報告庁(以下「FRA」という。)または指名された担当官(ケイマン諸島の犯罪収益法(改訂済み)に従い任命される。)に、または()開示がテロリズムまたはテロリストへの資金提供およびテロリストの資産に関する場合は、ケイマン諸島のテロリズム法(改訂済み)に従いFRAまたは巡査もしくは指名された担当官に対し、当該知識または嫌疑を報告することを要求され、かかる報告は、秘密保持義務または法律その他により課される情報開示の制限の違反として扱われないものとする。

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役もしくは代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報(受益者に関する情報および該当する場合

には投資家の実質的所有者および支配者の情報を含むが、これらに限られない。)の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、ケイマン諸島の金融庁法(改訂済み)に基づき、ケイマン諸島金融庁によって、ケイマン諸島金融庁自らもしくは海外の認可された規制当局のために、またはケイマン諸島の税務情報庁法(改訂済み)ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社および取締役もしくは代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

投資予定者は、受益証券の申込みを行うことで、ケイマン諸島およびその他の法域のマナー・ロンダリングの防止に関する規則、税務情報交換規則および類似の法律に関連して管理会社、投資運用会社、受託会社および管理事務代行会社が、請求に応じて、自らに関する情報を規制当局等に引き渡すことを自らのために、かつ、自らの実質的所有者を代理して承認する。

指名されたAMLマナー・ロンダリング防止責任者

ケイマン諸島のマナー・ロンダリング防止規則および金融庁が発行する指針に従い、ファンドは、マナー・ロンダリング防止遵守責任者、マナー・ロンダリング報告責任者およびマナー・ロンダリング報告責任者代理(以下「AMLマナー・ロンダリング防止責任者」という。)を務める自然人を任命する義務を負い、任命している。

投資者は、MUFG オルタナティブ・ファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッド(MLRO@mfsadmin.com)に連絡を取ることで、ファンドの現在のマナー・ロンダリング防止遵守責任者、マナー・ロンダリング報告責任者およびマナー・ロンダリング報告責任者代理の詳細(連絡先の詳細を含む。)を取得することができる。

実質的所有者制度

信託は、ケイマン諸島実質的所有者透明性法(改正済)(以下「BOT法」という。)で定義される「法人」ではないため、信託自体は、BOT法および関連する実質的所有者透明性規則(改正済)(以下、総称して「実質的所有者透明性制度」という。)の対象外である。しかし、信託のストラクチャー内のケイマン諸島の法人(例えば、ケイマン諸島の受託会社)は、BOT法に基づく義務を負う。かかる「法人」は、実質的所有者透明性制度(ケイマン諸島登記官への一定の実質的所有者情報の提供を含む。)を遵守する必要があり、これを怠ると、行政上の制裁金が課せられることがある。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

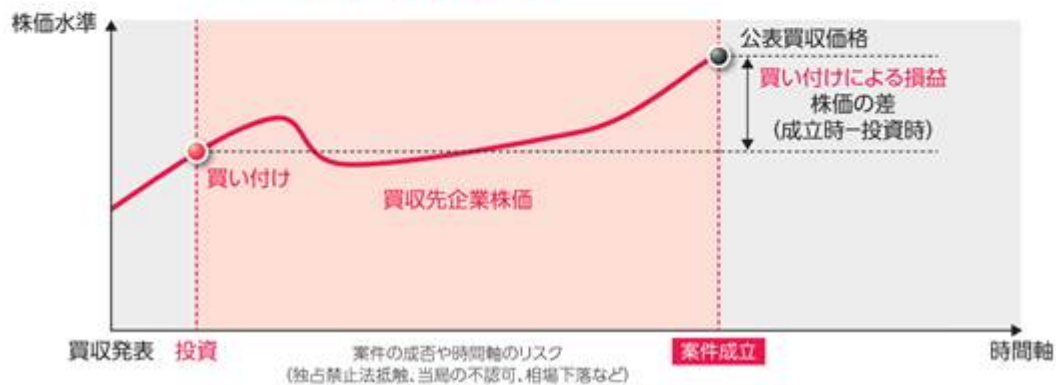
ファンドの目的

ファンドの投資目的は、一貫して高度にリスク調整されたファンドの資産の価値の上昇を実現することです。

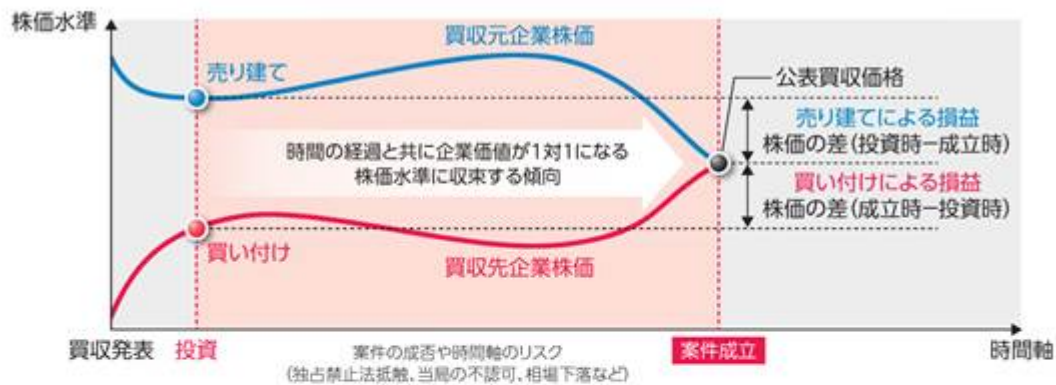
ファンドの特色

- 主として、公表された合併、買収または支配権をめぐる案件にかかる有価証券への投資を通じて、投資目的を達成することを追求します。
 - 主に公表後の案件に対するマージャー・アービトラージ戦略(合併裁定戦略)を追求します。
- 買収方法は大きく分けると、「現金による買収」と、「株式交換による買収」の2通りがあります。

■現金による買収：現金による合併・買収の場合



■株式交換による買収：1対1の株式交換による合併・買収の場合



- ・上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。ファンドにおける合併裁定戦略の投資成果を保証するものではなく、買い付け、または売り建てた株式が予想された値動きをしない場合があります。
- ・また、上記の株価推移は、一般的な傾向を示したものであり、案件成立までに発生したイベントや市場状況等の影響を受けるため、必ずしも上記例示の通り推移することを保証するものではありません。

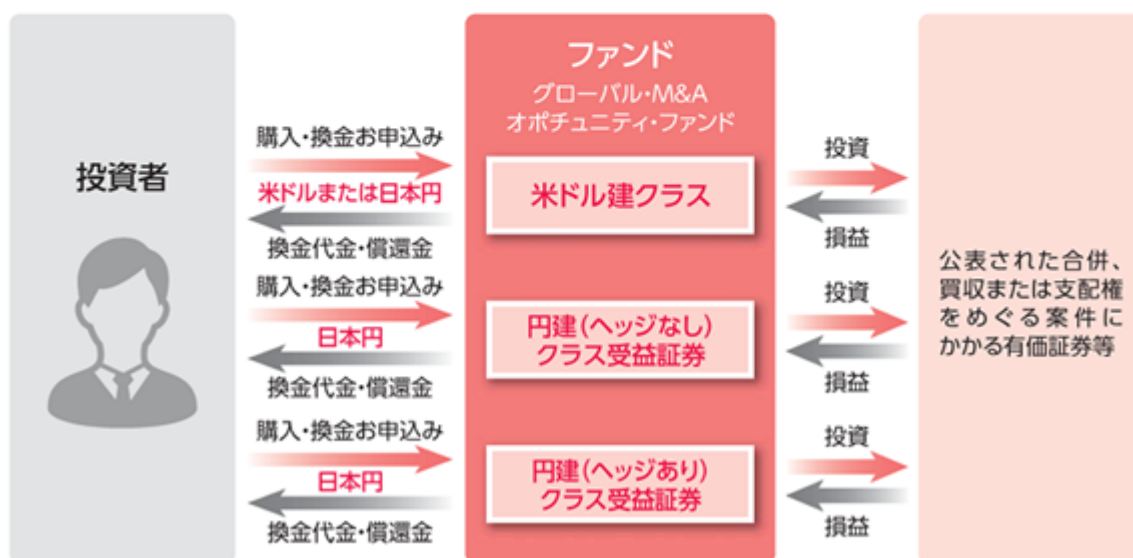
ファンドは、日本証券業協会によって公表された指針における「特化型運用ファンド」です。一般的に、「特化型運用ファンド」とは、「支配的な銘柄」が存在し、または「支配的な銘柄」が存在する可能性が高い投資ファンドをいいます。特定の発行体によって発行される銘柄の市場価額の総額が投資ファンドのポートフォリオ投資対象の10パーセントを超える場合、当該発行体の銘柄は、「支配的な銘柄」に該当します。ファンドは、随時、「支配的な銘柄」に対して集中して投資する見込みです。したがって、当該「支配的な銘柄」の発行体に支払不能、倒産または経営もしくは財務状況の悪化が生じた場合、ファンドには、大きな損失が発生することがあります。

運用プロセス

主として公表された案件を対象に、徹底した分析と独自の案件格付けを実施



■ファンドの仕組み



投資者は、受益証券の異なるクラス(すなわち米ドル建クラス受益証券、円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券)を取得することができます。受益証券の各クラスは、米ドルおよび日本円という表示通貨および通貨ヘッジに関する事項を除いて、実質的に同一の投資目的および投資方針を有します。

投資プログラム

投資目的

ファンドの投資目的は、一貫して高度にリスク調整されたファンドの資産の価値の上昇を実現することである。主として、公表された合併、買収または支配権争奪に関与する団体の有価証券に対する投資（当該有価証券を売付けることによるものを含む。）を通じて、ファンドは、その投資目的を達成することを追求するが、投資運用会社の意見において、魅力的な機会が存在する場合、ファンドは、他の種類の再編または企業事象に関与する団体に対する投資も行うことがある。また、ファンドは、随時、他の投資ビークルおよび新規発行に対する投資を含む他の世界の持分証券および企業証券に関連する戦略に対して投資することがある。

ファンドは、日本証券業協会（以下「JSDA」という。）によって公表された指針において意味するところによる「特化型運用ファンド」である。一般的に、「特化型運用ファンド」とは、「支配的な銘柄」が存在し、または「支配的な銘柄」が存在する蓋然性が高い投資ファンドをいう。特定の発行体によって発行される銘柄の市場価額の総額が投資ファンドのポートフォリオ投資対象の10パーセントを超える場合、当該発行体の銘柄は、「支配的な銘柄」に該当する。ファンドは、随時、その資産

を「支配的な銘柄」に対して集中して投資する見込みである。したがって、当該「支配的な銘柄」の発行体に支払不能、倒産または経営もしくは財務状況の悪化が生じた場合、ファンドには、大きな損失が発生することがある。

投資戦略

マージャー・アービトラージ 一般的に、マージャー・アービトラージにおいて、最終目標は、公表された合併、買収もしくは支配権争奪の対象企業もしくは被取得企業の有価証券を買付け、もしくは売付けることにより、または取引対価を売付け、もしくは買付けることによって、スプレッドの利益を確定し、またはその他鞘取りをすることである。取引の完了をもって対象会社の株主によって受領される対価は、通常、取引の決済の前の期間を通じた対象会社の市場価格を上回る。かかる価格の差分は、金銭の時間的価値および取引が終局的に完了するか否かについての不確実性を踏まえた取引対価に対して市場が付与した割引分を反映する。

スプレッドを得るため、ファンドは、一般的に、対象企業の株式を買付け、これは、合併契約または他の事由の結果、取引の完了をもって、有効に取引対価の受領の引換えとなる。一定の状況において、投資運用会社は、銀行債、債券、クレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)および株式スワップを含む(ただし、これらに限られない。)他の金融商品に投資することがある。取引対価は、現金、買収企業の株式またはこれら双方の組み合わせとなり得る。取引対価の全部または一部が買収企業の株式を含む取引において、かかる株式に対する売りポジションを構築することが頻繁にある。取引対価の全部が金銭である取引において、一般的に対象企業の株式に対する買いポジションが取られる。売りポジションを構築することによって、買収企業の株式の変動する結果による取引対価の減少からファンドを保護することを投資運用会社は追求する。取引に内在するリスクを市場が過剰に見積もっており、その結果過剰に広範なスプレッドとなっていると投資運用会社が判断するときスプレッドが買付けられる。

投資運用会社は、調査志向の手法を同社のマージャー・アービトラージの活動に対して採用する。それぞれの状況において、投資運用会社は、利益および取引が成功して完了することに対する潜在的な障害を評価する。かかる分析は、取引に対して終局的に影響する多様な法律上、税務上および規制上の要素を斟酌することによって履行される。また、典型的には、以前の会社の公表物および提出物、さらに様々な主要な証券業者によって公表された業界特有および会社固有の報告書を含む様々な情報源を駆使することによって、取引の当事者に係る基礎的な分析が履行される。既存の、および潜在的なマージャー・アービトラージのポジションに関する分析は、規制上の手続、会社の基礎情報および資本市場における一般的な動向の継続的な監視を通じて、定期的に精査される。当該継続的な分析は、投資運用会社をして、一定の買いポジションを清算し、または売りポジションを買い戻すことによって利益を確保することまたは損失の最小化を試みるのが適切である機会を識別することを可能にさせると投資運用会社は見込んでいる。投資運用会社は、可能な場合、株式ならびに株価オプションおよび指数オプションの両方を含む(ただし、これらに限られない。)様々な方法を利用して、取引特有のリスクおよび市場リスクを最小化することを追求する。

オポチュニスティック ファンドは、マージャー・アービトラージ戦略を追求するが、ファンドは、オポチュニスティック投資も行うことがある。ポートフォリオ全体について、合算によるポートフォリオ水準で存在する望ましくないエクスポージャーに対して、投資運用会社の裁量において、ヘッジを実施するため、また市場において生じる機会を随時収益化するための手段として、ファンドは、オポチュニスティック投資を行うこともある。かかる投資の性質は、機会主義的であり、ならびに広範な取引および有価証券の種類を用いることがある。ポートフォリオ全体中の投資運用会社の個々の戦略の残部が意図しない市場エクスポージャーを生じる場合、オーバーレイ取引に関して、投資運用会社は、その裁量において、買いまたは売りのいずれかのエクスポージャーの市場ヘッジをなすことができる。

投資運用会社は、他の市場参加者にとって一般的に利用可能ではない投資機会を生かすことを追求する戦術的な投資を行うことがある。当該投資は、多様な方法により実現されることがあり、非公開会社に対する直接投資またはプライベートエクイティ型投資など独自もしくは特別な投資戦略に従う第三者運用者との投資 / 第三者運用者に対する投資を含むことがある（ただし、これに限られない。）。管理会社は、これらの機会のそれぞれを評価し、および所与の機会に伴う便益がファンドの全体的な投資目的に沿うものである旨投資運用会社が思料する場合のみ投資を行う。

さらに、これを行うことがファンドの目的に合致すると投資運用会社が判断する場合、投資運用会社は、ファンダメンタル・アービトラージ、レラティブ・バリュウおよびクレジット・アービトラージを含む（ただし、これらに限られない。）他の戦略を限定的に追求することがある。

SPAC 特別買収目的会社（以下「SPAC」という。）戦略は、新たなSPACのユニットならびにすでに流通市場で取引されているSPACのユニット、普通株式、ワラント、権利およびオプションの新規募集（以下「IPO」という。）に対する投資を重視する。

SPACは、一または複数の事業または資産の買収またはその他の事業取引（以下「本取引」という。）を特定し、完了させる目的で設立された「ブランク・チェック（白地小切手）」公開会社である。一般的に、SPACは、IPOを通じて資金を調達し、経営陣を選定するが、本取引を特定しない。典型的なSPACのIPOでは、SPACは、本取引の完了前に買付けに応募することを選択した投資者にキャッシュバック保護を提供する1株以上の普通株式および本取引の完了時または完了後に固定価格で普通株式を購入できる一または複数のワラントまたはワラントの端数で構成されるユニットを売り付ける。ただし、SPACのユニットは、普通株式および権利などのワラントに加えて他の投資対象から構成されることもある。IPOに加え、SPACは、本取引時前後に「バックエンド」資金を求めることがあり、かかる資金は、公開株式に対する私募投資として組成される場合がある。

SPACが一定時間内に本取引を完了できなかった場合、SPACは、清算を行い、信託に拠出された資金を、一定の費用を差し引いた利息とともに、IPOで発行された普通株式の保有者に分配するが、ワラント、権利および類似する証券の価値は失われる。SPACが本取引の完了に成功した場合、SPACの仕組みは事実上消滅し、SPACは、従来の公開会社として取引および事業を継続する。

投資運用会社は、調査志向の手法をSPAC戦略に対して採用する。SPACの株式を取得する前に、投資運用会社は、SPACのスポンサーおよびSPACの諸条件を評価する。投資運用会社は、潜在的な利益を評価し、SPACによる買収の成功に対して終局的に影響する基礎的要素および規制上の要素を分析する。典型的には、以前の会社の公表物および提出物、さらに様々な主要な証券業者によって公表された業界特有および会社固有の報告書を含む様々な情報源を駆使することによって、本取引の当事者に係る基礎的な分析が履行される。既存の、および潜在的なSPAC戦略に関する分析は、規制上の手続、会社の基礎情報および資本市場における一般的な動向の継続的な監視を通じて、定期的に精査される。当該継続的な分析は、投資運用会社をして、利益実現のためにSPAC戦略の投資を積極的に運用させると投資運用会社は思料する。

戦略展開およびオポチュニスティック戦略

ファンドは、前記の戦略を追求するが、適切、かつ、ファンドの最良の利益になると投資運用会社が思料する他の投資戦略を、直接または間接的に追求することは妨げられない。適用法および（投資ガイドラインを含む）本書に定める明示的な制限に従い、投資運用会社は、いつでもファンドの投資戦略または投資方針を変更することができる。ファンドが利用する特定の方針またはファンドが行う特定の投資に係る本書における記述は、決してファンドの投資活動を制限するものと理解されるべきではない。ファンドは、本書に記載されていないが、ファンドの投資目的を追求するために投資運用会社が適切であると思料する、一切の投資戦略を利用し、および一切の投資を行うことができる。ファンドの投資プログラムは、投機的であり、重大なリスクを伴う。ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。また、市場が変化することから、ファンドが投資し、また魅力的な機会を収益化する市場または商品に関して、ファンドは制限されていない。ファンドは、収益配分を提供する金融

会社および他の事業会社(資産運用者および証券業者を含むが、これらに限られない。)ならびにファンドに償還権を提供せず、または極めて限定的な償還権を提供する流動性を欠く投資ビークルに対する持分投資等のオポチュニスティックな投資を行うことがある。ファンドは、当該流動性を欠く投資が、当該投資が取得される時点で、ファンドの流動性プロファイルに対する重大なリスクを構成するとは予想していない。

ファンドは、買いポジションまたは売りポジションを得ることがあり、および投資戦略は、借入れまたはデリバティブ取引の形式によることがある相当のレバレッジを含むよう、拡張される見込みである。

ファンドは、時により、ファンドのポートフォリオに対する内部的な集中制限を採用することがあるが、(投資ガイドラインを含む)本書に別段の定めがある場合を除くほか、原則として、分散化についての公式の方針に服するものではなく、および時として、投資の留意事項、市場リスクおよび他の要素の観点から、高度にリスク調整されたファンドの資産の価値の上昇に関して最良の機会を提供すると投資運用会社が考える投資戦略、産業または会社に対して、ファンドのポートフォリオの保有を集中させることがある。

ファンドは、投資戦略および取引戦略を直接および取引子会社を通じて実施する。

取引される商品

ファンドの投資戦略は、中期債、債券、銀行債、取引の請求権、CDSおよび他の想定元本取引を含むスワップ、資産担保証券、普通株式もしくは優先株式、株価指数、短期金融市場商品、上場投資信託(以下「ETF」という。)およびその他の投資信託、SPAC、指数に基づく取引ならびにトータル・リターン・スワップ、先物、オプションおよび先渡契約等のリスクを移転する取引を含むすべての種類の債務証券、持分証券、通貨、貸付け、契約またはこれらのデリバティブ(以下、総称して「金融商品」という。)を含み、これらの金融商品は、投資目的またはヘッジ目的で保有されることがある。金融商品に対する投資は、取引所において、および店頭で(以下「OTC」という。)、ならびに私募を通じて行われることがある。

リスク管理およびポートフォリオヘッジ

リスク調整された価値の上昇を最大化するため、投資運用会社は、個別のポジション、個々の戦略およびファンドの総ポートフォリオのリスク・パラメーターを定期的に監視する。投資運用会社のポートフォリオ運用および取引の構築において強調すべきは、マージャー・アービトラージの分野において全体的なポートフォリオの分散化および流動性を維持する一方、投資運用会社が思料するところによれば優れたリスクと利益とのパラメーターを有する機会を識別することを追求することである。さらに、ファンドは、個々のポートフォリオのリスク、相関およびリターンの性質に基づき、個々のポートフォリオの割当てを最適化することを目指す。

ストレス時における損失および業務上のガイドラインの監視といった測定を通じて、管理会社および投資運用会社は、市場リスクを評価する。投資運用会社は、運用ガイドラインに基づき、買収対象企業のロングポジションの市場価値を分析することで、マージャー・アービトラージ取引を監視する。この際、ポートフォリオは、ポートフォリオの投資資本総額と比較して投資され、投資運用会社により決定される該当する取引の成立確率に基づき、潜在的な損失を調整する。加えて、ストレス時における損失分析は、様々なシナリオを通じた潜在的なテールリスク、ならびに価格、ボラティリティ、金利、信用スプレッドおよびマージャー・アービトラージ・スプレッドの動向などのリスク要因に対する取引の感応度を決定しようとするものである。また、投資運用会社は、副次戦略、戦略およびファンドのレベルで運用ガイドラインを定めている。キャンター内のリスクグループ(ただし、ファンドのポートフォリオ・マネージャーとは独立して運営される。)が、かかるリスクの測定を独立して監視し、ならびに違反は、速やかな注意を確保するため、投資運用会社の上級経営陣に対して報告される。

投資運用会社は、ファンドのポジションに内在するすべての市場リスクおよび他のリスクをヘッジすることを目指していない。具体的に、投資運用会社は、特定のポジションに関して、またはファンドの全体的なポートフォリオに関して、金利、外国為替相場、株価、ボラティリティ、信用スプレッドおよび流動性の変化に関連するリスクならびに売りポジションにおける買占めリスクを含む(ただし、これらに限られない。)一定のリスクをヘッジしないことを選択することがあり、またはこれら一定のリスクをヘッジすることが経済的に魅力的ではないと判断することがある。投資運用会社のリスク管理の手法および戦略がいかなる時点においても、およびすべての市況においても、成功するとの保証はない。

レバレッジ

ファンドは、投資目的でレバレッジを用いる。ファンドが用いることができるレバレッジの金額は、随時変動し、また相当なものとなることがある。投資ガイドラインの遵守に従いつつ、ファンドが用いることができるレバレッジの金額に制限はない。レバレッジがプライム・ブローカーによって提供されることおよびファンドの他の資産が担保として供されることが見込まれる。ファンドは、法律で許容される範囲において、投資運用会社の関連会社を含む証券業者、銀行および他のカウンター・パーティーからレバレッジを得ることもある。投資ガイドラインの遵守に従いつつ、他の手法の中でも、借入れ、証拠金取引による金融商品の買付けおよびオプション、先物、先渡取引、レポ契約およびリバース・レポ契約ならびにスワップ等本質的にレバレッジされているデリバティブ商品に対する投資を通じて、レバレッジが達成されることがある。

短期現金管理

ファンドは、剰余の現金残高を、投資運用会社によって適切であると判断される短期商品に対して投資することがある。受益証券の買戻しのため、または他の現金管理目的のため、ファンドに対して流動性を提供するため、法律で許容される範囲において、ファンドは、プライム・ブローカーからの借入れを申し込み、または管理事務代行会社との間の信用枠に依存することがある。ファンドは、法律で許容される範囲において、投資運用会社の関連会社を含む他の定評ある金融機関からも、借入れを行い、またこれとの間の信用枠を入手することもある。ファンドの清算における分配に関して、当該債権者は、ファンドの受益者に優先する。

ファンドは、とりわけ、費用の支払いおよび受益証券の買戻しのために現金を保有することがある。

通貨ヘッジおよび交換

円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券は、日本円によって表示され、ならびに当該受益証券の受益証券1口当たり純資産価格は、日本円によって報告され、気配される。しかしながら、ファンドの資産は、米ドルによって表示される。したがって、日本円によりファンドによって受領された申込金額の実質的に全部は、金融商品に対する投資に先だって、または投資時に、関連する日においてファンドによって入手される関連する為替相場（以下「為替相場」という。）により、米ドルに交換される。

円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券の保有者は、日本円に対する米ドルの価値の下落のリスクの対象となる。ファンドは、投資運用会社の裁量において、当該リスクをヘッジするための直物取引もしくは先渡取引、通貨オプション取引および通貨先物取引または他の金融投資を行うことによって、円建（ヘッジあり）クラス受益証券（ただし、円建（ヘッジなし）クラス受益証券については行わない。）の価額に対する為替相場の変動の影響を低減または最小化することを試みることがある（以下「通貨ヘッジ」という。）。疑義を避けるため付言すると、ファンドは、円建（ヘッジなし）クラス受益証券に関して通貨ヘッジを行わない。

円建（ヘッジあり）クラス受益証券に対して、全体として、日本円に対する米ドルの価値の下落による円建（ヘッジあり）クラス受益証券の資産に係る損失の概算金額の支払を定期的に受ける権利を付与する、銀行間市場における外国為替取引および/または外国為替スワップのポジションをもって、通常通貨ヘッジが構成される。逆にいうと、通貨ヘッジにより、円建（ヘッジあり）クラス受益証券は、その通貨ヘッジの取引相手方に対して、米ドル高の結果円建（ヘッジあり）クラス受益証券が得る利益の概算金額を支払う必要がある。よって、通貨ヘッジは、円建（ヘッジあり）クラス受益証券に帰属すべき為替損失から防衛するために利用されるが、通貨変動に関連する利益を享受することも妨げる。

円建（ヘッジあり）クラス受益証券に関する通貨ヘッジが可能であり、これが成功し、またはこれ自体が円建（ヘッジあり）クラス受益証券もしくはファンド一般に関して重大な損失を生じさせないとの保証はない（後記「3 投資リスク、（1）リスク要因、リスク要因、ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク - 通貨ヘッジ」および後記「3 投資リスク、（1）リスク要因、リスク要因、ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク - 受益証券のクラスは別個の法主体ではない（クラス間債務）」を参照のこと。）。円建（ヘッジあり）クラス受益証券に関する通貨ヘッジは、定期的に調整されるが、当該通貨ヘッジは、必ずいずれの時点においても為替相場の変動に対する円建（ヘッジあり）クラス受益証券の全エクスポージャーをヘッジするとは限らず、また為替相場の変動に対する円建（ヘッジあり）クラス受益証券の未ヘッジのエクスポージャーが重大なものであることがある。投資予定者は、円建（ヘッジあり）クラス受益証券の為替相場のリスクが全ての時点においてヘッジされるということに依拠して円建（ヘッジあり）クラス受益証券に対して投資すべきではなく、また、その代わりに、日本円との関連において米ドルの急速な下落の場

合または他の重大な市場のストレス時において、事前の通知の提供なくして円建(ヘッジあり)クラス受益証券に関する通貨ヘッジが引上げられることがあることを想定すべきである。円建(ヘッジあり)クラス受益証券に関する通貨ヘッジは、いずれの場合も投資運用会社が定めるところにより、投資運用会社、管理事務代行会社もしくは同社の関連会社または第三者によって、締結され、および管理される。

受託会社がファンドを終了し、およびファンドの業務を清算することを決定する場合、受託会社は、管理会社および投資運用会社と協議の上、受託会社の単独の裁量において、投資運用会社に対して、円建(ヘッジあり)クラス受益証券に関する通貨ヘッジの締結を終結し、および米ドルによりファンドを清算することを指図することがある。当該状況において、当該清算期間中のファンドに対する受益者の投資に関して、受益者は、為替相場の変動の影響を受ける。

(2)【投資対象】

前記「(1)投資方針」を参照。

(3)【運用体制】

米国デラウェア州法に基づき設立された有限責任会社であるオコーナー・オルタナティブ・インベストメント・エルエルシーが、ファンドの投資運用業務を行い、他にも複数の投資戦略を運用する。オコーナー・オルタナティブ・インベストメント・エルエルシーは、キャンターフィッツジェラルド・アセット・マネジメント・ホールディングス、エルエルシー(以下「キャンターフィッツジェラルド・アセット・マネジメント」という。)の一部である。キャンターフィッツジェラルド・アセット・マネジメントは、機関投資家および富裕層顧客向けに一連の投資運用および助言業務を提供する。その能力は、不動産および私募市場、インフラ、株式、債券、マルチアセット、現金管理ならびにヘッジファンドにわたる積極的付加価値戦略に重点を置いている。

投資運用会社には、複数の投資戦略があるが、ファンドは、そのうちの一つであるグローバル・イベント・ドリブン戦略傘下のマージャー・アービトラージ・チームが主に運用する。

キャンターフィッツジェラルド・アセット・マネジメント グローバルヘッド				オコーナー サポート関係部署・機能	
マルチ・ストラテジー				リスク管理	コンプライアンス
キャンターフィッツジェラルド・アセット・マネジメント グローバルヘッド (シニア・マネージング・ディレクター)		ポートフォリオマネージャー シニア・マネージング・ディレクター	ポートフォリオマネージャー マネージング・ディレクター	リスク管理ヘッド シニア・マネージング・ディレクター	チーフ・コンプライアンス・オフィサー シニア・バイスプレジデント
ポートフォリオマネージャー、投資リスク ヘッド シニア・マネージング・ディレクター		ポートフォリオマネージャー シニア・マネージング・ディレクター			
プライベート・クレジット	イベント・ドリブン	コモディティ	シニア・アドバイザー	法務	財務経理
ポートフォリオマネージャー マネージング・ディレクター	ポートフォリオマネージャー シニア・マネージング・ディレクター ポートフォリオマネージャー マネージング・ディレクター	ポートフォリオマネージャー マネージング・ディレクター	シニア・アドバイザー	ジェネラル・カウンセル マネージング・ディレクター	プロダクト・コントロール ヘッド シニア・バイスプレジデント
チーフ・オペレーティング・ オフィサー	オペレーション・トレジャー	セールス	インベスター・リレーションズ	税務	IT
チーフ・オペレーティング・ オフィサー マネージング・ディレクター	オペレーション・トレジャー リーヘッド シニア・バイスプレジデント	セールスヘッド マネージング・ディレクター	インベスター・リレーションズ ヘッド シニア・バイスプレジデント	税務ヘッド シニア・マネージング・ ディレクター	オコーナー・テクノロジー ヘッド シニア・バイスプレジデント

上記の運用体制は、2026年4月1日現在のものであり、今後予告なく変更になる場合がある。

キャンターフィッツジェラルド・アセット・マネジメント

キャンターフィッツジェラルド・アセット・マネジメントのグローバル投資プラットフォームは、ミューチュアル・ファンド、インターバル・ファンド、上場投資信託（ETF）、個別管理口座、統一管理口座、非上場REIT、オポチュニティゾーン・ファンド、内国歳入法典第1031条および第721条交換ピークル、その他プライベート投資ピークルなどを通じて富裕層および機関投資家向けに運用する約256億米ドル（約4兆1,060億円）（2026年3月31日時点）の資産運用残高で構成されている。

オコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシー

キャンターフィッツジェラルド・アセット・マネジメントの一部である、オコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシーは、新たに設立された法人であり、キャンターフィッツジェラルド・エル・ピーの子会社である。投資運用業務は、投資運用会社のマージャー・アービトラージ・チームが行う。オコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシーの運用資産総額は、約90億米ドル（約1兆4,435億円）（2026年3月31日時点）である。



(4)【分配方針】

管理会社は、受託会社をして、随時、信託証書と整合する方法により、一定の受益証券のクラスにつき、分配をさせることができる。しかし、現在受益証券に関して分配を行う意図は無く、分配は一切予定されていない。

(5)【投資制限】

投資ガイドライン

本書における相反するいかなる記載にかかわらず、投資運用会社は、ファンドに関して以下に掲げる特定の投資ガイドライン(以下「投資ガイドライン」という。)を遵守するものとする。

- 1 投資運用会社は、ファンドの計算において、ファンドの総資産の50パーセント超を金融商品取引法に定義される「有価証券」(社債または国債、会社の株式、コマーシャル・ペーパー、投資ファンドまたはミューチュアル・ファンドの受益証券/投資証券等。ただし、有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。)および当該「有価証券」を原資産とし、および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資するものとする。疑義を避けるため付言すると、パートナーシップの持分は、上記「有価証券」の定義には含まれない。
- 2 管理会社または投資運用会社のいずれも、ファンドのために以下に掲げることを行わない。
 - (A) 管理会社または投資運用会社と自己取引を行い、または本人としての管理会社または投資運用会社それぞれの職務執行者と取引を行うこと。
 - (B) 管理会社、投資運用会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を行うこと。
 - (C) 当該取得の結果として管理会社が運用するすべての投資ファンド、投資口座および他の集合投資ファンドが保有する(投資法人を含む)会社の議決権付株式の総数が当該会社の発行済株式の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること。
 - (D) 空売りの結果、ファンドのために空売りされる有価証券の総額が直近の純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。
 - (E) ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること。ただし、かかる制限は、当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な手段が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとする。
 - (F) 一の発行体の株式または一の投資信託の受益証券について、一の発行体の当該株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」という。)が純資産価額の35パーセントを超えることとなる場合において(当該株式等エクスポージャーは、JSDAの指針に従い計算される。)、当該株式または受益証券を保有すること。
 - (G) 一の取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である一の発行体に係るデリバティブのポジションについて、当該取引相手方または当該デリバティブポジションに係る発行体に対して生じる純エクスポージャー(以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。)が純資産価額の35パーセントを超えることとなる場合において(当該デリバティブ等エクスポージャーは、JSDAの指針に従い計算される。)、当該デリバティブのポジションを保有すること。
 - (H) 一の団体により発行され、組成され、または引受けられた、()有価証券(前記2(F)に定める株式または受益証券を除く。)、()金銭債権(前記2(G)に定めるデリバティブを除く。)および()匿名組合出資持分について、その金額(以下「債券等エクスポージャー」という。)が純資産価額の35パーセントを超えることとなる場合において(当

該債券等エクスポージャーは、JSDAの指針に従い計算される。) 、当該()有価証券、()金銭債権および()匿名組合出資持分を保有すること。(注：担保付取引の場合は、担保評価額を控除することができ、かかる団体に対する支払債務が存在する場合は、支払債務の金額を控除することができる。)

- (I) 一の団体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの総額が純資産価額の35パーセントを超えることとなる場合において、当該団体に対するポジションを保有すること。
- (J) デリバティブ取引(デリバティブの性質を有するワラントおよび他の証書を含む。)について、これを行った結果、金利、外国為替相場、金融商品の価格、市場または他の指標に係る変動その他の理由により発生するファンドのリスクに対応するため、あらかじめ投資運用会社によって定めた(投資運用会社が公正かつ合理的であると思料する方法である)方法に従い算出されるファンドのリスク相当額が純資産価額を超えることとなる場合において、かかるデリバティブ取引(デリバティブの性質を有するワラントおよび他の証書を含む。)を行うこと。
- (K) 特定の通貨ヘッジの商品の満期までの残存期間は、120日を超えてはならないこと。
- (L) 借入残高の総額が純資産価額の10パーセントを超える結果となる限度において、金銭の借入を行うこと。ただし、合併、併合またはこれに類する場合等、特別な状況において、当該10パーセントの制限を一時的に超える場合はこの限りではない。(疑義を避けるため付言すると、プライム・ブローカーとの間の証拠金取引は、上記の制限には含まれないものとする。)

これに反するいかなる記載にもかかわらず、前記投資ガイドラインの2(F)から2(I)に記載する制限に関して、市場価格の変動または関連する投資信託の純資産価額の総額の変動(いずれの場合による。)により、当該制限を超えることとなった場合、投資運用会社は、当該制限を超えた日から1か月以内に、ファンドのポートフォリオを投資ガイドラインに遵守するよう調整することを追求する。

投資運用会社は、ファンドの計算において、規制を受けている金融商品取引業者の自己資本比率規制において定められる標準的方式の「市場リスク相当額」の算出方法を用いた未決済のデリバティブ取引またはその他の類似の取引のリスク量を測定する。以上の目的において、「標準的方式」および「自己資本比率規制」とは、それぞれ日本の金融庁の規則に定める意味を有する。

ファンドは、JSDAによって公表された指針において意味するところによる「特化型運用ファンド」である。一般的に、「特化型運用ファンド」とは、「支配的な銘柄」が存在し、または「支配的な銘柄」が存在する蓋然性が高い投資ファンドをいう。特定の発行体によって発行される銘柄の市場価額の総額が投資ファンドのポートフォリオ投資対象の10パーセントを超える場合、当該発行体の銘柄は、「支配的な銘柄」に該当する。ファンドは、随時、その資産を「支配的な銘柄」に対して集中して投資する見込みである。したがって、当該「支配的な銘柄」の発行体に支払不能、倒産または経営もしくは財務状況の悪化が生じた場合、ファンドには、大きな損失が発生することがある。

ファンドの投資活動は、以上において記載している投資戦略、取引戦略または金融商品に限られるものではない。以上において掲げる投資戦略、取引戦略または金融商品のいずれかがファンド全体の投資プログラムに含まれ、またはこれらのいずれかがファンド全体の投資プログラムの構成要素であり続けるとの保証はない(後記「3 投資リスク、(1)リスク要因、リスク要因」を参照のこと)。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

リスク要因

ファンドへの投資は、投資額の全額を失うことを含む、大きなリスクを伴う。本「リスク要因」にてなされた開示に加え、とりわけ合理的に予見可能でない、または本書の日付現在ファンドに適用されないリスクがあるため、ファンドへの投資は、本項にて開示されていない追加的な重大なリスクにさらされる場合がある。当該リスクは、将来において、ファンドのパフォーマンス、または受益証券の保有者に重大な悪影響を有する可能性がある。

ファンドは、投資ガイドラインを遵守しつつ、多種の戦略および投資技術を用いて、金融商品に投資し、および積極的に金融商品の取引を行う場合がある。投資運用会社がファンドを入念に管理することにもかかわらず、投資プログラムが成功すること、用いられる多種の投資戦略および投資技術が相互に低い相関関係であること、またはファンドのリターンが受益者の他の投資と低い相関関係を示すことについて、何らの保証または表明はなされない。ファンドは以下のリスクを有する。

ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク

過去の運用実績、管理移管 移管日以前、前管理会社はファンドの管理会社を務めており、前投資運用会社はファンドの投資活動および関連するその他の一定の活動を担う副顧問会社であった。ファンドの過去の運用実績は、将来の運用実績を保証するものではなく、移管日以前の当該運用実績は、前投資運用会社および前管理会社の監督下で運用を行っていた投資運用チームによる運用判断を表したものである。ファンドの運用を担う投資運用チームは、前投資運用会社での雇用時に本書記載の中核戦略を用いた豊富な経験を有するが、投資運用チームは、キャンターまたは管理会社の監督下では異なる運用を行う可能性がある。移籍する前投資運用会社のチームメンバーは、キャンターおよび管理会社による追加または異なるリスク監視および監督に従う。ファンドの将来の運用実績が、前投資運用会社および前管理会社の運用下での過去の運用実績と同等となる保証はない。

ファンド、前投資運用会社および前管理会社の過去の投資実績は、ファンドへの投資の将来の結果を示すものと解釈されるべきではない。ファンドが投資目的を達成する保証はない。

限定的な流動性 ファンドの受益証券は自由に譲渡できない。受益者は、年間を通じて、重要な事前の書面による通知およびあらかじめ定められた期間を空けてのみ、受益証券の買戻しの請求をすることができる。ファンドが買戻制限額を超える買戻請求を受領した場合には、受託会社は、その裁量において、買戻制限額（または、受託会社が決定する場合がある、より大きな額）のみが買い戻されるよう、買戻額で按分してすべての買戻請求を削減する場合がある。さらに、ファンドが買戻請求に関連して受益者に適時に支払いを行うため十分な資産を換金できない場合、または当該請求に対応するためのファンドの資産の一部もしくは全部の処分が合理的でない、もしくは実行可能でない、もしくは受益者を害することを含むが、これらに限られない一定の場合には、ファンドは、買戻しまたは買戻代金の支払いを停止する場合がある（後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、(1) 海外における買戻し」を参照のこと。）。したがって、ファンドへの投資は、投資について即座に換金する必要のない経験ある受益者にとってのみ適切である。

ファンドへの投資に関連するコスト 受益者は、管理報酬、成功報酬、およびその他のファンド費用を負担する（後記「4 手数料等及び税金、(3) 管理報酬等」および「4 手数料等及び税金、(4) その他の手数料等」を参照のこと。）。全体として、クラス受益証券が負担する報酬および費用は多額となる可能性があり、ファンドへの投資の価値に重大な悪影響を有し、および比較可能な投資ビークルの報酬および費用よりも高額となる可能性がある。ファンドが利益を生み出すためには、ファンド費用をファンドの投資利益で相殺しなければならない。

受益証券のクラスは別個の法主体ではない(クラス間債務) ファンドの受益者はファンドの個別のクラス受益証券またはシリーズ受益証券を保有する場合があるが、ファンドは単一の法主体であ

り、ファンドの債権者はファンドのすべての資産に対する請求権を行使することができる。したがって、ファンドのすべての資産は、一般的に、特定の債務が唯一またはすべての受益証券のクラスではない部分に帰属する場合でも(例えば通貨ヘッジ)、ファンドのすべての資産はファンドのすべての債務を満たすために利用される場合がある。

ファンドは、円建(ヘッジあり)クラス受益証券の利益のために、通貨ヘッジを行う場合がある。かかる通貨ヘッジの取り決めのカウンター・パーティーは、ファンドの全資産に対して求償権を有する。したがって、ファンドの投資主は、当該投資主が通貨ヘッジの取り決めの利益を必要としないことがあるにもかかわらず、これらの通貨ヘッジの取り決めの結果として、全損のリスクを含む、投資の損失のリスクの影響を受ける。

業務リスク ファンドは、業務リスクを制御するための適切な手続を維持することについて、管理会社および投資運用会社に依存している。業務リスクは、例えば、取引の確認もしくは決済の過誤、取引が適切に記帳、評価もしくは計上されない、または経済上の損失、ビジネスの混乱、顧客もしくは第三者に対する責任、当局による介入または外部評価の棄損をファンドが被る場合があるファンドの運用での他の同様の混乱を含む。ファンドのビジネスは、多数および多様な市場をまたぐ多数の取引を、日常的に、ファンドのまたはそのサービス提供会社の処理する能力に多分に依存している。結果として、ファンドは、金融、会計および他のデータ処理システムに多分に依存している。随時問題が生じファンドに対して重大な悪影響を有する場合があるが、ファンドは、重大な問題なく運用するためにこれらのシステムに依存している。

システム・リスク ファンドは、ファンドの活動を促進するための適切なシステムの維持を、管理会社、投資運用会社および他のサービス提供会社に依存している。投資運用会社は、有価証券取引の取引および決済、即時の取引情報に基づいた一定の有価証券の評価、ファンドのポートフォリオおよび純資産の監視、ならびにリスク管理および他のファンドの活動の監督に重要なレポートの作成のため、コンピュータープログラムおよびシステムに広範に依存している。さらに、投資運用会社の運用の一部は、プライム・ブローカー、証券取引所ならびに他の種類の取引システム、市場における取引相手、保管会社および他のサービス提供会社を含む、第三者の運用するシステムと整合し、または依存している。投資運用会社は、当該第三者のシステムのリスクまたは信頼性を証する立場にない。その上、これらのプログラムまたはシステムは、コンピューター「ワーム」、ウイルスおよび停電を含むが、これらに限られない欠陥、故障、停止の対象となる場合がある。当該欠陥または故障は、ファンドに対し重大な悪影響を有する可能性がある。例えば、当該故障により取引の決済がなされない、取引の不正確な会計、記録または処理を引き起こす、および不正確なレポートの原因となり、ファンドの投資ポートフォリオおよびリスクを監督する投資運用会社の能力に影響する場合がある。

運用のための借入れ ファンドは、現金管理の目的のために、およびそうでなければ投資の満期前の換金の結果となる買戻しに対応するために、金銭を借り入れることができる。短期間の借入れを利用することは、いくつかの追加的なリスクを生じさせる。ファンドが債務に応じることができなかった場合、担保権を有する貸主は、担保として提供された一部のまたは全部の金融商品のポジションを換金することができ、ファンドは重大な損失を被ることとなる。不履行が生じると、他の証券業者、貸主、決済機関または他の取引相手とのファンドの契約に基づきクロス・デフォルトが引き起こされる場合があり、ファンドのパフォーマンスに対する重大な悪影響を作出または増加させる。ファンドがある時点において有する債務の額は、その資産に関連して多大である場合がある。結果として、運用結果は、利率およびファンドが借り入れることができる他の条項に依存する。ファンドは一般的には投資ガイドラインに従って金銭の借入れを制限するが、ファンドがその投資プログラムにおいて利用することができるレバレッジ(すなわち、証拠金の利用による)の金額について、制限は存在しない(「リスク要因、ファンドの投資技術に関するリスク、レバレッジ、利率、証拠金」を参照のこと。)

不履行、ファンドの申込みの失敗 申込金額の支払期限は、各関連する申込日から5営業日後(ダブリン時間)である(「第2 管理及び運営、1 申込(販売)手続等、(1)海外における販売、申込手続」を参照のこと。)。申込者がその申込みの支払いをできなかった場合で、当該申込みに関する受益証券が最終的に消却された場合には、関連する申込日および不履行日(ファンドにより付与された猶予期間を加える。)の間、当該期間の受益証券1口当たり純資産価格は不正確となる。ファンドは、不履行申込者が申込みの支払いを行わないことに関して一定の是正を行う場合がある。不履行申込者が不履行の時点で受益者である場合には、ファンドは、他に行うことのできる是正に加えて、適用ある不履行の額を上限として強制的に当該受益者の受益証券を買い戻す場合があり、これによる買戻代金を当該不履行の治癒に充てる場合がある。ファンドが申込者の支払いがなされない申込みを抹消することを選択しない限り、当該申込者は、ファンドの要求に応じて、当該申込みの全額を上限として、当該申込みの支払いを行う義務を有し続ける。本書記載の権利および是正は、ファンドが法令またはエクイティにより有する他の権利に追加的なものであり、それに限られないものとする(「リスク要因 - ファンドの投資技術に関するリスク - レバレッジ、利率、証拠金」を参照のこと。)。

ファンドの資産および負債の評価 ファンドの純資産価額が計算される期間中、管理事務代行会社はポートフォリオの独立した評価を行う。管理事務代行会社は、合理的に実行可能な限り速やかに、投資運用会社と重大な相違の確認を行う。市場価格および第三者による価格のどちらも取得できない金融商品は、確立された書面による評価規則および手続(以下「評価方針」という。)に従って投資運用会社により誠実に評価され、ならびに管理事務代行会社により確認される。当該価格が金融商品の最終的な処分の際にファンドにより換金される価格や、実際に、金融商品が即時に処分された際に換金されるであろう価格を表すことの保証はない。評価方針は、投資運用会社から請求された場合に投資者に提供される。

会計および純資産価額の算定 一般的に、ファンドの会計は米国において一般的に認められた会計原則(以下「米国会計基準」という。)による。米国会計基準の要件は、一定の種類の資産の算定公正価格、および収益または未実現利益もしくは損失の認識の時点等、一定の事項について、ファンドのポートフォリオが継続的投資ポートフォリオとして運用されるのではなく清算することを強いられた場合には、ファンドのポートフォリオの清算価格を反映しない場合がある。さらに、米国会計基準の評価は、特定の時点において換金された金融商品の価格を反映しない場合がある。状況次第で、当該相違は受益者および潜在的投資者に好影響または悪影響を与えるものと考えうる。例えば、米国会計基準に従って決定されるファンドの純資産価額がポートフォリオの潜在的に換金可能な価格より低い場合に、実際に、それらの有する潜在的価格からの割引により、申込みを行っている受益者が受益証券の購入により利益を得る場合がある。その代わりに、受益証券はファンドの利益の潜在的価値を反映しない純資産価額により買い戻される場合があり、米国会計基準に従って純資産評価により算定される成功報酬は、ポジションが売却された場合に実際に認識されない場合がある未実現利益を反映する場合がある。会計基準、規則または実務の変更は、同様の影響を有し、または当該影響を増大させる可能性がある(後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1)資産の評価、(イ)純資産価額の算定」を参照のこと。)。

未監査情報に基づく買戻請求受益者に対する買戻代金の支払い 本書記載のように、受益者がその受益証券の買戻しの請求を行った場合、買戻価格は、一般的に、未監査の純資産価額に基づき、買戻価格は、最終的な純資産価額の算定時に、調整の対象とはならない。そのため、その受益証券の買戻しを請求している受益者は、ファンドの監査に際して、受益者の受益証券が買い戻される価格が低すぎるというリスクを負い、ファンド(およびその受益証券の買戻しを請求していない受益者)は、ファンドの監査に際して、受益者の受益証券が買い戻される価格が高すぎるというリスクを負う(後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、(1)海外における買戻し」を参照のこと。)。

ファンドは、買戻代金から、見積費用および発生済みの費用、偶発債務または負債の金額を控除することができる。ファンドが受益証券の買戻しを請求している受益者から買戻代金の支払いを留保する場合、当該受益者は、買戻代金および留保された金額が受益者に支払われるまで、ファンドの無担保債権者となる。

ファンドの課税上の地位が明確でない状況において、ファンドは、実現利益および未実現利益の一部に対するキャピタルゲイン税の引当金ならびに特定の金融商品から、および特定の国において受け取る配当所得の一部に対する源泉徴収税の引当金を計上することがある。当該金額の変更が遡及的にファンドに適用される場合において、ファンドの純資産価額が遡及的に調整することができないことがあるが、利益または（既存の規定よりも高い税率で課される場合の）損失は、残りの受益者が享受または負担することになる（後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し」を参照のこと。）。

通貨 ファンドは、その資産の一部を米国外通貨または価格が米ドル以外の通貨を参照して算定される米国外通貨建ての商品に投資する。しかし、ファンドは有価証券および他の資産を米ドルにて評価する。ファンドは、すべてまたは一部の外国通貨エクスポージャーのヘッジを求める場合があれば求めない場合もある。ファンドの投資がヘッジされない場合には、ファンドの資産の価額は、米ドル為替相場ならびにファンドの多様な市場および通貨への投資の価格変動に伴い上下する。そのため、ファンドが投資を行っている他の通貨に対する米ドル価値の増加が、現地市場におけるファンドのポジションの価値について、増加の影響を減少させ、および減少の影響を増大させる。反対に、米ドルの価値の下落は、ファンドの米ドル外の有価証券に反対の影響を有する。また、ファンドは、通貨の変動に対するヘッジを行うためにオプションや先渡を駆使する場合があるが、当該ヘッジ取引が効果的であることの保証はなく、および当該技術は追加的なリスクを伴う。

通貨ヘッジ ファンドは、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券を日本円建てで発行し、投資運用会社は、基本的に、ファンドが日本円で受領する申込金額の実質的にすべてが、ファンドの投資目的のために米ドルに転換されることを期待している。その結果、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券の保有者は、日本円に対して米ドルの価値が低下するリスクにさらされる。円建（ヘッジなし）クラス受益証券について、ファンドはいかなる通貨ヘッジも行わない。円建（ヘッジあり）クラス受益証券について、ファンドは、投資運用会社の裁量により、通貨ヘッジを締結することにより、為替相場の変動が日本円の価値に及ぼす影響を軽減または最小化することを試みる場合がある。円建（ヘッジあり）クラス受益証券に関する通貨ヘッジの実施に関連して、ファンドのヘッジ活動に関する利益、損失、経費および費用は、当該円建（ヘッジあり）クラス受益証券のみに配分される。ファンドは1つの法主体であるため、当該資産および負債が帰属する受益証券のクラスにかかわらず、ファンドの資産のすべては、ファンドのすべての債務を弁済するために利用できる。したがって、ファンドの通貨ヘッジの損失が当該通貨ヘッジ取引が行われる円建（ヘッジあり）クラス受益証券の純資産価額を超える場合、他のクラスの受益証券の資産が当該損失を相殺するために使用される場合があり、これはファンドに重大な影響を及ぼす可能性がある。したがって、ファンドの受益者は、当該受益者が通貨ヘッジの取り決めの利益を必要としないことがあるにもかかわらず、これらの通貨ヘッジの取り決めの結果として、全損のリスクを含む、投資の損失のリスクの影響を受ける（「受益証券のクラスは別個の法主体ではない（クラス間債務）」を参照のこと。）。

利率 有価証券の価値は、一般的に、金利変動の結果として変化する場合がある。当該有価証券が安定した収益を約束する投資であったとしても、当該有価証券の価格は金利変動に反比例した影響を受け、そのため、市場価格の変動のリスクにさらされる。一般的に、固定利付証券の価値は、実勢金利が下落すると上昇し、金利が上昇すると下落する。金利の設定見直しにより、市場金利が、それぞれ、下落または上昇した場合、利率調整可能な有価証券は、同等の質および満期の利率調整不可能な証券に比べて、その価値が大幅に上昇または下落する可能性が低くなる。市場リスクは、発行体、国

または地域のリスクまたは認識されたリスクの変化に関連する。信用リスクは、発行体が元本および金利を支払う能力に関連する。固定利付証券の価値は、発行体の信用格付けまたは財務状況の変化により影響を受ける場合がある。さらに、金利の変動は、ファンドの借入費用に影響を及ぼす。金利の上昇は、ファンドの収益性を低下させ、レバレッジの利用を困難にする場合がある。

税務監査 ファンドは、税務当局の監査を受ける場合がある。所得税監査は、投資家がファンドの受益者ではなかった年も含めて、ファンドの課税額を増加させる場合がある。これはファンドの純資産価値を減少させ、すべての受益者の収益に影響を与える可能性がある。

所得税の不確実性に係る会計 従前「FIN 48」として知られていた、財務会計基準審議会編纂書第740号「所得税」（以下「ASC 740」という。）は、不確実な税務上の立場の認識に関する指針を提供している。ASC 740は、企業の財務書類において認識される前に、税務上の地位を満たすことが必要とされる最低認識水準を規定している。また、税務上の立場に関する認識、測定、分類、利子および罰則に関する指針も提供している。潜在的投資者は、とりわけ、ASC 740が、所得または他の課税のための留保を反映してファンドの純資産価値を減少させることを含めて、ファンドの純資産価値の定期的な計算に重大な悪影響を及ぼす可能性があることに留意しなければならない。これは、受益証券の申込みおよびその買戻しの時期に応じて、特定の受益者に利益または不利益をもたらす可能性がある。

インフレ インフレおよびインフレ率の急激な変動は、経済市場および金融市場に悪影響を及ぼしており、今後も及ぼすことがある。一定の国では、時に、インフレを抑制するために賃金および価格統制が行われており、ファンドが投資する有価証券またはその他の投資対象の発行体の運営に重大な影響を及ぼす可能性がある。インフレ抑制のための政府の取り組みは、経済活動の水準に悪影響を及ぼすことが多い。そのため、インフレおよびインフレ率の急激な変動は、ファンドの財務パフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

FATCA 1986年米国内国歳入法典（改正済み）（以下「内国歳入法典」という。）第1471条から第1474条、それに基づく米国財務省規定、公表された指針、ならびに米国およびケイマン諸島政府間協定および実施法令（以下、総称して「FATCA」という。）に基づき、ファンドは特定の所得に関して30パーセントの源泉徴収税の対象となる場合がある。米国およびケイマン諸島との間で締結された政府間協定ならびにケイマン諸島が採択した施行法令および規則に基づき、ファンドは、ケイマン諸島の税務情報当局に特定の受益者の氏名、住所、納税者識別番号および当該受益者に関する一定の他の情報を提供することをファンドに要求するケイマン諸島の規則を順守し、それが米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に当該情報を提供する場合、FATCAに基づく源泉徴収の対象にはならない。ファンドは、FATCAに基づく源泉徴収がなされることを回避するために課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証はない。FATCAの結果としてファンドが源泉徴収税の対象となる場合、すべての受益者が保有する受益証券の価値は、重大な影響を受けることがある。

受益者が、ファンドまたはその代理人に対して、FATCAに準拠し、ファンドへの支払いまたはファンドの利益のための支払いに対するFATCAに基づく米国連邦源泉徴収税の賦課を防止するために必要となる場合のある、正しい、完全かつ正確な情報または文書を提供しない場合、または受益証券の受益者による保有がファンドをFATCAに基づく源泉徴収税の対象とする場合、ファンドおよび受託会社は、必要な情報を提供しないために源泉徴収を生じさせた関連する投資者によって当該源泉徴収が経済的に負担されることを確実にするために、強制買戻し、または投資者の受益証券に関する買戻代金の処分を含むが、これらに限られない措置をとり、および/または救済措置を求める場合がある。受益者は、ファンドへの投資に対するこれらの規則が有する潜在的な意味合いについて、各自の税務顧問に相談すべきである。

多額の買戻しによる影響 ファンドのパフォーマンスへの不満足、管理会社の人員または運用の大規模な変更、ファンドの投資運用者としての管理会社の除名または変更、ファンドの副顧問会社としての投資運用会社の解任または交代、ファンド資産の清算の決断、他の受益者の買戻しに対する受益

者の反応、受益者がファンド、管理会社または投資運用会社に関係すると考える法律または規制上の問題を含むが、これらに限られない多くの出来事は、受益証券および/または管理会社および/または投資運用会社が同じまたは同様の投資戦略をもって運用する他のファンドについて多額の買戻しを引き起こす可能性がある。多額の買戻しに対応するための措置(および管理会社、投資運用会社および/またはそれらのそれぞれの関連会社により運用されている他のファンドおよび口座(以下「他の顧客」という。))のための同時にとられる同様の措置は、金融商品の価格の下落および費用(例えば、取引費用および契約の解約費用)の増加の結果となる可能性がある。特定の資産の清算価値が時価を大幅に下回る場合があるため、ファンドの全体の価値も減少する場合がある。ファンドは、より流動性の高いポジションの売却を余儀なくされる場合があり、ファンドがそうでなければ維持するよりも多額の現金および現金等価物への投資を維持する必要がある場合があり、また、特定の投資および取引戦略に必要な融資またはデリバティブの相手方を獲得する能力が制限される場合があり、これらはファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。このリスクは、他のクラス受益証券に比べて買戻日の頻度が低いクラス受益証券に関して、さらに悪化する。ファンドが買戻請求に関連して受益者に対する支払いを適時に行うために十分な資産を清算できない場合、または当該請求に応じるためにファンドの資産の一部または全部を処分することが合理的もしくは実行可能でなく、または受益者に不利になる場合、買戻代金の支払いが遅延し、ファンドは、買戻しまたは買戻代金の支払いを余儀なくされることがある。

分配金の支払い 合理的な努力にもかかわらず受益者に支払うことができない分配金および/または当該分配金の宣言日から6か月が経過しても請求がなされない分配金は、受託会社の裁量により、ファンドの名義で隔離口座に支払われる場合がある。ファンドはその口座に関して受託者とはされず、分配金は受益者に支払われるべき債務として残る。当該分配金の宣言日から6年の期間が経過しても請求されない分配金は、没収され、ファンドに返還される。

サイドレター、他の受益証券クラス ファンドは、投資運用会社と協議の上、常に適用ある法律、規則および規制に従い、本書の条項の適用を放棄もしくは修正する、または受益者が間接的に負担する種類や金額を含むファンド費用、報酬、買戻し、譲渡、通知および透明性に関する条項を含むが、これに限られない条項に関して、特別またはより有利な権利を付与する裁量を有する。ファンドが、投資運用会社と協議の上、受益者に関して当該権利を付与する権限を有しているが、ファンドは、一般的に、一定の種類 of 投資者(投資運用会社およびその関連会社の主要人員、株主および従業員(およびそれらのそれぞれの家族)、投資運用会社およびその関連会社が管理する資金または口座ならびにその他選ばれた第三者を含むが、これらに限られない。)に関する場合に限り、かかる権利を付与する。特定の受益者に特別なまたはより有利な条件を付与する理由は、ファンドへの投資の規模および期間、キャンターとの提携および受益者に特有の規制上の考慮を含むが、これらに限られない。当該放棄もしくは修正または特別もしくはより有利な権利の付与を行うために、ファンドは、適用ある法律、規則および規制で許容される範囲において、とりわけ、()ファンドのポートフォリオの透明性がより高い、()より頻繁な買戻しもしくはより短い買戻通知期間等の、異なるもしくはより有利な買戻しの権利、()他の受益者に提供されるよりも多くの情報および/もしくは通知の権利、()異なる報酬条項、()より有利な譲渡の権利、ならびに/または()主要人物通知を規定する、特定の受益者のための追加クラスの受益証券を設定している、または将来的に設定する場合がある。一定の当該放棄、修正または特別もしくはより有利な権利の付与は、ファンドによりなされる場合があり、一定の場合には、別途の契約(以下「サイドレター」という。)を通じて投資運用会社によりなされる場合がある。一部の受益者は異なる重要な条件でファンドに投資する場合があるが、ファンドおよび投資運用会社は、一般に、ファンドにおける他の受益者が実質的な不利益を被らないと考える場合に限り、当該条件を提示する。例えば、投資運用会社は、透明性などの条件に関連するサイドレター上の権利が、投資家に対して適用される規制によって要求される場合に限り、提供されること、および相当な時間差をもって受領者への情報提供を行うよう要求されることを予測して

いる。ファンドは、追加のクラスの受益証券を発行し、ファンドまたは管理会社は、受益者に対して通知することなく、または受益者の承諾を得ることなく、当該サイドレターを締結することができる(後記「利益相反、サイドレター」を参照のこと。)

投資者を代理する独立専門家の不在 投資運用会社は、ファンドの運営に関して、顧問およびその他の専門家と相談してきた。取引条件の交渉、受益証券の募集またはファンドの運用に関して、投資者または潜在的投資者を代理する顧問は選任されていない。潜在的投資者は、組成のプロセスに代理する者がいなかったため、自己および受益証券に関するファンドの条件が独立当事者間で交渉されていないことを認識しなければならない。

サイバーセキュリティ - 違反 管理会社、投資運用会社およびファンドの業務は、技術情報および通信システムに依存している。当該システムの障害もしくはセキュリティ違反またはサイバー攻撃により、管理会社または投資運用会社の業務およびファンドの業務に著しい支障をきたす可能性がある。管理会社、投資運用会社およびファンドのサービス提供会社は、管理会社、投資運用会社およびファンドと同一のサイバーセキュリティの脅威にさらされている。サービス提供会社が適切なサイバーセキュリティ措置を導入、実施または遵守しない場合、またはネットワーク違反の場合、ファンドに関連する情報、ファンドの運営および受益者に関連する個人情報、紛失、損傷もしくは破損され、または不適切にアクセス、使用もしくは開示される可能性がある。

システムの障害、セキュリティ違反またはサイバー攻撃は、ファンドおよびファンドへの受益者の投資に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。管理会社、投資運用会社、ファンドまたはその各々のサービス提供会社に対する当該システム障害、セキュリティ違反またはサイバー攻撃は、管理会社、投資運用会社および/またはファンドは、違反の原因および範囲の科学的分析、サイバーセキュリティの強化および高度化、妨害破壊行為を受けた取引システムによる投資損失、ならびに専有情報の盗難および不正使用に関連する費用を含む、多額の費用を被る可能性がある。管理会社、投資運用会社およびファンドはまた、とりわけ、事業、取引能力、および受益者への支払いを含む支払いを送金するファンドの能力の混乱、運用費用の増加、第三者に対する負債、規制介入、評判の低下などの被害を受ける可能性がある。

地域的感染拡大および世界的感染拡大 1990年代半ば以降、世界では鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、新型インフルエンザ(H1N1)(豚インフルエンザ)、SARS-CoV-2として知られる新型コロナウイルスによるCOVID-19など、様々な重症度の新たなウイルス性疾患の発生が相次いでいる。これらの疾患の発生に対する対応は、人間の健康、地域経済および世界経済への影響と同様に様々であり、当該発生が最終的にどのような影響を及ぼすかを正確に予測することは、発生当初は不可能である。渡航の制限および全面禁止、検疫、政府による事業停止および在宅勤務の取り決めなど、当該疾患の蔓延を抑えるために政府および民間部門(管理会社を含む。)が講じる予防措置ならびに管理会社、投資運用会社、ファンドのサービス提供会社および/または銀行、取引所その他市場インフラの事務所内での当該疾患の蔓延は、管理会社、投資運用会社および/またはファンドのサービス提供会社の業務能力を著しく損ない、ファンドの事業およびその経営成績に損害を与える可能性がある。

自然災害、テロ攻撃および戦争のリスク 世界経済は、2022年のロシアによるウクライナ侵攻を含め、テロ攻撃または戦争行為に関連するリスクの影響を受け、多くの人命が失われ、財産に損害が生じ、市場の混乱が生じている。経済制裁および外交制裁が特定の国家に対して実施または賦課され、軍事行動が開始されることがある。さらに、ファンドが投資する国および地域で、管理会社もしくは投資運用会社が事務所を置いている、または管理会社もしくは投資運用会社がその他の事業を行っている国や地域は、自然災害、火災、洪水、地震およびハリケーンの影響を受ける見込みが高い。自然災害の発生は、(自然災害の発生地以外でも)多くの国の事業運営、経済および金融市場に悪影響を及ぼし、深刻な混乱をもたらす可能性がある。当該事由により、経済および政治には不確実性が生じており、世界的な経済不安の一因となっている。最終的に、当該事由の潜在的な影響は不明である

が、当該事由は、一般的な経済状況、市場の流動性、または管理会社、投資運用会社もしくはファンドの業務に重大な影響を及ぼす可能性がある。

関税および「貿易戦争」 米国による他国への大幅な関税の賦課および当該他国による報復措置により、経済の変動性が高まる局面が生じている。英文目論見書の日付現在、米国と当該他国との間の貿易関係の将来は不透明であり、当該諸国が現在の紛争を解決できない場合、世界経済に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。このような状況および/または世界経済の将来的な低迷、貿易障壁の大幅な導入、もしくは場合によっては米国とその貿易相手国もしくは主要な輸出市場を代表する国々との間の二国間貿易摩擦により、ファンドの財務パフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性がある。

AIツールの利用に伴うリスク コンピューティング技術、データ分析および関連分野の進歩に伴い、様々な市場参加者が用いる投資運用プロセスにおけるポートフォリオ管理、取引、ポートフォリオリスク管理およびその他の用途の一環として、生成型人工知能、大規模言語モデル、機械学習、人工ニューラルネットワーク、特化型人工知能または一般に「人工知能」と呼ばれる類似のツール、モデルおよびシステム（以下、総称して「AIツール」という。）を活用する傾向が強まっている。一部の市場参加者は、自律性を高めたAIツールの提供を行っている（またはその実験を行っている）。

管理会社および/または投資運用会社は、その通常の業務およびファンドの運用に関連してAIツールを使用することがある。AIツールは、記述的、予測的または処方的分析の一環として、取引前の分析、取引の執行または取引後の分析に関連して導入される（または導入されることがある）。AIツールは定量的な取引またはアルゴリズム取引においてますます使用されているが、テキスト分析の使用を含む高度なファンダメンタル分析の実施、およびファンドの投資ポートフォリオにおける資産配分の最適化にも使用されることがある。このようなAIツールの使用によるアウトプットは、一般的に、ファンドの投資ポートフォリオに実装される前に、人間によるレビューおよび監督の対象となる。このような監督には、得られた結果の有効性を評価するためのバックテスト、バイアステスト、ベンチマーク分析または類似の手法が含まれる場合がある。ただし、管理会社および/または投資運用会社が、そのような利用がファンドの最善の利益となり、かつ、ファンドに対する義務（本書に記載される注意義務基準を含む。）に合致すると判断した場合、投資運用会社は、資産配分の決定について一または複数のAIツールを直接利用することを決定する場合がある。

AIツールは様々な用途において一定の利点およびメリットを有するものの、投資者は、ファンドに関して、当該ツールの実際のまたは認識されているリスクおよびマイナス面の一部についても認識すべきである。特に、多くのAIツールは比較的最近開発されたものであり、一または複数の未検出のエラー、欠陥またはセキュリティ上の脆弱性を抱えている場合がある。一部のエラーは、最終顧客がAIツールを使用した後、または市場において大規模な運用が行われた後に初めて発見されることがある。こうしたAIツールが広く運用された後に発見された悪用可能なエラーまたはセキュリティ上の脆弱性は、収益もしくは資産の大幅な喪失、または重大な責任もしくは制裁を招く可能性がある。AIツールを統合した取引技術の潜在的なスピード（取引前の分析またはその他におけるものであるかを問わない。）は、特に、そのような欠陥が他のアルゴリズムシステムと相互作用する場合、および/または様々な技術的もしくは運用上の制約により人間の管理による介入が阻害されもしくは妨げられる場合において、かかる欠陥の影響を増大させることがある。

管理会社、投資運用会社および他のサービス提供会社に関連するリスク

投資運用会社への依存 ファンドの成功は、ファンドの投資戦略を効果的に実行し、それによりファンドの投資目的を達成する投資手法を開発および駆使する投資運用会社の能力に大きく依存している。投資運用会社による主観的な決定により、ファンドが損失を被ったり、本来であれば資産となっていたであろう利益機会を逸したりする場合がある。

主要な従業員の慰留および動機付け ファンドのパフォーマンスは、高度なスキルを有する個人の能力と努力に大きく依存している。金融業界では、適格者の獲得競争が激化している。ファンドがポートフォリオを効果的に運用できるかどうかは、投資運用会社とその主要人員および従業員を引き

付け、慰留し、動機付けをする能力に依存している。業界では離職が想定されるが、受益者は、離職がファンドのパフォーマンスに与える場合がある影響を考慮すべきである。

競争 ファンドが投資する特定の市場は、魅力的な投資機会について極めて競争的である。したがって、投資運用会社は、当該環境において魅力的な投資機会を識別したり、成功裏に追求することができず、その結果、期待投資リターンが低下する場合がある。例えば、ファンドの事業の一部は、新規発行市場に依存する場合あり、入手可能および適切な新規発行の量、ならびに当該新規発行の十分な割り当てを受ける投資運用会社の能力に影響される。当該投資を行うために組織された企業の数が増加しており、その結果、ファンドの適切な投資の獲得競争が激化する場合がある。

投資運用会社に対するインセンティブ報酬 投資運用会社は、ファンドの資産の増加に基づいて報酬を受け取る。この業績報酬の取り決めは、投資運用会社が、当該報酬を受け取る権利がなかった場合よりも、リスクが高く、または投機的な投資を行うインセンティブを生み出す場合がある。さらに、業績報酬はファンドの純資産価額の未実現利益を含めた計算で算出されるため、当該報酬は実現利益のみに基づく場合よりも高額になる場合がある。

証券業者の選定 投資運用会社は、ファンドが利用する証券業者の選定に関連して利益相反を生じる場合がある。ファンドのポートフォリオ取引は、とりわけ最良執行に基づき、証券業者の取引遂行能力、その人員、信頼性および財務責任ならびに証券業者による調査および調査関連サービスの費用の提供または支払いの対価として、証券業者に割り当てられる。さらに、証券業者は、資金導入、販売活動の支援、技術、運営または設備に関するコンサルティングならびに他のサービスまたは品目を含むが、これらに限られない、投資運用会社にとっては有益であるが、必ずしもファンドにとっては有益ではない、他のサービスを提供する場合がある。ファンドの証券業者の関連会社もファンドの投資者である場合がある。当該サービスおよび品目は、投資運用会社の証券業者の選定に影響を及ぼす場合がある(後記「利益相反」を参照のこと。)。

ファンドの投資戦略に関連するリスク

ファンダメンタル・アービトラージ 過小評価および過大評価された有価証券への投資機会の識別は困難な作業であり、当該機会が正しく認識され、または獲得されるという保証はない。過小評価および過大評価された有価証券への投資は、市場の資本の成長よりも高い機会を提供するが、これらの投資は高度な財務リスクを伴い、多額の損失をもたらす可能性がある。

レラティブ・バリュー ファンドのレラティブ・バリュー投資戦略の成功は、有価証券、金融商品または市場の価格設定において認識した非効率性を特定し活用する投資運用会社の能力にかかっている。当該相違の特定と利用には不確実性が伴う。投資運用会社が投資機会を探し出したり、証券市場における価格設定の非効率性を活用できるという保証はない。投資運用会社が投資しようとする市場の価格設定の非効率性の低下は、ファンドの投資戦略の範囲を縮小することになる。ファンドのポジションの前提となっている誤った価格設定が、投資運用会社が期待する関係に収束しなかった場合、またはそれとはさらに相違した場合、ファンドは損失を被る場合がある。ファンドのレラティブ・バリュー投資戦略は、高いポートフォリオ回転率をもたらし、その結果、高い取引コストをもたらす場合がある。さらに、ファンドのレラティブ・バリュー戦略は、株式市場およびリスクフリー金利の動きと無相関であるように設計されている。採用されている投資戦略および市況に応じて、政治的危機、為替相場または金利の変更、有価証券の強制買戻し/償還、市場流動性の一般的な欠如などの不測の事態は、ファンドに重大な悪影響を及ぼす場合がある。さらに、伝統的なベンチマークとの相関が低いリスク管理による利益が最も重要である場合、特に市場の混乱やストレスが生じている期間中、ファンドのパフォーマンスが実際に伝統的なベンチマークと低い相関を示すか、当該ベンチマークと密接に相関していないという保証はない。

レラティブ・バリュー・ポジションは、全体的な価格変動ではなく価格の差分を利用しようとするため、方向性を持った投資よりもリスク・プロファイルが低いと考えられているが、レラティブ・バリュー戦略に決してリスクがないわけではない。誤った価格設定は、これが正しく特定されたとして

も、ファンドがポジションを維持する期間内に収束しないことがある。リスクレス・アービトラージ(まれである。)であっても、アービトラージを期限まで維持できない(例えば、追証請求またはショート・スクイズなどによる。)場合、ファンドに多額の損失をもたらす可能性がある。ファンドのレラティブ・バリュート投資(アービトラージ投資戦略を含む。)は、過去の価格関係の混乱、信用供与の制限、自己勘定取引または第三者評価モデルの陳腐化もしくは不正確さのリスクの影響を受ける。また、市場の混乱により、ファンドは、利益を獲得する前に、またはその取引が損失を招く場合に、一または複数のポジションの解消を余儀なくされる場合がある。当該混乱は、これまでに、当該戦略を採用する投資ファンドに多額の損失をもたらした。

アービトラージ一般 ファンドのアービトラージ戦略の成功は、市場における価格の不一致を特定し、活用する管理会社の能力に依拠する。市場機会の特定と活用には不確実性が伴う。管理会社が投資機会を見つけることができ、または価格の不一致を正しく活用できるという保証はない。ファンドが投資しようとする市場の価格設定の非効率性の低下は、ファンドの投資戦略の範囲を縮小する。ファンドのポジションの裏付けとなっている認識された価格設定の誤りが投資運用会社が期待するとおりに具現化しない場合、ファンドは損失を被る可能性がある。

コンバーチブル・アービトラージ コンバーチブル・アービトラージ戦略には、一般的に、複数のスプレッドが伴う。当該ポジション間の価格関係が一定である限り、ポジションの損益は発生しない。しかしながら、当該ポジションは、価格の差分が不利に変化する可能性があり、ファンドの投資のレバレッジの性質により、スプレッド・ポジションの損失が拡大する重大なリスクを伴う。また、当該投資に対する借入れおよび貸付けにも重大なリスクが伴う。当該投資の価格は変動しやすく、市場の変動を予測することは困難であり、資金調達源ならびに関連する金利および為替相場は急速に変化する可能性がある。社債の一部は、劣後する(そのため、第一レベルのデフォルト・リスクにさらされる。)、または別途重大な信用リスクの影響を受ける。

マージャー・アービトラージ ファンドは、そのマージャー・アービトラージ投資に関して、提案された取引が完了しなかった場合、一般的に、多額の損失を被る可能性がある。合併、公開買付けおよび株式交換の提案の成立は、()しばしば提案された取引を禁止する訴訟を引き起こす対象会社の経営陣または株主の反対、()政府機関の介入、()提案者以外の会社との合併または友好的公開買付けを含む防衛戦略を追求する対象会社の努力、()第三者による提案者の取得の試み、()合併の場合、必要な株主の承認の取得の失敗、()有価証券の価格の重大な変更をもたらす市場環境、()適用される法的要件の遵守、および()適切な資金調達の達成ができないことなど、様々な要因により阻止または遅延される場合がある。

クレジット・アービトラージ戦略 ファンドのクレジット・アービトラージ戦略の成功は、多くの投資要因に依拠している。

キャピタル・ストラクチャー・アービトラージ ファンドのキャピタル・ストラクチャー・アービトラージ戦略の成功は、会社の資本構成の中で信用リスクの価格設定における非効率性を特定し活用する投資運用会社の能力にかかっている。市場機会の特定と活用には不確実性が伴う。投資運用会社が投資機会を見つけることができたり、価格の不一致を正しく活用できるという保証はない。ファンドが投資しようとする市場の価格設定の非効率性の低下は、ファンドの投資戦略の範囲を縮小する。ファンドのポジションの裏付けとなっている認識された価格設定の誤りが具体化しない場合、これらの投資戦略は失敗したり、損失を招いたりする可能性がある。

仕組商品アービトラージ ファンドの仕組商品アービトラージ戦略は、様々な種類の仕組商品およびデリバティブの売買を含む。これらの戦略の成功は、ポートフォリオ・リスクの非効率的な価格設定を特定し活用する投資運用会社の能力と、債務不履行までの時間の明示的ではない相関にかかっている。ファンドのポジションの裏付けとなる認識された価格設定の誤りが正確ではない場合、ファンドは損失を被る可能性がある。さらに、一部の仕組商品(債務担保証券およびローン担保証券を含む。)について、確立された流動性の高い流通市場が存在しないため、当該有価証券の

認識した価値を実現することが困難になる場合がある（「リスク要因 - ファンドの投資技術に関連するリスク - 非流動的な投資およびプライベートエクイティ投資」を参照のこと。）。

オポチュニスティック取引のリスク 投資運用会社のオポチュニスティック投資には、主要な世界の市場指数や個別の持分証券にかかるオプションやデリバティブを利用して、これらの市場のボラティリティに起因する機会を活用するとともに、ポートフォリオの不要な総エクスポージャーをヘッジすることが含まれている。オプション価格は、とりわけ、対象指数や持分証券のインプライドボラティリティの一定の水準に基づいている。ファンドがオプションを購入した後に対象指数または持分証券のボラティリティが低下した場合、ファンドは損失を被る。これらの損失は、関連するヘッジポジションの損失の可能性があるため、オプションに支払われたプレミアムを上回る場合がある。さらに、オプション価格は、時の経過とともに下落し、ボラティリティの減少または上昇に伴って下落または上昇する傾向がある。ボラティリティの上昇によってファンドが保有するオプションの価値が上昇し、オプションの時価の下落を相殺しない限り、ファンドは損失を被ることになる。さらに、投資運用会社は、流動性の低い戦術投資を行う場合がある。

為替取引 為替取引は変動が激しく、レバレッジが高く、かつ流動性が低いことがある。為替の直物価格、先渡し価格およびオプション価格は、変動が極めて激しい。当該価格は、とりわけ需給関係の変化、貿易、財政、金融および為替に関する政府の管理プログラムおよび政策、国内外の政治および経済事象ならびに金利変動の影響を受ける。加えて、政府は、当該価格に影響を与えるという明確な意図を持ってこれらの市場に直接、または規制によって随時介入する。為替ポジションを清算できないことにより、ファンドはこの分野での損失を制御できない可能性がある。

為替リスク 日本円の価格は変動することがある。日本円の切下げが行われないという保証はない。日本円の切下げは、ファンドの為替ヘッジおよび他の投資に悪影響を及ぼす可能性がある。また、ファンドには為替換算費用が発生する。

SPACに関連するリスク

SPAC全般 SPACは、一または複数の事業会社または資産との本取引を識別し、完了させる目的で設立された、事業実績のない「ブランク・チェック（白地小切手）」会社である。SPACは通常、ファンドがSPACに投資する時点では、見込みのある本取引候補といかなる協議も行っておらず、計画、取決めおよび申し合わせも行っていない。したがって、SPACがその事業目的を達成できるか否かを評価する根拠は（あるとしても）限られている。一定のSPACは、特定の市場セクターで本取引を完了させるために設立されるが、他のSPACは完全な「ブランク・チェック（白地小切手）」会社であり、SPACの経営陣は、本取引が行われる市場セクターに関して限定的な経験または知識しか有していない場合がある。よって、ファンドがSPACに投資する時点では、SPACが最終的に事業を運営する可能性のある特定の業界または、SPACが最終的に買収する可能性のある対象事業の潜在的メリットまたはリスクに関し、投資運用会社の評価の根拠となるものが少ないまたは全くない可能性がある。

SPACは、早くても本取引が完了するまでは営業収益を創出することはないが、信託に預けられた手取金には、原則としてパッシブ投資による利息または配当が発生する。SPACが本取引を推進している間、その株式の取引が薄いことがあり、当該株式の市場が発展するという保証はない。SPACの経済モデルは、本取引が完了する前に、その株式、ワラント、権利および類似商品の取引を実行できる市場が存在するか否かに左右される。当該証券が法的に自由に取引可能である（公募されている）としても、当該市場が発展するという保証はない。

信託に付されるSPACのIPOによる手取金は、資金の保管者の支払不能リスク、受託者の詐欺リスク、金利リスクならびに手取金の投資先である有価証券および短期金融市場商品の信用リスクおよび流動性リスクなどのリスクの影響を受ける。SPACは、その信託資産を米国債または短期金融市場商品に投資するが、これらも様々な時点で損失リスクを負う可能性がある。さらに、短期金融市場商品には管理手数料がかかることがある。

SPACワラントに関するリスク ファンドは、SPACワラントに投資することができる。ワラントは、本取引が成立しなければ、無価値のまま満期となるため、SPACの資本構造の中で最もリスクの高いものである。一方、ワラントは原則として、SPACの株式に対する投資よりも潜在的収益率がはるかに高い。

SPAC経営に関するリスク SPACの経営陣は、本取引の機会を識別し、本取引の条件を交渉する責任を負う。結果としてファンドは、ファンドが投資する各SPACの経営陣の誠実さ、手腕、判断に依拠することになる。一般的に、SPACの役員および取締役は、SPACの経営にその業務時間のすべてを割き、その注意のすべてを払うよう要求されるとは想定されておらず、そのため、SPACの役員および取締役が、SPACの運営と他の業務との間で時間を配分する際に利益相反が生じる可能性がある。さらに、本取引後、SPACの経営陣は退任する可能性があり、投資者はSPACに買収された発行体の現経営陣または新経営陣の手腕に依拠することになる。

SPACの本取引の対象会社に関するリスク 典型的なSPACの本取引の対象会社は、未公開企業である。こうした企業の評価およびデューディリジェンスは困難なことがあり、公開事業体と同レベルの財務管理がなされていないことが多い。SPACが、財務的に不安定な企業または発展段階にある事業体との本取引を成立させた場合、SPACは、当該事業体の事業運営に内在する多くのリスクの影響を受けることがある。SPACが、高いリスクを特徴とする業界の事業体と本取引を成立させた場合、SPACはかかる業界のリスクの影響を受けることがある。

本取引の完了に関するリスク 一般的な市況がM&A活動またはその他の資本形成に不利な時期には、本取引を採知することができず解散を余儀なくされるSPACの割合が増える可能性が高い。当該時期においては、ファンドのようなSPAC証券をロングで保有する投資者は、魅力的なリスク調整後リターンを得る可能性が低い。SPACは重大な「イベント・リスク」の影響を受ける。すなわち、SPACの成功は、比較的短期間で本取引を識別し、成立させることができるか否かに左右される。SPACがそうした期間内に本取引を成立させることができない場合、通常、清算および解散することが求められる。当該解散により、() 普通株式の保有者は新規株式公開による手取金を保有するために設定された信託から一定の分配金を受け取り、() ワラントは無価値のまま満期を迎える。したがって、ファンドは、一定のSPACワラントへの投資において、完全な損失を被ることを想定することがある。

本取引後のリスク SPAC取引により生じる事業会社は、取引後の統合に関するリスクおよび新たな事業計画を達成しようとする際に内在するリスクなど、一般的に大規模な事業取引に伴うあらゆるリスクに直面する。加えて、多くのSPACは、相当規模のレバレッジの使用を伴うため、事業会社の債務負担は、慎重あるいは管理可能な範囲を超えることがある。

その他の取引戦略 ファンドは、本書に具体的な「リスク要因」が示されていない戦略を採用する場合がある。とはいえ、当該戦略は投機的で変動しやすく、一般的には、本書で詳細に説明されている他の戦略よりリスクが高いと考えるべきである。

ファンドの投資技術に関連するリスク

分散に関する方針 ファンドは、(投資ガイドラインに記載されるものを除くほか)分散に関する正式なガイドラインを持っておらず、主にマージャー・アービトラージ戦略を追求することを意図している。その結果、ファンドのポートフォリオは、限られた数の投資対象、金融商品の種類、産業、セクター、戦略、国または地理的地域に大きく集中する可能性がある。当該リスクの集中により、ファンドが被る損失が増大する場合がある。

投資およびデューディリジェンスのプロセス 投資を行う前に、投資運用会社は、各投資に適用される事実および状況に基づいて合理的かつ適切であるとみなすデューディリジェンスを実施する。デューディリジェンスを実施する際、投資運用会社は、重要かつ複雑な事業上、財務上、税務上、会計上および法律上の問題を評価しなければならないことがある。デューディリジェンスを実施し、投資に関する評価を行う場合、投資運用会社は、合理的に利用可能な情報源に依拠し、状況によって

は、その時点で投資運用会社が知っているか否かにかかわらず、当該情報源が、十分、正確、完全または信頼できるものではないことがある。デューデリジェンスにより、投資の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性のある事項が明らかにならないか、または示されないことがある。投資運用会社によるデューデリジェンスのプロセスが、潜在的な投資機会の評価に関連する可能性のあるすべての事実および情報を明らかにする保証はない。さらに、当該デューデリジェンスに関連する費用が、多額となる可能性がある。かかる費用およびその他の関連する費用は、特定の投資が完了するか否かにかかわらず、ファンドが負担する。

レバレッジ、金利、証拠金 ファンドの現金借入は投資ガイドラインに従って制限されるが、ファンドがその投資プログラムにおいて利用することができるレバレッジ（すなわち、証拠金の利用による）の額に制限はない。ファンドは、他の方法の中でもとりわけ、借入れ、証拠金による証券の購入、およびオプション、先物、先渡契約、レポおよびリバースレポならびにスワップなどの本質的にレバレッジされているデリバティブ商品の購入または締結によってレバレッジを得る場合がある。当該借入れまたはレバレッジは、ファンドの資産に質権、抵当権または担保権を設定することにより担保されることがある。ファンドにより使用されるレバレッジの額は、いつでも、ファンドの元本との関連において相当な額となる場合がある。レバレッジは利益を増加させる場合があるが、ファンドは信用リスク、より大きな市場リスクおよびより高い経常費用の影響を受ける。当該投資に悪影響を及ぼす市場への投資に関するレバレッジの影響は、ファンドの投資ポートフォリオに、当該投資がレバレッジされていない場合よりも大幅に大きい損失をもたらす可能性がある。また、レバレッジや資金調達へのアクセスは、市場要因や規制の変更を含む多くの要因によって損なわれる可能性があり、ファンドが適切なレバレッジや資金調達を確保または維持できるという保証はない。一般的な金利水準、および、特にファンドが借り入れることができる金利は、ファンドの運用成績に影響を及ぼす（「リスク要因 - ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク - 運用のための借入れ」および後記「利益相反」も参照のこと。）。

証拠金の借入および先渡、スワップ、先物、オプションおよびその他のデリバティブ商品を伴う取引は、ファンドに追加リスクをもたらす可能性がある。当該取引では、取引相手と貸主（カウンターを含む。）は、ファンドの義務を支えるために担保を提供することをファンドに要求する蓋然性が高い。担保として提供した有価証券またはその他の資産の価値が下落した場合、または証券業者が維持証拠金要求額を引き上げる場合（すなわち、資金調達可能なポジションの比率を引き下げる場合）、ファンドは「マージン・コール」の対象となる可能性があり、それに基づき、ファンドは追加資金を証券業者に預託するか、価値の下落を補うために担保資産の強制的な清算を行わなければならない。担保となっている有価証券の価値が急激に下落した場合、ファンドは証拠金債務の返済や追加担保を提供できるほど早く資産を換金することができず、相対的に低い価格で、下落している市場でポジションの強制的な清算を行うこととなり、それによって多大な損失を被る場合がある。さらに、担保を有する相手方および貸主は、一般的に、ファンドが提供した担保を売却、質入れ、二重担保とし、譲渡、使用またはその他の方法で処分する権利を有する。当該状況では、ファンドは、提供した担保を速やかに回収することができないか、または提供した担保のすべてを回収することができない場合があるため、取引相手の債務不履行のリスクに対するエクスポージャーを増加させる可能性がある。ファンドは、証券業者との間で締結した業務契約に基づく通常の条件に従う資産の譲渡および再利用を承諾することがある。当該譲渡および再利用は、証券業者に課せられる規制上の制限により制限される。

さらに、各関連する申込日から5営業日後（ダブリン時間）までは、申込金は支払期限とならない（後記「第2 管理及び運営、1 申込（販売）手続等、（1）海外における販売」を参照のこと。）。それにもかかわらず、各申込日に発行された受益証券は、当該受益証券が発行された時点からファンドの損益に参加する。ファンドが以後の申込金に関して投資を行うには余剰証拠金が十分でない場合、ファンドはいくぶん低いインプライド・レバレッジ要件で取引し、ファンドの利益の可能

性に悪影響が及ぶ可能性がある(「リスク要因 - ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク - 不履行、ファンドの申込みの失敗」も参照のこと。)。

信用市場の流動性不足 信用市場の一部では流動性が著しく欠如していることがある。当該流動性の欠如は、投資運用会社が魅力的と考える価格でファンドが資産を取得する機会を生み出すことがあるが、多くのリスクを生み出す。また、市場の非流動性により価格がさらに下落する可能性もあり、ファンドがそれぞれの借入取決めに基づく要件を満たすため、または追証請求に対応するために資産の売却を余儀なくされることがあり、その結果、さらなる価格下落圧力が生じる可能性がある。ファンドの投資ポートフォリオの市場価値が大幅に下落した場合、投資を迅速に換金する必要が生じることがあり、その金額は「公正市場価値」を下回る(場合によっては大幅に下回る)こともある。

発行体の信用分析 信用戦略におけるキャピタル・ソリューション投資は、借主および/またはカウンター・パーティーの正確かつ詳細な信用分析を必要とすることがある。投資運用会社が分析対象に関する正確で完全な情報にアクセスでき、また最新の情報にアクセスできたとしても、投資運用会社の信用分析が正しいと証明されるという保証はない。ファンドのポートフォリオに含まれる一または複数の借主および/またはカウンター・パーティーに信用悪化または倒産が発生した場合、ファンドは、多額の損失を被ることがある。ファンドが現物および合成商品保有のショート・ポジションで信用リスクをヘッジする可能性はあるが、ファンドが市場で当該ヘッジを確立できるという保証はなく、当該ヘッジが確立されたとしても損失を相殺できるという保証はない。

空売り 空売りとは、ファンドが所有する場合も所有しない場合も有価証券を売却し、購入者に引き渡すために同じ有価証券を借りることを含み、借りた有価証券を後日置き換える義務がある。空売りは、有価証券の価格の下落が取引費用および有価証券の借入れ費用を超える限り、投資者が特定の有価証券の価格の下落によって利益を得ることを可能にする。空売りは、理論的には対象有価証券の価格は制限なく上昇し、したがって、ショート・ポジションをカバーするためにこれらの有価証券を購入する費用を増加させるので、無限の損失のリスクを生み出す。ファンドが空売りされた有価証券を借り入れる能力を維持できるという保証はない。当該場合には、ファンドは「買いから入る」可能性がある(すなわち、貸主に返却するために公開市場で有価証券を買い戻すことを強いられる。)。さらに、ショート・ポジションをカバーするために必要な有価証券が購入可能であるという保証はない。実際、ショート・ポジションを解消するために有価証券を購入すること自体が、有価証券の価格をさらに上昇させ、それによって損失を悪化させる可能性がある。

米国および米国以外の規制当局および議会は、これまで、空売りに制限を課しており、いつでも課すことがある。空売りに関する規制上の制限または禁止がある場合、投資運用会社が採用する特定の戦略は、実行するには非経済的または非現実的になり、ファンドに潜在的な重大な損失をもたらす場合がある。

ヘッジ取引 ファンドは、ヘッジ目的のために、オプション、スワップ、キャップおよびフロア、ならびに先物取引および先渡取引および同様のデリバティブなどの様々な金融商品を利用することがある。ファンドはリスクの低減を目的としてヘッジ取引を行う場合があるが、当該取引は、すべての市場環境におけるリスク、あらゆる種類の望ましくないリスク、または未確認もしくは予期しないリスクを軽減する上で十分に有効ではない場合があり、ファンドが損失を被る結果となることがある。したがって、当該ヘッジ取引の結果、ファンドが当該ヘッジ取引に従事していなかった場合よりも、全体的なパフォーマンスが悪化する場合がある。さらに、ヘッジ手法には、以下のリスクの1つまたは複数に伴う。すなわち、()金融商品のパフォーマンスおよび価値と、ファンドの有価証券の価値または投資運用会社のその他の対象との不完全な相関関係、()当該金融商品のポジションを解消するための流通市場の欠如の可能性、()投資運用会社が予想していない金利、スプレッドまたはその他の市場の変動に起因する損失、()追加証拠金またはその他の支払いの要件を満たすためのありうる義務(これらのすべてがファンドのポジションを悪化させる可能性がある。)、ならびに()ファンドが取引する1つまたは複数の相手方の一部履行の不履行または拒否。さらに、ヘッジ

戦略が店頭デリバティブ取引の利用を含む場合、当該戦略は、ドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法(以下「ドッド・フランク法」という。)に従って採択された規制によって影響を受ける。投資運用会社は、一定のリスクをヘッジしない、またはヘッジを想定しないことを決定する場合はある。ファンドは、また、ヘッジできない特定のリスクにさらされる場合がある。

短期市場の考慮事項 投資運用会社の取引決定は、短期の市場の考慮事項に基づいて行われる場合がある。したがって、ポートフォリオの回転率は、取引に関連する多額の費用を発生させる可能性がある。

コントロール・ポジション ファンドは、随時、単独またはグループの一部として行動することにより、米国の公開会社の一定の種類の有価証券の10パーセントを超える実質的な所有権を取得する場合があります。また、取締役を当該会社の取締役会に置く場合があります。その結果、証券取引法第16条に基づき、ファンドは、特定の追加報告要件の対象となる場合があります。当該有価証券の売買から生じる特定の短期利益を吐き出すことを求められる場合があります。そのような状況では、ファンドは、当該発行体の有価証券の売りポジションに入ることを禁止され、したがって、当該投資をヘッジする能力が制限される。

カウンター・パーティー・リスク ファンドが取引を行う市場の一部は、店頭市場または「証券業者間」市場である。当該市場の参加者は、通常、「取引所ベース」市場の参加者のような信用評価および規制監督の対象とはならない。ファンドがスワップ、派生商品もしくは合成商品またはこれらの市場におけるその他の取引に投資する場合には、ファンドは、取引相手方に関して信用リスクを負う場合があります。決済不履行のリスクも負う場合があります。これは、契約の条件に関する争い(善意であるか否かを問わない。)のため、または信用もしくは流動性の問題のために、ファンドは、相手方がその条件に従って取引を決済しないリスクさらされる。ファンドは、特定の取引相手方との取引、またはその取引の一部もしくは全部を1つの取引相手に集中させることを制限されない。ファンドが1つまたは複数の取引相手方と事業を行う能力、当該取引相手方の財務能力のいかなる独立した評価もないこと、および決済を容易にするための規制された市場がないことは、ファンドへの潜在的損失を増加させる場合がある。

非流動的な投資およびプライベートエクイティ投資 ファンドは、資産の一部を、流動性の低い投資(限定的な換金権またはロックアップ期間に従うオポチュニスティック投資(例えば、金融会社および他の事業会社への持分投資)、プライベートローン、プライベートエクイティ投資およびヘッジ、プライベートエクイティおよびベンチャーキャピタルファンドを含む。)に投資する場合があります。ファンドは追加の非流動的な投資を行う場合があります。受益証券がファンドに買い戻される場合、ファンドはこれらの流動性の低い投資を清算することができない場合があります。その場合には、残りの受益者は当該投資のより多くの部分を保有することになる。また、受託会社が、投資運用会社と協議の上の受託会社の裁量により、市場の混乱、市場における取引の停止またはその他の異常なまたは臨時の事態により、ファンドの資産の価値を公正に計算することができないと判断した場合、ファンドは、受益証券の買い戻しを行う受益者の権利を一時的に停止する場合があります。

ファンドの特定の金融商品に関連するリスク

一般的な経済および市況 ファンドの活動の成功は、金利、信用の利用可能性、インフレ率、経済の不確実性、市場の混乱および景気後退の懸念などの一般的な経済および市況に影響される。これらの要因は、有価証券価格の水準およびボラティリティならびにファンドの投資の流動性に影響を及ぼすことがある。ボラティリティまたは非流動性は、ファンドの収益性を損ない、または損失をもたらす可能性がある。ファンドは、金融市場におけるボラティリティの水準によって悪影響を受ける可能性のある多額の取引ポジションを維持する場合があります。ポジションが大きくなればなるほど、損失を被る可能性は高くなる。

困難な市況に迅速に対応してもファンドが重大な損失を被る可能性があり、市況の広範かつ急速な変化によりファンドが重大な悪影響を被らないという保証はないことを理解することが重要である。

株式証券 ファンドは株式証券（株式デリバティブを含む場合がある。）に投資する。これらの金融商品の価値は、一般に、発行体のパフォーマンスやエクイティ市場の動きによって異なる。その結果、投資運用会社の期待とパフォーマンスが異なる発行体の株式商品に投資する場合、または株式市場が一般的に単一の方向に動いた場合でファンドが当該一般的な動きに対してヘッジを行っていない場合、ファンドは損失を被ることがある。ファンドはまた、転換証券または私募の場合、転換証券の転換時に市場性のある普通株式を受け渡す場合、および売出しのために制限付き証券を届出する場合など、発行体が契約上の義務を履行しないリスクの影響を受けることがある。

債務証券一般 あらゆる種類の発行体の債務証券は、格付けの有無に関わらず、投機的な特徴を持つ場合がある。当該商品の発行者（ソブリン発行者を含む。）は、重大で継続的な不確実性に直面し、発行者が債務の条件に従って利息および元本を適時に支払う能力が損なわれる場合がある悪条件にさらされる場合がある。

金利リスク 金利の変動は、ファンドの債券投資の価値に影響を与える可能性がある。金利の上昇は、ファンドの債券投資の価値を低下させることがある。ファンドは、格付けの低い商品、より長期の満期を有する債務商品、利息を支払わない債務商品（ゼロ・クーポン債など）、または他の債務商品の形で非現金利息を支払う債務商品に投資する場合には、増大したより大きな金利リスクの影響を受けることがある。

ハイ・イールド 「ハイ・イールド」（非投資適格を含む。）債券は、一般に取引所で取引されておらず、その結果、これらの有価証券は店頭市場で取引され、取引所で取引されている市場よりも透明性が低く、買値/売値のスプレッドが広い。ハイ・イールド証券は、継続的な不確実性に直面し、事業、財務または経済状況が悪化し、発行体の適時に利息や元本の支払いを行う能力を失わせる可能性がある。ハイ・イールド証券は、一般に、ボラティリティが高く、発行者の資産の実質的にすべてによって担保され得る、発行者の他の発行済み有価証券および債務に劣後する場合も、劣後しない場合もある。ハイ・イールド証券は、財務上の制約や追加的債務の制限によって保護されない場合がある。格付けの低い債券や格付けのない債券の市場価格は、主に一般的な金利水準の変動に反応する格付けの高い有価証券に比べて、個々の企業の動向を大きく反映する傾向があり、格付けの高い有価証券よりも経済状況に敏感に反応する傾向がある。当該有価証券を発行する企業は、レバレッジが高く、伝統的な資金調達方法を利用できない場合がある。さらに、ファンドは、一般に取引されている有価証券を有していない発行体の債券に投資する場合があり、当該投資に関連するリスクのヘッジをより困難にする場合がある。

ファンドは、適用ある発行体の債務の歴史的に典型的であった利回りよりも、かなり高い利回りで一般的に取引されている発行体の債務に投資することがある。当該投資には、将来的に特約または支払いの不履行に陥る可能性が高い負債や、現時点で不履行に陥っており一般に投機的と考えられている負債が含まれる場合がある。不履行となった債務の弁済は、著しい不確実性を伴う。不履行となった債務は、発行体が利息またはその他の支払いを行わないような、長期にわたる返済停止または破産手続の後にのみ返済される可能性がある。通常、当該返済停止または破産手続は、現金での支払いまたは不履行となった有価証券と発行体またはその関連会社の他の債務証券または株式証券との交換の形による元本の部分的な回収のみという結果となり、これは非流動的または投機的となることがある。

社債 会社が発行する社債、手形および短期債は、固定金利、可変金利または変動金利を支払う場合があり、ゼロ・クーポン債を含むことがある。社債商品は、信用格付の格下げの対象となる場合がある。他の商品は、最低の格付けを有するか、または格付けされていない場合がある。さらに、ファンドは、社債および関連する金融商品への投資に関連して、現物による利息の支払いを受ける場合がある（例えば、債務投資に関連してファンドが保有する元本は、当該債務投資に支払われるべき利息の額だけ増加する場合がある。）。当該投資は、現金での定期的な利息の支払いを提

供する負債債務よりも市場価値の変動性が大きくなることもあり、不履行の場合には、ファンドは多額の損失を被ることがある。

バンク・ローンに伴うリスク ファンドは、銀行およびその他の金融機関が創出するローンおよびローン・パーティシペーションに投資する場合がある。これらの投資には、投資適格を下回る信用格付けの借入人に対する高レバレッジのローンが含まれる場合がある。当該ローンは、通常、1つまたは複数の商業銀行または金融機関によって交渉され、商業銀行および金融機関のグループの間でシンジケートされる民間企業ローンである。貸主に信用供与を促し、有利な金利を提供するために、借入人は貸主に、原則として一般には利用できない事業に関する広範な情報を提供することが多い。ファンドが当該情報を取得し、それが重要かつ非公開である場合には、ファンドは、情報が公開されるかまたはそうでなければ重要な非公開情報でなくなるまで、借入人の有価証券の取引を行うことができない。

ファンドは、将来資金を貸し付けるために、リボルビング・クレジット・フィーチャーまたはその他のコミットメントもしくは保証を伴う融資に直接またはパーティシペーションを通じて投資することができる。ファンドが要求された資金を借入人に貸し付けない場合、ファンドに対する請求および以前貸し付けた金額に対する相殺の可能性のある主張を引き起こす可能性がある。

ファンドは、直接的に(売却または譲渡により)または間接的に(パーティシペーションにより)バンク・ローンおよびその他の負債債務の利子を取得することができる。譲渡における譲受人は、通常、譲渡人のすべての権利および義務を承継し、債務に関する信用契約に基づく貸主となるが、その権利は、譲渡人の権利よりも制限される可能性がある。債務の一部に対するパーティシペーション持分は、通常、借主ではなく、信用契約の下で貸主として行動する金融機関のみとの契約関係に帰着する。パーティシペーション持分の所有者として、ファンドは一般に、借主による貸付契約の条件の遵守を強制する権利、条件の修正または放棄を承認する権利など、信用契約に基づく貸主の権利を行使する権利を有さず、またファンドは借主に対していかなる相殺の権利も有さず、ファンドはパーティシペーションを購入した債務を裏付ける担保から直接利益を得ることはできない場合がある。その結果、ファンドは、借入人とパーティシペーションを販売する機関の両方の信用リスクの影響を受ける。また、ファンドの貸付金の弁済期限が到来する時からファンドが当該代金を実際に受領する時の間に遅延が生じる場合がある。

転換証券 転換証券とは、特定の期間内に一定の価格または計算式で同一または異なる発行者の特定額の普通株式に転換または交換することができる株式または他の有価証券をいう。通常、転換証券の市場価値は、債務証券の場合と同じように機能する。転換証券は、転換証券の約定証書に設定された価格で発行者の選択により買戻し/償還される場合がある。ファンドが保有する転換証券が買戻しまたは償還の請求を受けた場合、ファンドは発行者が当該有価証券を買戻しまたは償還すること、当該有価証券を裏付け普通株式に転換すること、または当該有価証券を第三者に売却することを許可する必要がある。これらの行為はいずれもファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、転換証券は、市況に応じて流動性リスクの影響を受ける。

ディストレスト債務 ファンドは、脆弱な財務状況で、相当な資本ニーズまたは負の純資産、経営成績の低迷、または破産もしくは他の会社更生手続きおよび清算手続きを行う会社を含む特別な競争上もしくは製品の旧式化問題を経験している発行体の債務に投資することがある。これらの債務は、それに対応して高いリターンの可能性をもたらすことがあるが、特にリスクの高い投資である蓋然性が高い。さらに、破綻した企業に投資する固有のリスクは、当該発行体の真実の状況に関する情報を得ることがしばしば困難であることがあるということである。当該投資はまた、とりわけ、不正譲渡およびその他の無効な譲渡、または支払、貸主の債務、ならびに負債を株式または一定の権利剥奪として拒否、減少、劣後、再評価する破産裁判所の権限に関連する法律により、著しい悪影響を受ける場合がある。当該企業の債務は投機的なものとみなされることがあり、当該企業が予定通りに債務の支払いを行う能力は、著しく悪い金利変動、一般的な経済環境の変化、特定の産業に影響を与える経

済的要因、または当該企業内の特定の展開によって影響を受けることがある。事業や財務上の困難に直面している企業への投資を成功させるために必要な財務上および法律上の分析の高度さの水準は、異常に高い。更生または同様の措置が成功する見通しがあり、またはファンドの投資を担保する資産の価値が十分であるという保証はない。

上場投資信託 ファンドは、特定のインデックスまたは産業に関連する会社のパフォーマンスおよび配当利回りに追従しようとする、受益証券が一般に取引される投資信託、オープン・エンド型ファンドまたは預託証券の投資証券であるETFに投資する場合がある。これらの指数は、広域ベース、セクター、または国際指数のいずれであることがある。しかし、ETF投資証券保有者は、一般的に、追跡するように設計された対象有価証券の保有者と同じリスクの影響を受ける。ETFはまた、それらの価格が追跡するように設計されている対象有価証券の価格の変化と完全には相関しない場合があるというリスク、ETFを取引する取引所の方針に基づいて、市況またはその他の理由によりETFの取引が停止するリスクを含むが、これらに限られない一定の追加的リスクを負う。さらに、ファンドは、ETFの他の投資証券保有者と共に、管理報酬を含むETFの費用の比例按分部分を負担することがある。したがって、受益者は、ファンド費用(例えば、管理報酬、成功報酬および運営費用)の負担に加えて、ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす場合のあるETFの同様の費用を間接的に負担することがある(「リスク要因 - ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク - ファンドへの投資に関連するコスト」を参照のこと。)。

非米国投資 ファンドは、ポートフォリオの一部を米国以外の会社および海外の金融商品に投資することがある。当該投資は、事業の不確実性に加えて、国や地域に影響を及ぼす社会的、政治的および経済的な不確実性によって悪影響を受けることがある。多くの金融市場は、米国ほど発展しておらず、効率的ではないため、流動性が低下し、価格の不安定性が高い場合がある。法的および規制環境もまた、特に破産手続および会社更生に関して、異なっていることがある。当該非米国企業および外国に関しては、一般に入手可能な情報が少ないことがあり、財務会計基準および財務会計実務が異なる可能性がある。ファンドは、潜在的な著しく悪影響ある政治的および経済的発展、米国以外の預金の差し押さえまたは国有化、ならびに通貨封鎖その他にかかわらず、発行体の国外に所在する受益者に対する元本および利息の支払いに重大な悪影響を及ぼす可能性のある政府規制の変更可能性など、追加的なりスクにさらされる場合がある。また、一部の金融商品については、政府から有価証券取引税を徴収される場合、これは、当該投資の費用を増加させ、売却益を減少させ、または売却損を増加させる効果がある。一部の国々を源泉としてファンドが受け取る所得は、当該国が課する源泉徴収税およびその他の税金によって減額されることがある。ファンドが支払う当該税金は、当該投資からの純利益または収益を大幅に減少させる可能性がある。また、ファンドは、そのポートフォリオの一部を新興市場国に投資する場合があり、本項で議論するのと同じリスク(多くの場合より大きなレベル)、未発展の経済または市場へ投資することに伴う典型的な追加的リスクおよび特別な考慮事情の対象となる。当該追加的リスクには、より大きなインフレ・リスク、為替相場の大きなボラティリティ、経済への政府の関与および支配の大きな可能性、役員および取締役の受託義務ならびに受益者の保護に関する会社法の整備が進んでいないことを含む(ただし、これに限られない。)リスクが含まれる。

一定の法域における取引の条件として、ファンドの取引相手方のいくつかは、ファンドが行おうとする一定の投資に関して、ファンドの投資者の国籍または出身国に関して表明することをファンドに要求する。当該状況において、ファンドは、ファンドの投資者の国籍または出身国がファンドの投資適格性を決定し、潜在的に利益機会の喪失につながるような法域または当該法域における特定の金融商品に対する直接投資の機会を放棄することがある。

新興国市場への投資 ファンドは、新興国市場の債務証券、持分証券および関連商品に投資することがある。新興国市場への投資の価値は、発行国の政治的動向により大きな影響を受けることがある。さらに、関連国の既存政府が、国有化、収用、没収的課税もしくは規制の賦課、利払いに対する

源泉徴収税の賦課など、ファンドに悪影響を及ぼす措置を講じる可能性がある。多くの新興市場国の経済は、まだ近代的発展の初期段階にあり、急激かつ予期せぬ変化が生じることがある。多くの場合、政府は、経済を高度に直接支配しており、突発的かつ広範な影響を及ぼす措置を講じることがある。また、多くの新興市場国の経済は、少数の市場グループまたは単一の市場への依存度が高い。新興市場国には、高インフレーションおよび高金利の時期があり、金利の変動も大きい傾向がある。新興市場国債券の価値は、世界的な金利の変動、特に関連する発行体の国の金利の変動に極めて敏感に反応することが予想される。新興市場国債券の発行体およびその債務は、一般的に、いずれの信用格付機関からも格付を取得しておらず、格付を取得していたとしても、当該発行体および債務の大部分は、最低の格付けカテゴリーに分類される可能性が高い。

デリバティブ商品全般 ファンドは、スワップおよびクレジット・デリバティブなど他のデリバティブ商品を締結することがある。一定のスワップ、オプションその他のデリバティブ商品には、市場リスク、流動性リスク、取引相手方の財務状況や信用力に関連する不履行のリスク、法的リスク、業務リスク等、様々なリスクの影響を受けることがある。さらに、ファンドは、将来、現在使用が意図されていない、または現在利用可能ではない一定の他のデリバティブ商品に関する機会を利用することがある。今後、現時点では判断できない特別なリスクが発生することがある。ファンドが参加するデリバティブ商品の規制および税務環境は進化および変化しており、規制の変更(米国のドッド・フランク法および欧州の店頭デリバティブ、中央清算機関および取引情報集約機関に関する欧州市場インフラ規則(規則(EU) No 648/2012、以下「EMIR」という。)に基づくものを含む。)または当該金融商品の税務は、ファンドに重大な悪影響を及ぼすことがある。

取引所で取引されているデリバティブは、取引されている取引所およびそれらが保証されている清算機関の破綻のリスクの対象となるが、ファンドの店頭デリバティブへの投資は、取引所で取引されているデリバティブよりも相手方の破綻のリスクが高く、流動性が低い。2008年にはリーマン・ブラザーズ・ホールディング・インクの破産手続およびリーマン・ブラザーズ・インターナショナル(ヨーロッパ)リミテッドの経営に関連してデリバティブ市場に大きな混乱が生じ、米国政府によるアメリカン・インターナショナル・グループ・インクの救済に関する不確実性および多くの法域で課せられた緊急空売り規則が生じた。特に支払遅延や支払いが完全に失われた場合に、債務不履行により取引が満期前に終了した場合、混乱や不確実性によって多大な損失が生じる可能性がある。

オプション カバーされているコール・オプションの売主(ライター)(すなわち、ライターは対象有価証券を保有している。)は、対象有価証券の市場価格がプレミアムを除く購入価格を下回るリスクを負い、オプションの行使価格を上回る対象有価証券の利益を得る機会を放棄する。カバーされていないコール・オプションの売主は、対象有価証券の市場価格がオプションの行使価格よりも理論的には無制限に上昇するリスクを負う。コール・オプションの行使を満たすため必要な有価証券は、はるかに高い価格で購入する場合を除き、購入することができないことがある。コール・オプションの行使を満たすために有価証券を購入することは、それ自体が有価証券の価格を、時にはかなりの額上昇させ、それによって損失を悪化させる可能性がある。コール・オプションの買い手は、コール・オプションへの投資をすべて失うリスクを負う。

カバーされているプット・オプションの売主(すなわち、ライターは対象有価証券のショート・ポジションを保有している。)は、対象有価証券の売却価格(ショート・ポジションの取得)およびプレミアムを上回る対象有価証券の市場価格の上昇リスクを負い、オプションの行使価格を下回る対象有価証券の利益を得る機会を放棄する。カバーされていないプット・オプションの売主は、対象有価証券の市場価格がオプションの行使価格を下回るリスクを負う。プット・オプションの買主は、プット・オプションへの投資をすべて失うリスクを負う。

株価指数オプションの場合、ファンドが株価指数のオプションをうまく使用することは、一般的な株式市場または特定の業界もしくは市場セグメントの動向を正確に予測する投資運用会社の能力に従う。これには、個々の株式の価格変動を予測することとは異なる技術と手法が必要となる。

ファンドが米国でオプションを購入する場合、オプション・プレミアムの全額が支払われるため、証拠金の要求はない。外国取引所で取引される一定のオプションのプレミアムは、証拠金として支払われる場合がある。ファンドが先物取引のオプションを売却する場合、当該オプションの原資産となる先物取引について設定された証拠金要件によって決定される金額およびオプションの現在のプレミアムに実質的に等しい金額の証拠金を預託することが必要となることがある。オプションの構築に課される証拠金要件は、アウト・オブ・ザ・マネー状態のオプションが行使されない確率を反映して調整されたものであるが、実際には、先物市場での取引に直接課される証拠金要件よりも高くなる可能性がある。店頭オプション（および、株式または通貨先渡、スワップ、その他の派生商品などの他の店頭商品）に証拠金の預託が要求されるか否かは、個別に交渉される取引当事者の信用決定および特定の契約、ならびに店頭商品の取引相手方に証拠金要件を課すドッド・フランク法に基づいて公表された規則に依拠することになる。

商品先物契約 先物の価格は、原資産である商品（例えばコモディティ）の価格に依存する。先物の価格は非常に不安定であり、先物契約の価格変動は、とりわけ、金利、需給関係の変化、貿易、財政、金融、通貨管理プログラムおよび政府の政策ならびに国内および国際的な政治・経済事象および政策によって影響を受ける可能性がある。さらに、特定の商品取引所は、「日次価格変動限度」または「日次制限」と呼ばれる規則により、特定の先物契約価格の一日の変動を制限しているため、先物ポジションは流動性が低いことがある。当該日次制限の下では、一取引日中、日次制限を超える価格で取引を実行することはできない。特定の先物契約の価格が日時制限に等しい金額まで上昇または下落すると、取引者がその制限またはその制限内で取引を行う意思がない限り、その契約のポジションをとることも清算することもできない。これにより、ファンドが不利なポジションを速やかに清算することを妨げ、ファンドに多額の損失を与え、または希望する取引を行うことを妨げる可能性がある。また、当該取引において通常必要とされる低い証拠金またはプレミアムは、多額のレバレッジを提供することがあり、有価証券または契約の価格の比較的小さな変化が不釣り合いに大きな利益または損失をもたらす可能性がある。特別な状況において、先物取引所または米商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）が特定の先物契約の取引を停止し、または当該契約のすべてのオープンポジションの清算または決済を命令する可能性がある。先物への投資もまた、ファンドのポジションが取引している取引所またはその清算機関もしくは相手方の不履行のリスクの対象となる。

先物市場では、預入証拠金は、通常、売買された先物契約の価値に比べて低い。先渡、株式、通貨、その他のデリバティブ市場では、預入証拠金がさらに低い場合もあれば、全く必要ないこともある。当該低い証拠金預託は、これらの市場における取引には通常、高水準のレバレッジが伴っているという事実を示している。預入証拠金が少ないということは、先物契約や先渡契約の価格変動が相対的に小さいことが、投資者に即時かつ多額の損失をもたらすことがあることを意味する。たとえば、先物の購入時に先物価格の5パーセントが証拠金として預託されている場合、先物価格が5パーセント下落すると、契約が終了した場合には、ブローカー手数料を控除する前に預入証拠金が全額失われることになる。したがって、他のレバレッジ投資と同様に、先物、先渡契約または他の商品契約の売買は、投資額を超える損失をもたらす可能性がある。

株価指数先物契約の場合、株価指数先物契約の価格は、ある種の市場の歪みのために、対象株価指数の動きと完全には相関しないことがある。したがって、ファンドによる株価指数先物契約の成功は、市場の方向の動きを正確に予測する投資運用会社の能力に左右される。

先渡契約 ファンドは、取引所で取引されておらずかつ標準化されていない先渡契約およびそのオプションを締結する場合がある。その代わりに、銀行や証券業者はこれらの市場の当事者として行動し、個々の取引を個別に交渉する。ドッド・フランク法の結果、CFTCは現在、ノン・デリバラブル・フォワードの規制を行っている。先渡市場の変化は、増加する費用を伴い、結果的に面倒な報告要求となることがある。現時点では、先渡契約の日々の価格変動に制限はなく、投機的ポジション制限は適用されない。先渡市場で取引する当事者は、取引する通貨や商品の市場を継続的に作り続けるこ

とを要求されず、これらの市場は、時にはかなりの期間において、流動性の低い時期を経験する可能性がある。これらの市場では、特定の通貨や商品の相場を提示することを拒否する、または買う用意がある価格と売る用意がある価格との間に異常に広いスプレッドを持つ価格を提示する期間がある。先渡市場では、異常に高い取引量、政治的介入、またはその他の要因により、混乱が生じる可能性がある。政府機関による統制およびドッド・フランク法に従って採択された規則の実施により、当該先渡取引(および先物取引)は、投資運用会社がそうでなければ推奨するものよりも少なく、ファンドに損失を及ぼす可能性がある。市場の流動性の欠如または混乱は、ファンドに多額の損失をもたらす可能性がある。

スワップ契約一般 ファンドは、スワップ契約および類似のデリバティブ取引を締結することがある。スワップ契約は、その構造に応じて、株式証券、長期金利もしくは短期金利、外貨価値、企業の借入金利またはその他の要因に対するファンドのエクスポージャーを増加または減少させることがある。スワップ契約は、利用方法によっては、ファンドのポートフォリオ全体のボラティリティを増加または減少させることがある。スワップ契約のパフォーマンスにおける最も重要な要因は、個々の株式価値、特定の金利、通貨価値、およびファンドに支払われるべき支払金額を決定するその他の要因の変化である。スワップ契約がファンドによる支払いを要求する場合、ファンドは、支払期日に当該支払いを行う準備をしなければならない。ほとんどのスワップ契約および類似のデリバティブ取引は、現在取引所では取引されておらず、むしろ、銀行および証券業者がこれらの販売では当事者として機能している。結果として、ファンドは、ファンドが取引を行っているカウンター・パーティーの側で、当該契約に関して履行することが不可能または拒否されるリスクを負う。さらに、カウンター・パーティーの信用力が低下すると、当該取引相手とのスワップ契約の価値が低下し、ファンドが損失を被る可能性がある。投機的ポジション制限は、現在のところほとんどのスワップ取引には適用されないが、ファンドが取引を行う相手方は、信用上の考慮の結果、ファンドが利用できるポジションの規模または期間を制限する場合がある。スワップ市場の参加者は、取引するスワップ契約の継続的な市場を形成する必要はない。

クレジット・デフォルト・スワップ ファンドはCDSに投資することがある。CDSは、特定の者の信用またはグループの信用について、信用の改善または悪化を経験するという投資運用会社の見解を実行するために使用することができる。信用改善が期待される場合、ファンドは、リスクを負担するプレミアムを受け取るクレジット・デフォルト・プロテクションを売り付けることがある。当該場合には、信用事由が発生した際にファンドが支払いを行う義務は、参照企業の信用リスクに対するレバレッジされたエクスポージャーを創出する。ファンドは、投資運用会社の判断で、信用が悪化する可能性が高いと判断される場合、参照先企業に関するクレジット・デフォルト・プロテクションを買い付けることもある。当該場合には、ファンドは、信用事由があるかどうかにかかわらず、プレミアムを支払う。ハイ・イールド債のCDS市場は、より実績があり流動性の高い投資適格証券のCDS市場と比較して、比較的新しく急速に発展しており、より新しい市場は流動性が低く、特定の取引の離脱または参入がより困難になる可能性がある。

EUの空売り規制 空売りおよびクレジット・デフォルト・スワップに関する欧州連合規則(EU) No. 236 / 2012 (委員会委任規則918 / 2012、919 / 2012および829 / 2012ならびに委員会実施規則827 / 2012で補足済み)(以下「空売り規則」という。)は、全てのEU加盟国において直接適用されている(すなわち、各国での施行を要しない。)

空売り規則は、規制上の地位に関係なく、EUの内外に所在するすべての自然人または法人で、EU市場株式およびEU国債の純ショート・ポジション(空売り規則に従って計算される。)を保有し、それが指定された閾値に達するか、またはそれを下回る場合に、一定の私的開示および公的開示の義務を課している。

また、空売り規則は、EU上場株式およびEU国債のカバーされていない空売り(空売りは、空売り規則に基づく特定の条件が満たされていない場合、「カバーされていない」。)を禁止している。また、空売り規則は、EU国債の発行体を参照するCDSのカバーされていないポジションを禁止している。

各国の規制当局、および一定の状況においては、欧州証券市場庁は、一定の条件が満たされた場合、一定の追加的な緊急措置(空売り行為の全面禁止を含む。)を講じることができる。

空売り規則は、投資運用会社が、EU上場株式およびEU国債について否定的な見解を表明することを妨げることがあり、EU国債CDSを通じて特定のリスクをヘッジする投資運用会社の能力を制限することもある。したがって、投資アプローチを実施し、かつ、ファンドの投資目的を達成する投資運用会社の能力は、制限されることがある。

本規定の目的で、「EU上場株式」とは、EU内の規制市場またはマルチラテラル・トレーディング・ファシリティ(第2次金融商品市場指令(以下に定義される。))において定義される。)で取引が認められている株式をいう。ただし、当該株式の主たる取引機関(関連する国内規制当局により決定される。)がEU外の国に所在する場合を除く。「EU国債」とは、EU公的発行体(EU機関、EU加盟国政府および2か国以上のEU加盟国によって設立された特定の国際機関を含む。)が発行する債務商品をいう。

空売り規則が2018年欧州連合(離脱)法(以下「EUWA」という。)により英国法として維持されているため、英国は、英国上場証券、英国国債および英国国債CDSに準用される同等の規則(以下「英国空売り規則」という。)を定めている。しかしながら、2025年1月14日に、2025年英国空売り規則(以下「2025年英国空売り規則」という。)が施行され、英国空売り規則の廃止および英国における空売りに関する規制のための新たな法的枠組みの確立に関する規定が定められた。2025年英国空売り規則は、EU空売り規則と類似しているが、いくつかの点で異なる。特に、2025年英国空売り規則は、英国国債のカバーされていない空売りまたは英国国債CDSのカバーされていないポジションを制限していないが、一定の条件が満たされた場合、FCAは、依然として、当該金融商品について(空売り活動の禁止を含む。)一定の追加的な緊急措置を講じることができる。したがって、英国空売り規則および2025年英国空売り規則(該当する場合)は、2025年英国空売り規則に基づき関連する制限が解除されるまで、投資運用会社が、英国上場株式および/または英国国債について否定的な見解を表明することを妨げる可能性があり、英国国債CDSを通じて特定のリスクをヘッジする投資運用会社の能力を制限する可能性もある。

ヘッジファンドに関連するリスク

規制の免除 ファンドおよび受益証券は、ケイマン諸島におけるファンドの登録を除き、いかなる国またはその他の法域においても登録される予定はない。ファンドは投資会社としての登録が義務付けられていないため、会社法に基づく一定の保護は、ファンドまたは受益者には適用されない。さらに、投資運用会社は、ファンドに関して、それぞれの場合において、商品プール運用者および商品投資顧問業者としてのCFTCへの登録が免除されているため、受益者は、CFTCによる規制監督の恩恵を受けることができない。

ミューチュアル・ファンド法に基づく登録には、ケイマン諸島政府またはケイマン諸島金融庁によるファンドの利点の詳細な調査またはファンドの投資実績の実質的監督は含まれていない。ファンドの投資者のために、またはファンドの投資者が利用可能なケイマン諸島政府に対する、またはケイマン諸島政府により、課される財務上の義務または補償スキームはない。

上記にかかわらず、ドッド・フランク法により、多くの規制要件がファンドに課されている。かかる規制要件は、ファンドに一定の費用を課す場合があり、ファンドが行う投資の種類の変更につながる場合がある。さらに、ファンドは、規制により要求される証券業者と取引することを意図しており、またはファンドのドッド・フランク法で義務付けられた報告要件を満たすことを約している。かかる遵守に伴う費用により、ファンドがそうでなければ追求するであろう特定の戦略が、実行するには収益性が低くなったり、経済的でなくなったりすることがある。

規制監督の強化 金融サービス業界、および特にヘッジファンドとその運用会社の活動に対し、厳格かつ多様な規制監督が課されつつある。当業界の規制強化を提案する法律は、米国以外の法域の管轄機関でも、米国議会でも定期的に検討されている。ファンド、管理会社、投資運用会社、それらが取引および投資を行う市場、またはそれらが取引を行う相手方に適用される規制に、将来どのような変更が行われるかを予測することは不可能である。当該法律、規制またはその他の監督により、ファンド、管理会社および投資運用会社が、潜在的負債および法務上、コンプライアンス上およびその他に関わる費用の影響を受け、ファンドの収益性に重大な悪影響を及ぼし、受益者の身元に関してより透明性を高めることを求めることがある。規制監督の強化はまた、管理会社および投資運用会社に対し、調査への対応ならびに新たな方針および手続きの実施等を含むがこれらに限られない、管理事務の負担を増やす可能性がある。このような負担は、投資運用会社のポートフォリオ運用活動に対する時間、注意および資源を減じることがある。さらに、通常の業務過程において、管理会社および投資運用会社の役員が政府当局と連絡を取り、および/または質問票や調査への回答を求められることが予想される。例えば、このようなことは、登録投資顧問の調査に関しては一般的である。ファンドはまた、そのポジションおよび取引に関して規制当局の問合せの対象となることもある。

ヘッジファンドの事業リスクおよび規制リスク 法務上、税務上および規制上の変更は、ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。上述のとおり、ヘッジファンドの規制環境は変化しており、ヘッジファンドの規制の変更が、ファンドが保有する投資対象の価格に重大な悪影響を及ぼすことがあり、これにはかかる変更がなければ利用できたレバレッジを獲得する可能性、または特定の取引戦略を追求する可能性を含む。さらに、証券市場および先物市場は、包括的な法律、規制および証拠金要件の対象となる。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、その他の規制当局、自主規制機関および取引所は、市場の緊急時には特別な措置を講じる権限を有する。デリバティブ取引およびかかる取引に従事するファンドの規制は、法律が変化し続ける分野であり、行政および司法上の措置により変更されることがある。将来の規制変更がファンドに及ぼす影響が、重大かつ著しく悪い可能性がある。

投資運用会社は、CFTC規則4.13(a)(3)に従って商品プール運用者（以下「CPO」という。）としてCFTCに登録されていないものとしてファンドを運営する（以下「デミニミス免除規定」という。）。投資運用会社は、ファンドがデミニミス免除規定を遵守できない場合には、登録CPOとしてファンドを運営する権利を留保する。デミニミス免除規定の遵守は、商品先物、有価証券先物、それらのオプションおよび特定のスワップ等、デミニミス免除規定に基づき禁止される商品のファンドの取引に重大な制限をもたらす可能性があり、また、かかる商品に代わり、ファンドは、取引手数料が高いか、および/または最善のヘッジではない制限されない商品を取引することがある。投資運用会社がファンドを登録CPOとして運営しなければならなくなった場合、追加的な管理事務負担を課す規制監督の強化の対象となる。

市場の混乱、政府の介入、ドッド・フランク法 世界の金融市場は、これまで、広範かつ根本的な混乱を経験してきた。ファンドは、市場が混乱した場合、および過去の価格関係が著しく歪められたその他の異常な事態が生じた場合に、多大な損失を被ることがある。価格の歪みによる損失リスクは、混乱した市場では多くのポジションが流動性を失い、市場が動いているポジションを閉鎖することは、困難または不可能になるという事実によりさらに悪化する。ファンドが利用可能な銀行、証券業者およびその他の相手方からの資金調達は、通常、混乱した市場では減少する。当該減少は、ファンドに多額の損失をもたらすことがある。市場の混乱は、時に、ファンドに甚大な損失をもたらすことがあり、当該事態が、そうでなければ歴史的に見て低リスクの戦略のパフォーマンスに前例のないボラティリティとリスクをもたらす可能性がある。

ドッド・フランク法は、以前は規制されていなかった市場、市場参加者および金融商品の規制に包括的な枠組みを確立し、他の多くの市場、市場参加者および金融商品の規制に大幅な変更をもたらし

ている。ドッド・フランク法およびドッド・フランク法に基づき採択された規制が、ファンドの収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

米国格付の下落懸念 金融サービス各社は、様々な理由により、過去においてアメリカ合衆国の長期国債格付けを引き下げたことがあり、今後も引き下げることがある。かかる格下げが米国をはじめとする世界の金融市場や経済情勢に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、さらに、市場がかかる影響を予測することで、ファンドの財務状況や流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

店頭デリバティブ市場の規制 ドッド・フランク法およびドッド・フランク法に基づき採択された規制は、店頭デリバティブ市場を包括的に規制する(ただし、CFTCおよびSECによる規則制定および監督の対象となる。)。

ドッド・フランク法は、店頭デリバティブの大部分を規制市場で執行し、規制された清算機関で清算すること(以下「中央清算」という。)を義務付けた。CFTCは、特定の店頭デリバティブについて中央清算権限を導入しており、SECも、かかる権限を今後導入する可能性がある。清算のために提出される店頭取引は、関連する清算機関が定める当初証拠金および変動証拠金の最低額要件の対象となる。また、清算される店頭デリバティブを取引する場合、ファンドは、清算機関と直接取引するのではなく、清算機関の参加者を通じて取引する。清算参加者は、通常、清算される店頭デリバティブ取引に対するファンドの証拠金要件を、規制上および清算機関の最低額を超えて一方的に増額できるよう要求する。また、清算参加者は、ドッド・フランク法以前に広く認められていたように、自身の取引において当該証拠金を利用せず、適切な清算機関に証拠金を預託しなければならない。これにより清算参加者のコストが上昇し、かかる費用の上昇は、通常、ファンドを含む他の市場参加者に転嫁される。

中央清算要件に加え、CFTC、SECおよび連邦の慎重な規制当局は、清算されない店頭デリバティブに証拠金要件を課しており、これは店頭デリバティブ取引業者が顧客担保を保有する場合に適用される。

また、CFTCでは、これまで店頭市場で相対で行われていた特定のデリバティブ取引を、規制された取引所または執行機関での執行を義務付けており、SECも今後同一の要件を課することがある。当該要件が、ファンドを含む投資信託が、高度に調整され、または個別化された取引の締結をより困難かつ高コストにする可能性がある。また、これにより、ファンドがそうでなければ実施するであろう特定の戦略を実施することが不可能、または実行するのがもはや経済的ではないほど高コストになる可能性がある。ファンドが当該取引所または執行機関を通じてデリバティブ取引を執行することを決定した場合(特に、ファンドが1または複数の当該取引所または執行機関の直接的な参加者となることを決定した場合)、ファンドは、当該取引所または執行機関の規則の対象となり、これにより追加リスクおよび負債が生じ、ならびに適用規制および関連する取引所または執行機関の規則に従うことになる。

店頭デリバティブの取引業者は、CFTCおよび/またはSEC(いずれか該当する方)への登録が義務付けられている。登録店頭デリバティブ取引業者は、最低資本および証拠金要件、業務上の行動指針、開示要件、報告および記録保管要件、透明性要件、ポジション制限、利益相反の制限、およびその他の規制上の義務の対象である。当該要件は、店頭デリバティブ取引業者の費用全般をさらに増加させ、かかる費用は、市場参加者に転嫁される可能性がある。

店頭デリバティブ市場の追加規制により、CFTCおよび/またはSECが義務付ける清算および執行要件の拡大、当初証拠金要件の引上げ、または米国外の規制当局によって課せられている重複する規制要件の結果によるか否かにかかわらず、店頭デリバティブのコストが高くなり、特定のデリバティブ取引の利用可能性が制限され、または特定のデリバティブの価値もしくはパフォーマンスにその他の悪影響を及ぼすことがある。

第2次金融商品市場指令 EU金融商品市場指令(指令2014/65/EU)および金融商品市場規則(規則(EU) No 600/2014)(以下、総称して「第2次金融商品市場指令」という。)は、株式、債券、集団

投資スキームの投資口およびデリバティブなどの金融商品の組織的取引だけでなく、それらに関連する投資サービスの提供および活動を規定している。第2次金融商品市場指令は、2018年1月3日からEU加盟国で施行されるよう義務付けられた。ファンドはEUで設立されておらず、EU加盟国の金融サービス規制当局の認可および規制を受けていないが、第2次金融商品市場指令の一定の側面は、ファンドに影響を及ぼすことがある。

第2次金融商品市場指令は、株式およびデリバティブの取引に関して一定の制限を課しており、ファンドによる取引またはファンドとの取引に適用される可能性がある。一定の条件および例外に従うことを条件として、ファンドは、第2次金融商品市場指令に規定される場合を除き、制限の影響を受けるEUの規制対象企業(EUの証券業者など)との間で、もしくはかかる企業を通じて、株式またはデリバティブ取引を行うことができないことがある。第2次金融商品市場指令はまた、EUの取引所で取引される商品デリバティブおよび「経済的に同等な」店頭デリバティブにおいて、ある者が常に保有できる正味ポジションの規模に対し、ポジション制限を課している。

より一般的には、ファンドと取引関係にあるEU規制対象会社は、第2次金融商品市場指令によってファンドに一定の要件を課す義務を負うことがあり、または、自らの法令遵守義務を満たすという観点から、契約によって一定の要件を課そうとすることがある。第2次金融商品市場指令がファンドに与える影響すべてを予測することは困難である。投資者となろうとする者は、第2次金融商品市場指令を遵守するためのコスト(直接的か間接的かを問わない)が発生することがあることにも留意すべきである。

英国には第2次金融商品市場指令と同等の規則がある。したがって、ファンドは英国で組織されておらず、FCAによる認可または規制を受けていないが、英国の規制を受ける会社と、もしくはかかる会社を通じて取引を行う、および/または英国の取引所で取引される商品デリバティブおよび経済的に同等な店頭デリバティブのポジションを保有する場合には、上記と類似する結果が生じると考えられる。

欧州市場インフラ規則 2012年8月16日、EMIRが施行された。

EMIRは、デリバティブ契約に関し一定の要件を導入し、当該要件は、主にEUに認可された投資会社、信用機関、保険会社、UCITSおよびオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)、ならびにEUオルタナティブ投資ファンド運用者指令(指令2011/61/EU、以下「AIFMD」という。)に基づき認可されたオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」という。)が運用するEU以外のAIF等の「金融取引相手方」(以下「FC」という。)に適用される。また、EMIRは、FCではないEUに設立された事業体である「非金融取引相手方」(以下「NFC」という。)にも適用される。店頭デリバティブ契約の取引がEMIRが規定する清算基準額を超える取引を行うNFC(以下「NFC+」という。)は、一般的に、その店頭デリバティブ契約の取引が当該清算基準額を超えていないNFC(当該契約がNFCの商業活動または資金調達活動に直接関連するリスクを軽減するために締結されていることを理由に基準額算出から除外されている場合を含む。)(以下「NFC-」という。)よりも、EMIRに基づくより厳格な要件に従う。さらに、2019年にEMIRが改正され、所定の清算基準額を超えていないFC(以下「FC-」という。)については、中央清算要件の緩和が導入された。当該清算基準額を超えているFCについては、以下「FC+」という。

一般的に、デリバティブ契約に関してデリバティブ利用者に適用されるEMIRの要件には、()清算義務の対象となる店頭デリバティブ契約の強制的清算、()清算されない店頭デリバティブ契約に関するリスク軽減手法(相互の担保交換を含む。)、()すべてのデリバティブ契約に関する報告および記録保管要件が含まれる。さらに、規則(EU)No 2024/2987(以下「EMIR 3」という。)に基づいて行われるEMIRの改正により、第三国の清算機関(以下「中央清算機関」という。)に対するEU域内におけるデリバティブ取引の過度なエクスポージャーを軽減するために一定の措置が導入される。その他の変更点の中でも、EMIR 3では、「アクティブ・アカウント要件」が導入されており、これにより、清算義務の対象となるデリバティブ利用者は、EUの金融安定性にとって構造上の重要性を

有すると特定されたデリバティブを、特定の閾値を超えて取引する場合、EUの中央清算機関にアクティブ・アカウントを保有することが義務付けられる。

管理会社は、EUのAIFMとして、EMIRの要件の対象となるが、ファンドが当該要件の対象となるEUの取引相手方と取引を行う場合、当該取引相手方は、自らの規制上の義務を果たし、EMIRを遵守した取引を実施できるよう、EMIRの特定の規定の適用が義務付けられることがある。特定の基準を超える場合、EMIR遵守のためのコスト、特に店頭取引および清算に伴う変動証拠金および当初証拠金要件を満たすために必要な担保コストならびにリスク軽減措置がファンドのリターンおよび特定の取引相手方との取引能力に重大な影響を与えることがある。

デリバティブに関するEU規則の枠組みおよび法制度は、EMIRのみならず、第2次金融商品市場指令によっても定められている。特に、第2次金融商品市場指令は、FC+およびNFC+の間において十分に流動性のある特定の店頭デリバティブが、第2次金融商品市場指令体制の要件を満たす取引機関において、取引の執行がなされるよう義務付けている(以下「デリバティブ取引義務」という。)。かかる取引義務は、EUで設立された場合は、FC+またはNFC+に分類される第三国の相手方と取引するFC+およびNFC+にも適用される。

投資者になろうとする者は、EMIRおよび第2次金融商品市場指令の要件を遵守するためのコストが、デリバティブ契約の締結費用を著しく上昇させ、また、EMIRが、ファンドの特定のデリバティブ取引に従事する能力に悪影響を及ぼす可能性があることを認識すべきである。

英国は、EUWAによりEMIRが英国法として維持されているため、EMIRの規則と同等の規則(以下「英国EMIR」という。)を有しており、また、第2次金融商品市場指令のデリバティブ取引義務規則と同等の規則(以下「英国デリバティブ取引義務」という。)を有している。ファンドは英国外で設立され、英国のAIFM(FCAハンドブックに定義されている。)によって運用されていないため、ファンドは、英国EMIRまたは英国デリバティブ取引義務の要件の直接の対象とはならないが、ファンドが当該要件の対象となる英国の取引相手方と取引を行う場合、当該取引相手方は、英国EMIRおよび英国デリバティブ取引義務に基づく自らの規制上の義務を果たすことができるように、英国EMIRの特定の規定の適用が義務付けられることがある。その結果、ファンドは、本来は適用されないと考えられる追加的な契約上の義務および/またはコストの対象となることがある。

上記リスク要因のリストは、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に列挙し、または説明するものであることを意図していない。投資者になろうとする者は、ファンドへの投資を決定する前に、本書全体に目を通し、各自のアドバイザーに相談すべきである。さらに、ファンドの投資プログラムは、時とともに発展および変化するため、ファンドへの投資は、本書に記載されていない追加的かつ異なるリスク要因に左右される可能性がある。

利益相反

キャンターは、金融サービスを、直接ならびにその部門および子会社を通じて提供する、グローバルな金融機関である。その部門には、投資銀行、株式、株式調査、債券、プライム業務およびアセット・マネジメントが含まれる。投資運用会社は、キャンターの間接完全子会社であり、キャンターのアセット・マネジメント部門の一部である。ファンドは、投資運用会社の関連会社のサービスを利用し、多くの場合、投資運用会社はファンドにそのサービスの利用を要請する。法律で許容される範囲において、当該サービスには、金融商品の売買、デリバティブの仲介、投資銀行業務(プライムブローカーサービスを含む。)、取引および調査、コーポレート・ファイナンス、株式および債券販売、外国為替、保管、清算、副顧問会社および他の資産運用業務、調査、不動産仲介物件および施設管理、管理事務サービス、ならびに投資運用会社の関連会社との募集代行関係が含まれるが、これらに限られない。本書に別途定められる場合を除き、当該サービスに関して当該関連会社に支払われる

報酬および費用は、ファンドが負担し、ファンドが投資運用会社に対して支払う報酬を減額するものではない。これらの関係の結果、多くの利益相反が存在する。

関連サービス提供者

ファンドは、随時、投資運用会社および／またはファンドを代理して一定のサービスを遂行する投資運用会社の関連会社（以下「関連サービス提供者」という。）を起用する。投資運用会社は、サービスの質、対応の早さ、経験、評判、秘密保持および経費を含むが、これらに限定されない多くの定性的および定量的要因を利用して、業務提供者（関連サービス提供者を含む。）を特定し、検討し、起用する。投資運用会社は、かかる要因をその単独の裁量で比較検討し、サービスの水準、条件および報酬全般について、かかる評価要因と比較して交渉する。関連サービス提供者または第三者によって提供される可能性がある2つのサービスは同一ではなく、カスタマイズされる可能性があるサービスについては、かかるサービスに関連する条件（価格を含む。）の差異が大きい可能性がある。投資運用会社が、関連サービス提供者が提供するサービスは独自のサービスであり、かつ、関連のまたは限定された一連の市場比較が存在しないと判断する場合がある。かかる判断は主観的なものであり、投資運用会社は、かかる判断を行う際に利益相反に直面する。さらに、投資運用会社による、関連サービス提供者が提供するサービスの範囲および／または質の評価および検討には本質的に偏りがある。

関連サービス提供者は、特に、ファンドまたは自らが調達もしくは特定する投資対象のパフォーマンスに基づき報酬を受け取る可能性がある。したがって、ファンド全体として実現利益がない場合であっても、一定の関連サービス提供者がファンドによって支払われるインセンティブ報酬を受け取る可能性がある。（以下の「投資機会の発掘」の項参照のこと。）かかる報酬の取決めによって、かかる取決めが実施されていない場合よりもリスクが高いまたは投機的な投資または投資判断を行うインセンティブが生じる可能性がある。さらに、パフォーマンス連動報酬は、ファンドおよび／またはかかる投資対象の未実現評価益を含む基準で計算することができるため、かかるパフォーマンス連動報酬は、当該報酬が実現利益のみに基づく場合よりも多額となる可能性がある。投資運用会社は、自己の単独の裁量で、かかる関連サービス提供者に支払われる報酬を決定する。また、当該報酬が市場条件に合致するという保証はなく、または、第三者がより有利な料金で同一のサービスを提供しなかったという保証はない。

関連サービス提供者が、営利目的でファンドを代理して活動またはサービスに従事した場合、投資運用会社が誠実に決定するとおり、サービス報酬は個別に決定される。投資運用会社は、サービス料を決定するにあたり、投資運用会社と同一の活動または実質的に類似する活動に従事している同等の業務提供者が、決定の時点で、類似のサービスの通常の過程において請求する料金を評価できるよう努めることができる。投資運用会社は、当該時点における当該サービスに関する通例の料金であると自らが考える料金を誠実に判断するが、ロスリーダー価格設定戦略またはその他のマーケティング慣行、統合効率、地理的な市場の差異および提供されるサービスの品質を含む、業務提供者およびそのサービスの価格に影響を与える一連の要因に基づいて、市場に差異が生じる可能性がある。投資運用会社は、当該時点における市場料金であると自らが考える料金について誠実に判断し、市場知識、競合他社が請求する価格、関連サービス提供者が第三者に請求する価格、第三者の評価代理人またはその他の主観的かつ客観的な測定基準を含む、複数の要因を基にその判断を行うことができる。

他の顧客

管理会社、投資運用会社およびそれらのそれぞれの関連会社は、株式、債券、グローバル通貨、コモディティ、デリバティブ、仮想通貨およびその他の市場における主要な参加者である。したがって、管理会社、投資運用会社およびそれらのそれぞれの関連会社は、ファンドが投資する場合がある同一の金融商品を含む他の投資信託および口座のために積極的に取引に従事することがある。管理会社、投資運用会社およびそれらのそれぞれの関連会社は、ファンドの投資目的と類似および相違する投資目的を有し、および／または、ファンドの投資プログラムと類似および相違する投資プログラム

に従う、他の投資ファンドおよび口座に対して投資運用サービスを提供し、その場合ファンドの利益とはならない。

投資運用会社およびその関連会社は、将来、特定の他の顧客のために、個別管理口座または単一の投資者の資金(以下、それぞれ「SMA」という。)を運用する場合がある。SMAは、ファンドと並行して、同等の条件でまたはファンドと実質的に類似の投資権限に従って取引を行う場合があるが、ファンドとは大きく異なる条件(より頻繁な清算日、ポジションの透明性および/またはファンドの投資者には提供されないその他の権利を含む。)を有する場合がある。SMAの実質的所有者は、いつでもまたは短期間の通知により、投資運用会社との契約を終了できる場合があり、かかる終了には、SMAのポジションの清算が必要となる可能性が高く、これにより、SMAの実質的所有者は、ファンドの投資者が回避できない不利な市況へのエクスポージャーを回避できる可能性がある。

他の投資信託または口座に使用される管理会社、投資運用会社およびそれらのそれぞれの関連会社の取引およびポートフォリオ戦略は、投資運用会社がファンドの運用に用いる取引および投資戦略と相反する可能性があり、ファンドが投資する、または投資しようとする場合のある金融商品の価格および利用可能性に悪影響を及ぼすことがある。管理会社、投資運用会社およびそれらのそれぞれの関連会社は、投資機会、アイデアまたは戦略を、ファンドと共有する義務を負わない。その結果、他の顧客ならびに管理会社および投資運用会社の関連会社は、適切な投資機会についてファンドと競合する場合がある。また、管理会社および投資運用会社の関連会社の金融サービス業務が、適用される法律、規則またはカンターが課す内部規則に基づき、ファンドが特定の金融商品を売買する能力を制限する場合があるという事実からも、一定の利益相反が生じる場合がある。管理会社、投資運用会社およびそれらのそれぞれの関連会社は、ファンドが特定の投資を行うことができるように、管理会社、投資運用会社およびそれらのそれぞれの関連会社の財産的地位もしくは他の顧客のポジションを処分し、または取引に従事しない義務を負うものではない。さらに、管理会社および/または投資運用会社は、それらのそれぞれの関連会社が主として保有するまたはシード・マネーを拠出する投資ファンドを運用することがあり、管理会社および/または投資運用会社が同様の投資目的で運用する他の投資ファンドよりも当該投資ファンドに投資機会を割り当てるインセンティブを生み出すことがある。

管理会社、投資運用会社およびそれらのそれぞれの人員は、彼らがファンドの活動に必要なかつ適切と判断する限りの時間を当てる。投資運用契約の条項において、管理会社および投資運用会社は、当該活動がファンドと競合する場合がある場合および/または管理会社およびその人員の多大な時間およびリソースを要する場合であっても、追加の投資ファンドを組成すること、その他の投資顧問関係を締結すること、または、その他の事業活動に従事することを制限されない。管理会社および/または投資運用会社の人員が管理会社または投資運用会社(適用ある場合)と関係のない事業体の役員または取締役/受託者の地位を求める場合には、当該人員は、その地位を引き受ける前に、管理会社または投資運用会社(適用ある場合)の承認を得なければならない。これらの活動は、管理会社または投資運用会社(適用ある場合)の人員の時間および労力がファンドの事業に専念するのではなく、一方でファンドの事業、他方で他の顧客および事業の運用との間で割り当てられるという点で、利益相反を生じさせるものと見ることができる。

投資判断

投資運用会社は、他の顧客について、ファンドの投資についての助言または行われた行為のタイミングや性質とは異なる助言または行為を行うことがある。投資運用会社は、可能な限り、投資機会をファンドに他の顧客との関係において、公平かつ公正な基準で、一定期間にわたって割り当てることを方針としている。投資運用会社は、一般的に、ファンドと、投資を行う他の顧客との間で、当該取引および投資機会を、それぞれ投資に利用可能な、レバレッジにより調整された相対的な額に基づき、比例按分で適切となるよう取引および投資機会を割り当てる。取引または投資機会(例えば、私募、オプションまたはスワップ)および/またはそれらに関連するヘッジポジションがファンドおよ

び他の顧客間で当該方法で配分されることが不適切、非現実的または望ましくない状況において、投資運用会社は、その裁量により、公正かつ公正であると判断する方法で当該取引および投資機会をファンドおよび他の顧客間で配分する。投資運用会社がファンドおよび他の顧客間で投資を割り当てる際に考慮する要因には、ファンドまたは他の顧客の投資戦略、ファンドおよび他の顧客のポートフォリオにおける集中および分散、税務上および規制上の問題、投資ガイドライン、既存ポートフォリオおよびキャッシュ・ポジションの性質および規模、リスク/リターン目標、ならびに予想される買戻し/償還および申込み（流動性）が含まれるが、これらに限られない。特定の状況において、ファンドまたは他の顧客が相当な金額の利用可能な現金を有している場合、投資運用会社は特別な考慮を行うことがある。新規発行に関して、投資運用会社は、上記の要因を考慮して、ファンドおよび他の顧客が適切であり、当該発行を受け取る資格があるかどうかを決定する。

ファンドおよび他の顧客のために投資運用会社が行う投資判断は、ファンドおよび当該他の顧客それぞれの投資権限に基づき、それぞれ別個に行う。投資運用会社は、当該取引または投資がファンドにとって不適切、非現実的または望ましくないと誠意をもって考える場合、投資運用会社が他の顧客の口座のために売買し、交換することのできる金融商品を、ファンドのために売買し、交換する義務を負わないものとする。

投資運用会社は、本書に規定される戦略を、他の顧客の一部に使用する。投資運用会社は、かかる他の顧客がファンドとは異なる投資条件（異なる手数料および流動性に関する条件を含む。）を有する場合があるため、ファンドよりも当該他の顧客の一部を優先する金銭的その他のインセンティブを有する可能性がある。それにもかかわらず、投資運用会社は、ファンドが本書に規定される戦略に関与する水準を決定する裁量を有する。

投資運用会社は、複数のポートフォリオ・マネージャーで運用する、各投資ファンドおよび口座の資産の運用に責任を負う。ポートフォリオ・マネージャーは、複数の投資ファンドまたは口座に関して責任を負う場合がある。ポートフォリオ・マネージャーは、随時、自己の努力または源泉（例えば、投資運用会社が一般的に受け取っていない、または投資運用会社の他の人員によりもしくはその人員と共に生み出された投資アイデアまたは機会）を通じて投資アイデアまたは機会を生み出し、または受け取る。そのような場合、ポートフォリオ・マネージャーは、必須ではないが、投資アイデアまたは機会を、ファンドのポートフォリオ・マネージャーを含む他の投資ファンドおよび口座の他のポートフォリオ・マネージャーと共有することがある。

投資運用会社の取引チームによる取引の執行は、トレーダーがファンドおよび他の顧客の取引を委託された場合、利益相反を呈する場合がある。複数のファンドまたは口座のために取引を実行するトレーダーは、複数のファンドおよび口座に対する責任のために、特定のファンドまたは口座に対する忠実義務、時間および注意について相反する義務を有する場合がある。一部のトレーダーは、特定のファンドまたは口座のために運用される取引について、他のトレーダーよりも多くの裁量を有し、裁量の水準は、トレーダーに、ファンドを含む他のファンドまたは口座よりも、自分の時間および注意を1つのファンドまたは口座により集中させるためのより大きなインセンティブを提供することがある。

取引の過誤

投資運用会社は、ファンドのために行われた取引について、随時、ミスを犯すことがある。取引の過誤は、（ ）意図された金額を超えるかまたはそれ未満の発注（購入または売却）、（ ）意図が購入/売却である有価証券の売却/購入、（ ）誤った有価証券の購入または売却、（ ）電子取引を入力する際のキー入力の過誤、および（ ）従業員間の誤った意思疎通に関連して発生する可能性がある。上記は、網羅的なリストではない。

投資運用会社は、投資運用会社のフォームADVのパート2 Aに記載されている取引過誤規程に従って全ての取引の過誤を確認し、それらを防止し、修正するための手段を採用することにより全ての取引の過誤を最小限に抑えるよう努める。

投資運用会社は、ある取引が投資運用会社によって補償されるべき過誤とみなされるか、または過誤ではなく、かつ、損失を発生させたが、投資運用会社によって補償されない取引であるかを判断する際に、利益相反の可能性に直面する。

自己/相互取引

投資運用会社およびその関連会社は、自己取引としてファンドとの間で取引を行うことがある。顧問法に基づき、投資運用会社は、当該取引の決済に先立って同意を得なければならない。受託会社は、ファンドのために当該取引を審査し、当該取引に対する同意を付与または保留するために、投資運用会社とは関係のない1名または複数の独立した当事者で構成される利益相反審査委員会(以下「利益相反審査委員会」という。)を選任している。受益者は、その受益証券の購入により、受託会社による利益相反審査委員会の選任および本項に記載される手続きに同意する。

適用法令で許容される範囲において、ファンドはまた、管理会社および投資運用会社の関連会社により発行された、または引受けられたもしくはその他の販売の主体となる、投資対象を購入する場合がある。ファンドはまた、管理会社、投資運用会社およびそれらのそれぞれの関連会社が取引関係を有する会社、または管理会社、投資運用会社およびそれらのそれぞれの関連会社が株式またはその他の利益を有する会社の金融商品に投資する場合がある。ファンドによる当該投資対象の購入、保有および売却は、当該会社における管理会社、投資運用会社およびそれらのそれぞれの関連会社の投資または当該会社とのその他の関係の収益性を高める場合がある。投資運用会社は、当該利益相反がファンドに対する受託者責任に見合った形で存在する場合には、当該投資判断を行う。

申込みまたは買戻しおよびある月におけるファンドの資産価値の変化の結果として、投資運用会社は、投資運用会社が望むエクスポージャーを維持するために、実行可能な範囲で、毎月初めにファンドのポートフォリオのほとんどの金融商品に対するファンドのエクスポージャーレベルを調整することを期待する。当該調整は、市場における金融商品の売買によって、または金融商品をファンドから他の顧客に譲渡することによって、またはその逆(以下「相互取引」という。)によって行う場合がある。投資運用会社は、ファンドおよび他の顧客の双方にとって(投資プログラム、リスク管理およびその他関連する事項を考慮した上で)最善の利益になる判断した場合に、相互取引を行う場合がある。金融商品は、一般的に、譲渡日の前日の営業終了時における金融商品の価格に相当する価格で、投資運用会社によって提供され、利益相反審査委員会によって承認され、譲渡される。投資運用会社は、相互取引を行うための手数料を請求しないものとする。相互取引は、利益相反審査委員会により承認され、相互取引で発生した費用は、投資運用会社の裁量により、譲受人と譲受人との間で公平に配分される。ただし、取引所での相互取引の実施が要求され、キャンターを含む執行証券業者から料金が発生する範囲において、投資運用会社は、当該取引に関する最善の執行を取得するよう努める。同様に、取引が中止となった場合、発生した費用は、管理会社の裁量により、譲受人と譲渡人との間で公平に配分される。

投資者紹介に対する報酬

販売会社は、一般的に、関連する販売契約に基づき、販売報酬を受領する権利を有する。したがって、各販売会社が、受益証券の購入および受益証券の買戻しの請求について投資者に助言することには、利益相反が存在する。

管理会社は、管理会社および投資運用会社の関連事業体および非関連事業体の双方との間で、販売取り決めを締結する場合があり、かかる取り決めにおいて、当該事業体の顧客がファンドに投資した場合、当該事業体は報酬が支払われる。当該販売取り決めおよびそれに基づく支払いの詳細は、必ずしも、関連する事業体からその顧客に対して(金額について)完全に開示されるとは限らない。当該販売取り決めは、様々なレベルの報酬を定めている場合があり、投資者に推奨する際に、関連する事業体に利益相反を生じさせることがある(後記「4 手数料等及び税金、(1)申込手数料」および「4 手数料等及び税金、(3)管理報酬等」を参照のこと。)

投資機会の発掘

投資運用会社の関連会社は、ファンドのために投資機会の発掘を随時行うことができる。ファンドは、当該発掘について当該関連会社に報酬を支払うことがある。投資運用会社は、支払われる報酬が独立企業間交渉と同程度であることを予測しているが、独立企業間交渉よりも高いレベルで、ファンドの資産から関連会社に報酬を支払うインセンティブを有している。また、投資運用会社は、当該投資機会を追求しないことを選択する可能性がある場合、ファンドを代理して関連会社が提供した投資機会に参加するインセンティブを有している。

プライム・ブローカー

投資運用会社は、一または複数のプライム・ブローカーを活用する。ファンドが新しいプライム・ブローカー契約を締結すべきであると提案する場合、投資運用会社は、プライム・ブローカーが利益相反を効果的に特定、監視および管理できるようにするために必要な内部方針、システムおよびコントロールを確立し、運用すると合理的に考えるプライム・ブローカーのみを選定する。ファンドがプライム・ブローカー関係を要求する範囲において、ファンドは、プライム・ブローカーの一部または全部およびその他潜在的なプライム・ブローカーと当該プライム・ブローカー関係を構築することを意図している。ファンドは、プライム・ブローカーのいずれかとの関係を使用または継続することを約しておらず、投資運用会社はファンドのために他のプライム・ブローカーを選定する場合がある。

SECが義務づける開示を含むプライム・ブローカーズ・フォームBDは、一定の懲戒情報を含め、<http://brokercheck.finra.org>でアクセスすることができる。さらに、投資運用会社は、自己取引または代理人としての取引の双方において、自己の関連会社を通じて取引を行う場合があり、投資運用会社の関連会社が店頭取引の相手方となる場合がある。当該活動はすべて、最良執行を求め、利益相反を有効に管理する投資運用会社の義務に基づき、また適用法に基づき行われる。これらの取引関係の結果、投資運用会社の関連会社は、とりわけ、利益、手数料およびマークアップ/マークダウン、ならびにプライムブローカレッジ、証券の借入および/または貸付サービスの提供に関連する収益を受け取ることになる。さらに、当該関係の結果として、投資運用会社の関連会社は、マージン・コール等、ファンドに関して悪影響を及ぼす措置を講じる場合がある。

投資運用会社の代表者は、ヘッジファンドへの投資に関心を有する者を対象とした、プライム・ブローカー(キャンターを含む。)がスポンサーとなっている会議およびプログラムにおいて、随時、発言する。これらの会議およびプログラムは、投資運用会社が、ファンドおよび自己が管理する他の投資ビークルの潜在的投資者に紹介することができる手段となる場合がある。プライム・ブローカーは、一般に、投資運用会社、ファンド(該当する場合)、または潜在的投資者が、当該「資金導入」機会を提供することに対して補償を受けていない。しかし、プライム・ブローカーによるこれらの機会の提供および潜在的投資者への他の紹介ならびに他のサービスは、ファンドの活動に関連して当該プライム・ブローカーのサービスを利用するか否かを決定するに当たり投資運用会社に影響を及ぼす場合がある。

従業員投資

管理会社および投資運用会社の主要人員は、投資運用会社が助言するファンドのいくつかまたはすべてに、ファンドが追求する戦略と同様の戦略を追求するファンドを含め、直接および間接的に、個人的に投資することを選択する場合がある。当該投資が行われれば、これらの投資の規模および性質は経時的に変化することが期待される。主要人員は、投資運用会社が運用するいずれかのファンドへの最低額の投資を維持することを要求されない。また、ファンドに投資する管理会社および投資運用会社の従業員は、ファンドの他の投資者と異なるリスク許容度を有していることがあり、そのためファンドにおいて他の投資者の利害と一致していないと見受けられることがある。管理会社および投資運用会社の従業員は、ファンドに参加することがある。当該参加は、投資運用会社に、ファンドのリスク・プロファイルを高めるインセンティブを与えることがある。

投資運用会社および管理会社の主要人員はまた、ファンドが投資しているまたは今後投資する会社の金融商品を保有、および将来取得する場合があり、随時、投資運用会社に対し彼らが金融商品を保

有する会社への投資機会を紹介する場合がある。当該ファンドによる当該金融商品の購入、保有および販売は、管理会社および投資運用会社のそれぞれの従業員の当該会社への投資または当該会社との他の関係の収益性を高める場合がある。投資運用会社は、自身が経済的利益を有する会社に対する潜在的投資を投資運用会社に紹介した従業員を投資判断のプロセスから除外し、ファンドに対する管理会社の受託者責任に合致した方法で当該投資判断を行う。

評価

管理事務代行会社は、ファンドの評価方針に従って、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を計算する責任を負い、これによりファンドが投資運用会社に支払う報酬の金額を決定する。

管理事務代行会社は、流動性のない有価証券や仕組商品など特定の金融商品の価格設定方法について、投資運用会社の意見を求める場合がある。投資運用会社は、評価方針に従って意見を提出することになるが、管理会社がファンドから受領する報酬は当該評価に基づくものであるため、当該金融商品のより高い評価を取得するインセンティブが存在する。さらに、随時、投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの特定の資産の評価および関連するサービスを提供するために、独立した第三者評価機関を利用することがある。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の計算に使用する書面の方針および手続は、請求により入手可能である。

サイドレター

適用ある法律、規則および規制で許容される範囲において、受託会社は、投資運用会社と協議の上、本書の条項の適用を放棄もしくは変更する、または受益者(投資運用会社およびその関連会社の主要人員、株主および従業員(およびそれらのそれぞれの家族)、投資運用会社および関連会社が管理する資金または口座ならびにその他選ばれた第三者を含むが、これらに限られない。)に関する、受益者が間接的に負担する種類や金額を含むファンド費用、報酬、買戻し、譲渡、通知および透明性に関する条項を含むがこれらに限定されない条項に関して特別な権利またはより有利な権利を付与する裁量を有する。

一般に、当該放棄または変更は、ファンドの異なるクラスの受益証券を発行することによって行われる場合がある。しかし、当該放棄または変更は、サイドレターを通じて行われる場合もある。特定の受益者に特別な条件またはより有利な条件を付与する理由は、ファンドへの投資の規模および期間、キャンターとの提携、および受益者に特有の規制上の考慮を含むが、これらに限られない。一部の受益者は異なる重要な条件でファンドに投資する場合があるが、受託会社は、投資運用会社と協議の上、一般に、ファンドにおける他の受益者が実質的に不利益を被らないと受託会社および投資運用会社が考える場合に限り、当該条件を提示する。例えば、投資運用会社は、透明性などの条件に関連するサイドレター上の権利が、投資家に対して適用される規制によって要求される場合に限り、提供されること、および相当な時間差をもって受領者への情報提供を行うよう要求されることを予測している。

ファンドの受託者としての資格において単独で行為する受託会社は、異なるクラスを発行し、ファンド(または、一定の場合には、管理会社)は、受益者に対して通知することなく、または受益者の承諾を得ることなく、受益者とサイドレターを締結することがある(「リスク要因 - ファンドの運営およびストラクチャーに関連するリスク - サイドレター、他の受益証券クラス」を参照のこと。)

贈答および接待

投資運用会社の従業員は、証券業者、管理事務代行者、プライム・ブローカー、弁護士、監査役およびその他の業務を行うサービスプロバイダーから贈答および接待を受けることがある。投資運用会社は、従業員が当該サービスプロバイダーから毎年受ける場合がある贈答の金額を制限するために(ディナーやスポーツイベントのチケットなど、毎年受け取る接待価値の金額上限はないが)、許容可能な業界標準に従って方針および手続を維持する。投資運用会社の従業員が年間の接待の実質的な金額価値を受け取る場合がある限り、当該従業員が、贈答および接待を提供するサービスプロバイダーとの関係を維持または拡大するインセンティブがあることがある。管理会社、投資運用会社、それらのそれぞれの関連会社およびそれらのそれぞれの従業員は、年金コンサルタント、受託者または受託責任者などの投資者に関連する人物に対しても、贈答および接待を提供する場合がある。さらに、投資運用会社、その関連会社およびそれらのそれぞれの従業員は、管理会社もしくは投資運用会社に有利な、または管理会社もしくは投資運用会社が支援する政策、立法、規制またはその他の事項

を支援する公務員または候補者に対して、ファンドもしくは投資者に必ずしも有利ではない、またはファンドもしくは投資者が支援するとは限らない事項も含めて、許容された政治献金を行う場合がある。投資運用会社が贈答／接待または政治献金を提供する場合、投資運用会社は当該物品が適用される法律または規則で禁止されていないことを確認する必要がある。投資運用会社は、その人員の当該贈答／接待および政治献金の水準を監視する。

レバレッジ

投資ガイドラインに従って、投資運用会社は、ファンドが利用するレバレッジを変更する権限を有しており、様々な形態でレバレッジを取得することがある。管理報酬は、ファンドの純資産価額が増加するにつれて増加するため、ファンドの利益が増加するにつれて成功報酬が増加し、レバレッジを利用してファンドの利益、ひいては純資産価額を増加させることができるため、投資運用会社はファンドからの潜在的な報酬を増加させるためにレバレッジを増加させるインセンティブを有している。

受託会社および管理事務代行会社の他の行為

受託会社および管理事務代行会社（および各場合においてそれぞれの関連会社とともに）は、他の信託または集団投資スキームと同様の能力で随時行動するか、または関与する場合があります、そのうちのいくつかはファンドと同様の投資対象を有することがある。したがって、各々は、ファンドに関して各々が引き受けた活動と他の投資者に関して各々が引き受けたまたは引き受ける活動との間の運用時間、サービスおよびその他の機能の割り当てに関して相反する要求にさらされることがある。そのため、そのいずれかが、それぞれの事業の過程において、ファンドまたは受益者との潜在的な利益相反を有することがある。各当事者は常に、ファンドに関する受益者および／または受託会社に対する自己の義務を尊重する。

管理会社、投資運用会社および／またはそれらのそれぞれの関連会社のその他の現在および将来の活動は、追加的な利益相反を生じさせることがある。

潜在的投資者は、本書に記載されている利益相反のファンドへの投資に関する潜在的な影響について、自身のアドバイザーと相談すべきである。ファンド、管理会社および投資運用会社は、潜在的投資者が保有する、または不合理努力もしくは費用を要することなく取得することができる、潜在的投資者が当該利益相反を評価する際に役立つことのある追加情報を提供する。

(2) リスクに対する管理体制

リスク調整された価値の上昇を最大化するため、投資運用会社は、個別のポジション、個々の戦略およびファンドの総ポートフォリオのリスク・パラメーターを定期的に監視する。投資運用会社のポートフォリオ運用および取引の構築において強調すべきは、マージャー・アービトラージの分野において全体的なポートフォリオの分散化および流動性を維持する一方、投資運用会社が思料するところによれば優れたリスクと利益とのパラメーターを有する機会を識別することを追求することである。さらに、ファンドは、個々のポートフォリオのリスク、相関およびリターンの性質に基づき、個々のポートフォリオの割当てを最適化することを目指す。

ストレス時における損失および業務上のガイドラインの監視といった測定を通じて、管理会社および投資運用会社は、市場リスクを評価する。投資運用会社は、運用ガイドラインに基づき、買収対象企業のロングポジションの市場価値を分析することで、マージャー・アービトラージ取引を監視する。この際、ポートフォリオは、ポートフォリオの投資資本総額と比較して投資され、投資運用会社により決定される該当する取引の成立確率に基づき、潜在的な損失を調整する。加えて、ストレス時における損失分析は、様々なシナリオを通じた潜在的なテールリスク、ならびに価格、ボラティリティ、金利、信用スプレッドおよびマージャー・アービトラージ・スプレッドの動向などのリスク要因に対する取引の感応度を決定しようとするものである。また、投資運用会社は、副次戦略、戦略およびファンドのレベルで運用ガイドラインを定めている。キャンター内のリスクグループ（ただし、ファンドのポートフォリ

オ・マネージャーとは独立して運営される。)が、かかるリスクの測定を独立して監視し、ならびに違反は、速やかな注意を確保するため、投資運用会社の上級経営陣に対して報告される。

投資運用会社は、ファンドのポジションに内在するすべての市場リスクおよび他のリスクをヘッジすることを目指していない。具体的に、投資運用会社は、特定のポジションに関して、またはファンドの全体的なポートフォリオに関して、金利、外国為替相場、株価、ボラティリティ、信用スプレッドおよび流動性の変化に関連するリスクならびに売りポジションにおける買占めリスクを含む(ただし、これらに限られない。)一定のリスクをヘッジしないことを選択することがあり、またはこれら一定のリスクをヘッジすることが経済的に魅力的ではないと判断することがある。投資運用会社のリスク管理の手法および戦略がいかなる時点においても、およびすべての市況においても、成功するとの保証はない。

(3) リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

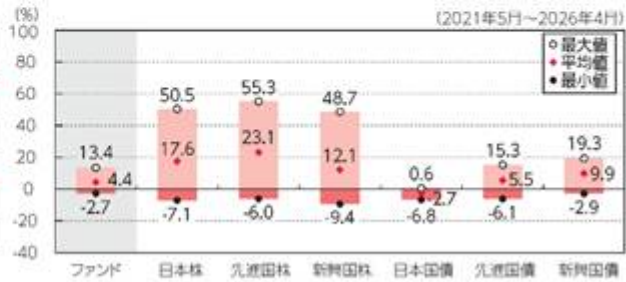
〈 ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移 〉

2021年5月～2026年4月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。

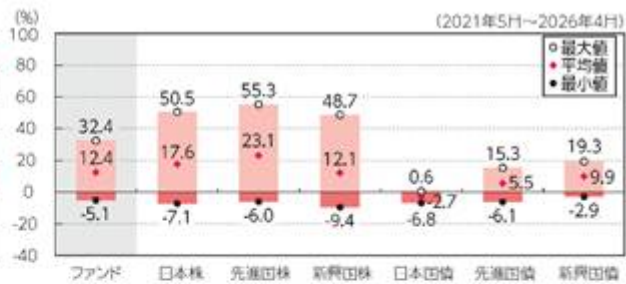
〈 ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較 〉

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

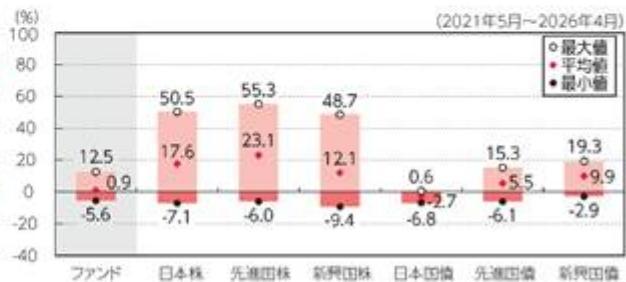
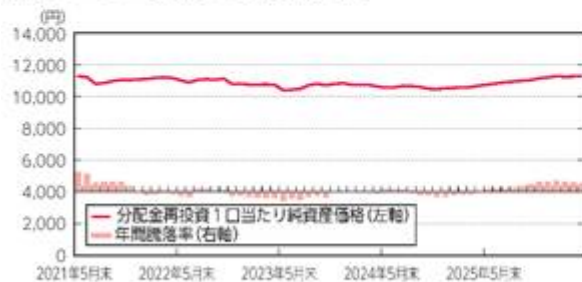
米ドル建クラス受益証券



円建(ヘッジなし)クラス受益証券



円建(ヘッジあり)クラス受益証券



出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータ
を基に森・浜田松本法律事務所外国法共同事業が作成

(ご注意)

- ・ 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ・ ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ・ 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ・ ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ・ ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

・ 代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株……………TOPIX(配当込み)
 - 先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国株……………S&P新興国総合指数
 - 日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数
 - 先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
- (注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

該当事項なし。

日本国内における申込手数料

受益証券の申込みにあたって、以下の通り申込手数料および適用ある税金が課せられる。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.30パーセント(税抜3.00パーセント)
1万口以上5万口未満	申込金額の1.65パーセント(税抜1.50パーセント)
5万口以上10万口未満	申込金額の0.825パーセント(税抜0.75パーセント)
10万口以上	申込金額の0.55パーセント(税抜0.50パーセント)

(注) 管理会社および日本における販売会社が書面により別途合意する場合には、当該合意に従うものとし、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられ、または申込手数料が課せられない取扱いとなる場合がある。

申込手数料に関する照会先は、日本における販売会社である。

支払金額は、申込価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料と当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額である。申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻手数料

該当事項なし。

日本国内における買戻手数料

買戻手数料は課せられない。

(3)【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、毎年、年間1万米ドルの受託報酬(以下「受託報酬」という。)を受領する。受託報酬は、管理事務代行会社の標準的な報酬体系の一部に含まれており、また、合理的な支払金および立替費用(電話、テレックス、電信および郵便費用を含むが、これらに限られない。)を含むものである。

受託報酬は、ファンドに対して受託会社として履行する同社の職務およびこれに付随する業務の対価として、支払われる。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、年間14万米ドルを最低報酬とする、ファンドの純資産価額の年率0.07パーセントまでの報酬をファンドから毎月後払いで支払いを受ける(以下「管理事務代行報酬」という。)。管理事務代行会社報酬および手数料は、随時の変動および再交渉の対象である。

管理事務代行報酬は、ファンドの資産の管理事務代行業務、受益証券の発行、譲渡および買戻しに関する登録名義書換事務ならびに他の管理事務代行会社として履行する同社の職務の対価として支払われる。

管理報酬

ファンドは、投資運用契約に従い、(管理報酬が計算された日付時点で買戻しを実行する前に、また、ファンド費用(管理報酬を除く。)を控除した後で(ただし、成功報酬(もしあれば)を計上する前に))各暦日に発生し、年率1.10パーセントで計算される月次管理報酬(以下「管理報酬」という。)を毎月後払いで投資運用会社に支払う。投資運用会社は、当該当事者が書面で相互に合意するとおり、管理報酬の全部または一部を、管理会社に分配することができる。ファンドは、管理報酬を管理会社に直接送金する義務を負わない。管理報酬は、管理会社および投資運用会社が負担する費用を超えることがある。管理会社および投資運用会社の関係会社の保有する受益証券は、管理報酬を負担しないが、個別に受益証券ごとに按分したファンド費用を負担する。

管理報酬は、管理会社および投資運用会社のファンドのポートフォリオ資産の投資運用業務、受益証券の発行および買戻し業務ならびにファンドの投資運用会社および副顧問会社として履行する同社の他の職務の対価として支払われる(適用ある場合)。

成功報酬

ファンドは、投資運用契約に従い、各営業日に通常発生し、各受益証券に関する新規利益の15パーセントに等しい成功報酬(以下「成功報酬」という。)を、毎月後払いで投資運用会社に支払う。成功報酬は、各暦月の最終営業日に、受益証券の月内の買戻しまたは譲渡(買い戻されるか、または、譲渡される受益証券に関する買戻しまたは譲渡に限る。)に基づき支払われる。成功報酬は、適用あるクラス受益証券を表示する通貨(米ドル建クラス受益証券については米ドル、円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券については日本円)で計算され、報告される。円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券に関しては、各成功報酬は、ファンドの米ドル建て資産に関して、為替相場による変動が当該受益証券の1口当たり純資産価格に与える影響を考慮することなく計算される。また、円建(ヘッジあり)クラス受益証券に関しては、成功報酬は、為替ヘッジに関する費用または損益を考慮することなく計算される。投資運用会社は、当該当事者が書面で相互に合意するとおり、成功報酬の全部または一部を、管理会社に分配することができる。ファンドは、成功報酬を管理会社に直接送金する義務を負わない。管理会社および投資運用会社の関連会社の保有する受益証券は、成功報酬を負担しないが、個別に受益証券ごとに按分したファンド費用を負担する。

受益証券に関する「新規利益」は、特定の日付時点における適用あるクラス受益証券の1口当たり純資産価格(当該時点で計算される成功報酬を控除する前)が当該日時点における適用あるクラス受益証券の1口当たりハイ・ウォーター・マークを上回る金額(もしあれば)である。

特定の日付時点の「受益証券1口当たりハイ・ウォーター・マーク」は、当該時点における適用あるクラス受益証券の発行済みの受益証券口数で除した、当該日の適用あるクラス受益証券のハイ・ウォーター・マークに等しい。

「ハイ・ウォーター・マーク」は、成功報酬が支払われた直近の月末時点の(かかる成功報酬が支払われた後の)適用あるクラス受益証券の純資産価額総額または当該クラス受益証券について成功報酬が支払われていなかった場合、ファンドの当初申込日に発行されたすべての適用あるクラス受益証券の申込代金総額に等しく、いずれの場合も、当該クラス受益証券の継続申込みの金額により増加し、当該クラス受益証券についての継続買戻しにつき(買い戻される受益証券の口数に基づき)比例して減少する。

「営業日」は、() (a) ニューヨーク、ロンドン、ダブリン、東京およびケイマン諸島で銀行が営業を行う日ならびに (b) ニューヨーク証券取引所(NYSE)、ロンドン証券取引所(LSE)および東京証券取引所(TSE)(以下、個別に「取引所」という。)が営業を行う日または() 投資運用会社がその裁量で決定するその他の日である。ニューヨーク、ロンドン、ダブリン、東京もしくはケイマン諸島の銀行が平日に臨時休業した場合および/または取引所が平日に臨時休業した場合、受託会社は、投資運用会社と協議の上、当該日をファンドに関する営業日とみなすか否かを決定する。

投資運用会社は、追加の成功報酬の対象となる利益を認識するために、従前に投資運用会社に支払われた成功報酬を回収する必要はない。

取引日以外の時点で受益者が受益証券を買い戻した場合または譲渡した場合、発生した成功報酬は、買戻価格に反映される。

成功報酬は、管理会社および投資運用会社のファンドのポートフォリオ資産の投資運用業務、受益証券の発行および買戻し業務ならびにファンドの投資運用会社および副顧問会社として履行する同社の他の職務の対価として支払われる(適用ある場合)。

販売報酬

管理会社により、受益証券を販売するために選任された各販売会社および/または販売代理人(以下、それぞれ「販売会社」という。)は、該当する販売契約に基づき、ファンドの資産から、当該販売会社を通じて購入された受益証券に関して、販売報酬を受領する権利を有する。

各販売報酬は、受託証券の販売、申込および買戻しの取扱い、運用報告書の交付、既存受益者に対する一定の情報提供等ならびに他の付随する業務を含む同社の職務の対価として支払われる。

日本における販売会社に対する販売報酬

日本における販売会社は、販売・買戻し契約に基づき、ファンドの資産から、日本における販売会社を通じて購入された受益証券に関して、ファンドの純資産価額の年率0.50パーセントの販売報酬(以下「販売報酬」という。)を四半期毎に後払いで受領する。

販売報酬は、日本における受託証券の販売、申込および買戻しの取扱い、運用報告書の交付、既存受益者に対する一定の情報提供等ならびに他の付随する業務を含む同社の職務の対価として支払われる。

代行協会員報酬

ファンドの代行協会員であるS M B C日興証券株式会社(以下「代行協会員」という。)は、ファンドの日々の純資産価額の年率0.10パーセントの報酬(以下「代行協会員報酬」という。)を当該四半期に後払いで受領する権利を有する。さらに、管理会社の書面による同意にしたがい、代行協会員が顧客サービスのためにファンドを代理して負担した合理的な支払金および立替費用は、ファンドが負担する。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書および他の文書の販売会社および他の販売会社に対する交付、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびにこれらに付随する業務を含む同社の職務の対価として支払われる。

(4)【その他の手数料等】

ファンド費用

ファンドは、以下を含むが、これらに限られないその運営費用のすべてを負担する。仲介手数料、為替手数料、調整手数料および利用者手数料、証拠金勘定およびその他の負債の利息、第三者により実施される独立した資産評価費用、空売りされる有価証券の借入手数料、保管報酬、銀行業手数料、源泉徴収および名義書換手数料、事業体レベルの税金、ETFへの投資に関連する報酬および費用、為替に関連する費用、投資に関連する通貨のヘッジおよび通貨ヘッジ、投資に関連する専門家報酬(コンサルタントおよび専門家の費用を含むが、これらに限られない。)、投資に関連する弁護士報酬、投資に関連する旅費(一定の場合に、ビジネスクラスを認めるキャンターの社内出張方針に従う。)、取引執行、清算、決済、確認および/または調整に関連して発生する費用、ソフト・ダラー協定を通じて支払われるリサーチ費用、プライム・ブローカー、取引相手方および/またはその他の業務提供者に関連する報酬、投資機会の調達に関連する費用(当該活動に関して管理会社および投資運用会社の関連会社に対す

る支払いを含むが、これらに限られない。）、一または複数の投資を促進するために設立された特別目的ビークル（以下「取引関連SPV」という。）の設立および運営に関連する費用を含む、投資関連費用（投資が完了したか否かにかかわらず。）（例えば、設立費用、税務費用、投資を促進するために必要な許認可の取得に関連する費用ならびに設立書類およびブライム・ブローカー、取引カウンター・パーティーおよび業務提供者契約の作成に関連する弁護士費用およびその他報酬）および費用ならびにファンドの投資対象の購入、売却または移転に関連するその他の費用（以下、総称して「取引関連費用」という。）。

ファンドは、以下を含むが、これらに限られない非取引関連費用も負担する。データおよびソフトウェア提供者への報酬、調査費用、研究開発に関連する技術費用、規制上の報告費用（SEC、CFTC、関東財務局、金融庁およびアイルランド中央銀行への報告義務の遵守に関連して発生する費用を含むが、これらに限られない。）ならびにファンド、ファンドに関する管理会社および投資運用会社に関連する規制上の届出準備に係る立替費用を含むが、これらに限られない、弁護士、会計、監査、納税申告および一般的な税務に係る費用、事業体レベルの税金、政府および規制に係る費用（届出費用を含むが、これに限られない。）、ファンドの登記上の事務所および主たる事業所の維持に関連する費用、ファンドの子会社（取引関連SPVを除く。）の設立および運営に関連する費用、ライセンスまたは許可（投資を促進するために必要な取引関連SPVに関する許認可を除く。）の取得に関連する費用、コーポレート・ライセンシング報酬、管理報酬および成功報酬、募集代行報酬（もしあれば）、利益相反審査委員会の報酬および費用、取締役および役員損害賠償保険料（受託会社および利益相反審査委員会に対する損害賠償責任保険に関する保険料を含むが、これに限られない。）、役員報酬および費用（旅費を含むが、これに限られない。）、会社秘書役業務の費用、マネー・ロンダリング防止責任者費用、設立費用、ファンドの受益証券の申込みおよび販売に関連して生じた費用（ファンドが販売される法域における販売に関するファンドの登録、通知もしくは申請、またはその免除の取得および当該登録、通知、申請または免除の維持に伴う費用および報酬（当該費用および報酬は、当該サービスを提供する管理会社の関連会社に対して支払われる可能性がある。）を含むが、これらに限られない。）、受益証券の追加のクラスおよびシリーズの設定に伴う費用および報酬（準拠書類の作成または修正および申込文書の修正または補遺に伴う報酬および費用ならびに当該書類の印刷、作成および配布に関する費用等）を含む。）、管理事務代行報酬、受託会社、代行協会、本店提供者、販売会社およびファンドのその他の代理人または業務提供者の報酬および費用、受益者への情報提供において発生した費用（ファンドの書類および報告書の翻訳に伴う報酬を含むが、これらに限られない。）、ファンドに関連するその他の類似費用、ならびにあらゆる特別費用（補償および訴訟費用、ならびにファンドの償還に関連して発生する費用を含むが、これらに限られない。）（以下、総称して「非取引関連費用」といい、取引関連費用と併せて、「ファンド費用」という。）。

ファンドは、ファンド費用が取引関連費用または非取引関連費用に適切に分類されるか誠実に判断する。ファンド費用は毎日発生する。上記にかかわらず、ファンドは、適用ある州法、連邦法または規則に基づき受益者に転嫁されることを禁止される、もしくは投資運用会社の内部方針に従っていないファンド費用を負担しない。

投資運用会社（または管理会社）が、ファンドを代理して、ファンドおよび一または複数の他の顧客に利益をもたらす商品およびサービスに関して経費または費用を負担する場合、当該負担された経費または費用は、一般に、当該商品およびサービスの利用に応じて、ファンドおよび他の顧客の各々の純資産価額（レバレッジ調整後）に応じて比例按分ベースで、または投資運用会社が合理的に判断して、公平かつ平等であるとみなすその他の基準でファンドおよび他の顧客に配分される。管理会社、投資運用会社またはそのそれぞれの関連会社が、ファンドを代理して上記のいずれかの業務（法律、会計、受益者への報告、監査および納税申告に係る業務を含むが、これらに限られない。）を行う場合またはかかる業務の費用をファンドを代理して支払う場合、ファンドは、管理会社、投資運用会社またはそのそれぞれの関連会社に対し、かかる費用またはその割り当てられた負担部分を払い戻す。

受託会社は、投資運用会社と協議の上、受託会社が公平かつ平等な割り当てと判断したところにより、一または複数の受益者、一または複数のクラス受益証券またはシリーズ受益証券に、または、受託会社が公平かつ平等な割り当てと判断したところにより、すべての受益者またはクラス受益証券もしくはシリーズ受益証券に按分して、費用を割り当てることができる。ファンドが提供する年次報告の一環として、ファンドは、報酬および費用の詳細を受益者に提供する。

一般に、ファンドの会計および純資産価額の算定は、米国会計基準に従って行われる。ただし、2024年4月1日に効力を生じたファンドの運用の再編に関連する非取引関連費用は、受託会社が適切とみなす範囲で、会計の目的上、2024年4月1日から60か月の期間を上限としてファンドにより償却されることがある(以下「再編費用」という。)。再編費用は、準拠書類の作成または修正および申込文書の修正または補遺に伴う報酬および費用ならびに当該書類の印刷、作成および配布に関する費用(当該書類の翻訳に伴う費用を含む。)を含むが、これらに限られない。最大60か月の期間を超えて当該費用を償却することは、米国会計基準からの逸脱であり、かかる逸脱により、一定の状況において、ファンドの監査済年次財務諸表に関する資格が生じることがある。かかる場合、ファンドは、()未償却の費用を認識することにより資格を回避する旨、または()財務報告の目的で米国会計基準に従う変更を行うが、ファンドの純資産価額の計算の目的で費用を償却する旨を決定することができる。()に基づき、米国会計基準に従う変更が、財務報告の目的でファンドの財務諸表に対してのみ行われた場合、ファンドの会計年度末の純資産価額およびある年度のファンドの財務諸表において報告された純資産価額には相違が生じる。再編費用が認識された日から60か月以内にファンドが終了した場合、一切の未償却の費用が認識される。受益者が、ファンドが費用を償却する60か月の期間の終了前にファンドの受益証券を買い戻した場合、ファンドは、買い戻される受益証券口数に基づき、未償却の費用の比例的負担部分を期限前償却することができ(ただし、義務ではない。)、買戻代金をかかる期限前償却費用の金額分減額することができる。

(5)【課税上の取扱い】

本項に記載される内容は、情報提供のみを目的としている。各投資予定者は、ファンドへの投資に関する税金の取扱いについて、自己の税務専門アドバイザーに確認すべきである。税務上の影響は、投資予定者の個々の状況に応じて様々に異なる場合がある。さらに、一定の帰属の規則を適用した結果、ファンドの直接的な受益者ではないが受益証券を所有しているとみなされた者に対しては、(本項に記載されない)特別な税制が適用される場合がある。

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、売却その他の処分に伴う税金等の取り扱いについて専門家に相談することが推奨される。

(A) 日本

2026年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(二) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。）。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(二) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。）。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益

証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) 米国

以下は、投資予定者が考慮すべきファンドおよびその受益者に対する米国連邦所得税課税の一定の側面についての概要である。本概要は、英文目論見書の日付の時点で有効な米国連邦所得税に関する法律、規則、行政上の決定および司法の決定に基づく。本項の記述を不正確または不完全にするような行政上、司法上または立法上の変更が行われないという保証はない。本概要は、特定の投資者または米国連邦所得税法に基づき特別の取扱いに服する一定の投資者（米国連邦所得税法上のパススルー事業体またはパススルー事業体を通じて株式を保有する者が含まれるが、これらに限られない。）に関連する場合がある税務上の影響すべてについて論じているわけではない。さらに、本概要は、非居住外国人および外国法人以外の者によるファンドへの投資に適用される米国連邦所得税制については扱っていない。また、本概要では、米国の連邦遺産税、贈与税もしくは物品税に関する勸案事項、または州税もしくは地方税に関する勸案事項については扱っていない。各投資予定者は、ファンドへの投資に関する米国連邦所得税の影響について、自己の税務アドバイザーに確認すべきである。

ファンド ファンドは、米国連邦所得税の目的において法人に分類されている。外国法人として、ファンドは、一般に、取引活動および投資活動によってファンドが実現する所得または利益については、当該所得または利益と実質的に関連するとみなされる米国取引または米国事業にファンドが従事しておらず、または従事しているとみなされないことを条件として、米国連邦所得税の課税対象とならない。ファンドは、 ファンドが株式、有価証券または商品の取引業者とみなされず、かつ、顧客との間でデリバティブのポジションについて定期的に締結、引受け、清算、譲渡またはその他の終了の申し出を行っていない場合、 ファンドの米国事業活動（もしあれば）が自己勘定による株式または有価証券、組織化された商品取引所で通常取引される種類の商品（ただし、当該場所で通常完了される種類の取引とする。）およびデリバティブへの投資および/またはこれらの取引のみで構成される場合、 ファンドの投資対象であり、米国連邦所得税の目的においてみなし事業体、パートナーシップまたはトラストに分類される事業体が米国取引または米国事業に従事しておらず、または従事しているとみなされない場合ならびに ファンドが内国歳入法典第897条に定義される「米国不動産持分（United States real property interest）」の処分を行っていない場合、そのように従事しているとはみなされない。ファンドは、上記の要件を満たす方法により自己の業務を行うことを意図している。ただし、ファンドが米国内で取引または事業を行っているとはみなされないことを完全に保証することはできないため、ある年度においてファンドが米国取引または米国事業に従事し、または従事しているとみなされた場合、ファンド（ただし、受益者のいずれでもない。）には、当該年度について米国連邦所得税を申告した上で、当該米国取引または米国事業と実質的に関連する自己の所得および利益について、米国法人税率により税金の支払義務が生じる点に留意されたい。さ

らに、ファンドには、一般に、当該米国取引または米国事業から得る利益のうち再投資されない利益の30パーセントに相当する支店利益税の支払義務が生じる。

また、ファンドは、()ポートフォリオの利息に関する除外規定および源泉徴収税に関するその他の適用可能な除外規定に該当しない米国源泉の利子所得、()米国源泉の配当所得または配当相当支払金ならびに()その他の米国源泉の固定/確定の年次/定期的な利益、収益または所得(いずれの場合も、当該金額が米国取引または米国事業と実質的に関連していない範囲に限る。)の総額について、30パーセントの米国源泉徴収税が課せられる。上記の目的において、利息は、一般に、記名式の債券に関して支払われた場合には、ファンドが一定の必要な証明書を提供することを条件として、またはその他の一定の状況において、ポートフォリオの利息に関する除外規定に該当する。ただし、債券に関する利息は、()ファンドが当該債券の発行体の10パーセントの株式を保有する株主であるとみなされる場合、()ファンドが被支配外国法人であり、かつ、当該債券の発行体に関して関係者であるとみなされる場合または()当該利息が当該債券の発行体の一定の財務情報(例えば、発行体の収入金、売上高、所得または利益)を参照することにより決定されている場合もしくは偶発的利息であるとみなされる場合、ポートフォリオの利息に関する除外規定に該当しない。

「FIRPTA」ルールに基づく「米国不動産持分」(「米国不動産保有法人(United States real property holding corporation)」の一定の株式およびその他の持分を含む。)の処分から得る利益は、一般に、米国取引または米国事業と実質的に関連する利益と同一の方法により米国連邦所得税の課税対象となる。さらに、米国不動産持分を処分した場合に得る受取金総額についても、15パーセントの料率により源泉徴収の対象となる場合がある。米国不動産持分の売却から得る受取金の一部についての源泉徴収は、付加税ではない。すなわち、そのように源泉徴収された金額は、ファンドの米国連邦所得税額に対して控除され、または当該金額がファンドの米国連邦所得税額を超えた場合には還付される場合がある。

非米国受益者 非居住外国人または外国法人である受益者は、一般に、資本的資産として保有する受益証券の売却、交換または買戻しによって実現された所得または利益について、当該所得もしくは利益が米国取引もしくは米国事業と実質的に関連する場合を除き、または非居住外国人により実現された利益の場合には当該個人が課税年度中に183日以上米国に滞在し、かつ、その他の一定の条件が満たされる場合を除き、当該米国連邦所得税の課税対象とならない。

FATCAの遵守 FATCAにより、通例、米国源泉所得の非米国金融機関(投資事業体を含む。)への一定の支払いについては、当該非米国金融機関が、当該非米国金融機関に直接的または間接的に口座を保有している一定の米国人の氏名/名称、住所および納税者番号のほか当該口座に関するその他の一定の情報を内国歳入庁に開示する場合を除き、30パーセントの源泉徴収税が課せられる。場合によっては、当該契約は、非米国事業体であって、直接的または間接的な米国保有者に関する一定の情報の特定および提供(または、直接的または間接的な米国保有者を有していないことの証明)を怠った投資者に対して行う一定の支払いについて源泉徴収を行うよう非米国金融機関に義務付けることがある。ファンドに提供された当該情報は、内国歳入庁と共有される。米国およびケイマン諸島は、FATCAに関して「モデル1」政府間協定(以下「US IGA」という。)を締結している。US IGAによりケイマン諸島の金融機関に関する上記の要件は緩和されたが、US IGAにより、一般に、同様の情報をケイマン諸島政府に対し、そして最終的には内国歳入庁に対し開示することが義務付けられる。ファンドは、FATCAに基づく源泉徴収税の課税を回避するために、FATCAおよびUS IGAに基づき自己に課せられたいかなる義務も遵守することを意図しているが、この点についてはファンドが成功するという保証はない。(下記「一定のケイマン諸島の税制度」を参照のこと。)したがって、ファンドは、FATCAに基づき、所得および受取金総額の一部について30パーセントの米国源泉徴収税を課せられる可能性がある。

ファンドがFATCAを遵守する能力は、各受益者が、ファンドが当該義務を満たすために必要であると判断する情報(当該受益者の直接的または間接的な保有者に関する情報を含む。)をファンドに提供

することに依存することがある。ファンドが当該義務を満たさない場合、または受益者がファンドに必要な情報を提供しない場合、前項に記載される米国源泉所得の支払いに30パーセントの源泉徴収税が課せられることがある。ファンドは、FATCAに基づく義務を満たすためにファンドが要求した情報をファンドに提供することを怠った受益者について、必要な情報の提供を怠ったことにより源泉徴収を生じさせた当該受益者によって当該源泉徴収分が経済的に負担されるようにするために、別のクラスまたはシリーズを設定し、および/または完全に償還する権利を行使することがある。受益者は、ファンドへの自己の投資に関するFATCAの見込まれる影響について、自己の税務顧問に確認することが推奨される。

(C) ケイマン諸島

一定のケイマン諸島の税制度

以下は、公募により受益証券を購入する者に関する一定のケイマン諸島の税務上の影響についての概要である。本記載は、ケイマン諸島の適用法およびケイマン諸島の顧問法律事務所であるオジエ(ケイマン)エルエルピーの助言に基づく。本記載は、特定の受益者に関連する場合がある税務上の影響すべてについて扱っているわけではない。投資予定者は、受益証券の取得、保有および処分に関するケイマン諸島の税務上の影響のほか、自己が市民であり、居住者であり、もしくはドミサイルを有する法域または自己が事業を行う法域の税法の効果について、自己の税務顧問に確認しなければならない。

ファンドの課税 現在、ケイマン諸島には直接税が存在しないため、ファンドおよび受託会社に支払われる利息、配当および利益は、いかなるケイマン諸島の税金も課せられることなく受領される。ファンドは、ケイマン諸島信託法に従って「特例信託(exempted trust)」として登録されており、ケイマン諸島の財務長官から非課税証明書を交付された。当証明書は、非課税証明書の日付から50年間、所得もしくは資本的資産、収益もしくは評価益に対して課せられる税金もしくは義務または遺産税もしくは相続税と同種の税金もしくは賦課を課すことを定めたケイマン諸島で以後に制定されるいかなる法律も、ファンドに含まれる資産もしくはファンドに発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関して、受託会社もしくはファンドの投資者に対して適用されない旨を定める。

ファンドは、ケイマン諸島においては税金を課せられないが、ファンドの投資から得る所得または利益に関して、その他の国において源泉徴収される場合がある税金の支払義務を負う場合がある。

自動的情報交換 - FATCAおよび共通報告基準 ケイマン諸島で設立された投資事業体として、ファンドは、以下に記載するような(および随時導入されるその他の)自動的情報交換の制度により、各投資者およびそれぞれの課税上の地位に関する一定の情報を収集し、かかる情報をケイマン諸島の税務当局と共有すること(ただし、ケイマン諸島の税務当局は、その後、かかる情報を当該投資者が税法上の居住者となっている法域の税務当局と交換する場合がある。)を義務付けられている。

FATCAに従い、ファンドは、US IGAにより定義される「特定米国人(Specified U.S. Person)」の金融口座について米国財務省に通知させることを目的とした広範なデューディリジェンスおよび報告要件を遵守することを義務付けられている。ファンドがこれらの要件の遵守を怠った場合、ファンドには、米国源泉所得のファンドへの一定の支払いについては、30パーセントの源泉徴収税を課せられる。US IGAに従い、ファンドが特定米国人により保有される金融口座を特定し、これをケイマン諸島の税務当局に直接的に報告する限り(ただし、ケイマン諸島の税務当局は、その後、かかる情報を内国歳入庁に提供する。)、ファンドは、これらの要件を遵守しているとみなされ、源泉徴収税を課せられることはない。

FATCAの実施に向けて政府間アプローチを幅広く活用する一方、OECDは、オフショアで行われる租税回避の問題に世界的規模で取り組むために、共通報告基準(以下「CRS」という。)を策定した。OECDの租税に関する相互行政支援に関する条約に基づく税務情報の自動的交換を実施するため、100か国以上がOECDの権限ある当局による多国間合意およびCRSに署名している。CRSは、形式的小および実質的に、US IGAと類似しており、各「参加国」(ケイマンTIAが公表しているリストにおいて特定される。)に関して適用される。CRSに従い、CRS参加国を本拠地とする金融機関(ファンドなど)は、投資者および(必要に応じて)当該金融機関が所在する法域と情報交換に関して適切な合意を締結しているその他のCRS参加国に居住する実質的支配者の個人情報および口座情報について、各自の地域の税務当局に報告しなければならない。CRS参加国の税務当局は、年に一度、かかる情報を交換する。ケイマン諸島における施行は、税務情報庁(国際税務コンプライアンス)(共通報告基準)規制(改訂済み)(以下「CRS規制」という。)に準拠する。その結果、ファンドを含むケイマン諸島の金融機関は、国際的な税務上の遵守義務を実質的に拡大し、また報告義務を実質的に拡大している。

ファンドがFATCAおよびCRSに基づく自己の義務を満たし、かつ、かかる情報を継続的に更新することができるように、各投資予定者は、投資に先だって、自己およびその課税上の地位に関する情報をファンドに提供することが要求される。投資予定者は、かかる情報をケイマン諸島の税務当局に開示するファンドの義務について留意すべきである。各投資予定者は、投資者が要求された情報をファンドに提供することを怠ったことによりファンドが源泉徴収税を負担した場合ならびにその他の関連する費用、利息、罰金ならびにその他の損失および債務が生じた場合、これらが当該投資者によって経済的に負担されるようにするために、ファンドが当該投資者のファンドに対する持分に関してファンドが必要とみなす措置を講じる場合があることを了解する。上記には、FATCAもしくはCRSに基づき結果的に生じる米国源泉徴収税もしくは罰金について投資者に責任を負わせること、および/または当該投資者のファンドに対する持分の強制買戻しもしくは強制清算が含むうるが、これらに限られない。当該行為または補償により影響を受けるいかなる受益者も、米国IGA、CRS規制またはケイマン諸島が国際的な租税の透明性を確保し、および/もしくは向上させる目的で締結し、もしくは、実行する将来のいかなるIGAもしくは合意、法令、規則に適合するため、ファンドによりまたはファンドを代理して行われた行為または補償の結果として生じた損失または債務の形式について、ファンド(またはその代理人または委託先)に対して請求するものとする。

投資予定者は、FATCA、CRSならびに(例えば)EU加盟国、スイスおよび/またはその他の法域の間の国際租税情報交換条約から生じるその他の見込まれる報告制度または源泉徴収税制度の潜在的な影響について、自己の税務顧問に確認すべきである。

「特定米国人」とは、米国の市民もしくは居住者、米国で設立され、もしくは米国もしくはそのいずれかの州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは会社、次の場合における信託、すな

わち、()当該信託の事務管理に関する実質的にすべての問題について、米国内の裁判所が適用法に基づき命令もしくは決定を言い渡す権限を有し、かつ、()一または複数の特定米国人が当該信託に関するすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、または米国の市民もしくは居住者である直系卑属の地位をいう。本項は、内国歳入法典に従って解釈される。

米国源泉徴収要件/国際租税情報交換条約の遵守 FATCAに基づき、ファンドは、一定の所得について30パーセントの源泉徴収税を課せられる場合がある。米国とケイマン諸島の間で締結された政府間協定に基づき、ファンドは、一定の受益者の氏名/名称、住所および納税者番号ならびにかかる者に関するその他の一定の情報をケイマン諸島の税務情報庁(以下「ケイマンTIA」という。)に提供するように(ただし、ケイマンTIAは、その後、かかる情報を内国歳入庁に提供する。)ファンドに義務付けたケイマン諸島の規則を遵守する限り、FATCAに基づく源泉徴収税の対象となることはない。ファンドが当該規則を遵守することができるという保証はない。さらに、FATCAは、手取金総額またはファンドへの一定の情報の提供を怠った受益者またはFATCAを遵守しない一定の「外国金融機関(foreign financial institutions)」である受益者に対する「パススルー(passthru)」支払いについて源泉徴収を行うようファンドに義務付ける内容に修正される可能性がある。

ファンドがFATCAを遵守し、かつ、ファンドへの支払いもしくはファンドのために行われる支払いについてFATCAに基づく米国連邦源泉徴収税の課税を防止するために必要な場合がある適切な、完全な、および正確な情報もしくは書類を受益者がファンドもしくはその代理人に提供することを怠った場合、またはそうでないにせよ当該受益者が受益証券を所有することによってファンドがFATCAに基づく源泉徴収税を課せられることになった場合、ファンドおよび受託会社は、その裁量により、FATCAに基づく自己の義務を満たすためにファンドが要求した情報をファンドに提供することを怠った受益者について、必要な情報の提供を怠ったことにより当該源泉徴収を生じさせた当該受益者によって当該源泉徴収分が経済的に負担されるようにするために、何らかの措置を講じ、および/または何らかの救済を求める場合がある(強制買戻しを含むが、これに限られない。)。受益者は、ファンドへの自己の投資に関するFATCAの見込まれる影響について、自己の税務顧問に確認することが推奨される。

ファンドに投資する(または投資を継続する)ことにより、投資者は、()ファンド(またはその代理人)が、投資者に関する特定の秘密情報(投資者の氏名/名称、住所納税者番号(もしあれば)、社会保障番号(もしあれば)および投資者の投資に関連する特定の情報を含むが、これらに限らない。)をケイマンTIAに開示する必要がある場合があること、()ケイマンTIAが、内国歳入庁、HMRCおよびCRS参加国のその他の金融当局(以下「管轄当局」という。)と、前記の自動的情報交換を行う必要がある場合があること、()ファンド(またはその代理人)が内国歳入庁、HMRCおよびその他管轄当局に登録する際、また管轄当局が追加の問い合わせのためにファンドに(またはその代理人もしくは委託先に直接)連絡する場合、特定の秘密情報を開示する必要がある場合があること、()ファンドがケイマンTIAに開示する必要がある追加の情報および/または文書を提供するようファンドが投資者に要求する場合があること、()投資者が要求された情報および/または文書を提供しない場合および/または投資者自身が適用ある要件を遵守していない場合、これが実際にファンドによる遵守違反を招くか、またはファンドもしくはその投資者が関連する法制度または政府間制度に基づき源泉徴収税の対象となるリスクがあるか否かを問わず、ファンドがなんらかの措置を講じ、および/またはすべての救済(当該投資者の強制買戻しまたは強制払戻しを含むが、これに限られない。)を自由に求める権利を留保することならびに()当該措置または救済により影響を受けるいかなる投資者も、米国IGA、CRS規制またはケイマン諸島が国際的な租税の透明性を確保し、および/もしくは向上させる目的で締結し、もしくは実行する将来のいかなるIGAもしくは合意、法令、規則に適合するため、ファンドによりまたはファンドを代理して行われた措置または救済の結果として生じた損失または債務の形式について、ファンド(またはその代理人または委託先)に対して請求するものではないことを了解したとみなされるものとする。

第三国の金融当局への報告に関して類似の制度を導入するために、ケイマン諸島政府によって、US IGAと類似する追加的な政府間協定がその他の第三国との間で締結される可能性がある。

その他の法域

ファンドが米国以外の源泉から実現する利息、配当およびその他の収益ならびに米国以外の発行体の有価証券の売却により実現するキャピタル・ゲインは、その収益が発生した法域によって課される源泉徴収税およびその他の税金の対象となる場合がある。各国に投資される資産の金額およびファンドが当該税金を軽減することができるかが不明であるため、ファンドが支払う外国の税金の税率を予測することは不可能である。

適用法の将来の変更

ファンドへの投資およびファンドの運営に係る特定の税務上の影響に関する上記の説明は、立法、司法または行政措置を通じて変更される法律および規制に基づいている。ファンドに所得税を課し、または受益者を所得税の増税の対象とするその他の法律が制定される可能性がある。

その他の税金

受益者となる予定の者は、自らに適用される可能性のある他の法域の税法および規制について、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載されている税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成するものではなく、またそのように解釈されるべきものでもない。受益者となる予定の者は、それぞれの法域の法律に基づき、受益証券の買付け、保有および買戻しの請求により、税務上またはその他の結果が生じる可能性があるかどうかを判断するために、その国籍、居所および住所の属する国の法律顧問および税務顧問に相談すべきである。

5【運用状況】

運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2026年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
普通株式	アメリカ合衆国	190,088,704	97.85
	日本	27,591,711	14.20
	スウェーデン	98,841	0.05
	オランダ	72,660	0.04
	ベルギー	- 66,181	- 0.03
	小計	217,785,734	112.11
社債	アメリカ合衆国	8,059,681	4.15
SPAC ユニット (普通株式およびワラント の組合せ)	アメリカ合衆国	7,249,454	3.73
米国預託証券	アメリカ合衆国	5,574,941	2.87
偶発債権	アメリカ合衆国	2,854,004	1.47
	ドイツ	577,059	0.30
	小計	3,431,063	1.77
未公開株	アメリカ合衆国	856,491	0.44
外国為替先渡取引	日本	25,278,517	13.01
	アメリカ合衆国	- 24,861,627	- 12.80
	小計	416,890	0.21
株式スワップ	ノルウェー	631,497	0.33
	ドイツ	193,992	0.10
	オランダ	134,247	0.07
	スペイン	125,394	0.06
	オーストラリア	33,071	0.02
	カナダ	20,917	0.01
	バミューダ	307	0.00
	アイルランド	223	0.00
	フランス	- 3,348	0.00
	アメリカ合衆国	- 109,820	- 0.06
	イギリス	- 168,046	- 0.09
	イタリア	- 649,917	- 0.33
	小計	208,517	0.11
新株引受権	アメリカ合衆国	184,998	0.10
権利	アメリカ合衆国	88,279	0.05
上場投資信託	アメリカ合衆国	- 979,864	- 0.50
小計		242,876,185	125.03
現金・その他の資産(負債控除後)		- 48,616,883	- 25.03

合 計 (純資産総額)	194,259,302 (約31,157百万円)	100.00
----------------	-----------------------------	--------

(注)「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<普通株式>

(2026年4月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	業種	数量/ 額面	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
1	CHART INDUSTRIES INC	アメリカ 合衆国	普通株式	資本財・ サービス	199,412	203.48	40,576,464	207.90	41,457,755	21.34
2	NORFOLK SOUTHERN CORP	アメリカ 合衆国	普通株式	資本財・ サービス	90,984	284.05	25,843,944	315.83	28,735,477	14.79
3	TOYOTA INDUSTRIES CORP	日本	普通株式	景気連動型 消費財	176,200	127.94	22,542,861	130.47	22,988,479	11.83
4	ELECTRONIC ARTS INC	アメリカ 合衆国	普通株式	テクノロジー	94,799	200.71	19,027,204	202.37	19,184,474	9.88
5	TERNS PHARMACEUTICALS INC	アメリカ 合衆国	普通株式	景気非連動型 消費財	249,569	52.63	13,135,361	52.93	13,209,687	6.80
6	MASIMO CORP	アメリカ 合衆国	普通株式	景気非連動型 消費財	70,707	177.42	12,544,559	178.43	12,616,250	6.49
7	PENUMBRA INC	アメリカ 合衆国	普通株式	景気非連動型 消費財	37,862	343.65	13,011,329	326.48	12,361,186	6.36
8	KENVUE INC	アメリカ 合衆国	普通株式	景気非連動型 消費財	698,547	17.73	12,383,844	17.53	12,245,529	6.30
9	WARNER BROS DISCOVERY INC	アメリカ 合衆国	普通株式	通信	441,571	27.62	12,195,762	27.05	11,944,496	6.15
10	CLEARWATER ANALYTICS HDS-A	アメリカ 合衆国	普通株式	テクノロジー	443,956	24.12	10,708,609	24.20	10,743,735	5.53
11	SOLENO THERAPEUTICS INC	アメリカ 合衆国	普通株式	景気非連動型 消費財	193,672	52.43	10,154,292	52.82	10,229,755	5.27
12	LIBERTY BROADBAND-C	アメリカ 合衆国	普通株式	通信	229,610	68.62	15,756,363	38.49	8,837,689	4.55
13	TOPBUILD CORP	アメリカ 合衆国	普通株式	資本財・ サービス	18,960	463.00	8,778,483	442.70	8,393,592	4.32
14	DIGITALBRIDGE GROUP INC	アメリカ 合衆国	普通株式	金融	506,258	15.56	7,878,604	15.56	7,877,374	4.06
15	BRIGHTHOUSE FINANCIAL INC	アメリカ 合衆国	普通株式	金融	114,880	64.85	7,449,914	62.26	7,152,429	3.68
16	VALARIS LTD	アメリカ 合衆国	普通株式	エネルギー	64,554	94.77	6,117,830	101.98	6,583,217	3.39
17	SILICON LABORATORIES INC	アメリカ 合衆国	普通株式	テクノロジー	28,747	208.69	5,999,224	217.70	6,258,222	3.22
18	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	スウェー デン	普通株式	金融	111,084	31.21	3,467,421	52.68	5,851,904	3.01
19	VALARIS LTD	アメリカ 合衆国	普通株式	エネルギー	51,015	95.94	4,894,602	101.98	5,202,510	2.68
20	ATLAS COPCO AB-B SHS	スウェー デン	普通株式	資本財・ サービス	239,637	12.92	3,094,924	16.76	4,015,690	2.07
21	QORVO INC	アメリカ 合衆国	普通株式	テクノロジー	41,808	85.10	3,557,969	94.22	3,939,150	2.03
22	HISAMITSU PHARMACEUTICAL CO	日本	普通株式	景気非連動型 消費財	89,000	38.38	3,415,659	38.57	3,432,914	1.77
23	COTERRA ENERGY INC	アメリカ 合衆国	普通株式	エネルギー	85,725	30.30	2,597,389	35.91	3,078,385	1.58
24	COFINIMMO	ベルギー	普通株式	金融	28,194	95.99	2,706,372	98.36	2,773,287	1.43

25	ALPHABET INC-CL C	アメリカ合衆国	普通株式	通信	6,302	323.18	2,036,710	381.94	2,406,986	1.24
26	SSAB AB-A SHARES	スウェーデン	普通株式	素材	171,626	7.18	1,232,898	8.92	1,531,145	0.79
27	APELLIS PHARMACEUTICALS INC	アメリカ合衆国	普通株式	景気非連動型消費財	34,496	40.34	1,391,563	40.95	1,412,611	0.73

< 社債 >

(2026年4月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	利率(%)	満期(年/月/日)	数量/額面	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
							単価	金額	単価	金額	
1	EDR-VAR-10NOV30	アメリカ合衆国	社債	0.0	2030/11/10	8,059,681	1.00	8,059,681	1.00	8,059,681	4.15

< 米国預託証券 >

(2026年4月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	業種	数量/額面	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
						単価	金額	単価	金額	
1	CENTESEA PHARMACEUTICALS-ADR	アメリカ合衆国	米国預託証券	景気非連動型消費財	99,441	39.44	3,921,593	39.42	3,919,964	2.02
2	CARNIVAL PLC-ADR	アメリカ合衆国	米国預託証券	景気連動型消費財	62,570	24.95	1,560,988	26.45	1,654,977	0.85

種類別投資比率（全銘柄）

（2026年4月末日現在）

種類	投資比率（％）
普通株式	112.11
社債	4.15
SPAC ユニット （普通株式およびワラントの 組合せ）	3.73
米国預託証券	2.87
偶発債権	1.77
未公開株	0.44
外国為替先渡取引	0.21
株式スワップ	0.11
新株引受権	0.10
権利	0.05
上場投資信託	- 0.50
合計	125.03

業種別投資比率（全株式）

（2026年4月末日現在）

業種	投資比率（％）
資本財・サービス	28.91
景気非連動型消費財	28.20
テクノロジー	19.21
多角経営	14.32
金融	8.05
通信	6.79
景気連動型消費財	6.05
分類不能	0.70
公益事業	0.00
素材	- 0.01
エネルギー	- 0.12
合計	112.11

【投資不動産物件】

該当事項なし（2026年4月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

< 外国為替先渡取引 >

（2026年4月末日現在）

購入通貨	購入された通貨の金額	売却通貨	売却された通貨の金額	決済日	時価（米ドル）	投資比率 （％）
日本円	3,948,697,441	米ドル	24,861,627.26	2026年5月29日	25,278,517	13.01

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2026年4月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下の通りである。

米ドル建クラス受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第1会計年度末 (2019年12月30日)	14,536	2,331	100.41	16,105
第2会計年度末 (2020年12月30日)	134,977	21,649	111.41	17,869
第3会計年度末 (2021年12月30日)	158,141	25,364	112.59	18,058
第4会計年度末 (2022年12月30日)	88,999	14,275	111.95	17,956
第5会計年度末 (2023年12月29日)	65,998	10,585	118.79	19,053
第6会計年度末 (2024年12月30日)	58,427	9,371	122.06	19,577
第7会計年度末 (2025年12月30日)	62,364	10,003	135.31	21,702
2025年5月末日	58,732	9,420	126.94	20,360
6月末日	58,951	9,455	128.19	20,560
7月末日	59,651	9,567	129.57	20,782
8月末日	60,061	9,633	130.47	20,926
9月末日	59,241	9,502	131.62	21,111
10月末日	59,386	9,525	132.50	21,252
11月末日	62,101	9,960	134.13	21,513
12月末日	62,364	10,003	135.31	21,702
2026年1月末日	62,872	10,084	136.78	21,938
2月末日	61,126	9,804	136.67	21,921
3月末日	67,515	10,829	137.23	22,010
4月末日	67,839	10,881	137.89	22,116

円建(ヘッジなし)クラス受益証券

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	百万円	円
第1会計年度末 (2019年12月30日)	1,262	10,069
第2会計年度末 (2020年12月30日)	21,572	10,669
第3会計年度末 (2021年12月30日)	26,072	12,017
第4会計年度末 (2022年12月30日)	21,518	13,617
第5会計年度末 (2023年12月29日)	17,955	15,551
第6会計年度末 (2024年12月30日)	16,093	17,768
第7会計年度末 (2025年12月30日)	16,006	19,643
2025年5月末日	15,228	16,964
6月末日	15,106	17,133
7月末日	15,563	18,127
8月末日	15,146	17,803
9月末日	15,213	18,064
10月末日	15,720	18,936
11月末日	15,932	19,443
12月末日	16,006	19,643
2026年1月末日	15,637	19,648
2月末日	15,742	19,794
3月末日	15,966	20,215
4月末日	15,827	20,039

円建(ヘッジあり)クラス受益証券

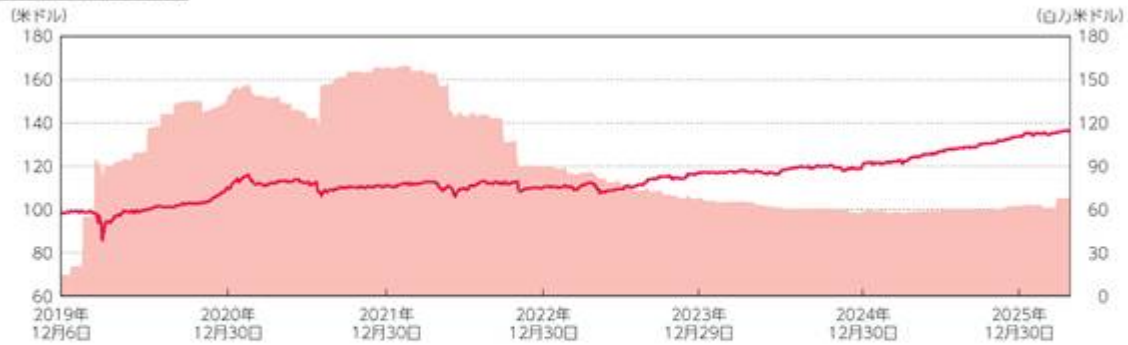
	純資産総額	1口当たり純資産価格
	百万円	円
第1会計年度末 (2019年12月30日)	801	10,013
第2会計年度末 (2020年12月30日)	9,603	11,008
第3会計年度末 (2021年12月30日)	11,859	11,073
第4会計年度末 (2022年12月30日)	10,253	10,796
第5会計年度末 (2023年12月29日)	7,588	10,834
第6会計年度末 (2024年12月30日)	5,776	10,523
第7会計年度末 (2025年12月30日)	4,140	11,196
2025年5月末日	4,626	10,748
6月末日	4,574	10,820
7月末日	4,496	10,895
8月末日	4,448	10,936
9月末日	4,456	10,997
10月末日	4,271	11,031
11月末日	4,182	11,143
12月末日	4,140	11,196
2026年1月末日	4,089	11,279
2月末日	3,980	11,245
3月末日	3,963	11,260
4月末日	3,970	11,279

<参考情報>

純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

純資産総額(右軸) 受益証券1口当たり純資産価格(左軸) (2019年12月6日(運用開始日)～2026年4月末日)

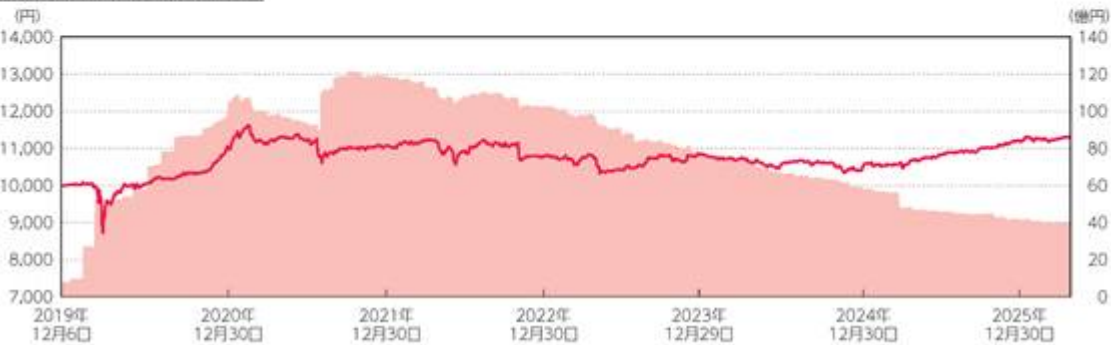
米ドル建クラス受益証券



円建(ヘッジなし)クラス受益証券



円建(ヘッジあり)クラス受益証券



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

下記の各会計年度における収益率は、以下の通りである。

米ドル建クラス受益証券

会計年度	収益率
第1会計年度	0.41%
第2会計年度	10.96%
第3会計年度	1.06%
第4会計年度	-0.57%
第5会計年度	6.11%
第6会計年度	2.75%
第7会計年度	10.86%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)(ただし、第1会計年度については当初申込価格(米ドル建クラス受益証券については100米ドル、円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券については10,000円))

以下同じ。

円建(ヘッジなし)クラス受益証券

会計年度	収益率
第1会計年度	0.69%
第2会計年度	5.96%
第3会計年度	12.63%
第4会計年度	13.31%
第5会計年度	14.20%
第6会計年度	14.26%
第7会計年度	10.55%

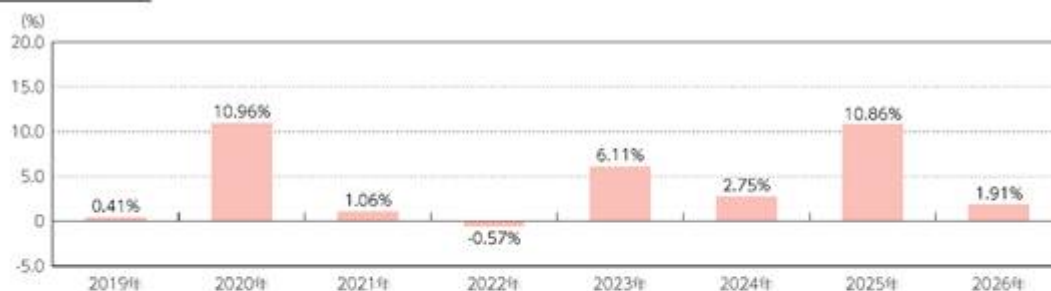
円建(ヘッジあり)クラス受益証券

会計年度	収益率
第1会計年度	0.13%
第2会計年度	9.94%
第3会計年度	0.59%
第4会計年度	-2.50%
第5会計年度	0.35%
第6会計年度	-2.87%
第7会計年度	6.40%

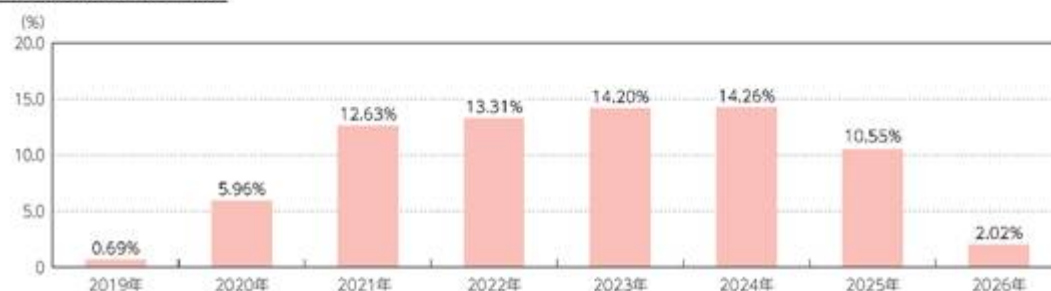
< 参考情報 >

収益率の推移

米ドル建クラス受益証券



円建(ヘッジなし)クラス受益証券



円建(ヘッジあり)クラス受益証券



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度(暦年)または期間末現在の受益証券1口当たり純資産価格(当該会計年度(暦年)または期間の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度(暦年)または期間の直前の会計年度(暦年)末現在の受益証券1口当たり純資産価格(分配落ちの額)(ただし、2019年については当初申込価格(米ドル建クラス受益証券については100米ドル、円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券については10,000円))

(注2) 2026年については2026年1月1日から同年4月末日までの収益率です。

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は以下の通りである。

米ドル建クラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	144,767 (144,767)	0 (0)	144,767 (144,767)
第2会計年度	1,211,870 (1,211,870)	145,100 (145,100)	1,211,537 (1,211,537)
第3会計年度	430,400 (430,400)	237,360 (237,360)	1,404,577 (1,404,577)
第4会計年度	45,040 (45,040)	654,630 (654,630)	794,987 (794,987)
第5会計年度	4,090 (4,090)	243,488 (243,488)	555,589 (555,589)
第6会計年度	3,600 (3,600)	80,515 (80,515)	478,674 (478,674)
第7会計年度	19,000 (19,000)	36,780 (36,780)	460,894 (460,894)

(注) () の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

円建(ヘッジなし)クラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	125,299 (125,299)	0 (0)	125,299 (125,299)
第2会計年度	2,069,745 (2,069,745)	173,150 (173,150)	2,021,894 (2,021,894)
第3会計年度	655,885 (655,885)	508,155 (508,155)	2,169,624 (2,169,624)
第4会計年度	192,690 (192,690)	782,053 (782,053)	1,580,261 (1,580,261)
第5会計年度	13,270 (13,270)	438,922 (438,922)	1,154,609 (1,154,609)
第6会計年度	3,888 (3,888)	252,787 (252,787)	905,710 (905,710)
第7会計年度	34,760 (34,760)	125,623 (125,623)	814,847 (814,847)

円建(ヘッジあり)クラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	79,972 (79,972)	0 (0)	79,972 (79,972)
第2会計年度	855,304 (855,304)	62,930 (62,930)	872,346 (872,346)
第3会計年度	402,380 (402,380)	203,708 (203,708)	1,071,018 (1,071,018)
第4会計年度	63,500 (63,500)	184,820 (184,820)	949,698 (949,698)
第5会計年度	0 (0)	249,285 (249,285)	700,413 (700,413)
第6会計年度	0 (0)	151,541 (151,541)	548,872 (548,872)
第7会計年度	0 (0)	179,080 (179,080)	369,792 (369,792)

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売

受益証券の申込み

受益証券は、金商法第2条第3項第1号に基づき、日本で募集される。

ファンドは、米ドル建クラス受益証券、円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券の3種のクラス受益証券を募集する。受益証券は、通常、各取引日の取引時間および受託会社が随時決定するその他の時間に毎月募集される。受益者が受益証券を販売会社を通じて購入している限り、当該受益者は、通常、販売会社に支払うべきまたは販売会社の指示による申込手数料を支払うよう要求される。

申込書類は、日本円(または、適用ある場合、米ドル)による金額または受益証券口数のいずれかにより、希望する申込数を特定することを申込者に許容している。受益証券の最低申込数は、()日本円(もしくは、適用ある場合、米ドル)による特定の金額による申込みに関して、500万円(もしくはその米ドル相当額)、または()特定の受益証券口数による申込みに関して、500口である。ファンドは異なる額を認めることができるが、各申込者は、最低申込数に従う。ファンドは、投資予定者からの受益証券の申込みの受理を拒否することができる。投資運用会社は、発行される受益証券口数を制限することまたは受益証券を発行しないことを決定することができ、その場合、関連する申込金額は、実際に得られた利息と共に、申込者に返金される。上記にかかわらず、投資運用会社および販売会社が、両者間の別途の契約により別段の合意をする場合、当該合意が適用されることがある。

受益証券は、その時点の受益証券1口当たり純資産価格を受益証券1口当たり購入価格として募集される。ファンドは現在、単一シリーズの米ドル建クラス受益証券、円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券をそれぞれ募集しているが、投資運用会社は、将来、追加シリーズの米ドル建クラス受益証券、円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券を発行することを決定することができる。

受託会社は、投資運用会社と協議の上、その裁量により、決定される時期に、他のクラスの受益証券を設定することができる。他のクラス受益証券は、課される報酬、表示通貨、基準通貨、通貨ヘッジ、情報、議決権、分配および買戻しに関する権利ならびに最低当初申込数または最低追加申込数等につき、異なる条件を設定することができる。

申込手続

受益証券の申込みに関心のある者は、ファンドの申込書類が送付され、最終営業日時点のニューヨークにおける営業終了直後の申込みのため、暦月の最終営業日より5営業日以上(または投資家の申込書類に記載されているこれより長い期間)前(ダブリン時間)に、記入済みの申込書類を管理事務代行会社に返送することが要求される。ファンドは、申込書類が他の時点で受領されることを許可することができる。ファンドは、投資予定者からの受益証券の申込みの受理を拒否することができる。申込金は、申込みが行われた営業日から5営業日以内に管理事務代行会社によって受領されなければならない。申込金の支払不履行または支払遅延の結果としてファンドが被った損失、経費または費用は、申込者が負担する。(前記「第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、 リスク要因、ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク - 不履行、ファンドの申込みの失敗」を参照のこと。)

申込確認書

受益証券を表章する券面は、発行されない。要求があった場合、申込完了の確認書(該当する申込日時点で申込者に対し発行された受益証券口数を記載する。)が当該受益証券が発行された申込日以後実務上可能な限り速やかに、申込書類に記載された住所宛で申込者に送付される。

適合性要件

ファンドの投資予定者は、非米国人でなければならない。また、投資予定者は、本書および申込書類に記載されているその他の適合性要件を満たさなければならない。投資予定者は、投資のために受益証券を購入することを表明しなければならない。投資運用会社は、()その裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒否すること、および()受益証券の購入または保有から除外された受益者が保有するすべての受益証券をいつでも買い戻すことができる。

米国人およびケイマン諸島の一般市民は、受益証券を購入することはできず、また、各投資予定者は、とりわけ、その他の適用ある制限に従って、いかなる時点においても、直接または間接的に、米国人または非米国人の勘定または利益のために受益証券が取得されていないことおよび保有されないことをファンドに証明するよう要求される。受益者は、当該情報に変更が生じた場合、直ちにファンドに通知しなければならない。米国人ではないことを証明するのは、各受益者の責任である。

各投資予定者は、受益証券への投資の適合性および当該投資と購入者の全体的な投資プログラムおよび財務・税務ポジションとの関係を判断するために、自身の顧問と協議するよう推奨される。受益証券の各購入者は、すべての必要な助言および分析の後、上記の勘案事項に照らして、ファンドへの投資が適切であることをさらに表明するよう要求される。

(注1)「米国人」とは、次のA.からC.に記載される者をいう。

A. 1933年米国証券法(その後の改正を含む。)(以下「米国証券法」という。)のレギュレーションSに基づく米国人の定義:

- (1) 米国証券法のレギュレーションSに従い、「米国人」とは、以下を意味する。
 - () 米国に居住する自然人
 - () 米国の法律に基づき組織または設立されたパートナーシップまたは法人
 - () 遺産管理人または管財人が米国人である財団
 - () 受託者が米国人である信託
 - () 米国に所在する外国の事業体の代理機関または支店
 - () 米国人の利益のためにまたは米国人の勘定において証券業者またはその他の受託者が保有する一任ではない勘定またはこれに類似する勘定(財団または信託を除く。)
 - () 米国で組織され、設立され、または(個人の場合には)米国に居住する証券業者またはその他の受託者が保有する一任勘定またはこれに類似する勘定(財団または信託を除く。)
 - () 以下の場合におけるパートナーシップまたは法人:(A)米国外の法域の法律に基づき組織または設立されている場合、および(B)米国証券法に基づく登録がなされていない有価証券に投資することを主たる目的として米国人により設立されている場合。ただし、自然人、財団または信託ではない適格投資家(米国証券法に基づくルール501(a)に定義される。)により組織または設立され、かつかかる適格投資家により所有されている場合はこの限りではない。
- (2) 上記(1)にかかわらず、米国で組織され、設立され、または(個人の場合には)米国に居住する証券業者またはその他の専門受託者が、非米国人の利益のためにまたは非米国人の勘定において保有する一任勘定またはこれに類似する勘定(財団または信託を除く。)については、「米国人」とみなされないものとする。
- (3) 上記(1)にかかわらず、遺産管理人または管財人として行為する専門受託者が米国人である財団は、以下の場合には、米国人とみなされないものとする:()米国人ではない財団の遺産管理人または管財人が当該財団の資産について単独または共有の投資裁量権を有しており、かつ、()当該財団が米国以外の法律を準拠法としている場合。
- (4) 上記(1)にかかわらず、受託者として行為する専門受託者が米国人である信託は、米国人ではない受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有しており、かつ、当該信託の受益者(および当該信託が取消可能な場合には信託設定者)が米国人ではない場合には、米国人とみなされないものとする。
- (5) 上記(1)にかかわらず、米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習の実務および文書に基づき設定および運営される従業員給付制度は、米国人とみなされないものとする。
- (6) 上記(1)にかかわらず、米国外に所在する米国人の代理機関または支店は、以下の場合には、「米国人」とみなされないものとする:()当該代理機関または支店が、有効な事業上の理由から営業を行う場合、および()当該代理機関または支店が、保険または銀行業務に従事しており、かつ、その所在する法域においてそれぞれ相当の保険または銀行業に関する規制を受けている場合。
- (7) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合およびこれらの部局、関係者、年金基金ならびにその他の類似する国際機関およびその部局、関係者および年金基金は、「米国人」とみなされないものとする。

- B. 個人については、その時点で有効な米国所得税法の意味における米国民または「外国人居住者」。一般に、現在、米国所得税法において、「外国人居住者」という用語には（ ）米国移民帰化局が発行した外国人登録証（グリーンカード）を所持する者、または（ ）「実質的居住」基準を満たす者を含むと定義されている。原則として、「実質的居住」基準は、現在の暦年度について（ ）かかる暦年度中に少なくとも31日、米国に居住し、かつ（ ）かかる暦年度中に米国に居住した日数、1年前の暦年度中の居住日数の3分の1、および2年前の暦年度中の居住日数の6分の1の合計が183日か、それ以上である場合に満たされる。
- C. 個人以外については、（ ）米国においてまたは米国もしくはいずれかの州の法律に基づいて設立された法人またはパートナーシップ、（ ）（a）米国の裁判所が運営に関して第一次的監督権を行使できる場所に所在し、（b）1人以上の米国人がすべての実態的な決定を支配する権限を有する信託、および（ ）あらゆる源泉からの全世界での利益に対して米国の租税を支払う責任を負う財団。

（注2）「非米国人」とは、CFTC規則第4.7条に基づき以下のとおり定義される「非米国人」である。

- A. 米国の居住者でない自然人
- B. 米国以外の法域の法律に基づき設立され、かつ米国以外の法域に主たる営業所を置くパートナーシップ、法人またはその他の事業体（パッシブ投資を主たる目的として設立された事業体を除く。）
- C. その所得に対しその源泉を問わず米国の所得税が課されない財団または信託
- D. プール、投資会社またはその他の類似事業体等主にパッシブ投資を目的に組織された事業体。ただし、非米国人またはその他適格者としての資格がない者が保有する当該事業体への参加権は、合計で当該事業体の受益権の10パーセント未満を表章すること、および、当該事業体が、非米国人である参加者によりその運営者がCFTC規則パート4の一定要件を免除されているプールへの非米国人としての資格がない者による投資の促進を主な目的として設立されていないことを条件とする。
- E. 米国以外で設立され、その主たる営業所が米国以外である事業体の従業員、役員もしくは経営者のための年金制度

（2）日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に日本における販売会社により受益証券の募集の取扱いが行われる。日本における申込受付時間は、原則として、午後4時（日本時間）までとする（注）。申込期間中の上記時刻以降の申込みは、翌営業日の申込みとして取り扱われる。その場合、販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

なお、申込みは、取引日（暦月の最終営業日）の5営業日前の日までを各月の申込期限とする。日本においては、当該申込期限までの日本における5営業日の間に申込みを受け付ける。

（注）詳しくは日本における販売会社へ照会のこと。

ファンドの申込書類は、日本円（または、適用ある場合、米ドル）による金額または受益証券口数のいずれかにより、希望する申込数を特定することを申込者に許容している。受益証券の最低申込数は、（ ）日本円（もしくは、適用ある場合、米ドル）による特定の金額による申込みに関して、500万円（もしくはその米ドル相当額）、または（ ）特定の受益証券口数による申込みに関して、500口である。ファンドは異なる額を認めることができるが、各申込者は、最低申込数に従う。すなわち、申込単位は、500万円以上1円単位、または、500口以上1口単位である。

受益証券の申込みにあたって、以下の通り申込手数料および適用ある税金が課せられる。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.30パーセント（税抜3.00パーセント）
1万口以上5万口未満	申込金額の1.65パーセント（税抜1.50パーセント）
5万口以上10万口未満	申込金額の0.825パーセント（税抜0.75パーセント）
10万口以上	申込金額の0.55パーセント（税抜0.50パーセント）

支払金額は、申込価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料と当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額である。申込代金は、国内約定日（通常、取引日の日本における翌々営業日）から起算して、日本における4営業日目（受渡日）までに支払われる。

（注）管理会社および日本における販売会社が書面により別途合意する場合には、当該合意に従うものとし、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられ、または申込手数料が課せられない取扱いとなる場合がある。

申込手数料に関する照会先は、日本における販売会社である。

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、申込金額の支払と引換えに販売会社から取引残高報告書または他の通知書を受領する。投資者による申込代金の支払は、米ドル建クラス受益証券については米ドル貨または円貨、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス

受益証券については円貨によるものとし、円貨で支払われる場合、米ドル貨と円貨との換算は、各申込みについての国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによる。

ただし、S M B C日興証券に対しては、米ドル建クラス受益証券については米ドル貨で支払うものとする。

日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

日本における販売会社は、その独自の判断において、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の買付注文を拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

前記「(1) 海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

受益証券の買戻し

以下に記載される買戻し制限に従い、受益者は、通常、申込書類に定める手続後、少なくとも5営業日前の書面による通知(または投資家の申込書類もしくは英文目論見書補遺に定めるその他の通知)を管理事務代行会社に送付することにより、取引日の取引時間にその受益証券の一部または全部の毎月買戻しを要請する権利を有するものとする。ファンドの受益証券は、投資運用会社が、受託会社と協議の上、その裁量により承認または同意するその他の時期および条件で買い戻すことができる。投資運用会社が、受託会社と協議の上、別段の承認または同意をしない限り、すべての買戻しは、該当する取引日の取引時間に行われる。

「取引日」とは、暦月の最終営業日を意味する。

「取引時間」とは、各暦月の最終営業日のニューヨークにおける営業終了直後の時間を意味する。

受益証券の買戻しに関連して受益者がファンドに送付する通知は、投資運用会社の裁量により、受託会社と協議の上、ファンドが純資産価額の報告を停止したまたは買戻しを停止している状況を除き、受益者による撤回はできなくなる。ファンドは、その単独の裁量により、買戻しに関連して発生した一定の費用を当該買戻しを行う受益者の買戻金額から差し引くことができる。投資運用会社は、純資産価額の報告または受益証券の買戻しが停止されている期間を含め、投資運用会社がその裁量により適切とみなす状況において、いつでも、理由を問わず、受益者が保有する受益証券の全部または一部を強制的に買い戻すことができ、ファンド資産の清算およびファンドの段階的縮小に関連して強制的に買い戻すことができる。

受益証券は、該当する報酬および費用(成功報酬および管理報酬を含むがこれに限られない。)の発生後の該当する取引日の受益証券1口当たり純資産価格に基づいて、受益証券1口当たりの価格(以下「買戻価格」という。)で買い戻される。

受益証券の買戻しを要請する受益者は、対応する受益証券が表示されている通貨により、買戻代金を受領する。買戻代金は、現金により支払われる。

受益証券の買戻しの場合、(未監査データに基づいて算出された)買戻代金の支払いは、一般的に、該当する取引日から4営業日以内(ダブリン時間)に行われる。買戻代金の支払いは、残余する受益者やファンドにとって有害でない方法によりファンド資産を清算する投資運用会社の能力等、一定の要因により遅延することがある。

ファンドが取引日1日で1億5,000万米ドルを超える買戻請求を受領した場合、受託会社は、その裁量により、1億5,000万米ドル(または投資運用会社が、受託会社と協議の上、決定するこれより多い金額)がファンドから買い戻されるよう、買戻請求金額に応じてすべての買戻請求を比例按分して減額することができる(以下「買戻制限」という。)。買戻制限に従って買戻請求が減額された受益者は、追加受益証券が買い戻されることを希望する場合、追加の買戻請求を提出しなければならない。買戻制限によって買戻しが減額されたいかなる受益者に対しても、その後の取引日において、優先権は与えられない。

投資運用会社は、受託会社と協議の上、ファンドが米国法により、米国財務省もしくは類似の政府部門もしくは部局との合意により、または該当する政府間協定もしくは実施法により、当該受益者に対する買戻代金の支払いに関して留保するか、またはその他当該受益者に関する支払いを留保するよう要求される場合、受益者に関する買戻代金を減額することができる。

投資運用会社は、受託会社と協議の上、影響を受ける受益者に書面による通知をした上で、以下に定める期間中、純資産価額の算定および/もしくは報告、申込み、受益者の選択による受益証券の買戻し(全部または一部(疑義を避けるため付言すると、一以上のクラスまたはシリーズに関するものを含むが、他のクラスまたはシリーズに関するものは含まない。))を問わない。)、受益証券の購入、受益証

券の買戻し、ならびに/または受益証券の買戻しに関連する受益者への支払いを停止することができ
る。()ファンドの投資対象が上場されている証券取引所が通常の休日および週末以外に閉鎖してい
る期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間、()その結果として、ファンドによる
投資対象の処分を合理的に実施することができないか、ファンドの受益者の利益を大幅に損なうと投資
運用会社が(受託会社と協議の上)判断する緊急事態に相当する事情が存在する期間、()ファンド
の投資対象の価格もしくは価値、または上記の証券取引所における時価を算定するために通常使用する通
信手段が故障している期間、またはその他の理由で、ファンドが所有する投資対象の価格もしくは価値
が合理的に迅速かつ正確に確認できない場合、()投資対象の換金もしくは取得に伴う資金の送金が
通常の為替相場で実行できないと投資運用会社が(受託会社と協議の上)判断する期間、()ファン
ドの投資対象に関連する財務情報に重大な調整が行われる可能性があるとして投資運用会社が(受託会社と
協議の上)判断する期間、()ファンドが買戻代金に関して適時に支払いを行うことができない期
間、()投資運用会社が、受託会社と協議の上、純資産価額の計算、受益証券の申込みの受理、償
還、買戻しまたは買戻価格の支払いを実行不可能または望ましくないものとする状況が存在すると誠実
に判断する期間、または()投資運用会社の裁量(受託会社と協議の上)によるその他の理由による
場合。当該停止が解除された場合、英文目論見書に記載される買戻しに関する他の制限に従うことを条
件として、受益者が当該請求をいつ行ったかにかかわらず、すべての保留中の買戻請求は、請求金額に
応じて比例按分で履行される。さらに、投資運用会社は、受託会社と協議の上、受益者に書面で通知す
ることにより、マネー・ロンダリング防止法および規則、またはファンド、管理会社、投資運用会社ま
たはファンドのその他の業務提供者もしくはこれらの関連会社に適用されるその他の法的要件を遵守す
るために投資運用会社が(受託会社と協議の上)必要であるとみなす期間中、当該受益者の買戻権また
は当該受益者に対する買戻代金の全部もしくは一部の支払いを停止することができる。

(2) 日本における買戻し

買戻しは、日本における販売会社の営業日に受け付け、ファンドの取引日に取り扱われる。日本の受
益者は、以下の制限に従い、買戻しを行う取引日の午後4時(日本時間)までに販売会社を通じて管理
事務代行会社に書面による通知を行うことにより、取引日において、1口以上1口単位による受益証券
の買戻しを行うことができる。上記時刻以降の買戻請求は、翌営業日の買戻請求として取り扱われる。
受益証券は、当該取引日のニューヨークにおける営業終了時現在の受益証券1口当たり純資産価格で買
い戻される。

なお、買戻請求は、取引日(暦月の最終営業日)の5営業日前の日までを各月の買戻請求期限とす
る。日本においては、当該買戻請求期限までの日本における5営業日の間に申込みを受け付ける。

買戻代金の支払は、原則として、国内約定日(通常、取引日の日本における翌々営業日)から起算し
て4営業日目に行われる。

買戻手数料は課せられない。買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って販売
会社を通じて行い、米ドル建クラス受益証券については米ドル貨または円貨、円建(ヘッジなし)クラ
ス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券については円貨によるものとし、円貨で支払われ
る場合、米ドル貨と円貨との換算は、各買戻しについての国内約定日における東京外国為替市場の外国
為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによる。

ただし、S M B C日興証券からは米ドル建クラス受益証券については米ドル貨で支払われる。

前記「(1) 海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがあ
る。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の算定

ファンドの純資産価額(以下「純資産価額」という。)は、その資産から決定日時点の負債を差し引いた額に等しい。資産を評価するために用いられる、評価方針は以下の通りである。

ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格(以下「受益証券1口当たり純資産価格」という。)は、通常、各営業日のニューヨークの営業終了時点で計算される。受益証券1口当たり純資産価格は、期首の各クラスまたはシリーズの受益証券の純資産価額に応じてファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券間でファンドの投資対象の実現または未実現の増減を比例按分して配分することにより増減する。ただし、通貨換算に関連する費用、通貨ヘッジによる損益、新規発行に起因する損益、源泉徴収税および受益証券のクラスまたはシリーズに関連するその他の費用は、当該活動が関係するクラスまたはシリーズに配分することができる。

すべての同じクラスの受益証券は、発行日にかかわらず、受益証券1口当たり純資産価格は同じである。

ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、該当するすべての費用および報酬を控除後、為替相場に基づいて、受益証券の表示通貨(米ドル以外の通貨で表示される受益証券については為替相場に基づく)で受益者に報告される。ファンドの純資産価格および受益証券1口当たり純資産価格は、一般に、当該純資産価格が計算される時点から1営業日以内の日付時点で受益者に報告される。

一般に、ファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券の受益証券1口当たり純資産価格のファンドの会計処理および決定は、米国会計基準に従って行われる。可能な限り、費用、報酬およびその他の債務は、米国会計基準をガイドラインとして発生する。さらに、積立金(米国会計基準に従っているか否かを問わない。)は、見積もられたまたは発生済みの費用、報酬、債務または偶発債務のために設定することができる。当該積立金は、発生した債務に関連づけられることができるが、特定の投資家がファンドの受益者でない従前の期間において当該債務に関していかなる利息の発生もなく、または、積立金が設けられることもない。(前記「第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、 リスク要因、ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク - 会計および純資産価額の算定」、前記「第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、 リスク要因、ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク - 所得税の不確実性に係る会計」および前記「2 買戻し手続等、(1) 海外における買戻し」を参照のこと。)

管理事務代行会社は、ファンドの評価方針に従ってファンドの純資産価額を計算する責任を負い、その結果、ファンドの受益者の受益証券のパフォーマンスならびにファンドが投資運用会社に支払う報酬額が決定される。管理事務代行会社は、私募証券、流動性の低い証券または仕組債などの特定の金融商品の価格設定方法について、投資運用会社の意見を求めることがある。さらに、随時、ファンドは、ファンドのポートフォリオの特定の資産の評価および関連するサービスを提供するために、独立した第三者評価機関を利用することがある。

投資運用会社の評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、ファンドが取引する金融商品の評価手法を決定する。これは、受託会社により承認される。一般的に、証券取引所に上場されている金融商品は、当該金融商品が取引されている主たる取引所における評価が決定される日付(または証券取引所が当該日に取引していない場合には、当該証券取引所が営業している直前の日)時点の最終の売却価格で評価される。上場先物契約の価額は、当該契約が売買された取引所で価額が決定された日の決済価格である。米国の取引所で取引される株式オプションおよび指数オプションは、通常、証券取引所の仲値(すなわち、最終「買呼値」および「売呼値」の平均)で値洗いされる。米国以外の証券取引所で取引される株式オプションおよび指数オプションの価額は、当該オプションが売買される

取引所で価額が決定される日付の決済価格である。上場ワラントは、通常、証券取引所の仲値で値洗いされる。アセット・スワップ、OTCオプション、クレジット・デフォルト・スワップ、株式トータル・リターン・スワップおよびその他のデリバティブの価額は、通常、市場データを使用する定量的価格設定モデルに基づき評価され、取引に対する相手方もしくは第三者提供者(デリバティブの場合)または独立当事者(有価証券の場合)によって提供される取引値によって確認される。取引所で取引されない有価証券および流動性の低い上場証券(普通株、優先株、債券、ローン、転換証券および資産担保証券を含むが、これらに限られない。)の価額は、市場データ情報源および投資運用会社からの情報を用いた独立した指値を使用して決定され、当該価額を、証券業者の指値および/または独立した価格情報源から取得した価格の平均に基づく複合価格と比較することにより、確認される。指値または価格が取得できない場合、または、当該指値または価格が公正価値を表示しないとみなされる場合は、株式、債券または転換証券の公正価値は、財務モデルの使用を含む、取引の頻度および取引量、気配のスプレッド、満期までの残存期間、ボラティリティ、金利、ポジションの規模およびその他の関連する要因等の要因を考慮して、投資運用会社によって誠実に決定される。独立した投資運用者が運用するその他の私募ファンドまたは口座への投資は、通常、当該ファンドの純資産価額で評価される。特定の場合、純資産価額はより直近の市場データを反映するために調整されることがある。

可能な場合はいつでも、取引所に上場されていない金融商品の証券業者による指値の写しが、指値を提供した証券業者、取引相手方または独立した第三者(場合による。)から管理事務代行会社に直接送付される。ファンドの純資産価額が計算される各期間中、管理事務代行会社は、ポートフォリオの独立した評価を行い、投資運用会社との重大な齟齬を確認する。当該齟齬を解決することができない場合、評価委員会に上申される。市場価格および第三者からの価格のいずれも入手することができない、ファンドが保有する金融商品は、評価委員会からのインプットを用いて投資運用会社が誠実に評価し、管理事務代行会社が審査する。金融商品および/またはファンドのポジションの評価に関するすべての重要事項は、評価方針を適用する評価委員会と協議の上、受託会社が合理的に決定し、これらの決定は最終的かつ確定的である。ファンドが一または複数の集団訴訟和解による手取金を受領した場合、当該和解による手取金は、ファンドにより保持される(集団訴訟和解の発生原因となる事由が発生した時点においてファンドの受益者だった者への分配は行われぬ)。評価方針は、投資運用会社に請求することで確認することができる。

(2) 【保管】

ファンドまたは受託会社に関して取得された投資対象およびその他の財産または資産は、安全保管の目的で一または複数のファンドのプライム・ブローカーに預託される。

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

ファンドは、以下の事由のいずれかが最初に発生した時点で終了する。

- (a) ファンドを継続することまたはファンドを別の法域に移転することが違法となった場合、または受託会社もしくは管理会社の合理的な判断により実行不能もしくは推奨不可となり、もしくは受益者の利益に反するようになった場合
- (b) すべての発行済受益証券が任意買戻しまたは強制買戻しによって買い戻された場合
- (c) 受益者が受益者決議により終了を決定した場合
- (d) ケイマン諸島信託法に基づくファンドの特例信託としての登録が中止され、その結果、終了することが適切であると受託会社が判断した場合
- (e) 受託会社が退任の意向を書面により通知した場合または受託会社が任意清算を開始した場合において、管理会社が当該通知または当該清算開始から90日以内に、受託会社の後任として受託会社の職務を引き受ける用意がある別の会社を任命することができず、または任命することを手配できなかった場合
- (f) 管理会社が退任の意向を書面により通知した場合または管理会社が強制清算もしくは任意清算を開始した場合において、受託会社が当該通知または当該清算開始から90日以内に、管理会社の後任として管理会社の職務を引き受ける用意がある別の会社を任命することができず、または任命することを手配できなかった場合
- (g) 信託証書の日付に開始し、当該日付の150年後に終了する期間の最終日の前日に終了する期間が満了した場合

ファンドの終了時、管理会社は、予定されるファンドの終了およびファンドの資産の分配について、受益者に通知する。「受益者決議」とは、発行済受益証券の純資産価額の過半数の保有者によって書面により同意された決議、または信託証書に従って招集および開催された受益者総会において、本人もしくは代理人が出席した発行済受益証券の純資産価額の過半数の保有者により可決された決議をいう。

ファンドの終了後、受託会社は、ファンドの資産の売却を手配し、終了後の合理的期間内に、受益者に対し、その保有する各クラスの受益証券の口数に応じて、当該クラスに帰属するファンドの資産の現金化から得るすべての現金受取金を分配する。受託会社は、ファンドの終了に関連して自己が負担する経費を控除する場合がある。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、各年の12月31日に終了する。

(5)【その他】

(イ)発行限度額

ファンド受益証券の発行限度口数は設けられていない。

(ロ)信託証書の変更

10日前の書面による受益者への通知(受益者集会により撤回されることがある。)に基づき、受託会社は、場合によってはその影響を受ける受益者の最善の利益に適うと判断するような方法および範囲において、信託証書の条項に修正、変更、改訂または追加を行うことを信託証書により認められている。ただし、()かかる修正、変更、改訂または追加のいずれも、かかる修正、変更、改訂または追加を承認する受益者決議を受託会社が前もって得ることなしに行われず(ただし、受託会社は、かかる修正、変更、改訂または追加が、受託会社の判断によれば、その影響を受ける当該時点の既存の受益者の利益を著しく害するものでなく、かつ、その影響を受ける受益者に対するいかなる責任からも受託会社を免除するように作用するものでない旨を書面により証明する場合はこの限りでない。)、また、()かかる修正、変更、改訂または追加のいずれも、受益者に対し、その保有する受益証券に関して何らかの追加的な支払いを行い、またはそれに関して何らかの責任を引き受ける義務を負わせることはない。

信託証書に定める重要な事項の修正については、公表され、または受益者に通知される。

(ハ)関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、当事者が書面でその旨合意し、修正が当事者により法的拘束力を意図して署名され、およびアイルランド中央銀行の要件を遵守することを条件としてのみ、修正することができる。投資運用契約の条項に定めるところにより、投資運用契約の条項のいかなる変更または修正も、書面により、かつ、当事者による署名によるものでない限り有効ではなく、また、投資運用契約に組み込まれていないいかなる口頭による合意または契約も、各当事者を拘束するものではない。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれかの当事者が3か月以上前に他の当事者に対し代行協会員契約に記載の住所宛、書面により通知することにより終了されない限り、効力を有し続けるが、かかる終了は、日本において代行協會員の指定が要求されている限り、管理会社の日本における後任の代行協會員が指定されることを条件とする。代行協會員から代行協会員契約終了の通知があった場合、管理会社は、遅滞なく後任の代行協會員を指定するものとする。

代行協会員契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、いずれかの当事者から他方当事者に対する書面による通知後3か月で終了する。ただし、終了後も第7条および第9条は、その効力を維持する。

受益証券販売・買戻契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約の一切の条項は、同契約の当事者によって署名された書面による場合を除くほか、変更することができない。ただし、同契約に付属する処理細則についてはこの限りではない。管理事務代行会社は、管理事務代行契約の便益および/または負担を関連当事者(本人を支配し、本人支配され、または同一の支配下にある他の者をいう。)である法人に譲渡、委託または移転することができる。管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の選任は、1年間継続するものとし、その後においては、ファンドが管理事務代行会社に対して60日以上前の書面による通知または管理事務代行会社がファンドに対して90日以上前の書面による通知のいずれかによって終了することができる。

管理事務代行契約(同契約から発生し、または同契約に関する契約外債務を含む。)は、アイルランドの国内法に準拠し、同法に基づき解釈されるものとする。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益証券の名義人として登録されている受益者のみが、管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使することができる。

したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の投資者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の投資者は、販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の投資者は、本人の責任において権利行使(もしあれば)を行う。

受益者の有する権利は次の通りである。

- 分配請求権

ファンドが相当の分配可能な利益を有することは想定されていない。

- 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

- 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

- 受益者集会に関する権利

受託会社は、信託証書の規定に基づき要求があった場合、または、発行済受益証券の総資産価額の3分の2以上の保有者からの書面による要求があった場合、受益者集会を招集しなければならない。各受益者集会の通知は、当該受益者集会の日付の21暦日前までに、信託証書により定められた方法により、受益者に送付されなければならない。

すべての受益者集会における出席、定足数および多数決についての要件ならびに受益者の議決権については、信託証書に規定されるとおりとする。受益者は、ファンドに保有する受益証券1口につき1個の議決権を有する。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

() 管理会社またはファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

() 日本におけるファンド受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限

なお、財務省関東財務局長に対するファンド受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 中野 恵太

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、米国における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。なお、各クラス受益証券の情報に関しては、それぞれの通貨で表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=160.39円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【2025年12月30日終了年度】

【貸借対照表】

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド
貸借対照表
(米ドルで表示)

2025年12月30日現在

	(米ドル)	(千円)
資産		
現金および現金等価物	1,643,675	263,629
投資有価証券 - 公正価値 (取得原価: 340,559,246米ドル)	344,843,784	55,309,495
デリバティブ資産 (取得原価: 45,875米ドル)	935,656	150,070
証券業者からの未収金	12,852,468	2,061,407
未収損害賠償請求	744,277	119,375
未収配当金および未収利息	350,650	56,241
その他の資産	173,478	27,824
資産合計	361,543,988	57,988,040
負債		
売り渡し有価証券 (未買戻し) - 公正価値 (売値: 100,033,150米ドル)	102,920,882	16,507,480
デリバティブ負債	88,647	14,218
買戻未払金	1,253,034	200,974
証券業者への未払金	65,209,598	10,458,967
オコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・ エルエルシーへの未払金	482,045	77,315
未払分配金および未払利息	69,544	11,154
未払費用およびその他の負債	350,940	56,287
負債合計	170,374,690	27,326,397
純資産	191,169,298	30,661,644
受益証券1口当たり純資産価格		
円建 (ヘッジなし) クラス (発行済口数814,847口を基準とする)	19,643円	
円建 (ヘッジあり) クラス (発行済口数369,792口を基準とする)	11,196円	
米ドル建クラス (発行済口数460,894口を基準とする)	135.31米ドル	21,702円

注記を参照のこと。

【損益計算書】

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド
損益計算書
(米ドルで表示)

2025年12月30日終了年度

	(米ドル)	(千円)
投資有価証券、デリバティブ取引および為替に係る 実現および未実現損益		
投資有価証券および為替に係る実現純利益	19,187,422	3,077,471
デリバティブ取引および為替に係る実現純利益	492,956	79,065
投資有価証券および為替に係る未実現評価損益の純変動額	5,767,109	924,987
デリバティブ取引および為替に係る未実現評価損益の純変動額	560,746	89,938
投資有価証券、デリバティブ取引および為替に係る純利益	26,008,233	4,171,460
投資収益		
利息	4,748,399	761,596
配当金（源泉徴収税543,504米ドル控除後）	2,201,896	353,162
投資収益合計	6,950,295	1,114,758
費用		
利息	4,438,079	711,823
分配金	1,525,459	244,668
管理報酬（注記3）	2,155,644	345,744
成功報酬（注記3）	3,558,830	570,801
販売報酬	978,408	156,927
その他の費用	932,477	149,560
費用合計	13,588,897	2,179,523
投資純損失	(6,638,602)	(1,064,765)
運用による純資産の純変動	19,369,631	3,106,695

注記を参照のこと。

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド
純資産変動計算書
(米ドルで表示)

2025年12月30日終了年度

	(米ドル)	(千円)
運用		
投資純損失	(6,638,602)	(1,064,765)
投資有価証券および為替に係る実現純利益	19,187,422	3,077,471
デリバティブ取引および為替に係る実現純利益	492,956	79,065
投資有価証券および為替に係る未実現評価損益の純変動額	5,767,109	924,987
デリバティブ取引および為替に係る未実現評価損益の純変動額	560,746	89,938
運用による純資産の純変動	<u>19,369,631</u>	<u>3,106,695</u>
資本取引		
円建(ヘッジなし)クラスの発行	3,979,772	638,316
米ドル建クラスの発行	2,516,720	403,657
円建(ヘッジなし)クラスの買戻し	(15,023,538)	(2,409,625)
円建(ヘッジあり)クラスの買戻し	(12,832,377)	(2,058,185)
米ドル建クラスの買戻し	(4,698,512)	(753,594)
資本取引による純資産の純変動	<u>(26,057,935)</u>	<u>(4,179,432)</u>
純資産の純変動	(6,688,304)	(1,072,737)
期首現在の純資産	197,857,602	31,734,381
期末現在の純資産	<u>191,169,298</u>	<u>30,661,644</u>

注記を参照のこと。

グローバル・M & Aオポチュニティ・ファンド
キャッシュ・フロー計算書
(米ドルで表示)

2025年12月30日終了年度

	(米ドル)	(千円)
運用活動		
運用による純資産の純変動	19,369,631	3,106,695
運用による純資産の純変動を運用活動から得た現金純額に一致させるための調整：		
投資有価証券の購入	(757,281,374)	(121,460,360)
投資有価証券の売却手取額	605,865,487	97,174,765
売り渡し有価証券(未買戻し)の借入れ	(106,092,149)	(17,016,120)
売り渡し有価証券(未買戻し)の売り付け	160,813,817	25,792,928
デリバティブ取引の純決済額	487,465	78,185
投資有価証券に係る実現純利益	(17,679,888)	(2,835,677)
投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動	(5,894,836)	(945,473)
デリバティブ取引に係る実現純損失	(492,956)	(79,065)
デリバティブ取引に係る未実現評価損益の純変動	(560,746)	(89,938)
資産および負債の変動：		
証券業者からの未収金	59,337,668	9,517,169
未収損害賠償請求	47,296	7,586
未収配当金および未収利息	(258,043)	(41,388)
その他の資産	(96,428)	(15,466)
証券業者への未払金	65,209,598	10,458,967
オコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシーへの未払金	121,181	19,436
未払分配金および未払利息	(23,342)	(3,744)
未払費用およびその他の負債	(24,698)	(3,961)
運用活動から得た現金純額	22,847,683	3,664,540
財務活動		
発行	6,496,492	1,041,972
買戻し	(33,063,717)	(5,303,090)
財務活動に支出した現金純額	(26,567,225)	(4,261,117)
現金および現金等価物の純変動	(3,719,542)	(596,577)
期首現在の現金および現金等価物	5,363,217	860,206
期末現在の現金および現金等価物	1,643,675	263,629
キャッシュ・フロー情報の補足の開示		
払込済利息	4,446,453	713,167

注記を参照のこと。

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド

財務書類に対する注記

2025年12月30日終了年度

1. 組織

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド(以下「ファンド」という。)は、ケイマン諸島で設立され、ケイマン諸島の信託法に基づき登録され、2019年12月6日より運用を開始した免除トラストである。ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録されている。ファンドの投資目的は、一貫して高度にリスク調整されたファンドの資産の価値の上昇を実現することである。主として、公表された合併、買収または支配権争奪に関与する団体の有価証券に対する投資(当該有価証券を売付けることによるものを含む。)を通じて、ファンドは、その投資目的を達成することを追求するが、管理会社の意見において、魅力的な機会が存在する場合、ファンドは、他の種類の再編または企業事象に関与する団体に対する投資も行うことがある。

2025年11月30日までの期間において、ファンドの投資顧問は、デラウェアの有限責任会社であり、1940年投資顧問法(改正済)に基づく投資顧問会社として米国証券取引委員会に登録されているUBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー(以下「UBS AMアメリカス」という。)であった。UBS AMアメリカスはUBSグループ・エイ・ジー(以下「UBS」という。)の完全所有子会社であり、その組織構造内部において、オコーナーは別個の事業部門として位置付けられていた。UBS AMアメリカスは、その関連会社の人員を利用し、または一若しくは複数の関連会社を副投資顧問会社として起用して、ファンドの特定の資産に関する投資助言を提供する権限を有していた。2025年11月30日までの期間において、ファンドの管理会社は、アイルランドで設立された非公開有限責任会社であるUBSファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッドであった。

2025年12月1日付で、UBS AMアメリカスは、キャンター・フィッツジェラルドのアセット・マネジメント部門内に新たに設立された法人であるオコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシーに対し、ファンドの投資運用業務を移管した。その結果、2025年12月1日より、()オコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシーがファンドの投資運用会社(以下「投資運用会社」という。)として任命され、()UBS AMアメリカスはファンドの副投資顧問会社として任命され、()カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(アイルランド)リミテッドがファンドの管理会社として任命された。投資運用会社への言及は、当該役割がオコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシーに移管されるまでの間はUBS AMアメリカスを指すものとし、またUBS AMアメリカスの取引および方針・手続はオコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシーに承継された。投資運用会社は、1940年投資顧問法(改正済)に基づく投資顧問会社として米国証券取引委員会に登録されている。当該取引に関する売買契約に従い、オコーナー事業部門の投資チームおよび一定のリソースは段階的に投資運用会社に移行することとなっており、当該移行期間中、投資運用会社およびUBS AMアメリカスは、当該人員が引き続きファンドに関する支援および投資運用サービスを提供するための一定の契約を締結している。

ファンドの受託会社であるAFSコントロールド・サブシディアリー3・リミテッドは、ケイマン諸島で適式に設立され、有効に存続する会社であり、MUFGオルタナティブ・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドの(ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)において意味するところによる)「被支配子会社」としてケイマン諸島金融庁に登録されている。MUFGオルタナティブ・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドは、適式に設立され、有効に存続する会社であり、銀行および信託会社法の条項に従って信託業務をおこなう免許を受けている。

ファンドの管理事務代行会社は、MUFGオルタナティブ・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドである(以下「管理事務代行会社」という。)。管理事務代行会社は、ファンドの帳簿および記録

の維持を含む一定の管理事務代行業務をファンドに提供し、ファンドの受益証券の登録事務代行会社として役割を果たす。

2. 重要な会計方針の要約

投資運用会社は、ファンドの構造、目的および活動について評価し、投資会社としての特徴に合致していると判断した。よって、当該財務書類は、会計基準編纂書(以下「ASC」という。)第946号「金融サービス - 投資会社」に記載されるガイダンスを適用した。以下は、財務書類を作成する際に使用された重要な会計方針および報告基準の概要である。

見積りの使用

本財務書類は、米国において一般に認められている会計原則(以下「GAAP」という。)に基づいて作成されている。財務書類の作成にあたり、財務書類および添付の注記の金額に影響を与える見積りおよび条件設定が経営陣に要求される。実際の結果は、かかる見積りとは異なることがある。

投資取引

売り渡し有価証券(未購入)を含む投資取引は、約定日ベースで計上される。配当金は配当権利落ち日に認識され、利益は発生時に計上される。有価証券取引の実現損益は先入先出法による原価法により計上される。

ファンドは通常、デリバティブ契約の満了、終了またはデリバティブ取引の決済時に実現損益を計上する。

金融商品の公正価値

ASC第820号「公正価値による測定」は、財務報告のための公正価値の定義を明確にし、公正価値測定に使用される枠組みを確立し、公正価値測定についての開示規定を強化する。投資運用会社は、評価技法の優先順位に基づいて、ファンドの金融資産を3段階の公正価値階層に分類した。評価階層は、測定日現在の金融資産または負債の評価額に対するインプットが観察可能かどうかに基づいている。金融商品の評価階層における分類は、公正価値測定に重要なインプットの最も低い段階に基づく。

公正価値階層の3つの段階は、以下の通りである。

- 第1段階 - 評価方法へのインプットは、活発な市場における同一の資産または負債の公表価格(調整前)である。
- 第2段階 - 評価方法へのインプットには、活発な市場における類似の資産および負債の公表価格、および資産または負債に関して直接または間接的に観察可能なインプットが含まれる。
- 第3段階 - 評価方法へのインプットは観察不可能であり、公正価値測定にとって重要である。これには、資産または負債に関する市場活動が、もしあったとしても、ほとんど存在しない状況が含まれる。

公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却により受け取る、または負債の譲渡により支払うであろう価格である。公正価値は、入手可能な場合には、観測可能な市場価格またはパラメータに基づいているか、あるいは、市場標準モデルを用いた価格またはパラメータから算出されている。これらの評価モデルには、一定レベルの推計と判断が含まれており、そのレベルは商品または市場の価格透明性と商品の複雑性によって決まる。公正価値で計上された資産および負債は、上述のとおり、その価値を測定するために使用されたインプットに関連する判断の水準に基づいて、開示目的上分類される。

観察可能なインプットの入手の可能性は、金融資産または負債によって変化し得るものであり、たとえば商品の種類や、商品が新規なのか、活発な取引所で取引されているのか、流通市場で取引されているのか、現在の市況等、多種多様な要因に影響される。評価が市場においてよりほとんど観測可能でないかまたは観察不可能なモデルまたはインプットに基づいている限りにおいて、公正価値の決定は、より多くの判断を必要とする。したがって、公正価値の算定において投資運用会社が行った判断の度合いは、第1段階に分類された資産および負債が最も小さく、第3段階に分類された資産および負債が最も大きいもの

となる。公正価値の測定に使用されるインプットは、一定の場合、公正価値階層の複数の異なる段階に入ることがある。

評価プロセスは、受託会社が承認した投資運用会社の評価方針および手続き（以下「評価方針」という。）によって管理されている。評価方針は、すべての投資対象の評価を管理し、以下に述べる各投資タイプごとの評価指針および価格設定会議を規定している。さらに、評価方針は、評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設定する。評価委員会メンバーには、投資運用会社の法務チーム、コンプライアンスチーム、ポートフォリオ会計チーム、評価チーム、市場リスク管理チームの代表者が含まれる。評価委員会は、特に、評価方針の遂行について責任を負う。評価委員会は、必要と判断した場合、受託会社に問題を上申する。また、評価委員会は、あらゆる新たな投資タイプおよび、未公開証券または観察不可能なインプットに基づいて評価が行われる有価証券への投資に対して実施される評価方法についても、検討し、承認する。評価委員会の投票権を持つメンバーは、資産管理グローバル評価チームの代表が議長を務める非投資チームの人物であるが、評価委員会は、その結論に達する際に投資チームの人物から意見を得ることができる。投資運用会社のポートフォリオ会計チームは、ファンドの管理事務代行会社の代表者が出席する月次評価会議を開催し、評価プロセスおよび独立した情報源から著しく乖離する評価について話し合う。これらの項目が解決できない場合は、適宜、評価委員会に上程される。

投資運用会社は、ファンドのすべての資産および負債の評価について責任を負う。管理事務代行会社はまた、評価方針に定義されるとおり、すべての資産および負債について独立したレビューを実施する。評価方法に変更があった場合は、管理事務代行会社と評価委員会がレビューする。重要な変更があれば、受託会社がレビューし、承認する。

評価委員会に加えて、投資運用会社は事前承認を必要とする取引に関する委員会（以下「TRPA委員会」という。）を設置した。この委員会は、ポートフォリオ会計、税務、評価、法務、コンプライアンス、市場リスク管理および情報技術を含む投資運用会社の内部管理チームの代表者で構成される。TRPA委員会および他の下部ワーキング・グループの検討事項として、取引に先立つ新しい商品タイプの承認と、休眠商品タイプの年次評価が行われる。休眠状態になった商品タイプは、取引に先立ってTRPA委員会の再承認が必要となるであろう。TRPA委員会は、当該商品の公正価値の決定に使用する関連価格モデルまたは価格情報源を評価し、評価方法について合意する。また、投資運用会社のポートフォリオ会計チームは、毎日の損益報告をレビューし、投資評価の妥当性を評価するのに役立つように重大な変更を分析する。また、一部の流動性の低い投資対象については、古いプライシングの見直しや価格のバック・テストングを実施し、その結果の概要が四半期ごとに評価委員会に報告され、レビューされる。

以下は、公正価値で測定される金融商品に使用される評価方法の説明であり、前記の評価階層に従った当該金融商品の一般的な分類が含まれる。以下に開示されている評価方法は一般的なガイドラインであり、実際の評価方法は、最も適切な公正価値評価を提供するために、商品ごとに異なる可能性がある。これらの金融商品の未実現評価損益の純変動額は、損益計算書に反映される。

上場商品および非上場商品

一般的に、証券取引所に上場されている金融商品の公正価値は、当該金融商品が売買されている主たる取引所における最終の売却価格またはその日の公表終値によって決定される。上場されている普通株式の公正価値は、この方法で決定される。上場投資信託の公正価値は、終値の公式な複合体によって決定される。上場オプションおよびワラントは、規制のある取引所で取引されている基準デリバティブ取引（以下「デリバティブ」という。）を表している。米国以外の取引所で取引されているオプションおよびワラントの公正価値は、その商品が取引されている取引所の相場の決済価格によって決定される。米国の上場オプションおよびワラントの公正価値は、取引所の仲値によって決定される。上場普通株式、投資信託、オプションおよびワラントは、通常、公正価値階層の第1段階に分類される。

取引所外で取引され、証券業者により活発に提示されている証券は、一般的に公正価値階層の第2段階に分類される。公表されることがほとんどないか、または価格決定ソースが公正価値を表すとみなされない場合には、投資運用会社が実施する分析など他のインプットおよび仮定を、公正価値階層の第3段階に

当該証券を分類する可能性のある評価に使用することがある。通常、非上場商品の公正価値は、市場アプローチ、収益アプローチまたは資産基準のアプローチに基づいている。投資運用会社は、当該有価証券の費用、当該投資に係る未払利息および未払配当金、割引率、類似の上場有価証券の公正価値、支配力不足に係る割引、市場性の欠如に係る割引、当該有価証券の取得以降の開発および評価に関連するその他の要素を考慮することがある。また、投資運用会社は、第三者機関の評価代理人によって提供された独立した評価を受けることができる。

債券

債券の公正価値は、市場価格、証券業者の気配値、外部の価格提供者または妥当な価格透明性のあるその他の価格情報源を用いて決定される。市場価格に基づいて評価される債券の種類には、世界中の政府により保証される債券が含まれる。これらの債券は、通常、公正価値階層の第1段階に分類される。上述の市場ほど活発ではないと考えられる市場で取引されているが、市場価格、証券業者の気配値、外部の価格提供者または妥当な価格透明性のあるその他の価格情報源に基づいて評価されている債券には転換社債および社債が含まれる。このような債券は通常、公正価値階層の第2段階に分類される。債券価格がほとんど提示されない場合、または価格決定情報源が公正価値を表すとみなされない場合には、投資運用会社は実施する分析など他のインプットおよび仮定を、公正価値階層の第3段階に当該証券を分類する可能性のある評価に使用することがある。

店頭デリバティブ

店頭デリバティブの公正価値は、通常、取引相手方の相場に加え、観察可能な市場データに基づくインプットまたは観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを使用した市場標準定量価格モデルを使用して決定される。適切なモデルが、当該商品に固有の契約条項および特定のリスクに基づいて選択される。評価モデルには、デリバティブの条件、観測可能な市場価格、金銭の時間的価値、信用スプレッド、イールド・カーブ、ボラティリティの測定を含む（ただし、これらに限られない。）さまざまなインプットが必要である。ある種のスワップのように、流動性のある市場で取引される店頭デリバティブについては、一般的にモデルのインプットを検証・観察することができ、またモデルの選択は投資運用会社による重要な判断を必要としない。また、これらのモデル評価は、取引の相手方または独立の当事者によって提示された相場価格と比較することによって検証される。ファンドは、店頭オプション、ワラントおよび差金決済取引を行う。これらの金融商品への重要なインプットは、一般的に市場で観察可能なインプットによって確認できるため、これらの金融商品は、通常、公正価値階層の第2段階に分類される。これらの商品の中には、頻繁に取引されず、そのため価格形成の透明性がほとんどないかまたは全くないこと、または評価モデルへの重要なインプットの最低レベルが容易に観察できないものがあることから、公正価値階層の第3段階に分類されるものもある。

ファンドの機能通貨は米ドルであるが、ファンド受益証券の一部は円建てである。円建（ヘッジあり）クラス受益証券については、外貨建の受益証券の純資産価額の変動を最小限に抑えるため、ファンドは管理事務代行会社の関連会社と先渡為替取引を締結する。先渡為替取引の公正価値は、個々の取引についての価格を算出するため、入手可能なさまざまな先渡通貨決済についての独立した仲値およびそれらの決済日の間の補間的な価額を入手することにより決定される。これらの取引は、通常、公正価値階層の第2段階に分類される。

階層別内訳

以下の表は、2025年12月30日現在の階層ごとの金融商品の公正価値を示している。

	第1段階 (米ドル)	第2段階 (米ドル)	第3段階 ¹ (米ドル)	合計
資産				
投資有価証券：				
普通株式	320,234,709	10,904,233	276,462	331,415,404

転換社債	-	3,145,195	-	3,145,195
社債	-	8,680,851	-	8,680,851
非上場株式	-	1,563,524	38,810	1,602,334
投資有価証券合計	320,234,709	24,293,803	315,272	344,843,784
デリバティブ取引：				
上場オプション				
およびワラント	107,113	-	-	107,113
店頭取引オプション				
およびワラント	-	1,258	-	1,258
差金決済取引	-	1,149,551	-	1,149,551
デリバティブ取引合計	107,113	1,150,809	-	1,257,922
資産合計	320,341,822	25,444,612	315,272	346,101,706
負債				
売り渡し有価証券（未買戻し）：				
普通株式	102,615,045	-	-	102,615,045
上場投資信託	305,837	-	-	305,837
売り渡し有価証券（未買戻し）合計	102,920,882	-	-	102,920,882
デリバティブ取引：				
上場オプション				
およびワラント	-	23,238	-	23,238
差金決済取引	-	387,675	-	387,675
デリバティブ取引合計	-	410,913	-	410,913
負債合計	102,920,882	410,913	-	103,331,795

1 第3段階の投資は、ファンドにおいて重要とみなされなかった。

金融商品に関するより詳細な情報については、要約投資有価証券明細表を参照のこと。上表の差金決済取引の残高は、取引先との相殺前の階層ごとの総額を基準として報告している。デリバティブ・ネットティングに関する詳細は注記6を参照のこと。

現金および現金等価物

現金は、管理事務代行会社の関連会社で保有されている資金で構成されている。ファンドは、当該勘定で損失を被ったことはなく、当該勘定で重大な信用リスクの影響を受けているとは考えていない。現金等価物には、既知の金額の現金へ容易に換金可能であり、当初の満期が3か月以内であり、十分な信用の質がある流動性の高い短期投資が含まれる。現金等価物は、投資目的ではなく、短期的な流動性要件を満たすために保有されている。2025年12月30日現在、ファンドは現金等価物を保有していない。2025年12月30日現在、ファンドは制限付現金および制限付現金等価物を保有していない。

証券業者からの未収金および証券業者への未払金

証券業者からの未収金および証券業者への未払金は、未収・未払手数料、未決済の受取債権および支払債務の純額、外貨残高、現金、外貨、証拠金残高およびかかる証券業者で保有する担保に関する正味未実現損益を含む。ファンドは、同一のマスター・ネットティング契約のもとで同一の取引相手方との間で実行される正味デリバティブ・ポジションに関して認識される公正価値と、現金担保受取債権および支払債務に対して認識される公正価値の金額を相殺しないことを選択した。証拠金残高は、ファンドの有価証券の一部と証券業者が保有する現金残高によって担保されている。証拠金の借方残高に対して、ファンドは、所定の指標金利とスプレッドに基づく変動金利を負担する。特定の有価証券への投資は、一定の制限のもと、証券業者が有価証券を売却または再提供することができる条件で証券業者に差し入れられている。売

却された有価証券に関連する証券業者の現金および有価証券のうち、まだ購入されていないものについては、その証券が購入されるまで一部制限される。

以下の表は、貸借対照表における証券業者からの未収金および証券業者への未払金の内訳を示している。

	証券業者からの未収金 (米ドル)	証券業者への未払金 (米ドル)
未決済取引	-	(4,371,627)
差入担保現金	5,261,727	-
証券業者からの未収金 / (証券業者への未払い金) 純額	7,590,741	(60,837,971)
合計	12,852,468	(65,209,598)

税金

現在、ケイマン諸島の政府によって課せられているインカム・ゲイン税またはキャピタル・ゲイン税はない。ファンドが支払う税金は、一定の投資収益に適用される源泉徴収税と、特定の管轄区域におけるキャピタルゲイン税のみである。2025年12月30日終了年度について、本財務書類にその他の税負債または税費用は計上されていない。

ASC第740号「法人税」は、財務書類において不確実な法人税の取扱いをどのように認識、測定、表示および開示すべきかを規定している。ファンドは、ファンドの確定申告作成にあたり実施されるまたは実施予定の法人税の取扱いについて、適切な税務当局により法人税の取扱いが「どちらかといえば」肯定されるかどうか決めるために評価を行った。すべての重要な税務管轄地域および調査の対象となるオープン・タックス・イヤーについてのこうした分析に基づき、重要な法人税の取扱いはすべて、「どちらかといえば」の基準を満たすとされた。したがって、利息または制裁金を含むいかなる追加の税金費用も2025年12月30日終了年度については計上されなかった。ファンドが利息および制裁金を計上する必要がある場合には、それらは損益計算書の支払利息およびその他費用にそれぞれ含まれる。

一般的に、ファンドが事業を行う管轄地域の税務当局は、確定申告が行われた日または証券取引が発生した日から各期間内に、確定申告または証券取引の調査を開始することができる。よって、特定の確定申告または証券取引は、引き続き調査の対象である。

外貨換算

ファンドの機能通貨は米ドルである。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、独立の値付機関により報告される為替レートの仲値で米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建の投資有価証券の購入および売却ならびに収益および費用は、当該取引日の為替レートでそれぞれ換算されている。当該換算から生じる損益は、損益計算書の実現および未実現損益に含まれる。

最近公表された会計基準

2022年6月、FASBは、会計基準更新（ASU）第2022-03号「公正価値測定（トピック820）：契約上の売却制限が付された持分証券の公正価値測定」を公表した。この改訂は、契約上の売却制限は持分証券の公正価値を測定する際に考慮されるべきでないことを明確にし、企業が契約上の売却制限を別個の会計単位として認識することを禁じている。ASUの改訂は、ファンドに対して2024年12月15日以降に発効する。ファンドは、この新会計基準を採用し、その影響を評価した結果、ファンドの財務書類および関連する開示に重要な影響を与えないものと判断している。

3. 報酬

管理報酬

英文目論見書に定義されるとおり、投資運用会社には管理報酬が毎月後払いで支払われる。管理報酬は、買戻しおよび成功報酬に先立ち、ファンドの純資産価額の年率1.10パーセントで計算される各暦日現在で発生する。投資運用会社の関連会社が保有する受益証券は、管理報酬を一切負担しない。

成功報酬

英文目論見書に定義されるとおり、投資運用会社は、円建（ヘッジなし）クラス受益証券、円建（ヘッジあり）クラス受益証券および米ドル建クラス受益証券に関する新規利益の15パーセントに相当する月次

成功報酬を得る。成功報酬は各営業日に発生し、各暦月の最終営業日および受益証券の月内の買戻しまたは譲渡時に支払われる。成功報酬は、該当する受益証券のクラスが表示されている通貨で計算され、報告される。円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券に関しては、各成功報酬は、かかる成功報酬を計算する対象期間におけるファンドの米ドル建て資産に関する為替レートの変動による当該受益証券の純資産価額への影響を一切考慮せずに計算される。さらに、円建(ヘッジあり)クラス受益証券に関しては、成功報酬は、為替ヘッジに関する費用、損失を考慮に入れずに計算される。投資運用会社の関連会社が保有する受益証券は、いかなる成功報酬も負わない。

4. 関連当事者

投資運用会社の関連会社であるUBSインベストメント・バンクは、ファンドの執行ブローカーおよびプライム・ブローカーのひとつである。2025年12月30日終了年度において、ファンドにUBSインベストメント・バンクとの投資取引に係る手数料およびその他手数料は発生しなかった。

一定の委託売買契約では、投資運用会社およびその関連会社が、ファンドおよびその他の関連ファンドから支払われる仲介手数料に関連するソフトダラー・クレジットを受け取ることを定めている。当該クレジットは、投資運用会社が、提供されるであろう調査および関連サービスのために使用することができ、証券業者に対して支払われる。ソフトダラー・クレジットの使用によって投資運用会社が取得した調査サービスは、ファンドまたは投資運用会社が管理するその他のファンドの利益のために利用することができる。

オコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシーに対する債務は、未払管理報酬および未払成功報酬である。

5. リスク管理

ファンドは、その投資およびデリバティブ金融商品の価値変動を伴う市場リスクならびに取引相手方が契約不履行に陥った場合の評価損から生じる信用リスクの影響を受ける。投資運用会社は、ファンドの市場リスクおよび信用リスクの管理および監視において積極的な役割を果たし、正式な管理手続きを定めており、これらは継続的にレビューされる。

投資運用会社は、投資運用会社およびその関連会社全体に渡る異なる分野の上級職員で構成される投資リスク委員会を選任している。投資リスク委員会は定期的開催され、リスク・マネージャーおよびリスク・コントロールによって実施された分析に基づいて、市場リスクおよび信用リスクに対するファンドの潜在的なエクスポージャーを検討する。

市場リスク

投資運用会社は、個別ポジションおよびファンドの総額ポートフォリオのリスクパラメーターおよび予想ボラティリティを監視する。さらに、投資運用会社は、各投資のリスクおよび利点の特徴を定期的に評価したうえで、選択的かつ動的にポジションの規模設定を行い、ポートフォリオのリスクを制御することを目指す。定期的な値洗いポートフォリオのモニタリングは、投資運用会社が投資を監視するのに役立つ。投資運用会社はまた、システミック・ポートフォリオ・リスク、および個々のポジション固有のリスクを特定し、ヘッジするために独自の統計的モデルを開発し、使用している。投資運用会社は、一般的に、認識される高付加価値のリスク・エクスポージャーに帰属するファンドのリターンを高めることを目的として、一定のポートフォリオ・リスクのヘッジに努めているが、ファンドのポジションに内在するすべての市場リスクまたはその他のリスクのヘッジを試みるものではない。

売り渡し有価証券(未買戻し)は、特定の金融商品を契約した価格で引き渡すというファンドの債務を表し、その結果、市場で金融商品を時価で購入するコミットメントを生じる。したがって、売り渡し有価証券(未買戻し)の売却を満たすファンドの最終的な債務は、貸借対照表で認識される金額を超えることがある。

例えば、渡航制限、閉鎖された国境、検疫、サプライチェーンの中断、消費者需要の低下、保護主義貿易政策の増加、世界経済の成長の鈍化、貿易紛争のリスクおよび一部の国際貿易協定の変更の可能性など、地域的および全世界的な感染症の拡大に関連するリスクは、当期中、ファンドが保有する投資に影響を及ぼしており、今後においても現時点では予見できない方法で多くの国の経済に引き続き影響を及ぼし、ファンドが投資する市場に悪影響を及ぼす可能性がある。

信用リスク

ファンドのポジションは、現金、証券業者からの未収金およびデリバティブ資産を含むすべて、証券業者、取引相手方およびその他の金融機関に保有されている。これらの当事者が債務を履行できない場合、ファンドは信用リスクを負う。ファンドがこれらの企業と取引関係を結んだ結果、ファンドは一定の証券業者に信用リスクを著しく集中させる可能性がある。ファンドがデリバティブまたは合成商品（CFD）に投資する限度において、あるいはそれが店頭取引に影響する範囲において、ファンドは、取引相手方に関する信用リスクを負い、決済不履行のリスクも負うことがある。投資運用会社は、このリスクを最小限に抑えるために、日次の証拠金モニタリングおよび管理手順を採用し、エクスポージャーレベルを監視している。投資運用会社は、複数の事業体と取引を行い、より高い信用格付けの取引相手方に取引量を割り当てることにより、トレーディング活動に付随する信用リスクの分散を図っているが、その努力が成功する保証はない。さらに、投資運用会社は、柔軟性を維持するために、可能な場合には複数の取引相手方にわたって活動を維持しようとする。投資運用会社の目標は、営業リスク、取引相手方信用リスク、取引相手方決済リスクおよび金融リスクのバランスをとることである。さらに、取引相手方の信用リスクを軽減するためのマスター・ネットリング取引の使用に関する詳細については、注記6を参照のこと。

このような関係を日々監視すること以外にも、これらの関係はさまざまな契約によって支配されている。一般的に、これらの契約は、店頭契約に関する国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）の契約のような業界標準の契約である。これらの契約は、各当事者の基本的な権利、責任および義務を定めたものである。これらの契約には、金融取引条件ならびに解約および債務不履行時の条項に関する情報も含まれている。ファンドの取引戦略は、これらの契約の存在に依拠している。ファンドの契約相手方は、通常、個別の取引または契約全体を終了させることができる複数の特定事象を有している。これらの事象は一般的に、特定期間における運用資産の減少または一定の基準値を下回るパフォーマンスに最も関連している。万一、「トリガーイベント」が発生した場合、取引相手方は個々の取引または契約全体を終了させる権利を有しており、ファンドのポートフォリオに重大な影響を及ぼすことがある。ファンドは、2025年12月30日終了年度について、いかなるトリガーイベントの発生も認識していない。特定のスワップ契約には、追加の担保を差し入れるか、特定の信用リスク関連事象が発生した時点で直ちに負債残高を決済することをファンドに要求する条項が含まれている。

ファンドは、転換社債、社債および国債に投資している。そのような投資が売却または満期になるまで、ファンドは、債券の期日到来時に発行体が債務を履行するかどうかに関連する信用リスクの影響を受ける。

為替リスク

ファンドは、資産の一部を米ドル以外の通貨または米ドル以外の通貨建ての金融商品に投資することがあり、その価格は米ドル以外の通貨を参照して決定される。しかし、ファンドは、有価証券およびその他の資産を米ドルで評価している。ファンドは通常、外貨エクスポージャーの全部または一部をヘッジすることを目指している。ファンドの投資がヘッジされていない場合、ファンドの資産の価値は、米ドルの為替相場ならびに様々な地域市場および通貨におけるファンドの投資の価格変化に伴って変動する。

6. デリバティブ取引

ファンドは通常の業務において、トレーディング目的でデリバティブ取引を行っている。デリバティブは、取引所取引または店頭取引のいずれかである。取引所で取引されるデリバティブは、規制された取引所で取引される標準的な契約である。店頭取引は、取引相手方との間で締結される特定の契約である。店

店頭契約と取引所取引契約に関連するリスクの主な相違点は、信用リスクと流動性リスクである。取引所取引の契約については、取引所や清算機関の役割により信用リスクは限定的である。店頭取引契約に係る取引相手方信用リスクによるファンドの最大損失リスクは、受領した担保または支払った担保を差し引いた未実現利益金額に、未決済の約定金額を加えた金額に限られる。2025年12月30日終了年度におけるデリバティブ取引には、先渡為替取引、オプション取引、ワラントおよびスワップ取引が含まれている。これらのデリバティブ取引の詳細は、次のとおりである。

先渡取引

ファンドは、投資目的を遂行する通常のプロセスにおいて、為替リスクを負う。ファンドは、外国通貨の価値の変動に対するエクスポージャーを得るため、またはその変動に対するヘッジのため、またはファンドの機能通貨とファンドの円建(ヘッジなし)クラス受益証券の表示通貨との間での外国通貨の価値の変動をヘッジするために、店頭先渡取引を利用することがある。先渡取引とは、将来の定められた日に、定められた価格で通貨を購入または売却することに二当事者が同意する現物市場取引である。このような契約を締結する際、ファンドは為替相場が予想外に動くリスクを負うが、その場合、ファンドは先渡取引から予定される利益を達成できず、損失を被る可能性がある。先渡取引は、規制されていない市場で取引されており、典型的には現金決済によって清算される。

オプションおよびワラント

ファンドは、通常のプロセスにおいて、株価リスク、金利リスクおよび為替リスクの影響を受ける。ファンドは、株式、金利または外貨の価値の変動に対するエクスポージャーを得るため、またはヘッジするために、取引所もしくは店頭オプションまたは取引所もしくは店頭ワラントを使用することができる。ワラントを含むオプションとは、プレミアム支払のために、オプションの売主から、またはオプションの売主に対して、所定の期限内に、または所定の期日に、所定の価格で金融商品を購入または売却する権利を保有者に付与する契約のことである。ファンドによって締結されたオプションは、取引相手方に信用リスクを生じさせるものではない。なぜなら、オプションはファンドに債務を負わせるものであり、取引相手方には履行する債務がないからである。ファンドが売却したオプションは、ファンドの債務の充足度が貸借対照表で認識される金額を上回る可能性があるため、オフバランスシート・リスクの対象となる。オプションおよびワラントは、通常、売却、行使または満了によって清算される。

スワップ

ファンドは、投資目的を遂行する通常のプロセスにおいて、株価リスクの影響を受ける。ある場合には、ファンドは株価エクスポージャーを得るため、または株価リスクをヘッジするためにスワップ契約を結ぶことがある。スワップとは、CFDを含むもので、原株式の金額に基づいてキャッシュフローを交換することを二当事者間で合意する契約である。スワップは規制のない市場で取引され、清算されるか満期まで保有される。契約金額または想定元本ではなく、未実現損益は、将来の近似キャッシュ・フローを表している。ファンドは、調達額の支払いまたは受領に対し、合意された原株式数に基づいて株式リターンを受領または支払うことを選択することができる。スワップは、原株式の価格変動と発生済の資金額に基づいて時価評価され、変動がある場合には、その変動は、デリバティブ取引および為替に係る未実現評価損益の純変動額として損益計算書に計上される。スワップのリスクには、契約の価値またはキャッシュ・フローに影響を与える市況の変動、ならびに取引相手方の契約に基づく債務の履行不能が含まれる。

下記の表は、2025年12月30日現在のファンド保有のデリバティブ取引について、同日終了年度の主なリスク・エクスポージャー、貸借対照表上の表示および四半期ごとの平均取引レベル別の内訳である。下表の数値は、取引相手方のネットティングおよびデリバティブ取引に基づき受領したまたは担保として計上された現金の影響を除いているため、ファンドのネット・エクスポージャーを表すものではない。

主なリスク エクスポージャー	デリバティブ 公正価値 (米ドル)	四半期の 平均想定元本 ² (米ドル)	四半期の 平均契約数 ³	デリバティブ 公正価値 (米ドル)	四半期の 平均想定元本 ² (米ドル)	四半期の 平均契約数 ³
株式	1,257,922	405,563,132	603,610	387,675	25,264,292	-
為替	- ¹	-	-	23,238	33,610,268	-
デリバティブ 契約合計	1,257,922			410,913		

- 1 2025年12月30日現在、未決済のデリバティブ取引はない。
- 2 数値は、先渡為替取引およびスワップの平均想定元本の残高を反映している。
- 3 数値は、オプションおよびワラントの平均契約株式同等物残高を反映している。

以下の表は、2025年12月30日終了年度の損益計算書上の主なリスク・エクスポージャー別および表示別のデリバティブ活動に関連するファンドの損益を示したものである。これらの損益は、経済的にヘッジする目的でデリバティブ取引が実行された可能性があり、したがって、デリバティブ取引に係る一定の損益が、有価証券に起因する一定の損益を相殺する可能性があるという文脈で考慮されなければならない。

主なリスク・ エクスポージャー	デリバティブ取引 および為替に係る 実現損失純額 (米ドル)	デリバティブ取引および 為替に係る未実現評価 損益の純変動額 (米ドル)
株式	1,159,629	617,538
為替	(666,673)	(56,792)
合計	492,956	560,746

以下の表は、デリバティブ取引の主な商品種類別の公正価値を総額で示したものである。公正価値の総額は、取引相手方のネットिंगと担保の両方の影響を除外しているため、ファンドのエクスポージャーを示すものではない。下表はまた、カウンターパーティ・ネットिंगによる貸借対照表上の相殺額と、デリバティブの価値まで反映された執行可能な信用補完契約に基づいて差し入れられ受領した現金および有価証券担保額も示している。

	認識された デリバティブ 総額 (米ドル)	貸借対照表上 相殺された 総額 (米ドル)	貸借対照表上 相殺されない 金融商品 (米ドル)	貸借対照表に 表示された デリバティブ 純額 (米ドル)	(受取) 差入 担保 [*] (米ドル)	純額 (米ドル)
デリバティブ資産						
上場オプション およびワラント	-	-	107,113	107,113	-	107,113
店頭取引オプション およびワラント	-	-	1,258	1,258	-	1,258
差金決済取引	1,149,551	(322,266)	-	827,285	-	827,285
合計	1,149,551	(322,266)	108,371	935,656	-	935,656
デリバティブ負債						
上場オプション およびワラント	(23,238)	-	-	(23,238)	23,238	-
差金決済取引	(387,675)	322,266	-	(65,409)	65,409	-
合計	(410,913)	322,266	-	(88,647)	88,647	-

1 差し入れられた担保は、取引相手方ごとに関連するデリバティブ負債の公正価値まで反映される。デリバティブ契約の想定エクスポージャーからデリバティブ資産の公正価値を控除した金額を担保として計上している。2025年12月30日現在、デリバティブ契約のために差し入れられた現金担保の総額は5,261,727米ドルであり、これは、取引相手方ごとの総計で貸借対照表上の証券業者からの未収金に含まれている。

7. 財務保証

ファンドは、さまざまな損失補償を含む契約を締結する。これらの取り決めによりファンドが影響を受ける最大額は不明である。しかしながら、ファンドは、これまでこれらの契約による請求または損失を被っており、損失のリスクは少ないと予測している。

8. 受益証券

ファンドは、米ドル建クラス受益証券、円建（ヘッジあり）クラス受益証券および円建（ヘッジなし）クラス受益証券の3つの個別のクラスの受益証券を発行している。あるクラスの受益証券に関連して生じるファンドの債務は、当該不可分の資産から充当されることになる。受託会社は、為替ヘッジのすべての損益を円建（ヘッジあり）クラス受益証券に帰属させ、ファンドの他の資産および負債も、1つまたは複数の特定の受益証券のクラスに帰属させることができる。

受益証券は、金融商品取引法第2条第3項第1号に基づく募集として、日本国内で公募されている。

受益証券は毎月、暦月の最初の営業日および受託会社が随時決定するその他の日に発行される。円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券は、当初、受益証券1口当たり1万円の申込価格で募集され、米ドル建クラス受益証券は、当初、受益証券1口当たり100米ドルの申込価格で募集される。当初募集の後、受益証券は、引き続き、実勢の受益証券1口当たり純資産価格で継続募

集される。ファンドは現在、円建（ヘッジなし）クラス受益証券、円建（ヘッジあり）クラス受益証券および米ドル建クラス受益証券の単独のシリーズを提供しているが、投資運用会社は、将来、円建（ヘッジなし）クラス受益証券、円建（ヘッジあり）クラス受益証券および米ドル建クラス受益証券の追加シリーズの発行を決定することができる。ファンドにおける受益証券の当初募集の最低申込数は、特定の日本円（または該当する場合、米ドル）の金額の募集に関して、（ ）1,000万円（もしくはその米ドル相当額）、または特定の受益証券口数による申込みに関して、（ ）1,000口とする。

ファンドはまた、投資運用会社の関連会社に対して、米ドル建ての受益証券クラス（米ドル建（マネジメント）クラス受益証券）を提供する。当該受益証券は、管理報酬または成功報酬を負わない。ファンドが取引および投資業務を開始した後に追加受益証券が発行されるため、投資運用会社の関連会社に発行される受益証券は、およそドル・ベースで買戻されるものと予想される。しかしながら、当該関連会社は、法令により、ファンド設立後1年の時点で、ファンドの発行済受益証券の価額の3%を超えないようにファンドへの投資を減らす必要があることがある。2025年12月30日現在、米ドル建（マネジメント）クラスの発行済受益証券は存在しない。

一般的に、受益証券保有者は、5営業日前に管理事務代行会社に書面で通知することにより、暦月の最初の営業日をもって、受益証券の一部または全部の買戻しを請求する権利を有することになる。

2025年12月30日終了年度の受益証券取引は、以下の通りである。

	2024年12月30日		2025年12月30日	
	現在の 発行済受益証券 口数	追加の 受益証券の 発行	受益証券の 買戻し	現在の 発行済受益証券 口数
円建（ヘッジなし）クラス	905,710	34,760	(125,623)	814,847
円建（ヘッジつき）クラス	548,872	-	(179,080)	369,792
米ドル建クラス	478,674	19,000	(36,780)	460,894

9. 財務ハイライト

以下は、2025年12月30日終了年度における受益証券1口当たりの情報、トータル・リターンおよび平均純資産額に対する割合である。

	円建（ヘッジなし） クラス （日本円）	円建（ヘッジあり） クラス （日本円）	米ドル建 クラス （米ドル）
受益証券1口当たりの運用実績			
期首現在純資産価格	17,768	10,523	122.06
運用からの利益（損失）：			
投資純損失	(606)	(368)	(4.34)
投資有価証券、デリバティブ取引 および為替に係る純利益	2,481	1,041	17.59
運用からの利益（損失）合計	1,875	673	13.23
期末現在純資産価格	19,643	11,196	135.31
トータル・リターン			
成功報酬控除前トータル・リターン	12.38 %	8.26 %	12.76 %
成功報酬	(1.83)	(1.86)	(1.90)
成功報酬控除後トータル・リターン	10.55 %	6.40 %	10.86 %
平均純資産額に対する割合			
成功報酬以外の費用	5.14 %	5.14 %	5.14 %
成功報酬	1.82	1.80	1.83
費用合計	6.96 %	6.94 %	6.97 %
投資純損失 ¹	(3.40)%	(3.38)%	(3.40)%

¹ 計算には成功報酬の影響が含まれる。

財務ハイライトは、各クラス受益証券全体として計算したものである。各投資者の利回りおよび収益比率は、資本取引の時期により上記とは異なることがある。

10. 後発事象

投資運用会社は、財務書類が公表可能になった日付である2026年3月26日までのファンドの財務書類に存在する後発事象の可能性について評価し、財務書類の修正または開示についての認識される／認識されない後発事象はないと判断した。

【投資有価証券明細表等】

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド

要約投資有価証券明細表

(米ドルで表示)

2025年12月30日現在

銘柄	株数	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
投資有価証券			
普通株式			
米州:			
通信業			
Global Telesystems Inc.	114,589	23,647,732	12.37
Electronic Arts Inc.	93,658	19,139,012	10.01
Frontier Communications Parent, Inc.	428,913	16,324,429	8.54
その他		18,752,748	9.81
通信業合計		77,863,921	40.73
一般消費財・サービス		1,993,894	1.04
金融			
Comerica Incorporated	205,842	18,005,000	9.42
その他		39,217,014	20.51
金融合計		57,222,014	29.93
ヘルスケア			
Avidity Biosciences, Inc.	230,991	16,666,001	8.72
Exact Sciences Corporation	110,586	11,268,713	5.89
Hologic, Inc.	161,905	12,068,399	6.31
その他		5,878,381	3.08
ヘルスケア合計		45,881,494	24.00
資本財・サービス			
Air Lease Corporation	188,898	12,138,585	6.35
Dayforce, Inc.	254,610	17,624,104	9.22
Norfolk Southern Corporation	84,745	24,585,372	12.86
その他		472,545	0.25
資本財・サービス合計		54,820,606	28.68
情報技術		10,358,389	5.42
素材		3,086,634	1.61
不動産		2,318,335	1.22
米州合計(取得原価: 248,655,073米ドル)		253,545,287	132.63

銘柄	株数	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
投資有価証券（承前）			
普通株式（承前）			
アジア：			
一般消費財・サービス		1,564	0.00
金融		6,891,460	3.60
ヘルスケア		674,513	0.35
資本財・サービス			
Toyota Industries Corporation	132,800	15,113,100	7.91
その他		3,115,125	1.63
資本財・サービス合計		18,228,225	9.54
情報技術		4,497,243	2.35
素材		1,210,153	0.64
アジア合計（取得原価：31,356,231米ドル）		31,503,158	16.48
欧州：			
通信業		2,807,804	1.47
生活必需品		1,051,707	0.55
金融		5,171,285	2.71
資本財・サービス		3,836,433	2.01
情報技術			
CyberArk Software Ltd.	65,015	29,342,570	15.35
素材		1,299,681	0.68
不動産		2,857,479	1.48
欧州合計（取得原価：42,162,390米ドル）		46,366,959	24.25
普通株式合計（取得原価：322,173,694米ドル）		331,415,404	173.36
転換社債			
米州：			
ヘルスケア			
Exact Sciences Corporation, 0.375%, maturity of 03/15/2027 （取得原価：3,125,833米ドル）	3,002,000	3,145,195	1.65
転換社債合計（取得原価：3,125,833米ドル）		3,145,195	1.65
社債			
米州：			
通信業		6,452,160	3.38
金融		2,228,691	1.17
社債合計（取得原価：8,690,820米ドル）		8,680,851	4.55
非上場株式			
米州：			
一般消費財・サービス		1,451,718	0.76
金融		39,099	0.02
ヘルスケア		60,516	0.03
米州合計（取得原価：6,568,899米ドル）		1,551,333	0.81

銘柄	株数	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
投資有価証券(承前)			
非上場株式(承前)			
欧州:			
資本財・サービス(取得原価:0米ドル)		51,001	0.03
非上場株式合計(取得原価:6,568,899米ドル)		1,602,334	0.84
投資有価証券合計 (取得原価:340,559,246米ドル)		344,843,784	180.40
売り渡し有価証券(未買戻し)			
普通株式			
米州:			
通信業		6,629,856	3.47
一般消費財・サービス		2,968,336	1.55
金融			
Fifth Third Bancorp	384,154	18,258,840	9.55
その他		10,068,507	5.28
金融合計		28,327,347	14.83
資本財・サービス			
Union Pacific Corporation	84,745	19,750,670	10.33
情報技術			
Palo Alto Networks, Inc.	143,140	26,745,709	13.99
その他		2,052,793	1.07
情報技術合計		28,798,502	15.06
米州合計(売値:87,135,541米ドル)		86,474,711	45.24
欧州:			
通信業		2,315,046	1.21
生活必需品		958,383	0.50
金融		4,953,111	2.59
資本財・サービス		3,742,653	1.96
素材		1,287,984	0.67
不動産		2,883,157	1.51
欧州合計(売値:12,602,724米ドル)		16,140,334	8.44
普通株式合計(売値:99,738,265米ドル)		102,615,045	53.68
上場投資信託			
米州:			
インデックス		131,812	0.07
情報技術		174,025	0.09
上場投資信託合計(売値:294,885米ドル)		305,837	0.16
売り渡し有価証券(未買戻し)合計 (売値:100,033,150米ドル)		102,920,882	53.84

銘柄	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
デリバティブ取引		
先渡取引		
米ドル建先渡為替取引（純額、売建）	(23,238)	(0.01)
オプションおよびワラント		
上場オプションおよびワラント - ロング：		
米州：		
生活必需品	471	0.00
金融	98,810	0.06
ヘルスケア	2,283	0.00
資本財・サービス	2,539	0.00
情報技術	2,341	0.00
素材	237	0.00
不動産	432	0.00
上場オプションおよびワラント - ロング合計 (取得原価：20,499米ドル)	107,113	0.06
店頭取引オプションおよびワラント - ロング：		
米州：		
金融	597	0.00
資本財・サービス	661	0.00
店頭取引オプションおよびワラント - ロング合計 (取得原価：25,376米ドル)	1,258	0.00
スワップ		
差金決済取引 - ロング：		
米州：		
エネルギー	(64,433)	(0.03)
素材	42,810	0.02
不動産	(1,230)	(0.00)
米州合計	(22,853)	(0.01)
アジア：		
一般消費財・サービス	(750)	(0.00)
不動産	(57,421)	(0.03)
アジア合計	(58,171)	(0.03)

銘柄	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
デリバティブ取引 (オプションおよびワラントを除く)(承前)		
スワップ(承前)		
差金決済取引 - ロング(承前) :		
欧州 :		
一般消費財・サービス	572,964	0.30
生活必需品	57,372	0.03
エネルギー	120,430	0.06
金融	65,294	0.03
ヘルスケア	145,844	0.08
資本財・サービス	29,824	0.02
公益事業	4,604	0.00
欧州合計	996,332	0.52
差金決済取引合計 - ロング合計	915,308	0.48
差金決済取引 - ショート :		
米州 :		
インデックス	47,555	0.02
エネルギー	(50,422)	(0.03)
米州合計	(2,867)	(0.01)
欧州 :		
一般消費財・サービス	(11,552)	(0.01)
エネルギー	(39,579)	(0.02)
金融	(45,354)	(0.02)
ヘルスケア	8,233	0.00
素材	(62,313)	(0.03)
欧州合計	(150,565)	(0.08)
差金決済取引合計 - ショート合計	(153,432)	(0.09)
スワップ純額	761,876	0.39
デリバティブ取引合計 (取得原価純額 : 45,875米ドル)	847,009	0.44

デリバティブ取引は、ASC815「デリバティブおよびヘッジ」に従い、取引相手方によるネットティング前の総額で反映されている。

注記を参照のこと。

[次へ](#)

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Statement of Assets and Liabilities

(Stated in United States Dollars)

December 30, 2025

Assets		
Cash and cash equivalents	\$	1,643,675
Investments in securities, at fair value (cost \$340,559,246)		344,843,784
Derivative assets (cost \$45,875)		935,656
Due from brokers		12,852,468
Litigation claim receivable		744,277
Dividends and interest receivable		350,650
Other assets		173,478
Total assets		361,543,988
Liabilities		
Securities sold, not yet purchased, at fair value (proceeds \$100,033,150)		102,920,882
Derivative liabilities		88,647
Redemptions payable		1,253,034
Due to brokers		65,209,598
Due to O'Connor Alternative Investments, LLC		482,045
Dividends and interest payable		69,544
Accrued expenses and other liabilities		350,940
Total liabilities		170,374,690
Net assets	\$	191,169,298
Net asset value per unit		
YEN Class (based on 814,847 units outstanding)	JPY	19,643
YEN Class (Hedged) (based on 369,792 units outstanding)	JPY	11,196
USD Class (based on 460,894 units outstanding)	\$	135.31

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Statement of Operations

(Stated in United States Dollars)

Year Ended December 30, 2025

Realized and unrealized gains (losses) on investments in securities, derivative contracts and foreign currency	
Net realized gain on investments in securities and foreign currency	\$ 19,187,422
Net realized gain on derivative contracts and foreign currency	492,956
Net change in unrealized appreciation/depreciation on investments in securities and foreign currency	5,767,109
Net change in unrealized appreciation/depreciation on derivative contracts and foreign currency	560,746
Net gain on investments in securities, derivative contracts and foreign currency	26,008,233
Investment Income	
Interest	4,748,399
Dividends (net of withholding tax of \$543,504)	2,201,896
Total investment income	6,950,295
Expenses	
Interest	4,438,079
Dividends	1,525,459
Management fees (Note 3)	2,155,644
Performance fees (Note 3)	3,558,830
Distributor fees	978,408
Other	932,477
Total expenses	13,588,897
Net investment loss	(6,638,602)
Net change in net assets resulting from operations	\$ 19,369,631

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Statement of Changes in Net Assets

(Stated in United States Dollars)

Year Ended December 30, 2025

Operations	
Net investment loss	\$ (6,638,602)
Net realized gain on investments in securities and foreign currency	19,187,422
Net realized gain on derivative contracts and foreign currency	492,956
Net change in unrealized appreciation/depreciation on investments in securities and foreign currency	5,767,109
Net change in unrealized appreciation/depreciation on derivative contracts and foreign currency	560,746
Net change in net assets resulting from operations	19,369,631
Capital unit transactions	
YEN Class subscriptions	3,979,772
USD Class subscriptions	2,516,720
YEN Class redemptions	(15,023,538)
YEN Class (hedged) redemptions	(12,832,377)
USD Class redemptions	(4,698,512)
Net change in net assets resulting from capital unit transactions	(26,057,935)
Net change in net assets	(6,688,304)
Net assets at beginning of year	197,857,602
Net assets at end of year	\$ 191,169,298

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Statement of Cash Flows

(Stated in United States Dollars)

Year Ended December 30, 2025

Operating activities	
Net change in net assets resulting from operations	\$ 19,369,631
Adjustments to reconcile net change in net assets resulting from operations to net cash provided by operating activities:	
Purchases of investments in securities	(757,281,374)
Proceeds from sales of investments in securities	605,865,487
Covers of securities sold, not yet purchased	(106,092,149)
Sales of securities sold, not yet purchased	160,813,817
Net settlement of derivative contracts	487,465
Net realized gain on investments in securities	(17,679,888)
Net change in unrealized appreciation/depreciation on investments in securities	(5,894,836)
Net realized loss on derivative contracts	(492,956)
Net change in unrealized appreciation/depreciation on derivative contracts	(560,746)
Changes in assets and liabilities:	
Due from brokers	59,337,668
Litigation claim receivable	47,296
Dividends and interest receivable	(258,043)
Other assets	(96,428)
Due to brokers	65,209,598
Due to O'Connor Alternative Investments, LLC	121,181
Dividends and interest payable	(23,342)
Accrued expenses and other liabilities	(24,698)
Net cash provided by operating activities	22,847,683
Financing activities	
Subscriptions	6,496,492
Redemptions	(33,063,717)
Net cash used in financing activities	(26,567,225)
Net change in cash and cash equivalents	(3,719,542)
Cash and cash equivalents at beginning of year	5,363,217
Cash and cash equivalents at end of year	\$ 1,643,675
Supplemental disclosure of cash flow information	
Interest paid	\$ 4,446,453

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements

Year Ended December 30, 2025

1. Organization

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund (the Trust) is an exempted unit trust organized in the Cayman Islands and registered under the Cayman Islands Trusts Act and commenced operations on December 6, 2019. The Trust is registered under the Cayman Islands Mutual Funds Act. The Trust's investment objective is to realize consistently high risk-adjusted appreciation in the value of its assets. The Trust seeks to achieve its investment objective primarily through investments in the securities of entities involved in announced mergers, acquisitions or contests for control (including by shorting such securities), however, the Trust also may make investments in entities involved in other types of restructuring or corporate events when, in the manager's opinion, attractive opportunities exist.

Through November 30, 2025, the Trust's investment adviser was UBS Asset Management (Americas) LLC (UBS AM Americas), a Delaware limited liability company, registered with the U.S. Securities and Exchange Commission as an investment adviser under the Investment Advisers Act of 1940, as amended. UBS AM Americas is a wholly-owned subsidiary UBS Group AG (UBS) and within the organizational structure of UBS AM Americas, O'Connor was a distinct business unit. UBS AM Americas was authorized to utilize personnel from one or more of its affiliates or engage one or more affiliates as sub-advisers to provide investment advice for certain assets of the Trust. Through November 30, 2025, the Trust's manager was UBS Fund Management (Ireland) Limited, a private limited liability company incorporated in Ireland.

On December 1, 2025, UBS AM Americas transferred the investment management of the Trust to O'Connor Alternative Investments, LLC, a new entity established within Cantor Fitzgerald's Asset Management division. As a result, effective December 1, 2025, (i) O'Connor Alternative Investments, LLC was appointed as investment manager of the Trust (the Investment Manager), (ii) UBS AM Americas was appointed as Subadvisor of the Trust and (iii) Came Global Fund Managers (Ireland) Limited was appointed as Manager of the Trust. References to Investment Manager relates to UBS AM Americas until such time as the role of Investment Manager was assigned to O'Connor Alternative Investments, LLC, and transactions with and policies and procedures of UBS AM Americas were adopted by O'Connor Alternative Investments, LLC. The Investment Manager is registered with the U.S. Securities and Exchange Commission as an investment adviser under the Investment Advisers Act of 1940, as amended. Pursuant to the Purchase and Sale Agreement for the transaction, the investment team and certain resources of the O'Connor business unit will join the Investment Manager in a phased approach, and during such interim period the Investment Manager and UBS AM Americas have entered into certain agreements pursuant to which any such personnel will continue to provide support and investment management services in respect of the Trust.

AFS Controlled Subsidiary 3 Ltd., the trustee of the Trust, is a company duly incorporated and validly existing in the Cayman Islands and is registered with the Cayman Islands Monetary Authority as a "controlled subsidiary" (within the meaning of the Banks and Trust Companies Act (As Revised) of the Cayman Islands) of MUFG Alternative Fund Services (Cayman) Limited, which is a duly incorporated, validly existing company licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Act.

The Trust's administrator is MUFG Alternative Fund Services (Ireland) Limited (the Administrator). The Administrator provides certain administrative services to the Trust, including maintenance of the Trust's books and records, and serves as registrar for the Trust's units.

2. Summary of Significant Accounting Policies

The Investment Manager has evaluated the structure, objectives and activities of the Trust and determined that it meets the characteristics of an investment company. As such, these financial statements have applied the guidance set forth in Accounting Standards Codification (ASC) 946, *Financial Services—Investment Companies*. The following is a summary of significant accounting and reporting policies used in preparing the financial statements.

Use of Estimates

The financial statements have been prepared in accordance with U.S. generally accepted accounting principles (GAAP). The preparation of these financial statements requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results could differ from such estimates.

Investment Transactions

Investment transactions, which include securities sold, not yet purchased, are accounted for on a trade-date basis. Dividends are recognized on the ex-dividend date, and interest is accrued as earned or incurred. Realized gains and losses on securities transactions are recorded on a first-in, first-out cost basis.

The Trust generally records a realized gain or loss on the expiration, termination or settlement of a derivative contract.

Fair Value of Financial Instruments

ASC 820, *Fair Value Measurement*, clarifies the definition of fair value for financial reporting, establishes a framework used to measure fair value and enhances disclosure requirements for fair value measurements. The Investment Manager has categorized the Trust's financial instruments, based on the priority of the valuation technique, into a three-level fair value hierarchy. The valuation hierarchy is based upon the observability of the inputs to the valuation of the financial asset or liability as of the measurement date. A financial instrument's categorization within the valuation hierarchy is based on the lowest level of input that is significant to the fair value measurement.

The three levels of the fair value hierarchy are as follows:

Level 1 – Inputs to the valuation methodology are quoted prices (unadjusted) for identical assets or liabilities in active markets.

Level 2 – Inputs to the valuation methodology include quoted prices for similar assets and liabilities in active markets, and inputs that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly.

Level 3 – Inputs to the valuation methodology are unobservable and significant to the fair value measurement. This includes situations where there is little, if any, market activity for the asset or liability.

Fair value is the price that would be received in the sale of an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. Where available, fair value is based on observable market prices or parameters or derived from such prices or parameters using market standard models. These valuation models involve some level of estimation and judgment, the degree of which is dependent on the price transparency for the instruments or market and the instrument complexity. Assets and liabilities recorded at fair value are categorized for disclosure purposes based on the level of judgment associated with the inputs used to measure their value as described above.

The availability of observable inputs can vary depending on the financial asset or liability and is affected by a wide variety of factors, including, for example, the type of product, whether the product is new, whether the product is traded on an active exchange or in the secondary market and the current market conditions. To the extent that the valuation is based on models or inputs that are less observable or unobservable in the market, the determination of fair value requires more judgment. Accordingly, the degree of judgment exercised by the Investment Manager in determining fair value is least for assets and liabilities classified as Level 1 and greatest for assets and liabilities classified as Level 3. In certain cases, inputs used to measure fair value may fall into different levels of the fair value hierarchy.

The valuation process is governed by the Investment Manager's Valuation Policy and Procedures (the Valuation Policy), which has been approved by the Trustee. The Valuation Policy governs the valuation of all investments and defines the valuation principles and pricing conventions for each investment type as described below. In addition, the Valuation Policy establishes a valuation committee (the Valuation Committee). The Valuation Committee membership includes representation from the Investment Manager's Legal, Compliance, Portfolio Accounting, Valuation and Market Risk Control teams. The Valuation Committee is specifically responsible for the implementation of the Valuation Policy. The Valuation Committee will escalate issues to the Trustee as deemed necessary. The Valuation Committee also reviews and approves the valuation methodology implemented for any new investment types, as well as for investments in private securities or securities where the valuation is driven by unobservable inputs. The voting members of the Valuation Committee are non-investment team personnel, chaired by head of the asset managers global valuation team, although the Valuation Committee may obtain input from investment team personnel in reaching their conclusions. The Portfolio Accounting team of the Investment Manager holds a monthly valuation meeting attended by representatives of the Trust's Administrator to discuss the valuation process and any valuations that significantly diverge from the independent sources. If these items cannot be resolved, they are escalated to the Valuation Committee as appropriate.

The Investment Manager is responsible for the valuation of all assets and liabilities of the Trust. The Administrator also performs an independent review of all assets and liabilities, as defined by the Valuation Policy. Any changes to the valuation methodology are reviewed by the Administrator and the Valuation Committee. Any material changes are reviewed and approved by the Trustee.

In addition to the Valuation Committee, the Investment Manager has created a committee for transactions requiring pre-approval (TRPA Committee). This committee is comprised of representatives from the logistics teams of the Investment Manager, including Portfolio Accounting, Tax, Valuation, Legal, Compliance, Market Risk Control and Information Technology. Under the TRPA Committee's remit as well as other sub working groups is the approval of new instrument types prior to trading, and also an annual evaluation of dormant instrument types. An instrument type made dormant would need re-approval through the TRPA Committee prior to trading. The TRPA Committee evaluates the relevant pricing models or pricing sources to be used in determining the instrument's fair value and agrees on a valuation methodology. The Portfolio Accounting team of the Investment Manager also reviews daily profit and loss reporting and analyzes material changes to assist in evaluating the reasonableness of investment valuations. In

addition, reviews of stale pricing and back-testing of prices for certain less liquid investments are performed, and a summary of these results is provided to the Valuation Committee on a quarterly basis for review.

The following is a description of the valuation methodologies used for instruments measured at fair value, including the general classification of such instruments pursuant to the valuation hierarchy as described above. The valuation methodologies disclosed below are general guidelines and the actual valuation methodology could vary from instrument to instrument to provide the most appropriate fair value measurement. The net change in unrealized appreciation/depreciation on these instruments is reflected in the statement of operations.

Exchange and Non-Exchange-Traded Instruments

Generally, the fair value of financial instruments that are listed on a securities exchange are determined by their last sales price or the official closing price on the date as of which the value is being determined on the primary exchange on which such financial instruments are trading. The fair values for exchange-traded common equity securities are determined in this manner. The fair value of exchange-traded funds is determined by the official composite of the closing prices. Exchange-traded options and warrants represent standard derivative contracts (derivatives) traded on a regulated exchange. The fair values for non-U.S. exchange-traded options and warrants are determined by the settlement price as quoted on the exchange on which the instrument is traded. The fair value of U.S. exchange-traded options and warrants is determined by the composite exchange mid-price. Exchange-traded common equity securities, funds, options and warrants are generally classified within Level 1 of the fair value hierarchy.

Securities traded outside of exchanges, and actively quoted by brokers or dealers, are generally classified within Level 2 of the fair value hierarchy, but if they are rarely quoted or the quotes or pricing sources are not deemed to be representative of fair value, other inputs and assumptions, such as analysis performed by the Investment Manager, may be used in the valuation that may result in the classification of the security within Level 3 of the fair value hierarchy. Generally, fair value for non-exchange traded instruments is based on the market approach, the income approach or the asset-based approach. The Investment Manager may consider the cost of the security, accrued interest and dividends related to the investment, discount rates, the fair value of similar publicly traded securities, discounts for lack of control, discounts for lack of marketability, developments since the acquisition of the security and other factors relevant to the valuation. Also, the Investment Manager may receive independent valuations provided by a third-party valuation agent.

Fixed Income Instruments

The fair value for fixed income instruments is determined by using quoted market prices, broker or dealer quotations, external pricing providers or alternative pricing sources with reasonable levels of price transparency. The types of instruments valued based on quoted market prices include bonds backed by governments worldwide. These securities are generally classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy. The types of instruments that trade in markets that are not considered to be as active as the markets described above, but are valued based on quoted market prices, broker or dealer quotations, external pricing providers or alternative pricing sources with reasonable levels of price transparency, include convertible bonds and corporate bonds. Such instruments are generally classified within Level 2 of the fair value hierarchy. If a fixed income instrument is rarely quoted or the quotes or pricing sources are not deemed to be representative of fair value, other inputs and assumptions, such as analysis performed by the Investment Manager, may be used in the valuation that may result in the classification of the security within Level 3 of the fair value hierarchy.

Over-the-Counter Derivatives

The fair values for over-the-counter (OTC) derivatives are generally determined using market standard quantitative pricing models using inputs based on observable market data or inputs corroborated by observable market data in addition to counterparty quotes. The appropriate model is selected based upon the contractual terms of and specific risks inherent in the instrument. Valuation models require a variety of inputs, including, but not limited to, the terms of the derivative, observable market prices, time value of money, credit spreads, yield curves and measures of volatility. For OTC derivatives that trade in liquid markets, such as certain swaps, model inputs can generally be verified and observed, and model selection does not require significant judgment by the Investment Manager. These model valuations are also validated by comparing such values to quotes provided by the counterparty to the transaction or an independent party. The Trust trades OTC options, warrants and contracts for differences. As the significant inputs for these instruments can generally be corroborated to market observable inputs, these instruments are generally classified within Level 2 of the fair value hierarchy. Certain of these instruments may be classified within Level 3 of the fair value hierarchy because they trade infrequently and therefore have little or no pricing transparency, or the lowest level of significant input to the valuation model may not be readily observable.

Although the Trust's functional currency is the United States Dollars (U.S. Dollar), a portion of the Trust's Units are denominated in Japanese Yen (JPY). For the YEN Class (Hedged) Units, the Trust enters into forward currency contracts with an affiliate of the Administrator to minimize the fluctuations of the net asset values of the Units denominated in foreign currency. The fair value for forward currency contracts is determined by obtaining independent mid-market quotes for various forward currency settlements as available and interpolating values falling between those settlement dates to arrive at a value for the individual contract. These contracts are generally classified within Level 2 of the fair value hierarchy.

Breakdown by Levels

The following table represents the fair value of financial instruments shown by level at December 30, 2025:

	Level 1	Level 2	Level 3 ¹	Total
Assets				
Investments in securities:				
Common equities	\$ 320,234,709	\$ 10,904,233	\$ 276,462	\$ 331,415,404
Convertible bonds	—	3,145,195	—	3,145,195
Corporate bonds	—	8,680,851	—	8,680,851
Non-exchange-traded equities	—	1,563,524	38,810	1,602,334
Total investments in securities	320,234,709	24,293,803	315,272	344,843,784
Derivative contracts:				
Exchange-traded options and warrants	107,113	—	—	107,113
Over-the-counter options and warrants	—	1,258	—	1,258
Contracts for differences	—	1,149,551	—	1,149,551
Total derivative contracts	107,113	1,150,809	—	1,257,922
Total assets	\$ 320,341,822	\$ 25,444,612	\$ 315,272	\$ 346,101,706
Liabilities				
Securities sold, not yet purchased:				
Common equities	\$ 102,615,045	\$ —	\$ —	\$ 102,615,045
Exchange-traded funds	305,837	—	—	305,837
Total securities sold, not yet purchased	102,920,882	—	—	102,920,882
Derivative contracts:				
Forward currency contracts	—	23,238	—	23,238
Contracts for differences	—	387,675	—	387,675
Total derivative contracts	—	410,913	—	410,913
Total liabilities	\$ 102,920,882	\$ 410,913	\$ —	\$ 103,331,795

¹Level 3 Investments were not considered significant to the Trust.

For more detailed information about the financial instruments, refer to the condensed schedule of investments. The balances of contracts for differences in the table above are reported on a gross basis by level before netting by counterparty. See Note 6 for further discussion on derivative netting.

Cash and Cash Equivalents

Cash consists of monies held at an affiliate of the Administrator. The Trust has not experienced any losses in such accounts and does not believe it is exposed to any significant credit risk on such accounts. Cash equivalents include short-term, highly liquid investments of sufficient credit quality that are readily convertible to known amounts of cash and have original maturities of three months or less. Cash equivalents are held to meet short-term liquidity requirements, rather than for investment purposes. At December 30, 2025, the Trust held no cash equivalents. At December 30, 2025, the Trust held no restricted cash and cash equivalents.

Due from Brokers and Due to Brokers

Due from brokers and due to brokers include accrued commissions, net receivables and payables for unsettled trades, net unrealized gains and losses on foreign currency balances, cash, foreign currencies, margin balances and collateral held at such brokers. The Trust has elected to not offset fair value amounts recognized for cash collateral receivables and payables against fair value amounts recognized for net derivative positions executed with the same counterparty under the same master netting arrangement. Margin balances are collateralized by certain of the Trust's securities and cash balances held by the brokers. In relation to margin debit balances, the Trust is charged interest at fluctuating rates based on a predefined index rate and a predefined spread. Certain investments in securities are pledged to the brokers on terms that permit the brokers to sell or repledge the securities, subject to certain limitations. Certain cash and securities at the brokers that are related to securities sold, not yet purchased, are partially restricted until the securities are purchased.

The following table presents the breakout of the due from and to brokers in the statement of assets and liabilities:

	Due from Brokers	Due to Brokers
Unsettled transactions, net	\$ —	\$ (4,371,627)
Cash collateral	5,261,727	—
Net receivable from/(payable to) brokers	7,590,741	(60,837,971)
Total	\$ 12,852,468	\$ (65,209,598)

Taxation

There is currently no taxation imposed on income or capital gains by the government of the Cayman Islands. The only taxes payable by the Trust are withholding taxes applicable to certain investment income and capitals gains taxes in certain jurisdictions. For the year ended December 30, 2025, no other tax liability or expense has been recorded in the financial statements.

ASC 740, *Income Taxes*, defines how uncertain tax positions should be recognized, measured, presented and disclosed in the financial statements. The Trust has evaluated tax positions taken or expected to be taken in the course of preparing the Trust's tax returns to determine whether the tax positions are more likely than not to be sustained by the applicable tax authority. Based on this analysis of all significant tax jurisdictions and open tax years subject to examination, all material tax positions were deemed to meet a more likely than not threshold. Therefore, no additional tax expense, including any interest or penalties, was recorded for the year ended December 30, 2025. To the extent the Trust is required to record interest and penalties, they would be included in interest expense and other expenses, respectively, in the statement of operations.

Generally, the tax authorities in the jurisdictions in which the Trust conducts its business can initiate examinations of tax returns or security transactions within various time periods from the date the returns are filed or the date the security transactions occurred. As a result, certain tax returns or security transactions are still subject to examination.

Foreign Currency Translation

The functional currency of the Trust is the U.S. Dollar. Assets and liabilities denominated in a currency other than the U.S. Dollar are translated into U.S. Dollars at the mid-market rate of exchange at reporting date as reported by an independent pricing service. Purchases and sales of investments and income and expenses denominated in currencies other than U.S. Dollars are translated at the rates of exchange on the respective dates of such transactions. The resulting gains and losses from such translation are included in realized and unrealized gains (losses) in the statement of operations.

Recent Accounting Pronouncement

In June 2022, the Financial Accounting Standards Board (FASB) issued Accounting Standards Update (ASU) 2022-03, *Fair Value Measurement (Topic 820): Fair Value Measurement of Equity Securities Subject to Contractual Sale Restrictions*. The amendment clarifies that contractual sale restrictions should not be considered when measuring the equity security's fair value and prohibits an entity from recognizing a contractual sale restriction as a separate unit of account. The amendments in the ASU are effective for the Trust beginning after December 15, 2024. The Trust has adopted and assessed that the newly effective accounting standard has no material impact on the Trust's financial statements and related disclosures.

3. Fees

Management Fee

As defined in the Confidential Offering Memorandum, the Investment Manager earns a management fee, payable monthly in arrears. The management fee is accrued as of each calendar day, calculated at a rate of 1.10% per annum of the Trust's net asset value, prior to any redemptions and performance fees. Units held by the Investment Manager's affiliates do not bear any management fees.

Performance Fee

As defined in the Confidential Offering Memorandum, the Investment Manager earns a monthly performance fee equal to 15% of the new profit in respect of YEN Class Units, YEN Class (Hedged) Units and USD Class Units. The performance fee is accrued on each business day and is payable as of the last business day of each calendar month and upon any intra-month redemption or transfer of Units. The performance fee will be calculated and reported in the currency in which the applicable class of Units is denominated. With respect to the YEN Class Units and the YEN Class (Hedged) Units, each performance fee will be calculated without taking into account any effect on the net asset value of such Units due to fluctuations in the exchange rate with respect to the Trust's U.S. Dollar-denominated assets during the period in respect of which such performance fee is being calculated. Additionally, with respect to the YEN Class (Hedged) Units, the performance fee will be calculated without taking into account any expenses, profits or losses relating to any currency hedge. Units held by the Investment Manager's affiliates will not bear any performance fees.

4. Related Parties

UBS Investment Bank, an affiliate of the Investment Manager, is one of the Trust's executing and prime brokers. The Trust did not incur commissions and other charges on investment transactions with UBS Investment Bank for the year ended December 30, 2025.

Certain brokerage arrangements provide that the Investment Manager and its affiliates receive soft dollar credits related to brokerage commissions paid by the Trust and other affiliated funds. Such credits can be used by the Investment Manager for research and related services that would then be paid for, or provided by, the brokers. The research services obtained by the Investment Manager through the use of soft dollar credits can be for the benefit of the Trust or other funds managed by the Investment Manager.

Due to O'Connor Alternative Investments, LLC represents payable for management and performance fees.

5. Risk Management

The Trust is subject to market risk associated with changes in the value of its investments and derivative financial instruments, as well as credit risk from the loss of appreciation if a counterparty fails to perform. The Investment Manager takes an active role in managing and monitoring the Trust's market and credit risks and has established formal control procedures, which are reviewed on an ongoing basis.

The Investment Manager has appointed an Investment Risk Committee comprised of senior personnel from different disciplines throughout the Investment Manager and its affiliates. The Investment Risk Committee meets regularly and reviews the Trust's potential exposures to market and credit risks based on analyses performed by Risk Managers and Risk Control.

Market Risk

The Investment Manager monitors the risk parameters and expected volatility of individual positions and the Trust's aggregate portfolio. Additionally, the Investment Manager seeks to control portfolio risks through selective and dynamic sizing of positions based on a regular evaluation of each investment's risk and reward characteristics. Regular mark-to-market portfolio monitoring helps the Investment Manager monitor the investments. The Investment Manager has also developed and uses proprietary statistical models to identify and hedge systemic portfolio risk, as well as individual position specific risk. While the Investment Manager generally seeks to hedge certain portfolio risks in an effort to increase the proportion of the Trust's return attributable to perceived high value-added risk exposures, the Investment Manager does not attempt to hedge all market or other risks inherent in the Trust's positions.

Securities sold, not yet purchased, represent obligations of the Trust to deliver specified financial instruments at contracted prices, thereby creating commitments to purchase the financial instruments in the market at prevailing prices. Consequently, the Trust's ultimate obligation to satisfy the sale of securities sold, not yet purchased, may exceed the amount recognized in the statement of assets and liabilities.

Risks associated with epidemic and pandemic diseases, including, without limitation, travel restrictions, closed international borders, quarantines, disruptions to supply chains and lower consumer demand; a rise in protectionist trade policies; slowing global economic growth; the risk of trade disputes and the possibility of changes to some international trade agreements has impacted the investments held by the Trust during the year and could continue to affect the economies of many nations, in ways that cannot be foreseen at the present time, and may adversely impact the markets in which the Trust invests.

Credit Risk

All of the Trust's positions, including cash, due from brokers and derivative assets are held with its brokers, counterparties and other financial institutions. In the event these parties are unable to fulfill their obligations, the Trust would be subject to credit risk. As a result of the Trust's trading relationship with these firms, the Trust could have a significant concentration of credit risk with a certain broker(s). To the extent the Trust invests in derivatives, synthetic instruments (contracts for differences) or it effects OTC transactions, the Trust may take on credit risk with regard to parties with whom it trades and may also bear the risk of settlement default. In an effort to minimize this risk, the Investment Manager employs a margin monitoring and management protocol on a daily basis to monitor exposure levels. The Investment Manager attempts to diversify the credit risk associated with its trading activities by trading with multiple entities and allocating transaction volume to counterparties with higher credit ratings, but it cannot guarantee its efforts will be successful. In addition, the Investment Manager attempts to remain active across multiple counterparties where possible in order to maintain flexibility. The goal of the Investment Manager is to balance operating, counterparty credit, counterparty settlement and financial risks. Additionally, refer to Note 6 for further discussion on the use of master netting arrangements to help mitigate counterparty credit risk.

Aside from daily monitoring of such relationships, these relationships are governed by various contracts. Generally, these contracts are standard industry agreements such as International Swaps and Derivatives Association (ISDA) agreements for OTC contracts. These agreements set forth each party's basic rights, responsibilities and duties. These agreements also contain information regarding financial terms and conditions, as well as termination and events of default provisions. The Trust's trading strategies are dependent upon the existence of these agreements. The Trust's counterparties usually have multiple specified events under which they can terminate individual transactions or the entire agreement. These events are most commonly related to declines in assets under management or performance below certain thresholds during a specified period. Should a trigger event occur, counterparties have the right to terminate individual transactions or entire agreements, which could severely impact the Trust's portfolio. The Trust is not aware of any "trigger events" occurring during the year ended December 30, 2025. Certain swap agreements contain provisions that require the Trust to either post additional collateral or immediately settle any outstanding liability balances upon the occurrence of specific credit risk related events.

The Trust invests in convertible bonds, corporate bonds and government bonds. Until such investments are sold or mature, the Trust is exposed to credit risk related to whether the issuer will meet its obligation when the securities come due.

Currency Risk

The Trust may invest a portion of its assets in non-U.S. currencies, or in instruments denominated in non-U.S. currencies, the prices of which are determined with reference to currencies other than the U.S. Dollar. The Trust, however, values its securities and other assets in U.S. Dollars. The Trust generally seeks to hedge all or any portion of its foreign currency exposure. To the extent the Trust's

investments are not hedged, the value of the Trust's assets will fluctuate with U.S. Dollar exchange rates as well as the price changes of the Trust's investments in the various local markets and currencies.

6. Derivative Contracts

In the normal course of business, the Trust enters into derivatives for trading purposes. Derivatives are either exchange-traded or OTC contracts. Exchange-traded derivatives are standard contracts traded on a regulated exchange. OTC contracts are private contracts negotiated with counterparties. The primary differences in risks associated with OTC contracts and exchange-traded contracts are credit and liquidity risks. For exchange-traded contracts, credit risk is limited due to the role of the exchange or clearing corporation. The Trust's maximum risk of loss from counterparty credit risk on OTC contracts is limited to the unrealized gain amount on any open contracts, net of any collateral received or collateral paid, plus any unsettled trade amounts. For the year ended December 30, 2025, derivatives include forward currency contracts, options, warrants and swaps. Details of these derivatives are provided below.

Forward Contracts

The Trust is subject to foreign currency exchange risk in the normal course of pursuing its investment objectives. The Trust may use OTC forward contracts to gain exposure to or hedge against changes in the value of its foreign currencies or to hedge against foreign currency fluctuations between the functional currency of the Trust and the denomination of the Trust's Yen Class (Hedged) Units. A forward contract is a cash market transaction in which two parties agree to the purchase or sale of a currency at a specified price on a specified date in the future. Upon entering into such contracts, the Trust bears the risk of exchange rates moving unexpectedly, in which case, the Trust may not achieve the anticipated benefits of the forward contract and may realize a loss. Forward contracts are traded in unregulated markets and are typically liquidated by settling cash.

Options and Warrants

The Trust is subject to equity price risk, interest rate risk and foreign currency exchange risk in the normal course of pursuing its investment objectives. The Trust may use exchange-traded or OTC options or warrants to gain exposure to or hedge against changes in the value of its equities, interest rates or foreign currencies. Options, which include warrants, are contracts that grant the holder, for a premium payment, either the right to purchase or sell a financial instrument at a specified price within a specified time or on a specified date from or to the writer of the option. Options written by the Trust do not give rise to counterparty credit risk, as they obligate the Trust and not its counterparty to perform. Options written by the Trust are subject to off-balance-sheet risk, as the Trust's satisfaction of the obligations may exceed the amount recognized in the statement of assets and liabilities. Options and warrants are typically liquidated by selling, exercising or through expiration.

Swaps

The Trust is subject to equity price risk in the normal course of pursuing its investment objectives. In certain instances, the Trust may enter into swap contracts to obtain equity price exposure or to help hedge against equity price risk. Swaps, which include contracts for differences, are agreements between two parties to exchange cash flows based on an agreed amount of underlying equity shares. Swaps are traded in unregulated markets and are either liquidated or held to maturity. The unrealized gain or loss, rather than the contract or notional amounts, represents the approximate future cash flows. The Trust may elect to receive or pay equity returns based on the agreed number of underlying shares versus paying or receiving a financing amount. Swaps are marked to market based on the move of the underlying equity security and the accrued financing amount, and the change, if any, is recorded as net change in unrealized appreciation/depreciation on derivative contracts and foreign currency in the statement of operations. The risks of swaps include changes in market conditions affecting the value of the contract or the cash flows and the possible inability of the counterparty to fulfill its obligations under the agreement.

The following table sets forth the Trust's derivative contracts held at December 30, 2025, by primary risk exposure, location in the statement of assets and liabilities and quarterly average trading levels for the year then ended. The values in the tables below exclude netting by counterparty and the effects of cash received or posted as collateral pursuant to derivative contracts, and therefore, are not representative of the Trust's net exposure.

Primary Risk Exposure	Derivative Assets			Derivative Liabilities		
	Derivatives Fair Value	Quarterly Average Notional ²	Quarterly Average Contracts ³	Derivatives Fair Value	Quarterly Average Notional ²	Quarterly Average Contracts ³
Equity price	\$ 1,257,922	\$ 405,583,132	603,610	\$ 387,675	\$ 25,264,292	—
Foreign exchange	— ¹	—	—	23,238	33,610,268	—
Total derivative contracts	\$ 1,257,922			\$ 410,913		

¹No open derivative contracts at December 30, 2025. ²Amounts reflect average notional outstanding for forward currency contracts and swaps. ³Amounts reflect average contract share equivalents outstanding for options and warrants.

The following table sets forth the Trust's gains and losses related to derivative activities by primary risk exposure and location in the statement of operations for the year ended December 30, 2025. These gains and losses should be considered in the context that derivative contracts may have been executed to economically hedge securities and accordingly, certain gains or losses on derivative contracts may offset certain gains or losses attributable to securities.

Primary Risk Exposure	Net Realized Gain (Loss) on Derivative Contracts and Foreign Currency	Net Change in Unrealized Appreciation/ Depreciation on Derivative Contracts and Foreign Currency
Equity price	\$ 1,159,629	\$ 617,538
Foreign exchange	(666,673)	(56,797)
Total	\$ 492,956	\$ 560,746

The following table presents the fair value of derivative contracts by major product type on a gross basis. Gross fair values exclude the effects of both counterparty netting and collateral, and therefore are not representative of the Trust's exposure. The following table also presents the amounts that have been offset in the statement of assets and liabilities due to counterparty netting, as well as cash and securities collateral posted and received under enforceable credit support agreements reflected up to the value of derivatives.

	Gross Amounts of Derivatives Recognized	Gross Amounts Offset in the Statement of Assets and Liabilities	Financial Instruments not Offset in the Statement of Assets and Liabilities	Net Amounts of Derivatives Presented in the Statement of Assets and Liabilities	Collateral (Received) Hedged ¹	Net Amount
Derivative Assets						
Exchange-traded options and warrants	\$ —	\$ —	\$ 107,113	\$ 107,113	\$ —	\$ 107,113
Over-the-counter options and warrants	—	—	1,258	1,258	—	1,258
Contracts for differences	1,149,551	(322,266)	—	827,285	—	827,285
Total	\$ 1,149,551	\$ (322,266)	\$ 108,371	\$ 935,656	\$ —	\$ 935,656
Derivative Liabilities						
Forward currency contracts	\$ (23,238)	\$ —	\$ —	\$ (23,238)	\$ 23,238	\$ —
Contracts for differences	(387,675)	322,266	—	(65,409)	65,409	—
Total	\$ (410,913)	\$ 322,266	\$ —	\$ (88,647)	\$ 88,647	\$ —

¹Collateral pledged is reflected up to the fair value of the related derivative liabilities by counterparty. Collateral is posted based on notional exposure of derivative contracts net of the fair value of derivative assets. At December 30, 2025, the total cash collateral pledged for derivative contracts is \$5,261,727, which is included in due from brokers, net by counterparty in the statement of assets and liabilities.

7. Financial Guarantees

The Trust enters into contracts that contain a variety of indemnifications. The Trust's maximum exposure under these arrangements is not known. However, the Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

8. Units

The Trust issues its units of beneficial interest (Units) in three (3) separate classes: USD Class Units, YEN Class Units and YEN Class (Hedged) Units. The liabilities of the Trust arising in relation to any class of Units will be met from undivided assets. The Trustee will attribute all gains and losses on any currency hedge to the YEN Class (Hedged) Units and may also attribute other assets and liabilities of the Trust to one or more particular classes of Units.

The Units are offered in Japan as a public offering under Article 2, Paragraph 3, Item 1 of the Financial Instruments and Exchange Law.

Units are issued monthly as of the first business day of a calendar month and at such other times as the Trustee may from time to time determine. YEN Class Units and YEN Class (Hedged) Units are initially offered at a purchase price of JPY10,000 per Unit and USD Class Units are initially offered at a purchase price of \$100 per Unit. After the initial issuance of Units, Units may continue to be offered at the prevailing net asset value per Unit. The Trust is currently offering a single series of YEN Class Units, YEN Class (Hedged) Units and USD Class Units; however, the Investment Manager, may determine to issue additional series of YEN Class Units, YEN Class (Hedged) Units and USD Class Units in the future. The minimum initial subscription size for Units in the Trust will be (i) JPY10,000,000 (or its equivalent in U.S. Dollars), with respect to offers to subscribe for a specific amount of JPY (or U.S. Dollars, as applicable), or (ii) 1,000 Units, with respect to offers to subscribe for a specific number of Units.

The Trust also offers a class of Units (USD Class (Management) Units) denominated in U.S. Dollars to an affiliate of the Investment Manager. Such Units will not bear management fees or performance fees. It is anticipated that the Units issued to the Investment Manager's affiliate will be redeemed, on an approximately dollar-for-dollar basis, as additional Units are issued after the Trust commences its trading and investment operations. Such affiliate, may, however, be required by act to reduce its investment in the Trust to not more than 3% of the value of the Trust's outstanding Units as of the first anniversary of the establishment of the Trust. At December 30, 2025, there were no USD Class (Management) Units outstanding.

Generally, Unitholders will have the right to request redemption of any or all Units as of the first business day of a calendar month, by providing five (5) business days prior written notice to the Administrator.

Unit transactions for the year ended December 30, 2025, were as follows:

	Units Outstanding at December 30, 2024	Units Issued	Units Redeemed	Units Outstanding at December 30, 2025
YEN Class	905,710	34,760	(125,623)	814,847
YEN Class (Hedged)	548,872	—	(179,080)	369,792
USD Class	478,674	19,000	(36,780)	460,894

9. Financial Highlights

The following represents the per unit information, total return and ratios to average net assets for the year ended December 30, 2025:

	YEN Class		YEN Class (Hedged)		USD Class	
Per unit operating performance						
Beginning net asset value	JPY	17,768	JPY	10,523	\$	122.06
Income (loss) from operations:						
Net investment loss		(605)		(368)		(4.34)
Net gain on investments in securities, derivative contracts and foreign currency		2,481		1,041		17.59
Total from operations		1,875		673		13.25
Ending net asset value	JPY	19,643	JPY	11,196	\$	135.31
Total return						
Total return before performance fee		12.38 %		8.26 %		12.76 %
Performance fee		(1.83)		(1.86)		(1.90)
Total return after performance fee		10.55 %		6.40 %		10.86 %
Ratios to average net assets						
Expenses other than performance fee		5.14 %		5.14 %		5.14 %
Performance fee		1.82		1.80		1.83
Total expenses		6.96 %		6.94 %		6.97 %
Net investment loss ¹		(3.40) %		(3.38) %		(3.40) %

¹Calculation includes the effect of performance fee.

The financial highlights are calculated for each class taken as a whole. An individual Unitholder's return and ratios may vary from these returns and ratios based on the timing of capital transactions.

10. Subsequent Events

The Investment Manager has evaluated the possibility of subsequent events existing in the Trust's financial statements through March 26, 2026, the date the financial statements were available to be issued, and has concluded that there are no recognized or non-recognized subsequent events for financial statement adjustment or disclosure.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Condensed Schedule of Investments

(Stated in United States Dollars)

December 30, 2025

Description	Shares	Fair Value	Percent of Net Assets
Investments in securities			
Common equities			
Americas:			
Communication Services			
Global Telesystems Inc.	114,589	\$ 23,647,732	12.37 %
Electronic Arts Inc.	93,658	19,139,012	10.01
Frontier Communications Parent, Inc.	428,913	16,324,429	8.54
Other		18,752,748	9.81
Total Communication Services		77,863,921	40.73
Consumer Discretionary		1,993,894	1.04
Financials			
Comerica Incorporated	205,842	18,005,000	9.42
Other		39,217,014	20.51
Total Financials		57,222,014	29.93
Health Care			
Avidity Biosciences, Inc.	230,991	16,666,001	8.72
Exact Sciences Corporation	110,586	11,268,713	5.89
Hologic, Inc.	161,905	12,068,399	6.31
Other		5,878,381	3.08
Total Health Care		45,881,494	24.00
Industrials			
Air Lease Corporation	188,898	12,138,585	6.35
Dayforce, Inc.	254,610	17,624,104	9.22
Norfolk Southern Corporation	84,745	24,585,372	12.86
Other		472,545	0.25
Total Industrials		54,820,606	28.68
Information Technology		10,358,389	5.42
Materials		3,086,634	1.61
Real Estate		2,318,335	1.22
Total Americas (cost \$248,655,073)		253,545,287	132.63
Asia:			
Consumer Discretionary		1,564	0.00
Financials		6,891,460	3.60
Health Care		674,513	0.35
Industrials			
Toyota industries Corporation	132,800	15,113,100	7.91
Other		3,115,125	1.63
Total Industrials		18,228,225	9.54
Information Technology		4,497,243	2.35
Materials		1,210,153	0.64
Total Asia (cost \$31,356,231)		31,503,158	16.48

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Condensed Schedule of Investments (continued)

(Stated in United States Dollars)

December 30, 2025

Description	Shares / Per Value	Fair Value	Percent of Net Assets
Investments in securities (continued)			
Common equities (continued)			
Europe:			
Communication Services		\$ 2,807,804	1.47 %
Consumer Staples		1,051,707	0.55
Financials		5,171,285	2.71
Industrials		3,836,433	2.01
Information Technology			
CyberArk Software Ltd.	65,015	29,342,570	15.35
Materials		1,299,681	0.68
Real Estate		2,857,479	1.48
Total Europe (cost \$42,162,390)		46,366,959	24.25
Total common equities (cost \$322,173,694)		331,415,404	173.36
Convertible bonds			
Americas:			
Health Care			
Exact Sciences Corporation, 0.375%, maturity of 03/15/2027 (cost \$3,125,833)	\$ 3,002,000	3,145,195	1.65
Total convertible bonds (cost: \$3,125,833)		3,145,195	1.65
Corporate bonds			
Americas:			
Communication Services		6,452,160	3.38
Financials		2,228,691	1.17
Total corporate bonds (cost \$8,690,820)		8,680,851	4.55
Non-exchange-traded equities			
Americas:			
Consumer Discretionary		1,451,718	0.76
Financials		39,099	0.02
Health Care		60,516	0.03
Total Americas (cost \$6,568,899)		1,551,333	0.81
Europe:			
Industrials (cost \$0)		51,001	0.03
Total non-exchange-traded equities (cost \$6,568,899)		1,602,334	0.84
Total investments in securities (cost \$340,559,246)		\$ 344,843,784	180.40 %

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Condensed Schedule of Investments (continued)

(Stated in United States Dollars)

December 30, 2025

Description	Shares	Fair Value	Percent of Net Assets
Securities sold, not yet purchased			
Common equities			
Americas:			
Communication Services		\$ 6,629,856	3.47 %
Consumer Discretionary		2,968,336	1.55
Financials			
Fifth Third Bancorp	384,154	18,258,840	9.55
Other		10,068,507	5.28
Total Financials		28,327,347	14.83
Industrials			
Union Pacific Corporation	84,745	19,750,670	10.33
Information Technology			
Palo Alto Networks, Inc.	143,140	26,745,709	13.99
Other		2,052,799	1.07
Total Information Technology		28,798,502	15.06
Total Americas (proceeds \$87,135,541)		86,474,711	45.24
Europe:			
Communication Services		2,315,046	1.21
Consumer Staples		958,383	0.50
Financials		4,953,111	2.59
Industrials		3,742,653	1.96
Materials		1,287,984	0.67
Real Estate		2,883,157	1.51
Total Europe (proceeds \$12,602,724)		16,140,334	8.44
Total common equities (proceeds \$99,738,265)		102,615,045	53.68
Exchange-traded funds			
Americas:			
Index		131,812	0.07
Information Technology		174,025	0.09
Total exchange-traded funds (proceeds \$294,885)		305,837	0.16
Total securities sold, not yet purchased (proceeds \$100,033,150)		\$ 102,920,882	53.84 %
Derivative contracts			
Forward contracts			
Net forward currency contracts, short USD		\$ (73,238)	(0.01) %
Options and warrants			
Exchange-traded options and warrants – long:			
Americas:			
Consumer Staples		471	0.00
Financials		98,810	0.06
Health Care		2,283	0.00
Industrials		2,539	0.00
Information Technology		2,341	0.00
Materials		237	0.00
Real Estate		432	0.00
Total exchange-traded options and warrants – long (cost \$20,499)		107,113	0.06

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Condensed Schedule of Investments (continued)

(Stated in United States Dollars)

December 30, 2025

Description	Fair Value	Percent of Net Assets
Derivative contracts (continued)		
Options and warrants (continued)		
Over-the-counter options and warrants – long:		
Americas:		
Financials	\$ 597	0.00 %
Industrials	661	0.00
Total over-the-counter options and warrants – long (cost \$25,376)	1,258	0.00
Swaps		
Contracts for differences – long:		
Americas:		
Energy	(64,433)	(0.03)
Materials	42,810	0.02
Real Estate	(1,230)	(0.00)
Total Americas	(22,853)	(0.01)
Asia:		
Consumer Discretionary	(750)	(0.00)
Real Estate	(57,421)	(0.03)
Total Asia	(58,171)	(0.03)
Europe:		
Consumer Discretionary	572,964	0.30
Consumer Staples	57,372	0.03
Energy	120,430	0.06
Financials	65,294	0.03
Health Care	145,844	0.08
Industrials	29,824	0.02
Utilities	4,604	0.00
Total Europe	996,332	0.52
Total contracts for differences – long	915,308	0.48
Contracts for differences – short:		
Americas:		
Energy	47,555	0.02
Index	(50,422)	(0.03)
Total Americas	(2,867)	(0.01)
Europe:		
Consumer Discretionary	(11,552)	(0.01)
Energy	(39,579)	(0.02)
Financials	(45,354)	(0.02)
Health Care	8,233	0.00
Materials	(62,313)	(0.03)
Total Europe	(150,565)	(0.08)
Total contracts for differences – short	(153,432)	(0.09)
Net swaps	761,876	0.39
Net derivative contracts (net cost \$45,875)	\$ 847,009	0.44 %

Derivative contracts are reflected gross before netting by counterparty in accordance with ASC 815, *Derivatives and Hedging*.
See accompanying notes.

(2)【2024年12月30日終了年度】

【貸借対照表】

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド
貸借対照表
(米ドルで表示)

2024年12月30日現在

	(米ドル)	(千円)
資産		
現金および現金等価物	5,363,217	860,206
投資有価証券 - 公正価値 (取得原価: 210,051,480米ドル)	200,632,204	32,179,399
デリバティブ資産(取得原価: 54,239米ドル)	281,465	45,144
証券業者からの未収金	72,190,136	11,578,576
未収損害賠償請求	791,573	126,960
未収配当金および未収利息	92,607	14,853
その他の資産	77,050	12,358
資産合計	279,428,252	44,817,497
負債		
売り渡し有価証券(未買戻し) - 公正価値 (売値: 83,899,489米ドル)	78,978,245	12,667,321
デリバティブ負債(売値: 13,855米ドル)	693	111
買戻未払金	1,762,324	282,659
管理会社への未払金	360,864	57,879
未払分配金および未払利息	92,886	14,898
未払費用およびその他の負債	375,638	60,249
負債合計	81,570,650	13,083,117
純資産	197,857,602	31,734,381
受益証券1口当たり純資産価格		
円建(ヘッジなし)クラス (発行済口数905,710口を基準とする)	17,768円	
円建(ヘッジあり)クラス (発行済口数548,872口を基準とする)	10,523円	
米ドル建クラス(発行済口数478,674口を基準とする)	122.06米ドル	19,577円

注記を参照のこと。

【損益計算書】

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド
損益計算書
(米ドルで表示)

2024年12月30日終了年度

	(米ドル)	(千円)
投資有価証券、デリバティブ取引および為替に係る 実現および未実現損益		
投資有価証券および為替に係る実現純損失	(1,663,371)	(266,788)
デリバティブ取引および為替に係る実現純損失	(4,421,245)	(709,123)
投資有価証券および為替に係る未実現評価損益の純変動額	2,123,138	340,530
デリバティブ取引および為替に係る未実現評価損益の純変動額	17,536	2,813
投資有価証券、デリバティブ取引および為替に係る純損失	(3,943,942)	(632,569)
投資収益		
利息	4,915,428	788,385
配当金（源泉徴収税571,737米ドル控除後）	8,001,347	1,283,336
投資収益合計	12,916,775	2,071,722
費用		
利息	2,890,821	463,659
分配金	2,576,004	413,165
管理報酬（注記3）	2,408,230	386,256
成功報酬（注記3）	1,036,665	166,271
販売報酬	1,093,604	175,403
その他の費用	965,918	154,924
費用合計	10,971,242	1,759,678
投資純利益	1,945,533	312,044
運用による純資産の純変動	(1,998,409)	(320,525)

注記を参照のこと。

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド
純資産変動計算書
(米ドルで表示)

2024年12月30日終了年度

	(米ドル)	(千円)
運用		
投資純利益	1,945,533	312,044
投資有価証券および為替に係る実現純損失	(1,663,371)	(266,788)
デリバティブ取引および為替に係る実現純損失	(4,421,245)	(709,123)
投資有価証券および為替に係る未実現評価損益の純変動額	2,123,138	340,530
デリバティブ取引および為替に係る未実現評価損益の純変動額	17,536	2,813
運用による純資産の純変動	<u>(1,998,409)</u>	<u>(320,525)</u>
資本取引		
円建（ヘッジなし）クラスの発行	429,365	68,866
米ドル建クラスの発行	437,042	70,097
円建（ヘッジなし）クラスの買戻し	(28,008,113)	(4,492,221)
円建（ヘッジあり）クラスの買戻し	(10,460,841)	(1,677,814)
米ドル建クラスの買戻し	<u>(9,634,595)</u>	<u>(1,545,293)</u>
資本取引による純資産の純変動	<u>(47,237,142)</u>	<u>(7,576,365)</u>
純資産の純変動	(49,235,551)	(7,896,890)
期首現在の純資産	247,093,153	39,631,271
期末現在の純資産	<u>197,857,602</u>	<u>31,734,381</u>

注記を参照のこと。

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド
キャッシュ・フロー計算書
(米ドルで表示)

2024年12月30日終了年度

	(米ドル)	(千円)
運用活動		
運用による純資産の純変動	(1,998,409)	(320,525)
運用による純資産の純変動を運用活動から得た現金純額に一致させるための調整：		
投資有価証券の購入	(440,722,115)	(70,687,420)
投資有価証券の売却手取額	428,029,080	68,651,584
売り渡し有価証券（未買戻し）の借入れ	(124,904,608)	(20,033,450)
売り渡し有価証券（未買戻し）の売り付け	105,128,914	16,861,627
デリバティブ取引の純決済額	(4,316,406)	(692,308)
投資有価証券に係る実現純損失	1,565,709	251,124
投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動	(1,459,689)	(234,120)
デリバティブ取引に係る実現純損失	4,421,245	709,123
デリバティブ取引に係る未実現評価損益の純変動	(17,536)	(2,813)
資産および負債の変動：		
証券業者からの未収金	80,754,611	12,952,232
未収損害賠償請求	112,764	18,086
未収配当金および未収利息	85,206	13,666
その他の資産	63,543	10,192
証券業者への未払金	(16,388,483)	(2,628,549)
管理会社への未払金	(232,055)	(37,219)
未払分配金および未払利息	35,531	5,699
未払費用およびその他の負債	(58,348)	(9,358)
運用活動から得た現金純額	30,098,954	4,827,571
財務活動		
発行	866,407	138,963
買戻し	(51,511,040)	(8,261,856)
財務活動に支出した現金純額	(50,644,633)	(8,122,893)
現金および現金等価物の純変動	(20,545,679)	(3,295,321)
期首現在の現金および現金等価物	25,908,896	4,155,528
期末現在の現金および現金等価物	5,363,217	860,206

キャッシュ・フロー情報の補足の開示

払込済利息	2,896,235	464,527
-------	-----------	---------

注記を参照のこと。

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド

財務書類に対する注記

2024年12月30日終了年度

1. 組織

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島で設立され、ケイマン諸島の信託法に基づき登録され、2019年12月6日より運用を開始した免除トラストである。ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録されている。ファンドの投資目的は、一貫して高度にリスク調整されたファンドの資産の価値の上昇を実現することである。主として、公表された合併、買収または支配権争奪に關与する団体の有価証券に対する投資（当該有価証券を売付けることによるものを含む。）を通じて、ファンドは、その投資目的を達成することを追求するが、管理会社の意見において、魅力的な機会が存在する場合、ファンドは、他の種類の再編または企業事象に關与する団体に対する投資も行うことがある。

2024年4月1日より前は、ファンドの顧問は、デラウェアの有限責任会社であるUBSオコーナー・エルエルシーであった。2024年4月1日付で、UBSオコーナー・エルエルシーの経営陣は組織再編および法定合併を実施し、UBSオコーナー・エルエルシーがUBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（以下「投資運用会社」または「UBS AMアメリカス」という。）（旧商号：UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク）に合併された。その結果、UBSオコーナー・エルエルシーは独立した法人としては存在しなくなり、UBS AMアメリカスは、ファンドの投資運用者としての職務を含めたUBSオコーナー・エルエルシーのすべての権利義務を承継した。したがって、UBS AMアメリカスの組織構造内部において、オコーナーは別個の事業部門として役割を果たす。UBS AMアメリカスはUBS AG（以下「UBS」という。）の完全所有子会社であり、1940年投資会社法（改正済）に基づく投資顧問会社として米国証券取引委員会に登録されている。

UBS AMアメリカスおよびその関連会社を通じて、より広範な投資運用業務および関連するファンド業務がファンドに提供されるようにするため、（以下に定義する）受託会社およびUBS AMアメリカスは、（i）UBS AMアメリカスとファンドの既存の投資運用契約を終了すること、ならびに（ ）受託会社、UBS AMアメリカス、およびアイルランドで設立された非公開有限責任会社であるUBSファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下「管理会社」という。）によって、三者間の投資運用および再委託契約を、同時に2024年4月1日（以下「効力発生日」とする。）付で締結することに合意した。

ファンドの信託証書に従って、効力発生日以降、管理会社はファンドの適法に任命された管理会社となり、その資格において、ファンドのポートフォリオ運用および管理事務業務の全般的な監督責任を含む、ファンドのポートフォリオ運用および関連する役割に対する責任を負うことになる。投資運用契約に従って、管理会社はUBS AMアメリカスを副投資顧問会社として選任し、UBS AMアメリカスに、契約に定められた条件ならびに管理会社および受託会社の継続的な監督のもとでファンドの投資一任運用権限および関連するその他の一定の業務を行う権限を委託した。前述の変更がファンドの継続的な投資運用に影響を与えることは予想されず、引き続きUBS AMアメリカスの裁量に従うものとする。上記を踏まえ、2024年4月1日より、この補足事項において別段の定めがない限り、かつ、文脈上別異に解すべき場合を除き、管理会社への言及はすべて、各当事者の適用ある資格において行為する（ ）UBSファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッドおよび（ ）UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシーを意味するものとする。

AFSコントロールド・サブシディアリー3・リミテッド（以下「受託会社」という。）は、ケイマン諸島で適式に設立され、有効に存続する会社であり、MUFGオルタナティブ・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッドの（ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）において意味するところによる）「被支配子会社」としてケイマン諸島金融庁に登録されている。MUFGオルタナティブ・ファンド・サービ

シズ(ケイマン)リミテッドは、適式に設立され、有効に存続する会社であり、銀行および信託会社法の条項に従って信託業務をおこなう免許を受けている。

ファンドの管理事務代行会社は、MUFGオルタナティブ・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドである(以下「管理事務代行会社」という。)。管理事務代行会社は、ファンドの帳簿および記録の維持を含む一定の管理事務代行業務をファンドに提供し、ファンドの受益証券の登録事務代行会社として役割を果たす。

2. 重要な会計方針の要約

管理会社は、ファンドの構造、目的および活動について評価し、投資会社としての特徴に合致していると判断した。よって、当該財務書類は、会計基準編纂書(以下「ASC」という。)第946号「金融サービス - 投資会社」に記載されるガイダンスを適用した。以下は、財務書類を作成する際に使用された重要な会計方針および報告基準の概要である。

見積りの使用

本財務書類は、米国において一般に認められている会計原則(以下「GAAP」という。)に基づいて作成されている。財務書類の作成にあたり、財務書類および添付の注記の金額に影響を与える見積りおよび条件設定が経営陣に要求される。実際の結果は、かかる見積りとは異なることがある。

投資取引

売り渡し有価証券(未購入)を含む投資取引は、約定日ベースで計上される。配当金は配当権利落ち日に認識され、利益は発生時に計上される。有価証券取引の実現損益は先入先出法による原価法により計上している。

金融商品の公正価値

ASC第820号「公正価値による測定」は、財務報告のための公正価値の定義を明確にし、公正価値測定に使用される枠組みを確立し、公正価値測定についての開示規定を強化する。管理会社は、評価技法の優先順位に基づいて、ファンドの金融資産を3段階の公正価値階層に分類した。評価階層は、測定日現在の金融資産または負債の評価額に対するインプットが観察可能かどうかに基づいている。金融商品の評価階層における分類は、公正価値測定に重要なインプットの最も低い段階に基づく。

公正価値階層の3つの段階は、以下の通りである。

- 第1段階 - 評価方法へのインプットは、活発な市場における同一の資産または負債の公表価格(調整前)である。
- 第2段階 - 評価方法へのインプットには、活発な市場における類似の資産および負債の公表価格、および資産または負債に関して直接または間接的に観察可能なインプットが含まれる。
- 第3段階 - 評価方法へのインプットは観察不可能であり、公正価値測定にとって重要である。これには、資産または負債に関する市場活動が、もしあったとしても、ほとんど存在しない状況が含まれる。

公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却により受け取る、または負債の譲渡により支払うであろう価格である。公正価値は、入手可能な場合には、観測可能な市場価格またはパラメータに基づいているか、あるいは、市場標準モデルを用いた価格またはパラメータから算出されている。これらの評価モデルには、一定レベルの推計と判断が含まれており、そのレベルは商品または市場の価格透明性と商品の複雑性によって決まる。公正価値で計上された資産および負債は、上述のとおり、その価値を測定するために使用されたインプットに関連する判断の水準に基づいて、開示目的上分類される。

観察可能なインプットの入手の可能性は、金融資産または負債によって変化し得るものであり、たとえば商品の種類や、商品が新規なのか、活発な取引所で取引されているのか、流通市場で取引されているのか、現在の市況等、多種多様な要因に影響される。評価が市場においてよりほとんど観測可能でないかまたは観察不可能なモデルまたはインプットに基づいている限りにおいて、公正価値の決定は、より多くの判断を必要とする。したがって、公正価値の算定において管理会社が行った判断の度合いは、第1段階に分類された資産および負債が最も小さく、第3段階に分類された資産および負債が最も大きいものとなる。公正価値の測定に使用されるインプットは、一定の場合、公正価値階層の複数の異なる段階に入ることがある。

評価プロセスは、受託会社が承認した管理会社の評価方針および手続き（以下「評価方針」という。）によって管理されている。評価方針は、すべての投資対象の評価を管理し、以下に述べる各投資タイプごとの評価指針および価格設定会議を規定している。さらに、評価方針は、評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設定する。評価委員会メンバーには、管理会社の法務チーム、コンプライアンスチーム、ポートフォリオ会計チーム、評価チーム、市場リスク管理チームの代表者が含まれる。評価委員会は、特に、評価方針の遂行について責任を負う。評価委員会は、必要と判断した場合、受託会社に問題を上申する。また、評価委員会は、あらゆる新たな投資タイプおよび、未公開証券または観察不可能なインプットに基づいて評価が行われる有価証券への投資に対して実施される評価方法についても、検討し、承認する。評価委員会の投票権を持つメンバーは、資産管理グローバル評価チームの代表が議長を務める非投資チームの人物であるが、評価委員会は、その結論に達する際に投資チームの人物から意見を得ることができる。管理会社のポートフォリオ会計チームは、ファンドの管理事務代行会社の代表者が出席する月次評価会議を開催し、評価プロセスおよび独立した情報源から著しく乖離する評価について話し合う。これらの項目が解決できない場合は、適宜、評価委員会に上程される。

管理会社は、ファンドのすべての資産および負債の評価について責任を負う。管理事務代行会社はまた、評価方針に定義されるとおり、すべての資産および負債について独立したレビューを実施する。評価方法に変更があった場合は、管理事務代行会社と評価委員会がレビューする。重要な変更があれば、受託会社がレビューし、承認する。

評価委員会に加えて、管理会社は事前承認を必要とする取引に関する委員会（以下「TRPA委員会」という。）を設置した。この委員会は、ポートフォリオ会計、税務、評価、法務、コンプライアンス、市場リスク管理および情報技術を含む管理会社の内部管理チームの代表者で構成される。TRPA委員会および他の下部ワーキング・グループの検討事項として、取引に先立つ新しい商品タイプの承認と、休眠商品タイプの年次評価が行われる。休眠状態になった商品タイプは、取引に先立ってTRPA委員会の再承認が必要となるであろう。TRPA委員会は、当該商品の公正価値の決定に使用する関連価格モデルまたは価格情報源を評価し、評価方法について合意する。また、管理会社のポートフォリオ会計チームは、毎日の損益報告をレビューし、投資評価の妥当性を評価するのに役立つように重大な変更を分析する。また、一部の流動性の低い投資対象については、古いプライシングの見直しや価格のバック・テストを実行し、その結果の概要が四半期ごとに評価委員会に報告され、レビューされる。

以下は、公正価値で測定される金融商品に使用される評価方法の説明であり、前記の評価階層に従った当該金融商品の一般的な分類が含まれる。以下に開示されている評価方法は一般的なガイドラインであり、実際の評価方法は、最も適切な公正価値評価を提供するために、商品ごとに異なる可能性がある。これらの金融商品の未実現評価損益の純変動額は、損益計算書に反映される。

上場商品および非上場商品

一般的に、証券取引所に上場されている金融商品の公正価値は、当該金融商品が売買されている主たる取引所における最終の売却価格またはその日の公表終値によって決定される。上場されている普通株式の公正価値は、この方法で決定される。上場投資信託の公正価値は、終値の公式な複合体によって決定される。上場オプションおよびワラントは、規制のある取引所で取引されている基準デリバティブ取引（以下「デリバティブ」という。）を表している。米国以外の取引所で取引されているオプションおよびワラン

トの公正価値は、その商品が取引されている取引所の相場の決済価格によって決定される。米国の上場オプションおよびワラントの公正価値は、取引所の仲値によって決定される。上場普通株式、投資信託、オプションおよびワラントは、通常、公正価値階層の第1段階に分類される。

取引所外で取引され、証券業者により活発に提示されている証券は、一般的に公正価値階層の第2段階に分類される。公表されることがほとんどないか、または価格決定ソースが公正価値を表すとみなされない場合には、管理会社を実施する分析など他のインプットおよび仮定を、公正価値階層の第3段階に当該証券を分類する可能性のある評価に使用することがある。通常、非上場商品の公正価値は、市場アプローチ、収益アプローチまたは資産基準のアプローチに基づいている。管理会社は、当該有価証券の費用、当該投資に係る未払利息および未払配当金、割引率、類似の上場有価証券の公正価値、支配力不足に係る割引、市場性の欠如に係る割引、当該有価証券の取得以降の開発および評価に関連するその他の要素を考慮することがある。また、管理会社は、第三者機関の評価代理人によって提供された独立した評価を受けることができる。

債券

債券の公正価値は、市場価格、証券業者の気配値、外部の価格提供者または妥当な価格透明性のあるその他の価格情報源を用いて決定される。市場価格に基づいて評価される債券の種類には、世界中の政府により保証される債券が含まれる。これらの債券は、通常、公正価値階層の第1段階に分類される。上述の市場ほど活発ではないと考えられる市場で取引されているが、市場価格、証券業者の気配値、外部の価格提供者または妥当な価格透明性のあるその他の価格情報源に基づいて評価されている債券には転換社債および社債が含まれる。このような債券は通常、公正価値階層の第2段階に分類される。債券価格がほとんど提示されない場合、または価格決定情報源が公正価値を表すとみなされない場合には、管理会社を実施する分析など他のインプットおよび仮定を、公正価値階層の第3段階に当該証券を分類する可能性のある評価に使用することがある。

店頭デリバティブ

店頭デリバティブの公正価値は、通常、取引相手方の相場に加え、観察可能な市場データに基づくインプットまたは観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを使用した市場標準定量価格モデルを使用して決定される。適切なモデルが、当該商品に固有の契約条項および特定のリスクに基づいて選択される。評価モデルには、デリバティブの条件、観測可能な市場価格、金銭の時間的価値、信用スプレッド、イールド・カーブ、ボラティリティの測定を含む(ただし、これらに限られない。)さまざまなインプットが必要である。ある種のスワップのように、流動性のある市場で取引される店頭デリバティブについては、一般的にモデルのインプットを検証・観察することができ、またモデルの選択は管理会社による重要な判断を必要としない。また、これらのモデル評価は、取引の相手方または独立の当事者によって提示された相場価格と比較することによって検証される。ファンドは、店頭オプション、ワラントおよび差金決済取引を行う。これらの金融商品への重要なインプットは、一般的に市場で観察可能なインプットによって確認できるため、これらの金融商品は、通常、公正価値階層の第2段階に分類される。これらの商品の中には、頻繁に取引されず、そのため価格形成の透明性がほとんどないかまたは全くないこと、または評価モデルへの重要なインプットの最低レベルが容易に観察できないものがあることから、公正価値階層の第3段階に分類されるものもある。

ファンドの機能通貨は米ドルであるが、ファンド受益証券の一部は円建てである。円建(ヘッジあり)クラス受益証券については、外貨建の受益証券の純資産価額の変動を最小限に抑えるため、ファンドは管理事務代行会社の関連会社と先渡為替取引を締結する。先渡為替取引の公正価値は、個々の取引についての価格を算出するため、入手可能なさまざまな先渡通貨決済についての独立した仲値およびそれらの決済日の間の補間的な価額を入手することにより決定される。これらの取引は、通常、公正価値階層の第2段階に分類される。

階層別内訳

以下の表は、2024年12月30日現在の階層ごとの金融商品の公正価値を示している。

	第1段階 (米ドル)	第2段階 (米ドル)	第3段階* (米ドル)	合計
資産				
投資有価証券：				
普通株式	195,235,131	347,235	-	195,582,366
転換社債	-	-	263,900	263,900
社債	-	3,091,365	-	3,091,365
非上場株式	-	1,694,573	-	1,694,573
投資有価証券合計	195,235,131	5,133,173	263,900	200,632,204
デリバティブ取引：				
先渡為替取引	-	33,554	-	33,554
上場オプション				
およびワラント	78,029	-	-	78,029
店頭取引オプション				
およびワラント	1,640	-	-	1,640
差金決済取引	-	664,730	-	664,730
デリバティブ取引合計	79,669	698,284	-	777,953
資産合計	195,314,800	5,831,457	263,900	201,410,157
負債				
売り渡し有価証券（未買戻し）：				
普通株式	75,796,804	-	-	75,796,804
社債	-	349,911	-	349,911
上場投資信託	2,177,648	-	-	2,177,648
国債	653,882	-	-	653,882
売り渡し有価証券 （未買戻し）合計	78,628,334	349,911	-	78,978,245
デリバティブ取引：				
上場オプション				
およびワラント	693	-	-	693
差金決済取引	-	496,488	-	496,488
デリバティブ取引合計	693	496,488	-	497,181
負債合計	78,629,027	846,399	-	79,475,426

* 第3段階の投資は、ファンドにおいて重要とみなされなかった。

金融商品に関するより詳細な情報については、要約投資有価証券明細表を参照のこと。上表の差金決済取引の残高は、取引先との相殺前の階層ごとの総額を基準として報告している。デリバティブ・ネットティングに関する詳細は注記6を参照のこと。

現金および現金等価物

現金は、管理事務代行会社の関連会社で保有されている資金で構成されている。ファンドは、当該勘定で損失を被ったことはなく、当該勘定で重大な信用リスクの影響を受けているとは考えていない。現金等価物には、既知の金額の現金へ容易に換金可能であり、当初の満期が3か月以内であり、十分な信用の質がある流動性の高い短期投資が含まれる。現金等価物は、投資目的ではなく、短期的な流動性要件を満たすために保有されている。2024年12月30日現在、ファンドは現金等価物を保有していない。2024年12月30日現在、ファンドは制限付現金および制限付現金等価物を保有していない。

証券業者からの未収金および証券業者への未払金

証券業者からの未収金および証券業者への未払金は、未収・未払手数料、未決済の受取債権および支払債務の純額、外貨残高、現金、外貨、証拠金残高およびかかる証券業者で保有する担保に関する正味未実現損益を含む。ファンドは、同一のマスター・ネットリング契約のもとで同一の取引相手方との間で実行される正味デリバティブ・ポジションに関して認識される公正価値と、現金担保受取債権および支払債務に対して認識される公正価値の金額を相殺しないことを選択した。証拠金残高は、ファンドの有価証券の一部と証券業者が保有する現金残高によって担保されている。証拠金の借方残高に対して、ファンドは、所定の指標金利とスプレッドに基づく変動金利を負担する。特定の有価証券への投資は、一定の制限のもと、証券業者が有価証券を売却または再提供することができる条件で証券業者に差し入れられている。売却された有価証券に関連する証券業者の現金および有価証券のうち、まだ購入されていないものについては、その証券が購入されるまで一部制限される。

以下の表は、貸借対照表における証券業者からの未収金および証券業者への未払金の内訳を示している。

	証券業者からの未収金 (米ドル)	証券業者への未払金 (米ドル)
未決済取引	9,497	-
差入担保現金	7,011,536	-
証券業者からの未収金 / (証券業者への未払い金)純額	65,169,103	-
合計	72,190,136	-

税金

現在、ケイマン諸島の政府によって課せられているインカム・ゲイン税またはキャピタル・ゲイン税はない。ファンドが支払う税金は、一定の投資収益に適用される源泉徴収税と、特定の管轄区域におけるキャピタルゲイン税のみである。2024年12月30日終了年度について、本財務書類にその他の税負債または税費用は計上されていない。

ASC第740号「法人税」は、財務書類において不確実な法人税の取扱いをどのように認識、測定、表示および開示すべきかを規定している。ファンドは、ファンドの確定申告作成にあたり実施されるまたは実施予定の法人税の取扱いについて、適切な税務当局により法人税の取扱いが「どちらかといえば」肯定されるかどうか決めるために評価を行った。すべての重要な税務管轄地域および調査の対象となるオープン・タックス・イヤーについてのこうした分析に基づき、重要な法人税の取扱いはすべて、「どちらかといえば」の基準を満たすとされた。したがって、利息または制裁金を含むいかなる追加の税金費用も2024年12月30日終了年度については計上されなかった。ファンドが利息および制裁金を計上する必要がある場合には、それらは損益計算書の支払利息およびその他費用にそれぞれ含まれる。

一般的に、ファンドが事業を行う管轄地域の税務当局は、確定申告が行われた日または証券取引が発生した日から各期間内に、確定申告または証券取引の調査を開始することができる。よって、特定の確定申告または証券取引は、引き続き調査の対象である。

外貨換算

ファンドの機能通貨は米ドルである。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、独立の値付機関により報告される為替レートの仲値で米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建の投資有価証券の購入および売却ならびに収益および費用は、当該取引日の為替レートでそれぞれ換算されている。当該換算から生じる損益は、損益計算書の実現および未実現損益に含まれる。

最近公表された会計基準

2022年6月、FASBIは、会計基準更新(ASU)第2022-03号「公正価値測定(トピック820): 契約上の売却制限が付された持分証券の公正価値測定」を公表した。この改訂は、契約上の売却制限は持分証券の公正価値を測定する際に考慮されるべきでないことを明確にし、企業が契約上の売却制限を別個の会計単位と

して認識することを禁じている。ASUの改訂は、ファンドに対して2024年12月15日以降に発効する。ファンドは、この新会計基準がファンドの財務書類および関連する開示に重要な影響を与えないものと予想している。

3. 報酬

管理報酬

英文目論見書に定義されるとおり、管理会社には管理報酬が毎月後払いで支払われる。管理報酬は、買戻しおよび成功報酬に先立ち、ファンドの純資産価額の年率1.10パーセントで計算される各暦日現在で発生する。管理会社の関連会社が保有する受益証券は、管理報酬を一切負担しない。

成功報酬

英文目論見書に定義されるとおり、管理会社は、円建(ヘッジなし)クラス受益証券、円建(ヘッジあり)クラス受益証券および米ドル建クラス受益証券に関する新規利益の15パーセントに相当する月次成功報酬を得る。成功報酬は各営業日に発生し、各暦月の最終営業日および受益証券の月内の買戻しまたは譲渡時に支払われる。成功報酬は、該当する受益証券のクラスが表示されている通貨で計算され、報告される。円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券に関しては、各成功報酬は、かかる成功報酬を計算する対象期間におけるファンドの米ドル建て資産に関する為替レートの変動による当該受益証券の純資産価額への影響を一切考慮せずに計算される。さらに、円建(ヘッジあり)クラス受益証券に関しては、成功報酬は、為替ヘッジに関する費用、損失を考慮に入れずに計算される。管理会社の関連会社が保有する受益証券は、いかなる成功報酬も負わない。

4. 関連当事者

管理会社の関連会社であるUBSインベストメント・バンクは、ファンドの執行ブローカーおよびプライム・ブローカーのひとつである。2024年12月30日終了年度において、ファンドにUBSインベストメント・バンクとの投資取引に係る手数料およびその他手数料は発生しなかった。

一定の委託売買契約では、管理会社およびその関連会社が、ファンドおよびその他の関連ファンドから支払われる仲介手数料に関連するソフトダラー・クレジットを受け取るとを定めている。当該クレジットは、管理会社が、提供されるであろう調査および関連サービスのために使用することができ、証券業者に対して支払われる。ソフトダラー・クレジットの使用によって管理会社が取得した調査サービスは、ファンドまたは管理会社が管理するその他のファンドの利益のために利用することができる。

管理会社に対する債務は、未払管理報酬および未払成功報酬である。

5. リスク管理

ファンドは、その投資およびデリバティブ金融商品の価値変動を伴う市場リスクならびに取引相手方が契約不履行に陥った場合の評価損から生じる信用リスクの影響を受ける。管理会社は、ファンドの市場リスクおよび信用リスクの管理および監視において積極的な役割を果たし、正式な管理手続きを定めており、これらは継続的にレビューされる。

管理会社は、管理会社およびその関連会社全体に渡る異なる分野の上級職員で構成される投資リスク委員会を選任している。投資リスク委員会は定期的開催され、リスク・マネージャーおよびリスク・コントロールによって実施された分析に基づいて、市場リスクおよび信用リスクに対するファンドの潜在的なエクスポージャーを検討する。

市場リスク

管理会社は、個別ポジションおよびファンドの総額ポートフォリオのリスクパラメーターおよび予想ボラティリティを監視する。さらに、管理会社は、各投資のリスクおよび利点の特徴を定期的に評価したうえで、選択的かつ動的にポジションの規模設定を行い、ポートフォリオのリスクを制御することを目指す。定期的な値洗いポートフォリオのモニタリングは、管理会社が投資を監視するのに役立つ。管理会社

はまた、システミック・ポートフォリオ・リスク、および個々のポジション固有のリスクを特定し、ヘッジするために独自の統計的モデルを開発し、使用している。管理会社は、一般的に、認識される高付加価値のリスク・エクスポージャーに帰属するファンドのリターンの割合を高めることを目的として、一定のポートフォリオ・リスクのヘッジに努めているが、ファンドのポジションに内在するすべての市場リスクまたはその他のリスクのヘッジを試みるものではない。

売り渡し有価証券（未買戻し）は、特定の金融商品を契約した価格で引き渡すというファンドの債務を表し、その結果、市場で金融商品を時価で購入するコミットメントを生じる。したがって、売り渡し有価証券（未買戻し）の売却を満たすファンドの最終的な債務は、貸借対照表で認識される金額を超えることがある。

例えば、渡航制限、閉鎖された国境、検疫、サプライチェーンの中断、消費者需要の低下、保護主義貿易政策の増加、世界経済の成長の鈍化、貿易紛争のリスクおよび一部の国際貿易協定の変更の可能性など、地域的および全世界的な感染症の拡大に関連するリスクは、当期中、ファンドが保有する投資に影響を及ぼしており、今後においても現時点では予見できない方法で多くの国の経済に引き続き影響を及ぼし、ファンドが投資する市場に悪影響を及ぼす可能性がある。

信用リスク

ファンドのポジションは、現金、証券業者からの未収金およびデリバティブ資産を含むすべて、証券業者、取引相手方およびその他の金融機関に保有されている。これらの当事者が債務を履行できない場合、ファンドは信用リスクを負う。ファンドがこれらの企業と取引関係を結んだ結果、ファンドは一定の証券業者に信用リスクを著しく集中させる可能性がある。ファンドがデリバティブまたは合成商品（CFD）に投資する限度において、あるいはそれが店頭取引に影響する範囲において、ファンドは、取引相手方に関する信用リスクを負い、決済不履行のリスクも負うことがある。管理会社は、このリスクを最小限に抑えるために、日次の証拠金モニタリングおよび管理手順を採用し、エクスポージャーレベルを監視している。管理会社は、複数の事業体と取引を行い、より高い信用格付けの取引相手方に取引量を割り当てることにより、トレーディング活動に付随する信用リスクの分散を図っているが、その努力が成功する保証はない。さらに、管理会社は、柔軟性を維持するために、可能な場合には複数の取引相手方にわたって活動を維持しようとする。管理会社の目標は、営業リスク、取引相手方信用リスク、取引相手方決済リスクおよび金融リスクのバランスをとることである。さらに、取引相手方の信用リスクを軽減するためのマスター・ネットリング取引の使用に関する詳細については、注記6を参照のこと。

このような関係を日々監視すること以外にも、これらの関係はさまざまな契約によって支配されている。一般的に、これらの契約は、店頭契約に関する国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）の契約のような業界標準の契約である。これらの契約は、各当事者の基本的な権利、責任および義務を定めたものである。これらの契約には、金融取引条件ならびに解約および債務不履行時の条項に関する情報も含まれている。ファンドの取引戦略は、これらの契約の存在に依拠している。ファンドの契約相手方は、通常、個別の取引または契約全体を終了させることができる複数の特定事象を有している。これらの事象は一般的に、特定期間における運用資産の減少または一定の基準値を下回るパフォーマンスに最も関連している。万一、「トリガーイベント」が発生した場合、取引相手方は個々の取引または契約全体を終了させる権利を有しており、ファンドのポートフォリオに重大な影響を及ぼすことがある。ファンドは、2024年12月30日終了年度について、いかなるトリガーイベントの発生も認識していない。特定のスワップ契約には、追加の担保を差し入れるか、特定の信用リスク関連事象が発生した時点で直ちに負債残高を決済することをファンドに要求する条項が含まれている。

ファンドは、転換社債、社債および国債に投資している。そのような投資が売却または満期になるまで、ファンドは、債券の期日到来時に発行体が債務を履行するかどうかに関連する信用リスクの影響を受ける。

為替リスク

ファンドは、資産の一部を米ドル以外の通貨または米ドル以外の通貨建ての金融商品に投資することがあり、その価格は米ドル以外の通貨を参照して決定される。しかし、ファンドは、有価証券およびその他の資産を米ドルで評価している。ファンドは通常、外貨エクスポージャーの全部または一部をヘッジすることを目指している。ファンドの投資がヘッジされていない場合、ファンドの資産の価値は、米ドルの為替相場ならびに様々な地域市場および通貨におけるファンドの投資の価格変化に伴って変動する。

6. デリバティブ取引

ファンドは通常の業務において、トレーディング目的でデリバティブ取引を行っている。デリバティブは、取引所取引または店頭取引のいずれかである。取引所で取引されるデリバティブは、規制された取引所で取引される標準的な契約である。店頭取引は、取引相手方との間で締結される特定の契約である。店頭契約と取引所取引契約に関連するリスクの主な相違点は、信用リスクと流動性リスクである。取引所取引の契約については、取引所や清算機関の役割により信用リスクは限定的である。店頭取引契約に係る取引相手方信用リスクによるファンドの最大損失リスクは、受領した担保または支払った担保を差し引いた未実現利益金額に、未決済の約定金額を加えた金額に限られる。2024年12月30日終了年度におけるデリバティブ取引には、先渡為替取引、オプション取引、ワラントおよびスワップ取引が含まれている。これらのデリバティブ取引の詳細は、次のとおりである。

先渡取引

ファンドは、投資目的を遂行する通常の過程において、為替リスクを負う。ファンドは、外国通貨の価値の変動に対するエクスポージャーを得るため、またはその変動に対するヘッジのため、またはファンドの機能通貨とファンドの円建(ヘッジなし)クラス受益証券の表示通貨との間での外国通貨の価値の変動をヘッジするために、店頭先渡取引を利用することがある。先渡取引とは、将来の定められた日に、定められた価格で通貨を購入または売却することに二当事者が同意する現物市場取引である。このような契約を締結する際、ファンドは為替相場が予想外に動くリスクを負うが、その場合、ファンドは先渡取引から予定される利益を達成できず、損失を被る可能性がある。先渡取引は、規制されていない市場で取引されており、典型的には現金決済によって清算される。

オプションおよびワラント

ファンドは、通常の投資目的の遂行において、株価リスク、金利リスクおよび為替リスクの影響を受ける。ファンドは、株式、金利または外貨の価値の変動に対するエクスポージャーを得るため、またはヘッジするために、取引所もしくは店頭オプションまたは取引所もしくは店頭ワラントを使用することができる。ワラントを含むオプションとは、プレミアム支払のために、オプションの売主から、またはオプションの売主に対して、所定の期限内に、または所定の期日に、所定の価格で金融商品を購入または売却する権利を保有者に付与する契約のことである。ファンドによって締結されたオプションは、取引相手方に信用リスクを生じさせるものではない。なぜなら、オプションはファンドに債務を負わせるものであり、取引相手方には履行する債務がないからである。ファンドが売却したオプションは、ファンドの債務の充足度が貸借対照表で認識される金額を上回る可能性があるため、オフバランスシート・リスクの対象となる。オプションおよびワラントは、通常、売却、行使または満了によって清算される。

スワップ

ファンドは、投資目的を遂行する通常の過程において、株価リスクの影響を受ける。ある場合には、ファンドは株価エクスポージャーを得るため、または株価リスクをヘッジするためにスワップ契約を結ぶことがある。スワップとは、CFDを含むもので、原株式の金額に基づいてキャッシュフローを交換することを二当事者間が合意する契約である。スワップは規制のない市場で取引され、清算されるか満期まで保有される。契約金額または想定元本ではなく、未実現損益は、将来の近似キャッシュ・フローを表している。ファンドは、調達額の支払いまたは受領に対し、合意された原株式数に基づいて株式リターンを受領または支払うことを選択することができる。スワップは、原株式の価格変動と発生済の資金額に基づいて時価評価され、変動がある場合には、その変動は、デリバティブ取引および為替に係る未実現評価損益の

純変動額として損益計算書に計上される。スワップのリスクには、契約の価値またはキャッシュ・フローに影響を与える市況の変動、ならびに取引相手方の契約に基づく債務の履行不能が含まれる。

下記の表は、2024年12月30日現在のファンド保有のデリバティブ取引について、同日終了年度の主なリスク・エクスポージャー、貸借対照表上の表示および四半期ごとの平均取引レベル別の内訳である。下表の数値は、取引相手方のネットティングおよびデリバティブ取引に基づき受領したまたは担保として計上された現金の影響を除いているため、ファンドのネット・エクスポージャーを表すものではない。

主なリスク エクスポージャー	デリバティブ資産			デリバティブ負債		
	デリバティブ 公正価値 (米ドル)	四半期の 平均想定元本 ² (米ドル)	四半期の 平均契約数 ³	デリバティブ 公正価値 (米ドル)	四半期の 平均想定元本 ² (米ドル)	四半期の 平均契約数 ³
株式	744,399	38,465,238	887,642	497,181	30,375,131	69
為替	33,554	44,487,535	-	- ¹	-	-
デリバティブ 契約合計	777,953			497,181		

- 1 2024年12月30日現在、未決済のデリバティブ取引はない。
- 2 数値は、先渡為替取引およびスワップの平均想定元本の残高を反映している。
- 3 数値は、オプションおよびワラントの平均契約株式同等物残高を反映している。

以下の表は、2024年12月30日終了年度の損益計算書上の主なリスク・エクスポージャー別および表示別のデリバティブ活動に関連するファンドの損益を示したものである。これらの損益は、経済的にヘッジする目的でデリバティブ取引が実行された可能性があり、したがって、デリバティブ取引に係る一定の損益が、有価証券に起因する一定の損益を相殺する可能性があるという文脈で考慮されなければならない。

主なリスク・ エクスポージャー	デリバティブ取引 および為替に係る 実現損失純額 (米ドル)	デリバティブ取引および 為替に係る未実現評価 損益の純変動額 (米ドル)
株式	569,451	380,458
為替	(4,990,696)	(362,922)
合計	(4,421,245)	17,536

以下の表は、デリバティブ取引の主な商品種類別の公正価値を総額で示したものである。公正価値の総額は、取引相手方のネットिंगと担保の両方の影響を除外しているため、ファンドのエクスポージャーを示すものではない。下表はまた、カウンターパーティ・ネットिंगによる貸借対照表上の相殺額と、デリバティブの価値まで反映された執行可能な信用補完契約に基づいて差し入れられ受領した現金および有価証券担保額も示している。

	認識された デリバティブ 総額 (米ドル)	貸借対照表上 相殺された 総額 (米ドル)	貸借対照表に 表示された デリバティブ 純額 (米ドル)	貸借対照表上 相殺されない 金融商品 (米ドル)	(受取) 差入 * 担保 (米ドル)	純額 (米ドル)
デリバティブ資産						
先渡為替取引	33,554	-	33,554	-	-	33,554
上場オプション およびワラント	-	-	78,029	78,029	-	78,029
店頭取引オプション およびワラント	-	-	1,640	1,640	-	1,640
差金決済取引	664,730	(496,488)	168,242	-	-	168,242
合計	698,284	(496,488)	281,465	79,669	-	281,465

デリバティブ負債

上場オプション およびワラント	-	-	(693)	(693)	693	-
差金決済取引	(496,488)	496,488	-	-	-	-
合計	(496,488)	496,488	(693)	(693)	693	-

- 1 差し入れられた担保は、取引相手方ごとに関連するデリバティブ負債の公正価値まで反映される。デリバティブ契約の想定エクスポージャーからデリバティブ資産の公正価値を控除した金額を担保として計上している。2024年12月30日現在、デリバティブ契約のために差し入れられた現金担保の総額は7,011,536米ドルであり、これは、取引相手方ごとの総計で貸借対照表上の証券業者からの未収金に含まれている。

7. 財務保証

ファンドは、さまざまな損失補償を含む契約を締結する。これらの取り決めによりファンドが影響を受ける最大額は不明である。しかしながら、ファンドは、これまでこれらの契約による請求または損失を被っておらず、損失のリスクは少ないと予測している。

8. 受益証券

ファンドは、米ドル建クラス受益証券、円建（ヘッジあり）クラス受益証券および円建（ヘッジなし）クラス受益証券の3つの個別のクラスの受益証券を発行している。あるクラスの受益証券に関連して生じるファンドの債務は、当該不可分の資産から充当されることになる。受託会社は、為替ヘッジのすべての損益を円建（ヘッジあり）クラス受益証券に帰属させ、ファンドの他の資産および負債も、1つまたは複数の特定の受益証券のクラスに帰属させることができる。

受益証券は、金融商品取引法第2条第3項第1号に基づく募集として、日本国内で公募されている。

受益証券は毎月、暦月の最初の営業日および受託会社が随時決定するその他の日に発行される。円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券は、当初、受益証券1口当たり1万円の申込価格で募集され、米ドル建クラス受益証券は、当初、受益証券1口当たり100米ドルの申込価格で募集される。当初募集の後、受益証券は、引き続き、実勢の受益証券1口当たり純資産価格で継続募集される。ファンドは現在、円建（ヘッジなし）クラス受益証券、円建（ヘッジあり）クラス受益証券および米ドル建クラス受益証券の単独のシリーズを提供しているが、管理会社は、将来、円建（ヘッジなし）クラス受益証券、円建（ヘッジあり）クラス受益証券および米ドル建クラス受益証券の追加シリーズの発行を決定することができる。ファンドにおける受益証券の当初募集の最低申込数は、特定の日本円（または該当する場合、米ドル）の金額の募集に関して、（ ）1,000万円（もしくはその米ドル相当額）、または特定の受益証券口数による申込みに関して、（ ）1,000口とする。

ファンドはまた、管理会社の関連会社に対して、米ドル建ての受益証券クラス（米ドル建（マネジメント）クラス受益証券）を提供する。当該受益証券は、管理報酬または成功報酬を負わない。ファンドが取引および投資業務を開始した後に追加受益証券が発行されるため、管理会社の関連会社に発行される受益証券は、およそドル・ベースで買戻されるものと予想される。しかしながら、当該関連会社は、法令により、ファンド設立後1年の時点で、ファンドの発行済受益証券の価額の3%を超えないようにファンドへの投資を減らす必要があることがある。2024年12月30日現在、米ドル建（マネジメント）クラスの発行済受益証券は存在しない。

一般的に、受益証券保有者は、5営業日前に管理会社に書面で通知することにより、暦月の最初の営業日をもって、受益証券の一部または全部の買戻しを請求する権利を有することになる。

2024年12月30日終了年度の受益証券取引は、以下の通りである。

	2023年12月29日		2024年12月30日	
	現在の	追加の	現在の	現在の
	発行済受益証券 口数	受益証券の 発行	受益証券の 買戻し	発行済受益証券 口数
円建（ヘッジなし）クラス	1,154,609	3,888	(252,787)	905,710
円建（ヘッジつき）クラス	700,413	-	(151,541)	548,872
米ドル建クラス	555,589	3,888	(80,515)	478,674

9. 財務ハイライト

以下は、2024年12月30日終了年度における受益証券1口当たりの情報、トータル・リターンおよび平均純資産額に対する割合である。

	円建（ヘッジなし） クラス （日本円）	円建（ヘッジあり） クラス （日本円）	米ドル建 クラス （米ドル）
受益証券1口当たりの運用実績			
期首現在純資産価格	15,551	10,834	118.79
運用からの利益（損失）：			
投資純損失	145	97	1.07
投資有価証券、デリバティブ取引 および為替に係る純利益（損失）	2,072	(408)	2.20
運用からの利益（損失）合計	2,217	(311)	3.27
期末現在純資産価格	17,768	10,523	122.06
トータル・リターン			
成功報酬控除前トータル・リターン	14.79 %	(2.41) %	3.23 %
成功報酬	(0.53)	(0.46)	(0.48)
成功報酬控除後トータル・リターン	14.26 %	(2.87) %	2.75 %
平均純資産額に対する割合			
成功報酬以外の費用	4.55 %	4.54 %	4.55 %
成功報酬	0.49	0.47	0.47
費用合計	5.04 %	5.01 %	5.02 %
投資純利益 ¹	0.86 %	0.90 %	0.89 %

¹ 計算には成功報酬の影響が含まれる。

財務ハイライトは、各クラス受益証券全体として計算したものである。各投資者の利回りおよび収益比率は、資本取引の時期により上記とは異なることがある。

10. 後発事象

管理会社は、財務書類が公表可能になった日付である2025年3月27日までのファンドの財務書類に存在する後発事象の可能性について評価し、財務書類の修正または開示についての認識される／認識されない後発事象はないと判断した。

[次へ](#)

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Statement of Assets and Liabilities

(Stated in United States Dollars)

December 30, 2024

Assets	
Cash and cash equivalents	\$ 5,363,217
Investments in securities, at fair value (cost \$210,051,480)	200,632,204
Derivative assets (cost \$54,239)	281,465
Due from brokers	72,190,136
Litigation claim receivable	791,573
Dividends and interest receivable	92,607
Other assets	77,050
Total assets	279,428,252
Liabilities	
Securities sold, not yet purchased, at fair value (proceeds \$83,899,489)	78,978,245
Derivative liabilities (proceeds \$13,855)	693
Redemptions payable	1,762,324
Due to Investment Manager	360,864
Dividends and interest payable	92,886
Accrued expenses and other liabilities	375,638
Total liabilities	81,570,650
Net assets	\$ 197,857,602
Net asset value per unit	
YEN Class (based on 905,710 units outstanding)	JPY 17,768
YEN Class (Hedged) (based on 548,872 units outstanding)	JPY 10,523
USD Class (based on 478,674 units outstanding)	\$ 122.06

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Statement of Operations

(Stated in United States Dollars)

Year Ended December 30, 2024

Realized and unrealized gains (losses) on investments in securities, derivative contracts and foreign currency	
Net realized loss on investments in securities and foreign currency	\$ (1,663,371)
Net realized loss on derivative contracts and foreign currency	(4,421,245)
Net change in unrealized appreciation/depreciation on investments in securities and foreign currency	2,123,138
Net change in unrealized appreciation/depreciation on derivative contracts and foreign currency	17,536
Net loss on investments in securities, derivative contracts and foreign currency	(3,943,942)
Investment income	
Interest	4,915,428
Dividends (net of withholding tax of \$571,737)	8,001,347
Total investment income	12,916,775
Expenses	
Interest	2,890,821
Dividends	2,576,004
Management fees (Note 3)	2,408,230
Performance fees (Note 3)	1,036,665
Distributor fees	1,093,604
Other	965,918
Total expenses	10,971,242
Net investment income	1,945,533
Net change in net assets resulting from operations	\$ (1,998,409)

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Statement of Changes in Net Assets

(Stated in United States Dollars)

Year Ended December 30, 2024

Operations	
Net investment income	\$ 1,945,533
Net realized loss on investments in securities and foreign currency	(1,663,371)
Net realized loss on derivative contracts and foreign currency	(4,421,245)
Net change in unrealized appreciation/depreciation on investments in securities and foreign currency	2,123,138
Net change in unrealized appreciation/depreciation on derivative contracts and foreign currency	17,536
Net change in net assets resulting from operations	(1,998,409)
Capital unit transactions	
YEN Class subscriptions	429,365
USD Class subscriptions	437,042
YEN Class redemptions	(28,008,113)
YEN Class (Hedged) redemptions	(10,460,841)
USD Class redemptions	(9,634,595)
Net change in net assets resulting from capital unit transactions	(47,237,142)
Net change in net assets	(49,235,551)
Net assets at beginning of year	247,093,153
Net assets at end of year	\$ 197,857,602

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Statement of Cash Flows

(Stated in United States Dollars)

Year Ended December 30, 2024

Operating activities	
Net change in net assets resulting from operations	\$ (1,998,409)
Adjustments to reconcile net change in net assets resulting from operations to net cash provided by operating activities:	
Purchases of investments in securities	(440,722,115)
Proceeds from sales of investments in securities	428,029,080
Covers of securities sold, not yet purchased	(124,904,608)
Sales of securities sold, not yet purchased	105,128,914
Net settlement of derivative contracts	(4,316,406)
Net realized loss on investments in securities	1,565,709
Net change in unrealized appreciation/depreciation on investments in securities	(1,459,689)
Net realized loss on derivative contracts	4,421,245
Net change in unrealized appreciation/depreciation on derivative contracts	(17,536)
Changes in assets and liabilities:	
Due from brokers	80,754,611
Litigation claim receivable	112,764
Dividends and interest receivable	85,206
Other assets	63,543
Due to brokers	(16,388,483)
Due to Investment Manager	(232,055)
Dividends and interest payable	35,531
Accrued expenses and other liabilities	(58,348)
Net cash provided by operating activities	30,098,954
Financing activities	
Subscriptions	866,407
Redemptions	(51,511,040)
Net cash used in financing activities	(50,644,633)
Net change in cash and cash equivalents	(20,545,679)
Cash and cash equivalents at beginning of year	25,908,896
Cash and cash equivalents at end of year	\$ 5,363,217
Supplemental disclosure of cash flow information	
Interest paid	\$ 2,896,235

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements

Year Ended December 30, 2024

1. Organization

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund (the Trust) is an exempted unit trust organized in the Cayman Islands and registered under the Cayman Islands Trusts Act and commenced operations on December 6, 2019. The Trust is registered under the Cayman Islands Mutual Funds Act. The Trust's investment objective is to realize consistently high risk-adjusted appreciation in the value of its assets. The Trust seeks to achieve its investment objective primarily through investments in the securities of entities involved in announced mergers, acquisitions or contests for control (including by shorting such securities), however, the Trust also may make investments in entities involved in other types of restructuring or corporate events when, in the manager's opinion, attractive opportunities exist.

Prior to April 1, 2024, the Trust's adviser was UBS O'Connor LLC, a Delaware limited liability company. Effective April 1, 2024, management of UBS O'Connor LLC enacted a reorganization and statutory merger in which UBS O'Connor LLC merged with and into UBS Asset Management (Americas) LLC (the Investment Manager or UBS AM Americas), formerly known as UBS Asset Management (Americas) Inc. As such, UBS O'Connor LLC has ceased to exist as a separate legal entity and UBS AM Americas has assumed all rights and obligations of UBS O'Connor LLC, including its role as the investment manager of the Trust. Accordingly, within the organizational structure of UBS AM Americas, O'Connor serves as a distinct business unit. UBS AM Americas is a wholly owned subsidiary of UBS Group AG (UBS) and is registered with the U.S. Securities and Exchange Commission as an investment adviser under the Investment Advisers Act of 1940, as amended.

In order to avail the Trust of the broader management and related fund services available through UBS AM Americas and its affiliates, the Trustee (as defined below) and UBS AM Americas have agreed to (i) terminate the Trust's existing investment management agreement with UBS AM Americas and (ii) concurrently and simultaneously entered into a tripartite investment management and sub-delegation agreement by and among the Trustee, UBS AM Americas and UBS Fund Management (Ireland) Limited, a private limited liability company incorporated in Ireland (hereinafter, the Manager), effective April 1, 2024 (the Effective Date).

In accordance with the Trust's Deed of Trust, from the Effective Date, the Manager shall be the Trust's duly appointed manager and in such capacity shall be responsible for the Trust's investment management and related functions, including responsibility for the general oversight of the Trust's portfolio management and administrative services. Pursuant to the investment management agreement, the Manager has appointed UBS AM Americas as sub-adviser and delegated to UBS AM Americas the authority to perform in whole the discretionary investment management of the Trust and certain other related functions, subject to the terms and conditions set forth therein and the ongoing supervision of the Manager and the Trustee. The foregoing changes are not anticipated to impact the ongoing investment management of the Trust, which shall remain subject to the discretion of UBS AM Americas. In light of the foregoing, effective April 1, 2024, except as set forth in this Supplement and unless the context otherwise expressly requires, all references in the Confidential Memorandum to the Manager shall mean (i) UBS Fund Management (Ireland) Limited and (ii) UBS Asset Management (Americas) LLC, in each case, acting in such party's applicable.

AFS Controlled Subsidiary 3 Ltd. (the Trustee) is a company duly incorporated and validly existing in the Cayman Islands and is registered with the Cayman Islands Monetary Authority as a "controlled subsidiary" (within the meaning of the Banks and Trust Companies Act (As Revised) of the Cayman Islands) of MUFG Alternative Fund Services (Cayman) Limited, which is a duly incorporated, validly existing company licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Act.

The Trust's administrator is MUFG Alternative Fund Services (Ireland) Limited (the Administrator). The Administrator provides certain administrative services to the Trust, including maintenance of the Trust's books and records, and serves as registrar for the Trust's units.

2. Summary of Significant Accounting Policies

The Investment Manager has evaluated the structure, objectives and activities of the Trust and determined that it meets the characteristics of an investment company. As such, these financial statements have applied the guidance set forth in Accounting Standards Codification (ASC) 946, *Financial Services—Investment Companies*. The following is a summary of significant accounting and reporting policies used in preparing the financial statements.

Use of Estimates

The financial statements have been prepared in accordance with U.S. generally accepted accounting principles (GAAP). The preparation of these financial statements requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results could differ from such estimates.

Investment Transactions

Investment transactions, which include securities sold, not yet purchased, are accounted for on a trade-date basis. Dividends are recognized on the ex-dividend date, and interest is accrued as earned or incurred. Realized gains and losses on securities transactions are recorded on a first-in, first-out cost basis.

Fair Value of Financial Instruments

ASC 820, *Fair Value Measurement*, clarifies the definition of fair value for financial reporting, establishes a framework used to measure fair value and enhances disclosure requirements for fair value measurements. The Investment Manager has categorized the Trust's financial instruments, based on the priority of the valuation technique, into a three-level fair value hierarchy. The valuation hierarchy is based upon the observability of the inputs to the valuation of the financial asset or liability as of the measurement date. A financial instrument's categorization within the valuation hierarchy is based on the lowest level of input that is significant to the fair value measurement.

The three levels of the fair value hierarchy are as follows:

Level 1 – Inputs to the valuation methodology are quoted prices (unadjusted) for identical assets or liabilities in active markets.

Level 2 – Inputs to the valuation methodology include quoted prices for similar assets and liabilities in active markets, and inputs that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly.

Level 3 – Inputs to the valuation methodology are unobservable and significant to the fair value measurement. This includes situations where there is little, if any, market activity for the asset or liability.

Fair value is the price that would be received in the sale of an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. Where available, fair value is based on observable market prices or parameters or derived from such prices or parameters using market standard models. These valuation models involve some level of estimation and judgment, the degree of which is dependent on the price transparency for the instruments or market and the instrument complexity. Assets and liabilities recorded at fair value are categorized for disclosure purposes based on the level of judgment associated with the inputs used to measure their value as described above.

The availability of observable inputs can vary depending on the financial asset or liability and is affected by a wide variety of factors, including, for example, the type of product, whether the product is new, whether the product is traded on an active exchange or in the secondary market and the current market conditions. To the extent that the valuation is based on models or inputs that are less observable or unobservable in the market, the determination of fair value requires more judgment. Accordingly, the degree of judgment exercised by the Investment Manager in determining fair value is least for assets and liabilities classified as Level 1 and greatest for assets and liabilities classified as Level 3. In certain cases, inputs used to measure fair value may fall into different levels of the fair value hierarchy.

The valuation process is governed by the Investment Manager's Valuation Policy and Procedures (the Valuation Policy), which has been approved by the Trustee. The Valuation Policy governs the valuation of all investments and defines the valuation principles and pricing conventions for each investment type as described below. In addition, the Valuation Policy establishes a valuation committee (the Valuation Committee). The Valuation Committee membership includes representation from the Investment Manager's Legal, Compliance, Portfolio Accounting, Valuation and Market Risk Control teams. The Valuation Committee is specifically responsible for the implementation of the Valuation Policy. The Valuation Committee will escalate issues to the Trustee as deemed necessary. The Valuation Committee also reviews and approves the valuation methodology implemented for any new investment types, as well as for investments in private securities or securities where the valuation is driven by unobservable inputs. The voting members of the Valuation Committee are non-investment team personnel, chaired by head of the asset managers global valuation team, although the Valuation Committee may obtain input from investment team personnel in reaching their conclusions. The Portfolio Accounting team of the Investment Manager holds a monthly valuation meeting attended by representatives of the Trust's Administrator to discuss the valuation process and any valuations that significantly diverge from the independent sources. If these items cannot be resolved, they are escalated to the Valuation Committee as appropriate.

The Investment Manager is responsible for the valuation of all assets and liabilities of the Trust. The Administrator also performs an independent review of all assets and liabilities, as defined by the Valuation Policy. Any changes to the valuation methodology are reviewed by the Administrator and the Valuation Committee. Any material changes are reviewed and approved by the Trustee.

In addition to the Valuation Committee, the Investment Manager has created a committee for transactions requiring pre-approval (TRPA Committee). This committee is comprised of representatives from the logistics teams of the Investment Manager, including Portfolio Accounting, Tax, Valuation, Legal, Compliance, Market Risk Control and Information Technology. Under the TRPA Committee's remit as well as other sub working groups is the approval of new instrument types prior to trading, and also an annual

evaluation of dormant instrument types. An instrument type made dormant would need re-approval through the TRPA Committee prior to trading. The TRPA Committee evaluates the relevant pricing models or pricing sources to be used in determining the instrument's fair value and agrees on a valuation methodology. The Portfolio Accounting team of the Investment Manager also reviews daily profit and loss reporting and analyzes material changes to assist in evaluating the reasonableness of investment valuations. In addition, reviews of stale pricing and back-testing of prices for certain less liquid investments are performed, and a summary of these results is provided to the Valuation Committee on a quarterly basis for review.

The following is a description of the valuation methodologies used for instruments measured at fair value, including the general classification of such instruments pursuant to the valuation hierarchy as described above. The valuation methodologies disclosed below are general guidelines and the actual valuation methodology could vary from instrument to instrument to provide the most appropriate fair value measurement. The net change in unrealized appreciation/depreciation on these instruments is reflected in the statement of operations.

Exchange and Non-Exchange-Traded Instruments

Generally, the fair value of financial instruments that are listed on a securities exchange are determined by their last sales price or the official closing price on the date as of which the value is being determined on the primary exchange on which such financial instruments are trading. The fair values for exchange-traded common equity securities are determined in this manner. The fair value of exchange-traded funds is determined by the official composite of the closing prices. Exchange-traded options and warrants represent standard derivative contracts (derivatives) traded on a regulated exchange. The fair values for non-U.S. exchange-traded options and warrants are determined by the settlement price as quoted on the exchange on which the instrument is traded. The fair value of U.S. exchange-traded options and warrants is determined by the composite exchange mid-price. Exchange-traded common equity securities, funds, options and warrants are generally classified within Level 1 of the fair value hierarchy.

Securities traded outside of exchanges, and actively quoted by brokers or dealers, are generally classified within Level 2 of the fair value hierarchy, but if they are rarely quoted or the quotes or pricing sources are not deemed to be representative of fair value, other inputs and assumptions, such as analysis performed by the Investment Manager, may be used in the valuation that may result in the classification of the security within Level 3 of the fair value hierarchy. Generally, fair value for non-exchange traded instruments is based on the market approach, the income approach or the asset-based approach. The Investment Manager may consider the cost of the security, accrued interest and dividends related to the investment, discount rates, the fair value of similar publicly traded securities, discounts for lack of control, discounts for lack of marketability, developments since the acquisition of the security and other factors relevant to the valuation. Also, the Investment Manager may receive independent valuations provided by a third-party valuation agent.

Fixed Income Instruments

The fair value for fixed income instruments is determined by using quoted market prices, broker or dealer quotations, external pricing providers or alternative pricing sources with reasonable levels of price transparency. The types of instruments valued based on quoted market prices include bonds backed by governments worldwide. These securities are generally classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy. The types of instruments that trade in markets that are not considered to be as active as the markets described above, but are valued based on quoted market prices, broker or dealer quotations, external pricing providers or alternative pricing sources with reasonable levels of price transparency, include convertible bonds and corporate bonds. Such instruments are generally classified within Level 2 of the fair value hierarchy. If a fixed income instrument is rarely quoted or the quotes or pricing sources are not deemed to be representative of fair value, other inputs and assumptions, such as analysis performed by the Investment Manager, may be used in the valuation that may result in the classification of the security within Level 3 of the fair value hierarchy.

Over-the-Counter Derivatives

The fair values for over-the-counter (OTC) derivatives are generally determined using market standard quantitative pricing models using inputs based on observable market data or inputs corroborated by observable market data in addition to counterparty quotes. The appropriate model is selected based upon the contractual terms of and specific risks inherent in the instrument. Valuation models require a variety of inputs, including, but not limited to, the terms of the derivative, observable market prices, time value of money, credit spreads, yield curves and measures of volatility. For OTC derivatives that trade in liquid markets, such as certain swaps, model inputs can generally be verified and observed, and model selection does not require significant judgment by the Investment Manager. These model valuations are also validated by comparing such values to quotes provided by the counterparty to the transaction or an independent party. The Trust trades OTC options, warrants and contracts for differences. As the significant inputs for these instruments can generally be corroborated to market observable inputs, these instruments are generally classified within Level 2 of the fair value hierarchy. Certain of these instruments may be classified within Level 3 of the fair value hierarchy because they trade infrequently and therefore have little or no pricing transparency, or the lowest level of significant input to the valuation model may not be readily observable.

Although the Trust's functional currency is the United States Dollars (U.S. Dollar), a portion of the Trust's Units are denominated in Japanese Yen (JPY). For the YEN Class (Hedged) Units, the Trust enters into forward currency contracts with an affiliate of the Administrator to minimize the fluctuations of the net asset values of the Units denominated in foreign currency. The fair value for forward currency contracts is determined by obtaining independent mid-market quotes for various forward currency settlements as available and interpolating values falling between those settlement dates to arrive at a value for the individual contract. These contracts are generally classified within Level 2 of the fair value hierarchy.

Breakdown by Levels

The following table represents the fair value of financial instruments shown by level at December 30, 2024:

	Level 1	Level 2	Level 3 ¹	Total
Assets				
Investments in securities:				
Common equities	\$ 195,235,131	\$ 347,235	\$ —	\$ 195,582,366
Convertible bonds	—	—	263,900	263,900
Corporate bonds	—	3,091,365	—	3,091,365
Non-exchange-traded equities	—	1,694,573	—	1,694,573
Total investments in securities	195,235,131	5,133,173	263,900	200,632,204
Derivative contracts:				
Forward currency contracts	—	33,554	—	33,554
Exchange-traded options and warrants	78,029	—	—	78,029
Over-the-counter options and warrants	1,640	—	—	1,640
Contracts for differences	—	664,730	—	664,730
Total derivative contracts	79,669	698,284	—	777,953
Total assets	\$ 195,314,800	\$ 5,831,457	\$ 263,900	\$ 201,410,157

¹Level 3 investments were not considered significant to the Trust.

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Liabilities				
Securities sold, not yet purchased:				
Common equities	\$ 75,796,804	\$ —	\$ —	\$ 75,796,804
Corporate bonds	—	349,911	—	349,911
Exchange-traded funds	2,177,648	—	—	2,177,648
Government bonds	653,882	—	—	653,882
Total securities sold, not yet purchased	78,628,334	349,911	—	78,978,245
Derivative contracts:				
Exchange-traded options and warrants	693	—	—	693
Contracts for differences	—	496,488	—	496,488
Total derivative contracts	693	496,488	—	497,181
Total liabilities	\$ 78,629,027	\$ 846,399	\$ —	\$ 79,475,426

For more detailed information about the financial instruments, refer to the condensed schedule of investments. The balances of contracts for differences in the table above are reported on a gross basis by level before netting by counterparty. See Note 6 for further discussion on derivative netting.

Cash and Cash Equivalents

Cash consists of monies held at an affiliate of the Administrator. The Trust has not experienced any losses in such accounts and does not believe it is exposed to any significant credit risk on such accounts. Cash equivalents include short-term, highly liquid investments of sufficient credit quality that are readily convertible to known amounts of cash and have original maturities of three months or less. Cash equivalents are held to meet short-term liquidity requirements, rather than for investment purposes. At December 30, 2024, the Trust held no cash equivalents. At December 30, 2024, the Trust held no restricted cash and cash equivalents.

Due from Brokers and Due to Brokers

Due from brokers and due to brokers include accrued commissions, net receivables and payables for unsettled trades, net unrealized gains and losses on foreign currency balances, cash, foreign currencies, margin balances and collateral held at such brokers. The Trust has elected to not offset fair value amounts recognized for cash collateral receivables and payables against fair value amounts recognized for net derivative positions executed with the same counterparty under the same master netting arrangement. Margin balances are collateralized by certain of the Trust's securities and cash balances held by the brokers. In relation to margin debit balances, the Trust is charged interest at fluctuating rates based on a predefined index rate and a predefined spread. Certain investments in securities are pledged to the brokers on terms that permit the brokers to sell or repledge the securities, subject to certain limitations. Certain cash and securities at the brokers that are related to securities sold, not yet purchased, are partially restricted until the securities are purchased.

The following table presents the breakout of the due from and to brokers in the statement of assets and liabilities:

	Due from Brokers	Due to Brokers
Unsettled transactions, net	\$ 9,497	\$ —
Cash collateral	7,011,536	—
Net receivable from/(payable to) brokers	65,169,103	—
Total	\$ 72,190,136	\$ —

Taxation

There is currently no taxation imposed on income or capital gains by the government of the Cayman Islands. The only taxes payable by the Trust are withholding taxes applicable to certain investment income and capitals gains taxes in certain jurisdictions. For the year ended December 30, 2024, no other tax liability or expense has been recorded in the financial statements.

ASC 740, *Income Taxes*, defines how uncertain tax positions should be recognized, measured, presented and disclosed in the financial statements. The Trust has evaluated tax positions taken or expected to be taken in the course of preparing the Trust's tax returns to determine whether the tax positions are more likely than not to be sustained by the applicable tax authority. Based on this analysis of all significant tax jurisdictions and open tax years subject to examination, all material tax positions were deemed to meet a more likely than not threshold. Therefore, no additional tax expense, including any interest or penalties, was recorded for the year ended December 30, 2024. To the extent the Trust is required to record interest and penalties, they would be included in interest expense and other expenses, respectively, in the statement of operations.

Generally, the tax authorities in the jurisdictions in which the Trust conducts its business can initiate examinations of tax returns or security transactions within various time periods from the date the returns are filed or the date the security transactions occurred. As a result, certain tax returns or security transactions are still subject to examination.

Foreign Currency Translation

The functional currency of the Trust is the U.S. Dollar. Assets and liabilities denominated in a currency other than the U.S. Dollar are translated into U.S. Dollars at the mid-market rate of exchange at reporting date as reported by an independent pricing service. Purchases and sales of investments and income and expenses denominated in currencies other than U.S. Dollars are translated at the rates of exchange on the respective dates of such transactions. The resulting gains and losses from such translation are included in realized and unrealized gains (losses) in the statement of operations.

Recent Accounting Pronouncement

In June 2022, the FASB issued Accounting Standards Update (ASU) 2022-03, *Fair Value Measurement (Topic 820): Fair Value Measurement of Equity Securities Subject to Contractual Sale Restrictions*. The amendment clarifies that contractual sale restrictions should not be considered when measuring the equity security's fair value and prohibits an entity from recognizing a contractual sale restriction as a separate unit of account. The amendments in the ASU are effective for the Trust beginning after December 15, 2024. The Trust has assessed that the newly effective accounting standard has no material impact on the Trust's financial statements and related disclosures.

3. Fees

Management Fee

As defined in the Confidential Offering Memorandum, the Investment Manager earns a management fee, payable monthly in arrears. The management fee is accrued as of each calendar day, calculated at a rate of 1.10% per annum of the Trust's net asset value, prior to any redemptions and performance fees. Units held by the Investment Manager's affiliates do not bear any management fees.

Performance Fee

As defined in the Confidential Offering Memorandum, the Investment Manager earns a monthly performance fee equal to 15% of the new profit in respect of YEN Class Units, YEN Class (Hedged) Units and USD Class Units. The performance fee is accrued on each business day and is payable as of the last business day of each calendar month and upon any intra-month redemption or transfer of Units. The performance fee will be calculated and reported in the currency in which the applicable class of Units is denominated. With respect to the YEN Class Units and the YEN Class (Hedged) Units, each performance fee will be calculated without taking into account any effect on the net asset value of such Units due to fluctuations in the exchange rate with respect to the Trust's U.S. Dollar-denominated assets during the period in respect of which such performance fee is being calculated. Additionally, with respect to the YEN Class (Hedged) Units, the performance fee will be calculated without taking into account any expenses, profits or losses relating to any currency hedge. Units held by the Investment Manager's affiliates will not bear any performance fees.

4. Related Parties

UBS Investment Bank, an affiliate of the Investment Manager, is one of the Trust's executing and prime brokers. The Trust did not incur commissions and other charges on investment transactions with UBS Investment Bank for the year ended December 30, 2024.

Certain brokerage arrangements provide that the Investment Manager and its affiliates receive soft dollar credits related to brokerage commissions paid by the Trust and other affiliated funds. Such credits can be used by the Investment Manager for research and related services that would then be paid for, or provided by, the brokers. The research services obtained by the Investment Manager through the use of soft dollar credits can be for the benefit of the Trust or other funds managed by the Investment Manager.

Due to Investment Manager represents payable for management and performance fees.

5. Risk Management

The Trust is subject to market risk associated with changes in the value of its investments and derivative financial instruments, as well as credit risk from the loss of appreciation if a counterparty fails to perform. The Investment Manager takes an active role in managing and monitoring the Trust's market and credit risks and has established formal control procedures, which are reviewed on an ongoing basis.

The Investment Manager has appointed an Investment Risk Committee comprised of senior personnel from different disciplines throughout the Investment Manager and its affiliates. The Investment Risk Committee meets regularly and reviews the Trust's potential exposures to market and credit risks based on analyses performed by Risk Managers and Risk Control.

Market Risk

The Investment Manager monitors the risk parameters and expected volatility of individual positions and the Trust's aggregate portfolio. Additionally, the Investment Manager seeks to control portfolio risks through selective and dynamic sizing of positions based on a regular evaluation of each investment's risk and reward characteristics. Regular mark-to-market portfolio monitoring helps the Investment Manager monitor the investments. The Investment Manager has also developed and uses proprietary statistical models to identify and hedge systemic portfolio risk, as well as individual position specific risk. While the Investment Manager generally seeks to hedge certain portfolio risks in an effort to increase the proportion of the Trust's return attributable to perceived high value-added risk exposures, the Investment Manager does not attempt to hedge all market or other risks inherent in the Trust's positions.

Securities sold, not yet purchased, represent obligations of the Trust to deliver specified financial instruments at contracted prices, thereby creating commitments to purchase the financial instruments in the market at prevailing prices. Consequently, the Trust's ultimate obligation to satisfy the sale of securities sold, not yet purchased, may exceed the amount recognized in the statement of assets and liabilities.

Risks associated with epidemic and pandemic diseases, including, without limitation, travel restrictions, closed international borders, quarantines, disruptions to supply chains and lower consumer demand; a rise in protectionist trade policies; slowing global economic growth, the risk of trade disputes and the possibility of changes to some international trade agreements has impacted the investments held by the Trust during the year and could continue to affect the economies of many nations, in ways that cannot be foreseen at the present time, and may adversely impact the markets in which the Trust invests.

Credit Risk

All of the Trust's positions, including cash, due from brokers and derivative assets are held with its brokers, counterparties and other financial institutions. In the event these parties are unable to fulfill their obligations, the Trust would be subject to credit risk. As a result of the Trust's trading relationship with these firms, the Trust could have a significant concentration of credit risk with a certain broker(s). To the extent the Trust invests in derivatives, synthetic instruments (contracts for differences) or it effects OTC transactions, the Trust may take on credit risk with regard to parties with whom it trades and may also bear the risk of settlement default. In an effort to minimize this risk, the Investment Manager employs a margin monitoring and management protocol on a daily basis to monitor exposure levels. The Investment Manager attempts to diversify the credit risk associated with its trading activities by trading with multiple entities and allocating transaction volume to counterparties with higher credit ratings, but it cannot guarantee its efforts will be successful. In addition, the Investment Manager attempts to remain active across multiple counterparties where possible in order to maintain flexibility. The goal of the Investment Manager is to balance operating, counterparty credit, counterparty settlement and financial risks. Additionally, refer to Note 6 for further discussion on the use of master netting arrangements to help mitigate counterparty credit risk.

Aside from daily monitoring of such relationships, these relationships are governed by various contracts. Generally, these contracts are standard industry agreements such as International Swaps and Derivatives Association (ISDA) agreements for OTC contracts. These agreements set forth each party's basic rights, responsibilities and duties. These agreements also contain information regarding financial terms and conditions, as well as termination and events of default provisions. The Trust's trading strategies are dependent upon the existence of these agreements. The Trust's counterparties usually have multiple specified events under which they can terminate individual transactions or the entire agreement. These events are most commonly related to declines in assets under management or performance below certain thresholds during a specified period. Should a trigger event occur, counterparties have the right to terminate individual transactions or entire agreements, which could severely impact the Trust's portfolio. The Trust is not aware of any "trigger events" occurring during the year ended December 30, 2024. Certain swap agreements contain provisions that require the Trust to either post additional collateral or immediately settle any outstanding liability balances upon the occurrence of specific credit risk related events.

The Trust invests in convertible bonds, corporate bonds and government bonds. Until such investments are sold or mature, the Trust is exposed to credit risk related to whether the issuer will meet its obligation when the securities come due.

Currency Risk

The Trust may invest a portion of its assets in non-U.S. currencies, or in instruments denominated in non-U.S. currencies, the prices of which are determined with reference to currencies other than the U.S. Dollar. The Trust, however, values its securities and other assets in U.S. Dollars. The Trust generally seeks to hedge all or any portion of its foreign currency exposure. To the extent the Trust's

investments are not hedged, the value of the Trust's assets will fluctuate with U.S. Dollar exchange rates as well as the price changes of the Trust's investments in the various local markets and currencies.

6. Derivative Contracts

In the normal course of business, the Trust enters into derivatives for trading purposes. Derivatives are either exchange-traded or OTC contracts. Exchange-traded derivatives are standard contracts traded on a regulated exchange. OTC contracts are private contracts negotiated with counterparties. The primary differences in risks associated with OTC contracts and exchange-traded contracts are credit and liquidity risks. For exchange-traded contracts, credit risk is limited due to the role of the exchange or clearing corporation. The Trust's maximum risk of loss from counterparty credit risk on OTC contracts is limited to the unrealized gain amount on any open contracts, net of any collateral received or collateral paid, plus any unsettled trade amounts. For the year ended December 30, 2024, derivatives include forward currency contracts, options, warrants and swaps. Details of these derivatives are provided below.

Forward Contracts

The Trust is subject to foreign currency exchange risk in the normal course of pursuing its investment objectives. The Trust may use OTC forward contracts to gain exposure to or hedge against changes in the value of its foreign currencies or to hedge against foreign currency fluctuations between the functional currency of the Trust and the denomination of the Trust's Yen Class (Hedged) Units. A forward contract is a cash market transaction in which two parties agree to the purchase or sale of a currency at a specified price on a specified date in the future. Upon entering into such contracts, the Trust bears the risk of exchange rates moving unexpectedly, in which case, the Trust may not achieve the anticipated benefits of the forward contract and may realize a loss. Forward contracts are traded in unregulated markets and are typically liquidated by settling cash.

Options and Warrants

The Trust is subject to equity price risk, interest rate risk and foreign currency exchange risk in the normal course of pursuing its investment objectives. The Trust may use exchange-traded or OTC options or warrants to gain exposure to or hedge against changes in the value of its equities, interest rates or foreign currencies. Options, which include warrants, are contracts that grant the holder, for a premium payment, either the right to purchase or sell a financial instrument at a specified price within a specified time or on a specified date from or to the writer of the option. Options written by the Trust do not give rise to counterparty credit risk, as they obligate the Trust and not its counterparty to perform. Options written by the Trust are subject to off-balance-sheet risk, as the Trust's satisfaction of the obligations may exceed the amount recognized in the statement of assets and liabilities. Options and warrants are typically liquidated by selling, exercising or through expiration.

Swaps

The Trust is subject to equity price risk in the normal course of pursuing its investment objectives. In certain instances, the Trust may enter into swap contracts to obtain equity price exposure or to help hedge against equity price risk. Swaps, which include contracts for differences, are agreements between two parties to exchange cash flows based on an agreed amount of underlying equity shares. Swaps are traded in unregulated markets and are either liquidated or held to maturity. The unrealized gain or loss, rather than the contract or notional amounts, represents the approximate future cash flows. The Trust may elect to receive or pay equity returns based on the agreed number of underlying shares versus paying or receiving a financing amount. Swaps are marked to market based on the move of the underlying equity security and the accrued financing amount, and the change, if any, is recorded as net change in unrealized appreciation/depreciation on derivative contracts and foreign currency in the statement of operations. The risks of swaps include changes in market conditions affecting the value of the contract or the cash flows and the possible inability of the counterparty to fulfill its obligations under the agreement.

The following table sets forth the Trust's derivative contracts held at December 30, 2024, by primary risk exposure, location in the statement of assets and liabilities and quarterly average trading levels for the year then ended. The values in the tables below exclude netting by counterparty and the effects of cash received or posted as collateral pursuant to derivative contracts, and therefore, are not representative of the Trust's net exposure.

Primary Risk Exposure	Derivative Assets			Derivative Liabilities		
	Derivatives Fair Value	Quarterly Average Notional ¹	Quarterly Average Contracts ²	Derivatives Fair Value	Quarterly Average Notional ¹	Quarterly Average Contracts ²
Equity price	\$ 744,399	\$ 38,465,238	887,642	\$ 497,181	\$ 30,375,131	69
Foreign exchange	33,554	44,487,535	—	— ³	—	—
Total derivative contracts	\$ 777,953			\$ 497,181		

¹No open derivative contracts at December 30, 2024. ²Amounts reflect average notional outstanding for forward currency contracts and swaps. ³Amounts reflect average contract share equivalents outstanding for options and warrants.

The following table sets forth the Trust's gains and losses related to derivative activities by primary risk exposure and location in the statement of operations for the year ended December 30, 2024. These gains and losses should be considered in the context that derivative contracts may have been executed to economically hedge securities and accordingly, certain gains or losses on derivative contracts may offset certain gains or losses attributable to securities.

Primary Risk Exposure	Net Realized Gain (Loss) on Derivative Contracts and Foreign Currency	Net Change in Unrealized Appreciation/ Depreciation on Derivative Contracts and Foreign Currency
Equity price	\$ 509,451	\$ 390,458
Foreign exchange	(4,990,696)	(362,912)
Total	\$ (4,421,245)	\$ 17,536

The following table presents the fair value of derivative contracts by major product type on a gross basis. Gross fair values exclude the effects of both counterparty netting and collateral, and therefore are not representative of the Trust's exposure. The following table also presents the amounts that have been offset in the statement of assets and liabilities due to counterparty netting, as well as cash and securities collateral posted and received under enforceable credit support agreements reflected up to the value of derivatives.

	Gross Amounts of Derivatives Recognized	Gross Amounts Offset in the Statement of Assets and Liabilities	Net Amounts of Derivatives Presented in the Statement of Assets and Liabilities	Financial Instruments not Offset in the Statement of Assets and Liabilities	Collateral (Received) Pledged ¹	Net Amount
Derivative Assets						
Forward currency contracts	\$ 33,554	\$ —	\$ 33,554	\$ —	\$ —	\$ 33,554
Exchange-traded options and warrants	—	—	78,029	78,029	—	78,029
Over-the-counter options and warrants	—	—	1,640	1,640	—	1,640
Contracts for differences	664,730	(496,488)	168,242	—	—	168,242
Total	\$ 698,284	\$ (496,488)	\$ 201,805	\$ 79,669	\$ —	\$ 281,465
Derivative Liabilities						
Exchange-traded options and warrants	\$ —	\$ —	\$ (693)	\$ (693)	\$ 693	\$ —
Contracts for differences	(496,488)	496,488	—	—	—	—
Total	\$ (496,488)	\$ 496,488	\$ (693)	\$ (693)	\$ 693	\$ —

¹ Collateral pledged is reflected up to the fair value of the related derivative liabilities by counterparty. Collateral is posted based on notional exposure of derivative contracts net of the fair value of derivative assets. At December 30, 2024, the total cash collateral pledged for derivative contracts is \$7,011,536, which is included in due from brokers, net by counterparty in the statement of assets and liabilities.

7. Financial Guarantees

The Trust enters into contracts that contain a variety of indemnifications. The Trust's maximum exposure under these arrangements is not known. However, the Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

8. Units

The Trust issues its units of beneficial interest (Units) in three (3) separate classes: USD Class Units, YEN Class Units and YEN Class (Hedged) Units. The liabilities of the Trust arising in relation to any class of Units will be met from undivided assets. The Trustee will attribute all gains and losses on any currency hedge to the YEN Class (Hedged) Units and may also attribute other assets and liabilities of the Trust to one or more particular classes of Units.

The Units are offered in Japan as a public offering under Article 2, Paragraph 3, Item 1 of the Financial Instruments and Exchange Law.

Units are issued monthly as of the first business day of a calendar month and at such other times as the Trustee may from time to time determine. YEN Class Units and YEN Class (Hedged) Units are initially offered at a purchase price of JPY10,000 per Unit and USD Class Units are initially offered at a purchase price of \$100 per Unit. After the initial issuance of Units, Units may continue to be offered at the prevailing net asset value per Unit. The Trust is currently offering a single series of YEN Class Units, YEN Class (Hedged) Units and USD Class Units; however, the Investment Manager, may determine to issue additional series of YEN Class Units, YEN Class (Hedged) Units and USD Class Units in the future. The minimum initial subscription size for Units in the Trust will be (i) JPY10,000,000 (or its equivalent in U.S. Dollars), with respect to offers to subscribe for a specific amount of JPY (or U.S. Dollars, as applicable), or (ii) 1,000 Units, with respect to offers to subscribe for a specific number of Units.

The Trust also offers a class of Units (USD Class (Management) Units) denominated in U.S. Dollars to an affiliate of the Investment Manager. Such Units will not bear management fees or performance fees. It is anticipated that the Units issued to the Investment Manager's affiliate will be redeemed, on an approximately dollar-for-dollar basis, as additional Units are issued after the Trust commences its trading and investment operations. Such affiliate, may, however, be required by act to reduce its investment in the Trust to not more than 3% of the value of the Trust's outstanding Units as of the first anniversary of the establishment of the Trust. At December 30, 2024, there were no USD Class (Management) Units outstanding.

Generally, Unitholders will have the right to request redemption of any or all Units as of the first business day of a calendar month, by providing five (5) business days prior written notice to the Administrator.

Unit transactions for the year ended December 30, 2024, were as follows:

	Units Outstanding at December 29, 2023	Units Issued	Units Redeemed	Units Outstanding at December 30, 2024
YEN Class	1,154,609	3,888	(252,787)	905,710
YEN Class (Hedged)	700,413	—	(151,541)	548,872
USD Class	555,589	3,600	(80,515)	478,674

9. Financial Highlights

The following represents the per unit information, total return and ratios to average net assets for the year ended December 30, 2024:

	YEN Class	YEN Class (Hedged)	USD Class
Per unit operating performance			
Beginning net asset value	JPY 15,551	JPY 10,834	\$ 118.79
Income (loss) from operations			
Net investment income	145	97	1.07
Net gain (loss) on investments in securities, derivative contracts and foreign currency	2,072	(408)	2.20
Total from operations	2,217	(311)	3.27
Ending net asset value	JPY 17,768	JPY 10,523	\$ 122.06
Total return			
Total return before performance fee	14.79 %	(2.41) %	3.23 %
Performance fee	(0.53)	(0.46)	(0.48)
Total return after performance fee	14.26 %	(2.87) %	2.75 %
Ratios to average net assets			
Expenses other than performance fee	4.55 %	4.54 %	4.55 %
Performance fee	0.49	0.47	0.47
Total expenses	5.04 %	5.01 %	5.02 %
Net investment income ¹	0.86 %	0.90 %	0.89 %

¹Calculation includes the effect of performance fee.

The financial highlights are calculated for each class taken as a whole. An individual Unitholder's return and ratios may vary from these returns and ratios based on the timing of capital transactions.

10. Subsequent Events

The Investment Manager has evaluated the possibility of subsequent events existing in the Trust's financial statements through March 27, 2025, the date the financial statements were available to be issued, and has concluded that there are no recognized or non-recognized subsequent events for financial statement adjustment or disclosure.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

米ドル建クラス受益証券

(2026年4月末日現在)

	米ドル(dは除く。)	円(dは除く。)
a. 資産総額	149,274,563	23,942,147,160
b. 負債総額	81,436,039	13,061,526,295
c. 純資産総額(a - b)	67,838,525	10,880,621,025
d. 発行済口数	491,981口	
e. 1口当たり純資産価格(c / d)	137.89	22,116

円建(ヘッジなし)クラス受益証券

(2026年4月末日現在)

	円(dは除く。)
a. 資産総額	34,825,328,134
b. 負債総額	18,998,794,595
c. 純資産総額(a - b)	15,826,533,540
d. 発行済口数	789,797口
e. 1口当たり純資産価格(c / d)	20,039

円建(ヘッジあり)クラス受益証券

(2026年4月末日現在)

	円(dは除く。)
a. 資産総額	8,735,129,083
b. 負債総額	4,765,408,744
c. 純資産総額(a - b)	3,969,720,339
d. 発行済口数	351,942口
e. 1口当たり純資産価格(c / d)	11,279

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンドの受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 MUFGオルタナティブ・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド、ダブリン2、ジョージズ・キー15番

アイルランドにおいてアイルランド法に基づき設立された会社であるMUFGオルタナティブ・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、ファンドの管理事務代行会社を務め、当該立場においてファンドの投資に関する登録・名義書換事務代行業務および保管業務を提供する。

すべての受益者は、信託証書の規定に従い、受託会社が随時承認する様式の書面により、その保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、まず、当該時点において有効な、該当するまたは適用ある法域の法律の規定または政府その他の要求もしくは規制または受託会社の方針を満たすために受託会社が要求する、または受託会社が別途要求する情報を提供しなければならず、受託会社は、まず、かかる譲渡に対する事前の同意を与えなければならない。さらに、譲受人は、受益証券の当該譲渡が()適格投資家に対するものであること、()譲受人は自己の勘定で当該受益証券を取得すること、および()受託会社がその裁量で要求する当該事項について、受託会社に書面で表明することを要求される。

受託会社は、譲渡書面につき、譲渡人および譲受人によるか、またはその代理による署名を要求することができる。譲渡が完了し、当該譲渡に関して譲受人の氏名が受益者名簿に受益者として記載される時点まで、譲渡人は、受益者であり続け、当該譲渡対象の当該受益証券に対する権利を有するものとみなされる。

いかなる受益者も、当該受益者の受益証券のすべてもしくは一部またはそれに関する権利、利益もしくは利得につき、受託会社の書面による事前の同意(受託会社は、その単独の裁量により、かかる同意を行うかまたは留保することができ、管理会社に対して通知を行うものとする。)を得ずして、(任意または非任意に、直接または間接的に)売却、交換、譲渡、権原移譲、権利移譲、質権設定、担保権設定またはその他処分を行うことはできない。受託会社は、購入契約において行われた表明に依拠して同意を与えることにつき、責任を負わず、かつ完全に保護されるものとする。かかる制限に違反して譲渡された受益証券は、第16(a)条に従い強制買戻しまたは売却の対象となるものとする。受託会社および管理会社は、申込みまたは移譲に係る文書の検討後、管理会社が、受託会社に対し書面にて通知するところに従い、かかる売却または移譲が、1933年米国証券法(改正済)もしくは日本の金融商品取引法の登録要件に違反するか、または1940年米国投資会社法(改正済)もしくは日本の金融商品取引法に基づく投資会社としての登録をファンドに義務付ける旨判断し、かつ受託会社に助言した場合、受益証券の当該売却または移譲を実行してはならない。関連法の変更または適用ある募集・販売制限等の変更により、かかる承諾を与えることがファンドの利益に対し悪影響を及ぼすか、適用法令に違反することとなると受託会社またはその適法に任命された代理人が考える場合には、受託会社またはその適法に任命された代理人は、本項に基づく受益証券の譲渡に関する事前の同意を与えてはならない。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社は、信託証書の規定に基づき要求があった場合、または、発行済受益証券の総資産価額の3分の2以上の保有者からの書面による要求があった場合、受益者集会を招集しなければならない。各受益者集会の通知は、当該受益者集会の日付の21暦日前までに、信託証書により定められた方法により、受益者に送付されなければならない。

すべての受益者集会における出席、定足数および多数決についての要件ならびに受益者の議決権については、信託証書に規定されるとおりとする。受益者は、ファンドに保有する受益証券1口につき1個の議決権を有する。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

譲渡制限に関しては、前記「(1) ファンド証券の名義書換」を参照のこと。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本の額

2026年4月末日現在、管理会社の授權資本金は10,000,000ユーロ（約18億7,370万円）であり、払込済株式資本金は1,575,100ユーロ（約2億9,513万円）である。なお、管理会社は、1株当たり1ユーロの株式1,575,100株を発行済である。過去5年間、資本の額の増減はない。

（2）会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

2名以上のアイルランドに居住する取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は事前に中央銀行に承認されなければならない。取締役は取締役会の決議により互選される。取締役に特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半の承認を得て代行取締役を指名して、自己の不在時に取締役会に自己の代わりに代理出席させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。自ら取締役であり同時に代行取締役である者は2個の議決権を有するが、定足数の上では2名とは計算されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資ピークルに対するファンド管理業務を提供する事業に従事している。2026年3月末日現在、管理会社の運用資産は約225,890,503,926ユーロ（約42兆3,251億円）となっている。

2026年3月末日現在、管理会社は232本の投資ピークル（963のサブ・ファンド）を管理している。管理会社が管理している投資ピークルの内訳は以下の通りである。

国別	種類別	投資ピークル数	サブ・ファンド数
ルクセンブルグ籍	契約型・クローズドエンド型投資信託	8	8
	会社型・クローズドエンド型投資信託	2	3
米国籍	契約型・クローズドエンド型投資信託	1	1
ガーンジー籍	契約型・オープンエンド型投資信託	1	1
ケイマン籍	契約型・オープンエンド型投資信託	1	1
アイルランド籍	契約型・オープンエンド型投資信託	31	176
	会社型・オープンエンド型投資信託	121	627
	契約型・クローズドエンド型投資信託	34	37
	会社型・クローズドエンド型投資信託	33	109
合計		232	963

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤングから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 187.37円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(アイルランド)リミテッド
財政状態計算書
2025年3月31日現在

	注記	2025年		2024年	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
固定資産					
無形固定資産	12	10,192,760	1,909,817	11,522,250	2,158,924
金融資産	13	24,594,318	4,608,237	21,810,859	4,086,701
		<u>34,787,078</u>	<u>6,518,055</u>	<u>33,333,109</u>	<u>6,245,625</u>
流動資産					
債権：1年以内に期限到来	14	23,886,837	4,475,677	13,631,762	2,554,183
現金および現金等価物	15	31,368,993	5,877,608	28,404,365	5,322,126
		<u>55,255,830</u>	<u>10,353,285</u>	<u>42,036,127</u>	<u>7,876,309</u>
債務：1年以内に期限到来	16	(24,262,121)	(4,545,994)	(26,503,588)	(4,965,977)
純流動資産		<u>30,993,709</u>	<u>5,807,291</u>	<u>15,532,539</u>	<u>2,910,332</u>
流動負債控除後資産合計		<u>65,780,787</u>	<u>12,325,346</u>	<u>48,865,648</u>	<u>9,155,956</u>
純資産		<u>65,780,787</u>	<u>12,325,346</u>	<u>48,865,648</u>	<u>9,155,956</u>
資本金および準備金					
資本として表示される					
払込請求済株式資本	19	1,575,100	295,126	1,575,100	295,126
その他の準備金	20	38,790,000	7,268,082	38,790,000	7,268,082
損益勘定	20	25,415,687	4,762,137	8,500,548	1,592,748
株式資本合計		<u>65,780,787</u>	<u>12,325,346</u>	<u>48,865,648</u>	<u>9,155,956</u>

本財務書類は、取締役会により承認され、発行を許可された。

[署名]

取締役

[署名]

取締役

2025年6月25日

14ページから28ページ(訳注:原文のページ)の注記は、本財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（アイルランド）リミテッド
包括利益計算書
2025年３月31日終了年度

	注記	2025年		2024年	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
取引高	4	30,557,488	5,725,557	25,277,338	4,736,215
粗利益		30,557,488	5,725,557	25,277,338	4,736,215
管理事務費用		(25,595,861)	(4,795,896)	(25,882,232)	(4,849,554)
営業利益／（損失）	5	4,961,627	929,660	(604,894)	(113,339)
グループ会社からの収益		19,000,000	3,560,030	8,000,000	1,498,960
受取利息および類似収益	9	953,825	178,718	559,113	104,761
税引前利益		24,915,452	4,668,408	7,954,219	1,490,382
利益に係る税金	10	(313)	(59)	303,216	56,814
当期利益		24,915,139	4,668,350	8,257,435	1,547,196

2025年中、その他の包括利益はなかった（2024年：0ユーロ）。

14ページから28ページ（訳注：原文のページ）の注記は、本財務書類の一部である。

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（アイルランド）リミテッド
株主持分変動計算書
2025年3月31日終了年度

	払込請求済株式資本		その他の準備金		損益勘定		資本合計	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
2024年4月1日現在	1,575,100	295,126	38,790,000	7,268,082	8,500,548	1,592,748	48,865,648	9,155,956
当期包括利益								
当期利益	-	-	-	-	24,915,139	4,668,350	24,915,139	4,668,350
当期包括利益合計	-	-	-	-	24,915,139	4,668,350	24,915,139	4,668,350
所有者拠出金および 所有者配当金								
配当金：自己資本	-	-	-	-	(8,000,000)	(1,498,960)	(8,000,000)	(1,498,960)
所有者との取引合計	-	-	-	-	(8,000,000)	(1,498,960)	(8,000,000)	(1,498,960)
2025年3月31日現在	1,575,100	295,126	38,790,000	7,268,082	25,415,687	4,762,137	65,780,787	12,325,346

14ページから28ページ（訳注：原文のページ）の注記は、本財務書類の一部である。

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（アイルランド）リミテッド
株主持分変動計算書
2024年3月31日終了年度

	払込請求済株式資本		その他の準備金		損益勘定		資本合計	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
2023年4月1日現在	1,575,100	295,126	38,790,000	7,268,082	2,743,113	513,977	43,108,213	8,077,186
当期包括利益								
当期利益	-	-	-	-	8,257,435	1,547,196	8,257,435	1,547,196
当期包括利益合計	-	-	-	-	8,257,435	1,547,196	8,257,435	1,547,196
所有者拠出金および 所有者配当金								
配当金：自己資本	-	-	-	-	(2,500,000)	(468,425)	(2,500,000)	(468,425)
所有者との取引合計	-	-	-	-	(2,500,000)	(468,425)	(2,500,000)	(468,425)
2024年3月31日現在	1,575,100	295,126	38,790,000	7,268,082	8,500,548	1,592,748	48,865,648	9,155,956

14ページから28ページ（訳注：原文のページ）の注記は、本財務書類の一部である。

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（アイルランド）リミテッド

キャッシュ・フロー計算書

2025年3月31日終了年度

	2025年		2024年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
営業活動からのキャッシュ・フロー				
当期利益	24,915,139	4,668,350	8,257,435	1,547,196
調整：				
無形固定資産の償却	1,329,490	249,107	1,329,490	249,107
受取利息	(953,824)	(178,718)	(559,113)	(104,761)
税金費用	-	-	(303,216)	(56,814)
配当金収益	(19,000,000)	(3,560,030)	(8,000,000)	(1,498,960)
債権の（増加）	(255,077)	(47,794)	(1,425,915)	(267,174)
債務の（減少）／増加	(427,270)	(80,058)	66,651	12,488
グループ会社に対する未払金の（減少）／増加	(1,814,195)	(339,926)	(9,336,332)	(1,749,349)
受取法人税	-	-	371,375	69,585
営業活動から生じた／（に使用された）現金純額	3,794,263	710,931	(9,599,625)	(1,798,682)
投資活動からのキャッシュ・フロー				
受取利息	953,824	178,718	559,113	104,761
受取配当金	9,000,000	1,686,330	3,000,000	562,110
子会社の資本化	(2,783,459)	(521,537)	(585,900)	(109,780)
投資活動から生じた現金純額	7,170,365	1,343,511	2,973,213	557,091
財務活動からのキャッシュ・フロー				
支払配当金	(8,000,000)	(1,498,960)	(2,500,000)	(468,425)
財務活動（に使用された）現金純額	(8,000,000)	(1,498,960)	(2,500,000)	(468,425)
現金および現金等価物の純増加／（減少）	2,964,628	555,482	(9,126,412)	(1,710,016)
現金および現金等価物期首残高	28,404,365	5,322,126	37,530,777	7,032,142
現金および現金等価物期末残高	31,368,993	5,877,608	28,404,365	5,322,126
現金および現金等価物期末残高は以下の項目で構成される：				
現金および現金等価物	31,368,993	5,877,608	28,404,365	5,322,126
	31,368,993	5,877,608	28,404,365	5,322,126

14ページから28ページ（訳注：原文のページ）の注記は、本財務書類の一部である。

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（アイルランド）リミテッド

純有利子負債の分析

2025年3月31日終了年度

	2024年4月1日現在		キャッシュ・フロー		2025年3月31日現在	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
現金および現金等価物	28,404,365	5,322,126	2,964,628	555,482	31,368,993	5,877,608
	<u>28,404,365</u>	<u>5,322,126</u>	<u>2,964,628</u>	<u>555,482</u>	<u>31,368,993</u>	<u>5,877,608</u>

14ページから28ページ（訳注：原文のページ）の注記は、本財務書類の一部である。

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（アイルランド）リミテッド

財務書類に対する注記

2025年3月31日終了年度

1．一般情報

当社は、2003年11月27日にアイルランドで設立され、登録番号は377914である。

当社は、2011年欧州共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（改正済）（2011年法律第352号）に基づき、アイルランド中央銀行（以下「中央銀行」という。）からUCITS管理会社として行為することが認可されている。当社は、2013年欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用会社）規則に基づき、中央銀行からオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。

当社の直接の親会社は、アイルランドで設立された会社であるカーン・グローバル・ファイナンシャル・サービス・リミテッドである。最終の親会社は、アイルランドで設立された会社であるフィールドポート・ホールディングス・リミテッドである。各事業体の連結財務諸表は、www.cro.ieで閲覧可能である。

2．会計方針

2.1 財務書類の作成の基礎

本財務書類は、財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」および2014年会社法を含むアイルランドの法律に準拠して作成されている。

財務報告基準第102号に準拠した財務書類の作成には、一定の重要な会計上の見積りが必要となる。また、経営陣は当社の会計方針の適用について判断を下す必要がある（注記3参照）。

以下の主要な会計方針が適用される。

2.2 連結財務書類作成の免除

当社は、EEA参加国の法律に基づいて設立された親会社によって、より大きなグループの連結財務書類に含まれる子会社であり、親会社でもある。また、そのため2014年会社法の第299条に基づく連結財務書類の作成義務が免除されている。

2.3 継続企業

取締役会は、当社が予見可能な将来にわたって事業を継続するための資源を有していると合理的に見込んでいる。当社は近年、収益において着実な成長を記録しており、通常の市場リスクおよび事業運営リスクがあるとしても予見可能な将来にわたってこの成長が継続すると見込んでいる。したがって、当社は業績および予測を検討し、現在の経済状況の影響を考慮した上で、財務書類の作成において引き続き継続企業の前提を採用している。

2.4 外貨換算

機能通貨および表示通貨

当社の機能通貨および表示通貨はユーロである。

取引および残高

外貨建取引は、取引日の直物為替レートを使用して、機能通貨に換算される。

各期末において、外貨建の貨幣性項目は期末レートを使用して換算される。取得原価で測定される非貨幣性項目は取引日の為替レートを使用して換算され、公正価値で測定される非貨幣性項目は公正価値決定時の為替レートを使用して測定される。

取引の決済および外貨建貨幣性資産および外貨建貨幣性負債の期末為替レートでの換算から生じる為替差損益は、適格キャッシュ・フロー・ヘッジとしてその他の包括利益に繰り延べられる場合を除き、損益計算書に認識される。

すべての為替差損益は、包括利益計算書の「管理事務費用」に計上される。

2.5 収益

収益は、経済的便益が当社に流入する可能性が高く、かつ収益が信頼性をもって測定できる範囲において認識される。収益は、割引、リベート、付加価値税およびその他の売上税を除き、受領または受領可能な対価の公正価値で測定される。収益を認識する際は、以下の基準も満たす必要がある。

サービスの提供

サービス提供契約による収益は、以下の条件がすべて充足された場合、契約の進捗段階に応じてサービスが提供された期間に認識される。

- ・ 収益額が信頼性をもって測定できること、
- ・ 当社が契約に基づく対価を受領する可能性が高いこと、
- ・ 報告期間末日における契約の進捗度が信頼性をもって測定できること、および
- ・ 発生費用および契約完了に必要な費用が信頼性をもって測定できること。

2.6 利息収益および利息費用

利息収益および利息費用は、実効金利法を使用して損益計算書に認識される。

2.7 年金

確定拠出年金制度

当社は従業員を対象に確定拠出制度を運営している。確定拠出制度は、当社が別の事業体に一定の拠出金を支払う年金制度である。拠出金が支払われた後は、当社はそれ以上の支払い義務を負わない。

拠出金は、支払いが発生した時点で損益計算書に費用として計上される。未払いの金額は、財政状態計算書に負債として発生基準で表示される。年金制度の資産は、当社とは別に、独立して管理されるファンドで保管されている。

2.8 税制

税金は損益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益として認識される収益および費用の項目、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、それぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期法人税は、当社が営業活動を行い収益を得た国において報告日までに制定されている、または実質的に制定されている税率および税法に基づいて、測定される。

2.9 無形資産

のれん

のれんは、関連会社および合併会社の株式取得のために支払われた対価から、識別可能な資産および負債の公正価値を差し引いた金額を表す。のれんは、見積耐用年数にわたり定額法で損益計算書で償却される。買収した事業に係るのれんの見積耐用年数は、5年から10年である。耐用年数は、対象となる事業の価値が識別可能な純資産の価値を上回ると予想される期間を基準として決定される。

のれんは、帳簿価額が回収できない可能性を示唆する事象または状況の変化が発生した場合に、減損が検討される。

その他の無形資産

無形資産は当初、取得原価で認識される。認識後、取得原価モデルに基づき、無形資産は取得原価より減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定される。

各報告日において当社は、減損の兆候があるかどうかを評価する。兆候がある場合、売却費用を除いた公正価値および使用中の価値のうちいずれか高い方が、当該資産の回収可能価額と定められる。帳簿価格が回収可能価額を超える場合、減損損失が認識される。

すべての無形資産は、有限の耐用年数があるとみなされる。耐用年数について信頼性のある見積りができない場合、耐用年数は10年を超えないものとする。

見積耐用年数は以下のとおりである。

のれん	10年
-----	-----

2.10 投資有価証券の評価

当社の子会社への投資は非上場株式によるものであるため、取得原価より減損損失累計額を控除した金額で計上されている。

信頼性をもって時価が測定できる非上場株式への投資は、各報告日において時価に再測定される。再測定による損益は、当該期間の包括利益計算書に計上される。信頼性をもって時価が測定できない場合、当該投資は取得原価より減損損失累計額を控除した金額で計上される。

2.11 債権

短期債権は、取引価格から減損損失を控除した金額で測定される。貸付金は当初は取引費用を除いた公正価値で測定され、その後は、実効金利法を使用して減損損失を控除した償却原価で測定される。

2.12 現金および現金等価物

現金および現金等価物(マネー・マーケット・ファンドへの投資を含む)は、現金および24時間以内の通知により違約金なしで払戻可能な金融機関預金で表される。現金等価物とは、取得日から3か月以内に

満期を迎える短期かつ流動性の高い投資であり、価値の変動について僅少なリスクしか負わず、既知の金額の現金に容易に換金可能なものである。

2.13 債務

短期債務は、取引価格で測定される。銀行借入を含むその他の金融負債は、当初は取引費用を除いた公正価値で測定され、その後は、実効金利法を使用して償却原価で測定される。

2.14 金融商品

当社は、すべての金融商品に対して、FRS第102号「基礎的金融商品」セクション11の規定を適用することを選択した。

金融商品は、当社がその商品の契約条項の当事者となった時点で、当社の財政状態計算書に認識される。

金融資産および金融負債は、法的強制力のある権利が存在し、かつ純額で決済するまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合に相殺され、財務書類には純額が表示される。

基礎的金融資産

売掛金およびその他の債権ならびに現金および現金等価物を含む基礎的金融資産は、当初は(金融資産の初期測定を除く取引費用が調整されるが、その後は損益を通じて公正価値で測定される)取引価格で測定され、その後は、実効金利法を使用して、減損引当金を除いた償却原価で計上される。ただし、資金調達取引に該当する契約の場合、その契約は市場金利で割り引かれた将来の受取額の現在価値で測定される。

割引の影響が軽微な場合、割引は除外される。当社の現金および現金等価物、売掛金ならびに営業サイクルに応じて期限が到来する大部分のその他の債権は、このカテゴリーの金融商品に分類される。

金融資産の減損

各報告期末において、償却原価で測定される金融資産は、減損の客観的な証拠の有無について評価される。資産が減損した場合、減損損失は、その帳簿価額と見積りキャッシュ・フローを当該資産本来の実効金利で割り引いた現在価値との差額である。減損損失は、損益計算書に認識される。

取得原価および償却原価で測定される金融資産は、各報告期末において、減損の客観的な証拠の有無について評価される。減損の客観的な証拠が認められた場合、減損損失は、包括利益計算書に認識される。償却原価で測定される金融資産については、減損損失は、当該資産の帳簿価額と見積りキャッシュ・フローを当該資産本来の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定される。金融資産に変動金利がある場合、減損損失を測定するための割引率は、契約に基づいて決定された現在の実効金利となる。

減損損失に関連する事象に好ましい変化があった場合、減損の戻入の可能性を検討することができる。この戻入によって、現在の帳簿価額が減損が認識されなかった場合の本来の帳簿価額を超えることはない。減損の戻入は、損益計算書に認識される。

基礎的金融負債

金融負債および資本性金融商品は、締結された契約上の取決めの実質的内容に従って分類される。資本性金融商品とは、当社の負債をすべて控除した後の資産に対する残余持分を示す契約である。

買掛金およびその他の債務を含む基礎的金融負債は、当初は（金融負債の初期測定を除く取引費用が調整されるが、その後は損益を通じて公正価値で測定される）取引価格で測定される。これが資金調達取引に該当する場合、負債性金融商品は市場金利で割り引かれた将来の支払額の現在価値で測定されるが、割引の影響が軽微な場合は割引が除外される。

買掛金とは、通常の業務過程において仕入先から取得した物品およびサービスに対する支払い義務である。買掛金は、1年以内に支払い期限が到来する場合、流動負債に分類される。それ以外の場合には非流動負債とされる。買掛金は、当初は取引価格で測定され、その後は、実効金利法を使用して償却原価で測定される。割引の影響が軽微な場合、割引は除外される。

金融資産の認識中止

金融資産は、将来キャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅する場合もしくは決済される場合、または当社が当該資産を相手方当事者に譲渡し、所有に関するリスクおよび報酬の実質的にすべてを移転する場合に、認識を中止する。相手方当事者への譲渡後も、所有に関する重要なリスクおよび報酬が留保される場合には、当社は保持部分に対応する価値を引き続き認識する。

金融負債の認識中止

金融負債は、当社の契約上の義務が満了する場合または免除もしくは解除される場合に、認識を中止する。

相殺

金融資産および金融負債は、法的強制力のある権利が存在し、かつ純額で決済するまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合に相殺され、その純額が財政状態計算書に計上される。2025年3月31日現在、相殺はなかった（2024年：0ユーロ）。

2.15 配当金

株式配当金は、法的に支払義務が発生した時点で認識される。中間株式配当金は、支払われた時点で認識される。期末株式配当金は、株主総会において承認された時点で認識される。

2.16 資本管理方針

当社の資本管理における目的は、株主へ利益を提供し、その他のステークホルダーに便益を提供し続ける当社の能力を保護すること、および当社の安定性と成長を支え、事業の発展の基礎となる強固な資本基盤を維持することである。

3. 会計方針の採用の判断および見積りの不確実性の主な発生要因

財務書類の作成には、方針の採用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を実施することが経営陣に要求される。

判断および見積りは、継続的に評価され、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると考えられる将来の出来事の予想を含むその他の要素に基づいている。

当社は、将来に関する見積りおよび仮定を実施する。その結果生じる会計上の見積りは、定義上、関連する実際の結果と一致することは稀である。次の会計年度において、資産および負債の帳簿価額に重要な調整をもたらす可能性のある重大なリスクを伴う見積りおよび仮定については、以下に記載される。

未収収益

会計方針に従い、収益は発生主義で認識される。当社は多数の顧客を有し、これらの顧客には主として後払いで請求が行われる。収益を適切な期間に正確に反映するため、当社は、それぞれの顧客について、最終請求日から会計年度末日までの期間にかかる未収収益（もしあれば）を算出している。この未収収益の増減は、営業成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、当社はそれぞれの顧客に関して入手可能なすべてのデータを用いて、期間を通じて一貫した基準で未収収益を算出している。

償却目的の耐用年数の設定

無形資産はのれんで構成される。すべての無形資産は、有限の耐用年数を有するとみなされる。資産の耐用年数の変更は、当該期間の償却費用に重大な影響を及ぼす。取締役会は、これらの資産の耐用年数を定期的に見直し、将来の経済的利用可能性および対象資産の物理的状態を考慮した残存耐用年数に関する最新の見解を反映させるため、必要に応じて変更している。

4. 取引高

事業クラス別の取引高の分析は、以下のとおりである。

	2025年	2024年
	ユーロ	ユーロ
管理報酬収益	29,920,553	24,526,417
販売会社報酬収益	636,935	750,921
	<u>30,557,488</u>	<u>25,277,338</u>

すべての取引高は、主としてアイルランドの登録されたファンドから得られた、管理報酬、ポートフォリオ運用報酬および販売会社報酬によって生じた。

5. 税引前経常利益

営業利益 / (損失) は、以下を計上後に表示される。

	2025年	2024年
	ユーロ	ユーロ
のれんを含む無形資産の減価償却	1,329,490	1,329,490
為替差異	36,692	(17,754)
確定拠出年金制度の費用	361,243	401,849

6. 監査報酬

当年度中、当社は、当社の監査人から以下の業務の提供を受けた。

	2025年	2024年
	ユーロ	ユーロ
当社の財務書類の監査に対する未払監査報酬	39,225	36,300

2025年3月31日終了年度および2024年3月31日終了年度において、監査人が当社に提供したその他の業務はない。

7. 従業員

取締役報酬を含む人件費は、以下のとおりであった。

	2025年	2024年
	ユーロ	ユーロ
賃金および給与	10,367,932	10,913,754
従業員国民保険	1,098,063	1,179,598
従業員年金費用	361,243	401,849
	11,827,238	12,495,201

上記の賃金および給与は、当社にフルタイムで勤務する従業員に関するものである。業務執行取締役は、取締役報酬を受領せず、グループの従業員としてグループ会社を通じて報酬を受け取る。管理事務費用に含まれる人件費は、グループ内の他の事業体に雇用されているものの、当社に特有の職務を遂行する従業員の人件費をグループ間で配分したものである。

取締役を含む年間平均従業員数は、以下のとおりである。

	2025年	2024年
	人数	人数
従業員合計	146	157

8. 取締役報酬

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
取締役報酬	235,000	220,000
	<u>235,000</u>	<u>220,000</u>

9. 未収利息および類似の収益

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
現金預金にかかる利息収益	397	16,408
マネー・マーケット・ファンドからの利息収益	953,428	542,705
	<u>953,825</u>	<u>559,113</u>

10. 税金

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
法人税		
前期に関する調整	313	(303,216)
当期税金合計	<u>313</u>	<u>(303,216)</u>

当年度の税金費用に影響を与える要因

当年度に課税された税率は、アイルランドの法人税の標準税率12.5%（2024年：12.5%）よりも低く（2024年：低く）なる。この差は以下のように説明される。

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
税引前経常利益	<u>24,915,451</u>	<u>7,954,219</u>
アイルランドの法人税の標準税率12.5% （2024年：12.5%）を乗じた経常利益	3,114,431	994,277
以下に対する影響：		
のれんおよび減損の非課税償却	166,186	166,186
のれんの償却および減損を除く		
税務上控除対象外の費用	21,050	16,435
減価償却超過年度の資本控除	(480)	(480)
海外所得に対する高税率の税金	119,228	69,889
前期の税金費用に関する調整	313	(303,216)
二重課税の軽減措置	(2,375,000)	(1,000,000)
グループの軽減措置	(1,045,415)	(246,307)
当期税金費用合計	<u>313</u>	<u>(303,216)</u>

将来の税金費用に影響を与える可能性がある要因

将来の税金費用に影響を与える可能性がある要因はなかった。

11. 配当金

	2025年	2024年
	ユーロ	ユーロ
宣言された配当金	8,000,000	2,500,000
	<u>8,000,000</u>	<u>2,500,000</u>

12. 無形資産

	のれん
	ユーロ
取得原価	
2024年4月1日現在	13,713,869
2025年3月31日現在	<u>13,713,869</u>
減価償却	
2024年4月1日現在	2,191,619
所有資産にかかる当年度の費用	1,329,490
2025年3月31日現在	<u>3,521,109</u>
簿価純額	
2025年3月31日現在	<u>10,192,760</u>
2024年3月31日現在	<u>11,522,249</u>

13. 金融資産

子会社への投資

ユーロ

費用または評価

2024年4月1日現在

21,810,859

追加

2,783,459

2025年3月31日現在

24,594,318

子会社

当社の子会社は以下のとおりである。

名称	登録事務所	株式分類	保有持分
カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ	ルクセンブルグ、L-2350、ジャン・ピレ通り3番	普通	100%
カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ユーケー）リミテッド	英国、EC3V 3NF、ロンドン、コーンヒル29-30	普通	100%

2025年3月31日現在の株式資本および準備金の合計、ならびに当該日終了年度の子会社の損益は、以下のとおりである。

名称	株式資本および準備金の合計		利益 / (損失)
	ユーロ	ユーロ	
カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ	35,397,315	18,515,914	
カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ユーケー）リミテッド	1,748,732	(801,876)	

14. 債権：1年以内に期限到来する金額

	2025年	2024年
	ユーロ	ユーロ
売掛金	2,767,581	2,495,995
未収配当金	15,000,000	5,000,000
前払金	100,339	89,403
未収収益	6,018,917	6,046,364
	<u>23,886,837</u>	<u>13,631,762</u>

15. 現金および現金等価物

	2025年	2024年
	ユーロ	ユーロ
銀行預金	3,644,115	1,816,468
最低資本要件の一部として保有される制限付現金	27,724,877	26,587,897
	<u>31,368,992</u>	<u>28,404,365</u>

16. 債務：1年以内に期限到来する金額

	2025年	2024年
	ユーロ	ユーロ
買掛金	35,897	421,557
グループ会社に対する未払金	22,343,115	24,157,310
税金および社会保険料	404,919	598,304
未払金	1,464,790	1,321,542
繰延収益	13,400	4,875
	<u>24,262,121</u>	<u>26,503,588</u>

	2025年	2024年
	ユーロ	ユーロ
その他の税金および社会保険料		
源泉課税（PAYE）/ 社会保険料（PRSI）管理	404,158	316,201
付加価値税（VAT）管理	761	282,103
	<u>404,919</u>	<u>598,304</u>

17. 金融商品

金融資産および金融負債は、すべて償却原価で測定される。

18. 金融リスク管理の目的および方針

当社は、信用リスクおよび流動性リスクを含む様々なリスクの影響を受ける。当社は、いかなる投資も保有していないため、マネー・マーケット・ファンドおよび外貨建金融資産および負債にかかる為替リスクを除き、市場リスク・エクスポージャーが発生しない。取締役会は、これらのリスク管理に関する方針を検討し、承認する。その概要は以下のとおりである。

信用リスク

信用リスクは、取引相手方が期日までに契約上の義務を履行できないリスクである。当社が信用リスクの集中にさらされる可能性のある金融資産は、主に現金、売掛金、未収収益、関連当事者に対する債権である。信用リスクへの最大エクスポージャーは、これらの金融資産の簿価と同額となる。現金は、信用格付がA（2024年：A）のアライド・アイリッシュ銀行に保有されている。現金はまた、信用格付がAAAm（2024年：AAAm）のJPモルガン・リクイディティ・ファンドにも投資されている。当社は、アイルランド中央銀行の定める最低資本要件に従い、現金を預金している。

市場リスク

市場リスクは、金融商品の市場価値の変動に起因する潜在的な損失を示す。当社の市場リスクへのエクスポージャーは、金利、為替レート、経済状況全般など、様々な要因によって左右される。現金の大部分はユーロ建てで保有されており、為替リスクの影響を受けることはない。マネー・マーケット・ファンドの年間利息は953,428ユーロ（2024年度：542,705ユーロ）である。しかしながら、当社は最低資本要件を満たすために現金預金を維持する義務がある。

為替リスク

当社は、機能通貨（ユーロ）以外の通貨建ての資産および負債を保有している。そのため、為替レートの変動により他の通貨建ての金融商品の価値が変動するため、当社は為替リスクにさらされている。当社の営業費用／負債の大部分は当社の機能通貨であるユーロ建てであるため、外貨リスクは最小限に抑えられている。また、収益の大部分もユーロ建てで請求されている。当社は、運用資産残高（AUM）が外貨建ての場合、運用資産残高に基づく手数料収入について間接的に外貨リスクにさらされている。当社のAUMは、ユーロ、英ポンド、米ドル、カナダ・ドル、スウェーデン・クローナ、または日本円建てである。

流動性リスク

流動性リスクは、当社が金融負債に関連する契約上の義務の履行に困難が生じるリスクである。期末現在、当社の金融負債は、関連当事者に対する債務、買掛金、および未払費用である。当社は、契約上の義務の履行において、流動性に関する懸念が生じると予想していない。

19. 株式資本

	2025年	2024年
	ユーロ	ユーロ
授権済		
1株1.00ユーロの普通株式10,000,000株 (2024年：10,000,000株)	10,000,000	10,000,000
割当済、払込請求済かつ全額払込済		
1株1.00ユーロの普通株式1,575,100株 (2024年：1,575,100株)	1,575,100	1,575,100

20. 準備金

その他の準備金

その他の準備金は、親会社から支払われ準備金に計上された資本拠出金を表す。当社は、投資者またはいかなる者に対しても、資本拠出金の見返りにサービス費用を負担する義務またはいかなる種類の経済的利益を移転する義務も負わない。当社は、資本拠出金を返済する義務を負わない。カーン・グローバル・

ファイナンシャル・サービス・リミテッド（以下「CGFS」という。）は、2025年3月31日終了年度中、当社に対して0ユーロ（2024年：0ユーロ）の資本拠出金を提供した。

損益計算書

残高は、株主への分配に利用可能な累積利益を表す。

当年度中、親会社であるカーン・グローバル・ファイナンシャル・サービス・リミテッドに対して、取締役会は8,000,000ユーロ（2024年：2,500,000ユーロ）の配当金を宣言した。

21．年金債務

当該制度の資産は、当社の資産から独立して管理されるファンドにおいて分別保管されている。年金費用は、当社がファンドに支払うべき拠出金を表しており、361,243ユーロ（2024年：401,849ユーロ）であった。報告日現在、年金制度に支払われるべき拠出金は合計63,736ユーロ（2024年：63,952ユーロ）であり、債務に含まれている。

22．関連当事者取引

当社は完全子会社であるため、FRS第102号の免除規定を適用し、他のグループ会社との取引の詳細を開示していない。したがって、当社の財務書類には、直接の親会社であるCGFSの完全所有会社との取引の開示が含まれていない。

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
関連当事者取引		
カーン・ケイマン・リミテッド	10,104	9,131
関連当事者からの未収金 / （に対する未払金）		
カーン・ケイマン・リミテッド	19,235	9,131

23．偶発債務およびコミットメント

2025年3月31日または2024年3月31日現在、当社は偶発債務またはコミットメントを保有していなかった。

24．最終親会社

当社の直接の親会社は、アイルランドで登録されたカーン・グローバル・ファイナンシャル・サービス・リミテッドである。当社の最終親会社は、アイルランドで登録されたフィールドポート・ホールディングス・リミテッドである。

当社は、EEA参加国の法律に基づいて設立された持株会社が作成した、より大きなグループの同日までの連結財務書類に含まれているため、連結財務書類の作成が免除されている。

25．重要な事象

2024年6月24日付で、N.J.ウィーラン氏が取締役役に就任し、クリストフ・ドーシュ氏が取締役を辞任した。

当年度において、取締役会は親会社であるカーン・グローバル・ファイナンシャル・サービス・リミテッドに対し、8,000,000ユーロの配当を宣言した。

当年度において、開示を必要とするその他の重要な事象はなかった。

26．後発事象

決算日から本財務書類の署名日までの間に、後発事象はなかった。

27．財務書類の承認

取締役会は、2025年6月25日付で、本財務書類の発行を承認した。

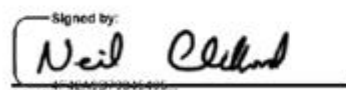
[次へ](#)

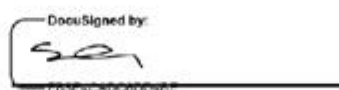
CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION
AS AT 31 MARCH 2025

	Note	2025 €	2024 €
Fixed assets			
Intangible assets	12	10,192,760	11,522,250
Financial assets	13	24,594,318	21,810,859
		<u>34,787,078</u>	<u>33,333,109</u>
Current assets			
Debtors: amounts falling due within one year	14	23,886,837	13,631,762
Cash and cash equivalents	15	31,368,993	28,404,365
		<u>55,255,830</u>	<u>42,036,127</u>
Creditors: amounts falling due within one year	16	(24,262,121)	(26,503,588)
Net current assets		<u>30,993,709</u>	<u>15,532,539</u>
Total assets less current liabilities		<u>65,780,787</u>	<u>48,865,648</u>
Net assets		<u>65,780,787</u>	<u>48,865,648</u>
Capital and reserves			
Called up share capital presented as equity	19	1,575,100	1,575,100
Other reserves	20	38,790,000	38,790,000
Profit and loss account	20	25,415,687	8,500,548
Shareholders' funds		<u>65,780,787</u>	<u>48,865,648</u>

The financial statements were approved and authorised for issue by the board:

Signed by:

 Neil Clifford
 Director

DocuSigned by:

 Sarah Murphy
 Director

Date: 25 June 2025

The notes on pages 14 to 28 form part of these financial statements.

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

	Note	2025 €	2024 €
Turnover	4	30,557,488	25,277,338
Gross profit		30,557,488	25,277,338
Administrative expenses		(25,595,861)	(25,882,232)
Operating profit/(loss)	5	4,961,627	(604,894)
Income from shares in group undertakings		19,000,000	8,000,000
Interest receivable and similar income	9	953,825	559,113
Profit before taxation		24,915,452	7,954,219
Tax on profit	10	(313)	303,216
Profit for the financial year		24,915,139	8,257,435

There was no other comprehensive income for 2025 (2024:€Nil).

The notes on pages 14 to 28 form part of these financial statements.

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

	Called up share capital	Other reserves	Profit and loss account	Total equity
	€	€	€	€
At 1 April 2024	1,575,100	38,790,000	8,500,548	48,865,648
Comprehensive income for the year				
Profit for the year			24,915,139	24,915,139
Total comprehensive income for the year			24,915,139	24,915,139
Contributions by and distributions to owners				
Dividends: Equity capital			(8,000,000)	(8,000,000)
Total transactions with owners			(8,000,000)	(8,000,000)
At 31 March 2025	1,575,100	38,790,000	25,415,687	65,780,787

The notes on pages 14 to 28 form part of these financial statements.

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2024

	Called up share capital	Other reserves	Profit and loss account	Total equity
	€	€	€	€
At 1 April 2023	1,575,100	38,790,000	2,743,113	43,108,213
Comprehensive income for the year				
Profit for the year			8,257,435	8,257,435
Total comprehensive income for the year			8,257,435	8,257,435
Contributions by and distributions to owners				
Dividends: Equity capital			(2,500,000)	(2,500,000)
Total transactions with owners			(2,500,000)	(2,500,000)
At 31 March 2024	1,575,100	38,790,000	8,500,548	48,865,648

The notes on pages 14 to 28 form part of these financial statements.

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED

STATEMENT OF CASH FLOWS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

	2025 €	2024 €
Cash flows from operating activities		
Profit for the financial year	24,915,139	8,257,435
Adjustments for:		
Amortisation of intangible assets	1,329,490	1,329,490
Interest received	(953,824)	(559,113)
Taxation charge		(303,216)
Dividend income	(19,000,000)	(8,000,000)
(Increase) in debtors	(255,077)	(1,425,915)
(Decrease)/increase in creditors	(427,270)	66,651
(Decrease) in amounts owed to group undertakings	(1,814,195)	(9,336,332)
Corporation tax received		371,375
Net cash generated from/(used in) operating activities	3,794,263	(9,599,625)
Cash flows from investing activities		
Interest received	953,824	559,113
Dividends received	9,000,000	3,000,000
Capitalisation of subsidiary entities	(2,783,459)	(585,900)
Net cash generated from investing activities	7,170,365	2,973,213
Cash flows from financing activities		
Dividends paid	(8,000,000)	(2,500,000)
Net cash (used in) financing activities	(8,000,000)	(2,500,000)
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	2,964,628	(9,126,412)
Cash and cash equivalents at beginning of year	28,404,365	37,530,777
Cash and cash equivalents at the end of year	31,368,993	28,404,365
Cash and cash equivalents at the end of year comprise:		
Cash and cash equivalents	31,368,993	28,404,365
	31,368,993	28,404,365

The notes on pages 14 to 28 form part of these financial statements.

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED**ANALYSIS OF NET DEBT
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

	At 1 April 2024 €	Cash flows €	At 31 March 2025 €
Cash and cash equivalents	28,404,365	2,964,628	31,368,993
	<u>28,404,365</u>	<u>2,964,628</u>	<u>31,368,993</u>

The notes on pages 14 to 28 form part of these financial statements.

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025****1. General information**

The Company was incorporated in Ireland on 27 November 2003 with registration number 377914.

The Company is authorised by the Central Bank of Ireland (CBI) to act as a UCITS management company under the European communities (undertakings for collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (S.I. No 352 of 2011), as amended. The Company is authorised by CBI as an Alternative Investment Fund Manager (AIFM) under the European Union (Alternative Investment Fund Managers) Regulations 2013.

The Company's immediate parent company is Carne Global Financial Services Limited, a company incorporated in Ireland. The ultimate parent is Fieldport Holdings Limited, an entity incorporated in Ireland. The consolidated financial accounts of each entity can be viewed at www.cro.ie.

2. Accounting policies**2.1 Basis of preparation of financial statements**

The financial statements have been prepared in accordance with Financial Reporting Standard 102, the Financial Reporting Standard applicable in the UK and the Republic of Ireland and Irish statute comprising of the Companies Act 2014.

The preparation of financial statements in compliance with FRS 102 requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires management to exercise judgement in applying the Company's accounting policies (see note 3).

The following principal accounting policies have been applied:

2.2 Exemption from preparing consolidated financial statements

The Company is a parent company that is also a subsidiary included in the consolidated financial statements of a larger group by a parent undertaking established under the law of an EEA state and is therefore exempt from the requirement to prepare consolidated financial statements under section 299 of the Companies Act 2014.

2.3 Going concern

The Directors have a reasonable expectation that the Company has adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future. The Company has recorded consistent growth in revenue in recent years and, notwithstanding normal market and operating risks, the Company expects such growth to continue for the foreseeable future. Having reviewed the Company's results and projections as well as considering the impact of the current economic situation, the Company, therefore, continues to adopt the going concern basis in preparing its financial statements.

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025****2. Accounting policies (continued)****2.4 Foreign currency translation****Functional and presentation currency**

The Company's functional and presentational currency is Euros.

Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the spot exchange rates at the dates of the transactions.

At each period end foreign currency monetary items are translated using the closing rate. Non-monetary items measured at historical cost are translated using the exchange rate at the date of the transaction and non-monetary items measured at fair value are measured using the exchange rate when fair value was determined.

Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of transactions and from the translation at period-end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in profit or loss except when deferred in other comprehensive income as qualifying cash flow hedges.

All foreign exchange gains and losses are presented in the Statement of Comprehensive Income within 'Administrative expenses'.

2.5 Revenue

Revenue is recognised to the extent that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue can be reliably measured. Revenue is measured as the fair value of the consideration received or receivable, excluding discounts, rebates, value added tax and other sales taxes. The following criteria must also be met before revenue is recognised:

Rendering of services

Revenue from a contract to provide services is recognised in the period in which the services are provided in accordance with the stage of completion of the contract when all of the following conditions are satisfied:

- the amount of revenue can be measured reliably;
- it is probable that the Company will receive the consideration due under the contract;
- the stage of completion of the contract at the end of the reporting period can be measured reliably; and
- the costs incurred and the costs to complete the contract can be measured reliably.

2.6 Interest income and expense

Interest income and expense is recognised in profit or loss using the effective interest method.

2.7 Pensions**Defined contribution pension plan**

The Company operates a defined contribution plan for its employees. A defined contribution plan is a pension plan under which the Company pays fixed contributions into a separate entity. Once the

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025****2. Accounting policies (continued)****2.7 Pensions (continued)**

contributions have been paid the Company has no further payment obligations.

The contributions are recognised as an expense in profit or loss when they fall due. Amounts not paid are shown in accruals as a liability in the Statement of Financial Position. The assets of the plan are held separately from the Company in independently administered funds.

2.8 Taxation

Tax is recognised in profit or loss except that a charge attributable to an item of income and expense recognised as other comprehensive income or to an item recognised directly in equity is also recognised in other comprehensive income or directly in equity respectively.

The current income tax charge is calculated on the basis of tax rates and laws that have been enacted or substantively enacted by the reporting date in the countries where the Company operates and generates income.

2.9 Intangible assets**Goodwill**

Goodwill represents the excess of the consideration paid for the acquisition of shares in associates and joint ventures over the fair value of the identifiable assets and liabilities. Goodwill is amortised to the profit and loss account on a straight-line basis over its estimated useful life. The estimated useful lives of goodwill on acquired businesses range from 5 to 10 years. Useful life is determined by reference to the period over which the values of the underlying businesses are expected to exceed the values of their identifiable net assets.

Goodwill is reviewed for impairment if events or changes in circumstances indicate that the carrying value may not be recoverable.

Other intangible assets

Intangible assets are initially recognised at cost. After recognition, under the cost model, intangible assets are measured at cost less any accumulated amortisation and any accumulated impairment losses.

At each reporting date the company assesses whether there is any indication of impairment. If such indication exists, the recoverable amount of the asset is determined which is the higher of its fair value less costs to sell and its value in use. An impairment loss is recognised where the carrying amount exceeds the recoverable amount.

All intangible assets are considered to have a finite useful life. If a reliable estimate of the useful life cannot be made, the useful life shall not exceed ten years.

The estimated useful life is as follows:

Goodwill	10 years
----------	----------

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025****2. Accounting policies (continued)****2.10 Valuation of investments**

The Company's investments in subsidiaries are in unlisted shares therefore are measured at cost less accumulated impairment.

Investments in unlisted Company shares, whose market value can be reliably determined, are remeasured to market value at each reporting date. Gains and losses on remeasurement are recognised in the Statement of Comprehensive Income for the period. Where market value cannot be reliably determined, such investments are stated at historic cost less impairment.

2.11 Debtors

Short-term debtors are measured at transaction price, less any impairment. Loans receivable are measured initially at fair value, net of transaction costs, and are measured subsequently at amortised cost using the effective interest method, less any impairment.

2.12 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents (which include investment in money market funds), is represented by cash, and deposits with financial institutions repayable without penalty on notice of not more than 24 hours. Cash equivalents are short term, highly liquid investments that mature in no more than three months from the date of acquisition and that are readily convertible to known amounts of cash with insignificant risk of change in value.

2.13 Creditors

Short-term creditors are measured at the transaction price. Other financial liabilities, including bank loans, are measured initially at fair value, net of transaction costs, and are measured subsequently at amortised cost using the effective interest method.

2.14 Financial instruments

The Company has elected to apply the provisions of Section 11 "Basic Financial Instruments" of FRS 102 to all of its financial instruments.

Financial instruments are recognised in the Company's Statement of Financial Position when the Company becomes party to the contractual provisions of the instrument.

Financial assets and liabilities are offset, with the net amounts presented in the financial statements, when there is a legally enforceable right to set off the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Basic financial assets

Basic financial assets, which include trade and other debtors, cash and cash equivalents, are initially measured at their transaction price (adjusted for transaction costs except in the initial measurement of financial assets that are subsequently measured at fair value through profit and loss) and are subsequently carried at their amortised cost using the effective interest method, less any provision for impairment, unless the arrangement constitutes a financing transaction, where the transaction is measured at the present value of the future receipts discounted at a market rate of interest.

Discounting is omitted where the effect of discounting is immaterial. The Company's cash and cash equivalents, trade and most other debtors due with the operating cycle fall into this category of financial instruments.

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025****2. Accounting policies (continued)****2.14 Financial instruments (continued)****Impairment of financial assets**

At the end of each reporting period financial assets measured at amortised cost are assessed for objective evidence of impairment. If an asset is impaired the impairment loss is the difference between the carrying amount and the present value of the estimated cash flows discounted at the asset's original effective interest rate. The impairment loss is recognised in profit or loss.

Financial assets that are measured at cost and amortised cost are assessed at the end of each reporting period for objective evidence of impairment. If objective evidence of impairment is found, an impairment loss is recognised in the Statement of comprehensive income. For financial assets measured at amortised cost, the impairment loss is measured as the difference between an asset's carrying amount and the present value of estimated cash flows discounted at the asset's original effective interest rate. If a financial asset has a variable interest rate, the discount rate for measuring any impairment loss is the current effective interest rate determined under the contract.

If there is a favourable change in relation to the events surrounding the impairment loss then the impairment can be reviewed for possible reversal. The reversal will not cause the current carrying amount to exceed the original carrying amount had the impairment not been recognised. The impairment reversal is recognised in the profit or loss.

Basic financial liabilities

Financial liabilities and equity instruments are classified according to the substance of the contractual arrangements entered into. An equity instrument is any contract that evidences a residual interest in the assets of the Company after the deduction of all its liabilities.

Basic financial liabilities, which include trade and other creditors, are initially measured at their transaction price (adjusting for transaction costs except in the initial measurement of financial liabilities that are subsequently measured at fair value through profit and loss). When this constitutes a financing transaction, whereby the debt instrument is measured at the present value of the future payments discounted at a market rate of interest, discounting is omitted where the effect of discounting is immaterial.

Trade creditors are obligations to pay for goods and services that have been acquired in the ordinary course of business from suppliers. Trade creditors are classified as current liabilities if the payment is due within one year. If not, they represent non current liabilities. Trade creditors are initially recognised at their transaction price and subsequently are measured at amortised cost using the effective interest method. Discounting is omitted where the effect of discounting is immaterial.

Derecognition of financial assets

Financial assets are derecognised when their contractual right to future cash flow expire, or are settled, or when the Company transfers the asset and substantially all the risks and rewards of ownership to another party. If significant risks and rewards of ownership are retained after the transfer to another party, then the Company will continue to recognise the value of the portion of the risks and rewards retained.

Derecognition of financial liabilities

Financial liabilities are derecognised when the Company's contractual obligations expire or are discharged or cancelled.

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025****2. Accounting policies (continued)****2.14 Financial instruments (continued)****Offsetting**

Financial assets and liabilities are offset, and the net amount reported in the Statement of financial position when there is an enforceable right to set off the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously. There was no offsetting as at 31 March 2025 (2024: €Nil).

2.15 Dividends

Equity dividends are recognised when they become legally payable. Interim equity dividends are recognised when paid. Final equity dividends are recognised when approved by the shareholders at an annual general meeting.

2.16 Capital management policy

The Company's objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue providing returns for shareholders and benefits for other stakeholders, to support the Company's stability and growth, and maintain a strong capital base to support the development of its business.

3. Judgements in applying accounting policies and key sources of estimation uncertainty

The preparation of these financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets and liabilities, income and expenses.

Judgements and estimates are continually evaluated and are based on historical experiences and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

The Company makes estimates and assumptions concerning the future. The resulting accounting estimates will, by definition, seldom equal the related actual results. The estimates and assumptions that have a significant risk of causing a material adjustment to the carrying amounts of assets and liabilities within the next financial year are discussed below.

Accrued income

As per the accounting policies, revenue is recognised on an accruals basis. The Company has many clients and those clients are mainly invoiced in arrears. In order to accurately reflect the income in the correct period, the Company calculates accrued income for the period between the last invoice date and the financial year end date for each client where relevant. Any increase or decrease in this revenue accrual could have a significant impact on operating results. Therefore, the Company calculates the accrual using all available data for each client, applied on a consistent basis from period to period.

Establishing useful lives for amortisation purposes

Intangible assets comprise of goodwill. All intangible assets are considered to have finite useful lives. Changes in asset lives have a significant impact on amortisation charges for the period. The Directors regularly review these asset lives and change them as necessary to reflect current thinking on the remaining lives in light of prospective economic utilisation and physical condition of the assets concerned.

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

4. Turnover

An analysis of turnover by class of business is as follows:

	2025	2024
	€	€
Management fee income	29,920,553	24,526,417
Distribution fee income	636,935	750,921
	<u>30,557,488</u>	<u>25,277,338</u>

All turnover arose from management fees, portfolio management fees and distributions fees earned from primarily Irish registered funds.

5. Profit on ordinary activities before taxation

The operating profit/(loss) is stated after charging:

	2025	2024
	€	€
Amortisation of intangible assets, including goodwill	1,329,490	1,329,490
Exchange differences	36,692	(17,754)
Cost of defined contribution scheme	361,243	401,849
	<u>1,727,425</u>	<u>1,713,585</u>

6. Auditors' remuneration

During the year, the Company obtained the following services from the Company's auditors:

	2025	2024
	€	€
Fees payable to the Company's auditors for the audit of the Company's financial statements	39,225	36,300
	<u>39,225</u>	<u>36,300</u>

There were no other services provided by the auditors to the Company for the year ended 31 March 2025 and 31 March 2024.

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

7. Employees

Staff costs, including Directors' remuneration, were as follows:

	2025 €	2024 €
Wages and salaries	10,367,932	10,913,754
Staff national insurance	1,098,063	1,179,598
Staff pension costs	361,243	401,849
	<u>11,827,238</u>	<u>12,495,201</u>

The wages and salaries above relate to staff working full time for the Company. The executive directors do not receive a director's fee and are paid via Group undertakings as employees of the Group. The staff costs included in administrative expenses represent an intergroup allocation of staff costs of employees who are employed at other group entities but perform duties specifically relating to the Company.

The average monthly number of employees, including the Directors, during the year was as follows:

	2025 No.	2024 No.
Total staff	<u>146</u>	<u>157</u>

8. Directors' remuneration

	2025 €	2024 €
Directors' emoluments	235,000	220,000
	<u>235,000</u>	<u>220,000</u>

9. Interest receivable and similar income

	2025 €	2024 €
Interest income on cash deposits	397	16,408
Interest income from money market funds	953,428	542,705
	<u>953,825</u>	<u>559,113</u>

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

10. Taxation

	2025 €	2024 €
Corporation tax		
Adjustments in respect of previous periods	313	(303,216)
Total current tax	<u>313</u>	<u>(303,216)</u>

Factors affecting tax charge for the year

The tax assessed for the year is lower than (2024 - lower than) the standard rate of corporation tax in Ireland of 12.5% (2024 - 12.5%). The differences are explained below:

	2025 €	2024 €
Profit on ordinary activities before tax	<u>24,915,451</u>	<u>7,954,219</u>
Profit on ordinary activities multiplied by standard rate of corporation tax in Ireland of 12.5% (2024-12.5%)	3,114,431	994,277
Effects of:		
Non-tax deductible amortisation of goodwill and impairment	166,186	166,186
Expenses not deductible for tax purposes, other than goodwill amortisation and impairment	21,050	16,435
Capital allowances for year in excess of depreciation	(480)	(480)
Higher rate taxes on overseas earnings	119,228	69,889
Adjustments to tax charge in respect of prior periods	313	(303,216)
Double taxation relief	(2,375,000)	(1,000,000)
Group relief	(1,045,415)	(246,307)
Total tax charge for the year	<u>313</u>	<u>(303,216)</u>

Factors that may affect future tax charges

There were no factors that may affect future tax charges.

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

11. Dividends

	2025 €	2024 €
Dividends declared	8,000,000	2,500,000
	<u>8,000,000</u>	<u>2,500,000</u>

12. Intangible assets

	Goodwill €
Cost	
At 1 April 2024	13,713,869
At 31 March 2025	<u>13,713,869</u>
Amortisation	
At 1 April 2024	2,191,619
Charge for the year on owned assets	1,329,490
At 31 March 2025	<u>3,521,109</u>
Net book value	
At 31 March 2025	<u>10,192,760</u>
At 31 March 2024	<u>11,522,249</u>

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

13. Financial assets

	Investments in subsidiary companies €
Cost or valuation	
At 1 April 2024	21,810,859
Additions	2,783,459
At 31 March 2025	<u>24,594,318</u>

Subsidiary undertakings

The following were subsidiary undertakings of the Company:

Name	Registered office	Class of shares	Holding
Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A	3, Rue Jean Piret, L-2350 Luxembourg	Ordinary	100%
Carne Global Fund Managers (UK) Limited	29-30 Cornhill, London, EC3V 3NF, United Kingdom	Ordinary	100%

The aggregate of the share capital and reserves as at 31 March 2025 and the profit or loss for the year ended on that date for the subsidiary undertakings were as follows:

Name	Aggregate of share capital and reserves €	Profit/(Loss) €
Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A.	35,397,315	18,515,914
Carne Global Fund Managers (UK) Limited	1,748,732	(801,876)

14. Debtors: amounts falling due within one year

	2025 €	2024 €
Trade debtors	2,767,581	2,495,995
Dividend receivable	15,000,000	5,000,000
Prepayments	100,339	89,403
Accrued income	6,018,917	6,046,364
	<u>23,886,837</u>	<u>13,631,762</u>

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

15. Cash and cash equivalents

	2025 €	2024 €
Cash at bank	3,644,115	1,816,468
Restricted cash held as part of minimum capital requirements	27,724,877	26,587,897
	<u>31,368,992</u>	<u>28,404,365</u>

16. Creditors: amounts falling due within one year

	2025 €	2024 €
Trade creditors	35,897	421,557
Amounts owed to group undertakings	22,343,115	24,157,310
Taxation and social insurance	404,919	598,304
Accruals	1,464,790	1,321,542
Deferred income	13,400	4,875
	<u>24,262,121</u>	<u>26,503,588</u>

	2025 €	2024 €
Other taxation and social insurance		
PAYE/PRSI control	404,158	316,201
VAT control	761	282,103
	<u>404,919</u>	<u>598,304</u>

17. Financial instruments

Financial assets and financial liabilities are all measured at amortised cost.

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

18. Financial risk management objectives and policies

The Company is exposed to various risks, including credit risk and liquidity risk. No market risk exposure arises as the Company does not hold any investments, except for money market funds and foreign exchange risk on monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies. The Board of Directors reviews and agrees policies for managing these risks which are summarized below.

Credit risk

Credit risk is the risk that any counterparty may fail to fulfil its obligations when they become due. Financial assets which potentially subject the Company to concentrations of credit risk principally consist of cash, accounts receivable, accrued income and due from related parties. The maximum exposure to credit risk equals the carrying amounts of these financial assets. Cash is held with Allied Irish Banks, pie with an A credit rating (2024: A credit rating). Cash is also invested in JPMorgan Liquidity Funds with an AAAm credit rating (2024: AAAm credit rating). The Company maintains cash on deposit in accordance with the Central Bank of Ireland minimum capital requirements.

Market risk

Market risk represents potential loss as a result of changes in the market value of the financial instruments. The Company's exposure to market risk is determined by a number of factors, including interest rates, foreign exchange rates and overall economic conditions. The majority of cash is retained in Euros and is not subject to foreign exchange risk. Interest earned on money market funds amounts to €953,428 during the year (2024: €542,705). The Company is nonetheless required to maintain cash deposits to meet minimum capital requirements.

Foreign exchange risk

The Company holds assets and liabilities denominated in currencies other than the functional currency (Euro). It is therefore exposed to currency risk, as the value of the financial instruments denominated in other currencies will fluctuate due to the changes in the exchange rates. The foreign currency risk is minimised due to the vast majority of operating expenses / liabilities of the Company being in Euro, the functional currency of the Company. The majority of revenue is also invoiced in Euro. The Company has an indirect exposure to foreign currency risk for AUM-based fee income, in cases where the underlying client AUM are based in foreign currency. The Company's AUM are denominated in either Euro, Pounds Sterling, US Dollar, Canadian Dollar, Swedish Krona or Japanese Yen.

Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in meeting obligations associated with its financial liabilities. At the year end the financial liabilities of the Company are due to related parties, accounts payable, and accrued expenses. The Company doesn't anticipate any liquidity concerns in meeting its obligations.

19. Share capital

	2025 €	2024 €
Authorised		
10,000,000 (2024 - 10,000,000) Ordinary shares of €1.00 each	<u>10,000,000</u>	<u>10,000,000</u>
Allotted, called up and fully paid		
1,575,100 (2024 - 1,575,100) Ordinary shares of €1.00 each	<u>1,575,100</u>	<u>1,575,100</u>

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

20. Reserves

Other reserves

The other reserves represent capital contributions paid from the parent and booked to reserves. The Company has no obligation to bear any servicing cost or transfer any economic benefit of any kind to the investor who made the contribution or to any person in return for the capital contribution. The Company has no obligation to repay the capital contribution. Carne Global Financial Services Limited ("CGFS") provided capital contributions to the Company of €Nil during the year ended 31 March 2025 (2024: €Nil).

Profit and loss account

The balance represents the accumulated profits available for distribution to shareholders.

During the year, the Board of Directors declared dividends of €8,000,000 to the immediate parent, Carne Global Financial Services Limited (2024: €2,500,000).

21. Pension commitments

The Company operates a defined contributions pension scheme. The assets of the scheme are held separately from those of the Company in an independently administered fund. The pension cost charge represents contributions payable by the Company to the fund and amounted to €361,243 (2024: €401,849). Contributions totaling €63,736 (2024: €63,952) were payable to the pension scheme at the reporting date and are included in creditors.

22. Related party transactions

The Company has availed of the exemption in FRS 102 from disclosing details of transactions with other group undertakings, as it is a wholly owned subsidiary undertaking. Consequently, the financial statements do not contain disclosure of transactions with entities that are wholly owned by the immediate parent, CGFS.

	2025 €	2024 €
Transactions with related parties		
Carne Cayman Limited	10,104	9,131
Amounts due from / (owed to) related parties		
Carne Cayman Limited	19,235	9,131

23. Contingent liabilities and commitments

The Company had no contingent liabilities or commitments as at 31 March 2025 or 31 March 2024.

CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

24. Ultimate parent company

The immediate parent undertaking of the Company is Carne Global Financial Services Limited, a company registered in Ireland. The ultimate parent of the Company is Fieldport Holdings Limited, a company registered in Ireland.

The Company is exempt from producing consolidated financial statements as it is included in the consolidated accounts for a larger group drawn up to the same date by a holding undertaking established under the laws of an EEA state.

25. Significant events

On 24 June 2024, N.J. Whelan was appointed as Director and Christophe Douche resigned as Director of the Company.

During the year, the Board of Directors declared dividends of €8,000,000 to the immediate parent, Carne Global Financial Services Limited.

There were no other significant events that took place during the year that require disclosure.

26. Subsequent events

There were no subsequent events from the date of the accounts to the date of signing of these financial statements.

27. Approval of financial statements

The Board of Directors approved these financial statements for issue on 25 June 2025.

4【利害関係人との取引制限】

信託証書における受託会社および管理会社の役務は独占的であるとはみなされず、受託会社および管理会社は、受託会社および管理会社が決めた条件に従って同様の業務を他者に対して自由に提供することができ(ただし、信託証書による管理会社の業務がこれによって阻害されないようにするものとする)、これによって得た報酬その他の金銭を自己のために保有することができる。受託会社および管理会社は、それぞれが他者に対する同種の業務提供の過程、または信託証書の義務を履行する過程を除く他の能力に基づくもしくはその他の態様において行う自らの業務の過程において、受託会社または管理会社またはそれぞれの使者もしくは代理人が知るところとなった事実や事項を受託会社に対して開示すべき旨の通知に影響されないものとし、またかかる開示義務には服さないものとする。

利益相反については、前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3.投資リスク、利益相反」を参照のこと。))

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款は管理会社の株主の同意なしには変更または改訂されてはならない。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社の取締役は、管理会社のすべてのまたはほぼすべての事業を譲渡するよう提案する権限を有している。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年である。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) AFSコントロールド・サブシディアリー3・リミテッド(以下「受託会社」という。)

(イ) 資本金の額

2026年4月末日現在、1米ドル(約160.39円)

(ロ) 事業の内容

ケイマン諸島においてケイマン諸島法に基づき設立された会社であるAFSコントロールド・サブシディアリー3・リミテッドは、ファンドの受託会社を務めている。受託会社は、ケイマン諸島法に基づき設立された会社であり、ケイマン諸島の銀行業クラスA、信託業および無制限のミューチュアル・ファンド管理事務代行者の免許を保有するMUFGファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドの完全子会社である。受託会社は、その親会社の免許に基づいて信託業務を提供する権限を有する。受託会社は、ファンドに関するその投資権限のすべてを管理会社に委託しており、また、ファンドに関する管理事務権限および保管権限のすべてを管理事務代行会社に委託している。いずれの場合も、信託証書および関連する業務契約により企図されるとおりとする。したがって、信託証書および/または適用ある法律に明示的に定められる場合を除き、受託会社は、ファンドの投資運用には関与せず、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社またはその他の業務提供者もしくは委託先の運用実績を監督、監視または検証する義務を負わない。受託会社は、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、ファンドの監査人、法律顧問その他の業務提供者および専門家からまたはそれらを代理して提供された情報、評価、決定、報告書、証明書、意見および指示であって、受託会社が正当であると合理的に考えるものについては、調査を行うことなく、確定的に依拠する権利を有するものとし、かかる依拠に起因して生じるいかなる損失についても責任を負わないものとする。

(2) MUFGオルタナティブ・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理事務代行会社」という。)

(イ) 資本金の額

2026年4月末日現在、1,300,001ユーロ(約2億4,358万円)

(ロ) 事業の内容

アイルランドにおいてアイルランド法に基づき設立された会社であるMUFGオルタナティブ・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、ファンドの管理事務代行会社も務め、当該立場においてファンドの投資に関する登録・名義書換事務代行業務および保管業務を提供する。管理事務代行会社は、アイルランド中央銀行の監督を受けている。

(3) オコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシー(以下「投資運用会社」という。)

(イ) 資本金の額

オコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシーは、有限責任会社(LLC)であるため、該当する資本金はない。

(ロ) 事業の内容

投資運用会社は、キャンターの間接的な完全子会社であり、キャンターのアセット・マネジメント部門の一部である。投資運用会社は、1940年米国投資顧問法(改正済み)(以下「顧問法」という。)に基づく投資顧問会社としてSECに登録されている。さらに、投資運用会社は、CFTCにCPOおよび「商品投資顧問業者」として登録されており、全米先物協会の会員である。

(4) S M B C日興証券株式会社(以下「代行協会員」および「日本における販売会社」という。)

(イ) 資本金の額

2026年4月28日現在、1,350億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C 日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、また、複数の外国投資信託証券について、代行協会員業務および日本における販売等の業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) AFSコントロールド・サブシディアリー3・リミテッド

受託会社は、ファンドの受託業務を行う。

(2) MUFGオルタナティブ・ファンド・サービス(アイルランド)リミテッド

管理事務代行会社は、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務を行う。

(3) オコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシー

管理会社の全体的な方針、管理、監督に従い、管理会社はオコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシーを副顧問会社およびファンドの投資運用会社として選任した。

投資運用会社は、ファンドの副顧問会社として務め、投資運用契約、信託証書、英文目論見書の規定ならびに管理会社および受託会社の方針および管理に従い、ファンドの投資活動および特定のその他の関連する活動に責任を負う。

投資運用契約の条項に従い、管理会社は、米国の規制目的のため、ファンドのCPOとしての責任を投資運用会社に委任している。しかし、投資運用会社は、CFTC規則4.13(a)(3)に基づき、ファンドに関して、CPOとしてのCFTCへの登録の免除を要求しており、したがって、当該免除がなければ適用されるであろうファンドに関する特定の規制要件(投資家に特定の規制の保護を提供することを意図したもの)の対象とはならない。当該免除に従い、ファンドが商品金利または証券先物ポジションを設定するときは常に、(a)当該ポジションを設定するために必要な初期証拠金およびプレミアムの総額が、ファンドのポートフォリオの清算価値の5パーセントを超えないこと、または(b)ファンドの商品金利および証券先物ポジションの正味想定元本の総額が、ファンドのポートフォリオの清算価値の100パーセントを超えないことのいずれかとする。

(4) S M B C 日興証券株式会社

日本における受益証券の募集に関し、代行協会員業務および受益証券の販売・買戻業務を行う。

3【資本関係】

管理会社と他の関係法人との間に資本関係は存在しない。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（改訂済み）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（改訂済み）または地域会社（管理）法（改訂済み）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 ケイマン諸島投資信託統計（<https://www.cima.ky/investment-statistics>）によると、2026年第一四半期時点で、活動中の規制を受けている投資信託の数は13,008（3,184のマスター・ファンドを含む。）および活動中の登録されている私募ファンドの数は17,910であった。またそれに加え、現在適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）および国際金融センター監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（改訂済み）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（改訂済み）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法のもとで登録を免除されている投資信託は、ケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の四つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した規制強化電子様式提出（以下「REEFS」という。）申請書による目論見書がその概要とともに提出さ

れ、登録時および毎年5,030米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した、取締役または場合によっては管理者もしくは役員として適格かつ適正な者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約したREEFS申請書とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は5,030米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条投資信託）

規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- （ ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- （ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- （ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - （ A ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - （ B ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

上記の（ ）および（ ）に分類される投資信託は、目論見書および投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をREEFS申請書でCIMAに対して届け出なければならない。かつ5,030米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をREEFS申請書でCIMAに対して届け出なければならない。かつ3,750米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

3.4 登録投資信託（第4（4）条投資信託）

規制投資信託の第四の類型は、「持分権に関する投資者が15名以内であり、その過半数がファンドの運営者を選任または解任することができる」投資信託に適用される。第4（3）条の規制投資信託と異なり、第4（4）条の規制投資信託には最低投資要件はない。また、ある特定の募集事項はCIMAへの提出が要求されるが、第4（4）条投資信託の販売用書類を提出する特定の要件はない。第4（4）条投資信託には、第4（3）条の登録投資信託と同額の年間登録料が課される。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例え

ば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、マネー・ロンダリング防止規則(改訂済み)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託(年次申告書)規則(改訂済み)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(第3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(改訂済み)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および通常定款)、基本定款および通常定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行わなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。

- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2021年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(改訂済み)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されるこ

とによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、または免除リミテッド・パートナーシップ法の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(改訂済み)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- （a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - （b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - （c）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - （d）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - （e）規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- （a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - （b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - （c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - （d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- （a）第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - （b）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - （c）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - （d）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - （e）投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)(a)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること

- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律(改訂済み)または薬物濫用法(改訂済み)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法(1996年改訂)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(改訂済み)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(改訂済み)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに、欺罔により不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法、会社清算規則(2023年合同改訂)および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済み)

14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済み)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

- (d) 管理事務代行会社は、ケイマン諸島または、ファンドを代理する管理事務代行会社がマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達のリスクが低いと評価する法域（以下「同等の法域」という。）のマネー・ロンダリング防止制度において設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改訂済み）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に依りて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
 - () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。

- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
- () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- () 監査人の氏名および住所
- () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動

- () 投資顧問会社(下記事項を含む)
- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所
もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2025年6月30日	有価証券報告書 / 有価証券届出書
2025年9月30日	半期報告書 / 有価証券届出書の訂正届出書
2025年11月14日	有価証券届出書

第5【その他】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

グローバル・M & Aオポチュニティ・ファンドの受託会社御中

意見

我々は、2025年12月30日現在の要約投資有価証券明細表を含む貸借対照表ならびに同日終了年度の関連する損益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに関連する注記(以下「財務書類」と総称する。)で構成される、グローバル・M & Aオポチュニティ・ファンド(以下「ファンド」という。)の財務書類の監査を行った。

我々は、添付の財務書類は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、ファンドの2025年12月30日現在の財務状態、ならびに同日終了年度の運用実績、純資産変動およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点について適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、米国において一般に認められる監査基準(以下「GAAS」という。)に準拠して監査を実施した。これらの基準に基づく我々の責任は、我々の報告書の「財務書類監査に関する監査人の責任」の項でさらに説明されている。我々は、監査に関連する倫理的要求に従い、ファンドから独立し、その他の倫理的責任を果たすことが求められている。我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると確信している。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示することに責任を負っている。これには、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の構築、実施および維持が含まれている。

財務書類の作成にあたり、経営陣は、財務書類が公表される日から1年間ファンドが継続企業として事業を継続することができるかどうかについて、重要な疑義を生じさせるような状況または事象があるかどうかを総合的に考慮して評価することが要求されている。

財務書類監査に関する監査人の責任

我々の目的は、財務書類全体に不正または誤りによる重大な虚偽表示がないかどうかの合理的な確信を得ることであり、我々の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証とは、高水準の保証であるが、絶対的な保証ではないため、GAASに準拠して実施される監査が、重大な虚偽表示が存在する場合に必ず発見するという保証ではない。不正によって生じた重要な虚偽表示を検出しないリスクは、不正が共謀、偽造、意図的な省略、虚偽表示、内部統制の無効化などが含まれるため、過誤による重大な虚偽表示を検出しないリスクよりも高い。虚偽表示は、個別または全体として、財務書類に基づく合理的な利用者の判断に影響を及ぼす可能性が大きいと判断される場合には、重要であるとみなされる。

GAASに準拠した監査を実施するにあたり、我々は：

- ・ 監査を通じて、専門的な判断を行い、職業的専門家としての懐疑心を維持する。
- ・ 不正または誤りによる財務書類の重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価し、それらのリスクに対応する監査手続を立案し、実施する。当該手続は、財務書類の金額および開示に関する証拠を試査を含む。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解することであるが、ファンドの内部統制の有効性について意見を表明することを目的とするものではない。したがって、そのような意見は表明されていない。
- ・ 経営陣によって採用された会計方針の適切性および経営陣によって行われた重要な会計見積りの合理性の評価し、財務書類の全体的な表示に関する評価する。
- ・ 我々の判断において、ファンドが適正な期間継続企業として事業を継続する能力に重要な疑義を生じさせるような状況または事象が、全体として考慮されているか否かを結論付ける。

我々は、監査の計画範囲と時期、重大な監査結果、および監査中に特定した特定の内部統制関連事項などに関して、管理担当者とのコミュニケーションを求められている。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2026年3月26日

Report of Independent Auditors

The Trustee

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Opinion

We have audited the financial statements of Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund (the “Trust”), which comprise the statement of assets and liabilities, including the condensed schedule of investments, as of December 30, 2025, and the related statements of operations, changes in net assets and cash flows for the year then ended, and the related notes (collectively referred to as the “financial statements”).

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust at December 30, 2025, and the results of its operations, changes in its net assets and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor’s Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are required to be independent of the Trust and to meet our other ethical responsibilities in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of Management for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free of material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Trust’s ability to continue as a going concern for one year after the date that the financial statements are available to be issued.

Auditor’s Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free of material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor’s report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Trust's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

Ernst & Young Ltd.

March 26, 2026

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(アイルランド)リミテッドの株主各位

財務書類監査に関する報告

意見

我々は、包括利益計算書、財政状態計算書、株主持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、ならびに注記2に記載される重要な会計方針の要約を含む関連する財務書類に対する注記から構成される2025年3月31日に終了した年度のカーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(アイルランド)リミテッドの財務書類の監査を行った。財務書類を作成する際に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランドの法律および財務報告評議会によって英国で公表された財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」である。

財務書類に対する我々の意見は、以下のとおりである。

- ・ 2025年3月31日現在の当社の資産、負債および財政状態ならびに同日に終了した年度の当社の利益について、真実かつ公正な概観を提供しており、
- ・ 財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」に準拠して適正に作成されており、かつ、
- ・ 2014年会社法の要件に準拠して適正に作成されている。

意見の根拠

我々は、国際監査基準(アイルランド)(以下「ISA(アイルランド)」という。)および適用される法律に準拠して監査を実施した。これらの基準に基づく我々の責任は、本報告書の「財務書類監査に関する監査人の責任」の項で詳述されている。我々は、アイルランド監査・会計監督当局(以下「IAASA」という。)により公表された倫理基準を含む、我々のアイルランドにおける財務書類の監査に関連する倫理的要件に従い、当社に対して独立性を保持しており、また、当該規定で定められるその他の倫理的責任を果たした。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると確信している。

継続企業の前提に関する結論

財務書類の監査において、我々は、取締役会が財務書類の作成において継続企業の前提の会計基準を使用することが適切であると結論付けている。

我々が行った監査業務に基づき、個別にまたは全体として、財務書類の発行が承認される日から少なくとも12か月以内の期間において、当社が継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

継続企業の前提に関する我々の責任および取締役会の責任については、本報告書の関連する項目に記載されている。しかしながら、将来のすべての事象または状況を予見することはできないため、本報告書は当社が継続企業として存続する能力を保証するものではない。

その他の記載内容

取締役会は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、財務書類およびその監査報告書以外の年次報告書に含まれる情報で構成される。我々の財務書類に対する意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、本報告書において明確に表明されたものを除き、我々はいかなる保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容が財務書類または我々が入手した監査知識との間に重大な相違があるかどうか、または重大な虚偽表示が表示されているか否かを検討することである。当該重大な相違または明らかに重大な虚偽表示を識別した場合、我々は、財務書類に重大な虚偽表示があるか、またはその他の記載内容に重大な虚偽表示があるのかどうか判断することが求められる。我々が実施した業務に基づき、その他の記載内容において重大な虚偽表示があると結論付けた場合、我々は当該事実を報告することが求められる。

この点について、我々が報告すべき事項はない。

2014年会社法により規定されるその他の事項に対する意見

監査の過程で実施した業務のみに基づく我々の意見は、以下のとおりである。

- ・ 財務書類が作成された会計年度の取締役報告書に記載された情報は、財務書類と整合している。
- ・ 取締役報告書は、2014年会社法第28条で要求されるサステナビリティ報告を含まない点を除き、適用される法的要件に準拠して作成されている。

我々は、我々が知り、また信じる限りにおいて、監査目的上必要と考えるすべての情報および説明を入手した。

我々の意見では、当社の会計記録は、財務書類を容易にかつ適切に監査するのに十分であり、財務書類は会計記録と一致している。

我々が例外的に報告することが求められる事項

監査の過程で我々が入手した当社およびその環境に関する知識および理解に基づき、取締役報告書において重大な虚偽表示は識別していない。

2014年会社法は、同法第305条から第312条で要求されている取締役報酬および取引の開示が行われていない場合、我々が意見としてこれを報告することを求めている。この点について、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会の責任

2 ページ（訳注：原文のページ）に記載されている取締役会の責任についての記載で詳述のとおり、取締役会は、真実かつ公正な概観を与える適用される枠組みに従って本財務書類を作成すること、また、不正によるか過誤によるかを問わず、重大な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役会が必要と判断する内部統制に責任を負っている。

財務書類を作成するにあたり、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要に応じて継続企業に関連する事項を開示する責任があり、また、経営陣が当社の清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提の会計基準を使用する責任を負っている。

財務書類監査に関する監査人の責任

我々の目的は、財務書類全体に不正または過誤による重大な虚偽表示がないか否かの合理的な確証を得ることにあり、我々の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証とは、高水準の保証であるが、絶対的な保証ではないため、ISA（アイルランド）に準拠して実施される監査が、重大な虚偽表示が存在する場合に必ず発見するという保証ではない。虚偽表示は、不正または過誤から発生する可能性があり、個別または全体として、かかる財務書類に基づいて行われる利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合には、重要であるとみなされる。

本財務書類の監査に対する我々の責任の詳細は、以下のIAASAのウェブサイトに掲載されている。

[https://iaasa.ie/wp-](https://iaasa.ie/wp-content/uploads/docs/media/IAASA/Documents/auditstandards/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf)

[content/uploads/docs/media/IAASA/Documents/auditstandards/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf](https://iaasa.ie/wp-content/uploads/docs/media/IAASA/Documents/auditstandards/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf).

この記載は、我々の監査報告書の一部を形成するものである。

我々の監査業務の目的および我々が責任を引き受ける対象

我々の報告書は、2014年会社法の第391条に準拠して、当社の株主全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社の株主に述べることが要求されている事項を、株主に対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社の株主全体以外の何人に対しても責任を引き受けず、かつ、負わないものとする。

キーラン・ダリー

アーンスト・アンド・ヤングを代表して署名

勅許会計士、法定監査法人

ダブリン

2025年6月25日

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF CARNE GLOBAL FUND MANAGERS (IRELAND) LIMITED

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Carne Global Fund Managers (Ireland) Limited ('the Company') for the year ended 31 March 2025, which comprise the Statement of Comprehensive Income, Statement of Financial Position, Statement of Changes in Equity, Statement of Cash Flows and notes to the financial statements, including the summary of significant accounting policies set out in note 2. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish Law and FRS 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland issued in the United Kingdom by the Financial Reporting Council.

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the Company as at 31 March 2025 and of its profit for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with FRS 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2014.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (ISAs (Ireland)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with ethical requirements that are relevant to our audit of financial statements in Ireland, including the Ethical Standard issued by the Irish Auditing and Accounting Supervisory Authority (IAASA), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Conclusions relating to going concern

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

Our responsibilities and the responsibilities of the directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report. However, because not all future events or conditions can be predicted, this statement is not a guarantee as to the Company's ability to continue as a going concern.

Other information

The directors are responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report other than the financial statements and our auditor's report thereon. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in our report, we do not express any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies or apparent material misstatements, we are required to determine whether there is a material misstatement in the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in this regard.

Opinions on other matters prescribed by the Companies Act 2014

In our opinion, based solely on the work undertaken in the course of the audit, we report that:

- the information given in the directors' report for the financial year ended for which the financial statements are prepared is consistent with the financial statements; and
- the directors' report, other than those parts relating to sustainability reporting where required by Part 28 of the Companies Act 2014, has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

We have obtained all the information and explanations which, to the best of our knowledge and belief, are necessary for the purposes of our audit.

In our opinion the accounting records of the Company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited and the financial statements are in agreement with the accounting records.

Matters on which we are required to report by exception

Based on the knowledge and understanding of the Company and its environment obtained in the course of the audit, we have not identified material misstatements in the directors' report.

The Companies Act 2014 requires us to report to you if, in our opinion, the disclosures required by sections 305 to 312 of the Act, which relate to disclosure of directors' remuneration and transactions are not complied with by the Company. We have nothing to report in this regard.

Respective responsibilities**Responsibilities of directors for the financial statements**

As explained more fully in the directors' responsibilities statement set out on page 2, the directors are responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable financial reporting framework that give a true and fair view, and for such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA's website at: https://iaasa.ie/wp-content/uploads/docs/media/IAASA/Documents/auditstandards/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf. This description forms part of our auditor's report.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with section 391 of the Companies Act 2014. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members, as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Kieran Daly

for and on behalf of

Ernst & Young Chartered Accountants and Statutory Audit Firm

Dublin, 25 June 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

グローバル・M & Aオポチュニティ・ファンドの受託会社御中

意見

我々は、2024年12月30日現在の要約投資有価証券明細表を含む貸借対照表ならびに同日終了年度の関連する損益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに関連する注記(以下「財務書類」と総称する。)で構成される、グローバル・M & Aオポチュニティ・ファンド(以下「ファンド」という。)の財務書類の監査を行った。

我々は、添付の財務書類は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、ファンドの2024年12月30日現在の財務状態、ならびに同日終了年度の運用実績、純資産変動およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点について適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、米国において一般に認められる監査基準(以下「GAAS」という。)に準拠して監査を実施した。これらの基準に基づく我々の責任は、我々の報告書の「財務書類監査に関する監査人の責任」の項でさらに説明されている。我々は、監査に関連する倫理的要求に従い、ファンドから独立し、その他の倫理的責任を果たすことが求められている。我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると確信している。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示することに責任を負っている。これには、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の構築、実施および維持が含まれている。

財務書類の作成にあたり、経営陣は、財務書類が公表される日から1年間ファンドが継続企業として事業を継続することができるかどうかについて、重要な疑義を生じさせるような状況または事象があるかどうかを総合的に考慮して評価することが要求されている。

財務書類監査に関する監査人の責任

我々の目的は、財務書類全体に不正または誤りによる重大な虚偽表示がないかどうかの合理的な確信を得ることであり、我々の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証とは、高水準の保証であるが、絶対的な保証ではないため、GAASに準拠して実施される監査が、重大な虚偽表示が存在する場合に必ず発見するという保証ではない。不正によって生じた重要な虚偽表示を検出しないリスクは、不正が共謀、偽造、意図的な省略、虚偽表示、内部統制の無効化などが含まれるため、過誤による重大な虚偽表示を検出しないリスクよりも高い。虚偽表示は、個別または全体として、財務書類に基づく合理的な利用者の判断に影響を及ぼす可能性が大きいと判断される場合には、重要であるとみなされる。

GAASに準拠した監査を実施するにあたり、我々は：

- ・ 監査を通じて、専門的な判断を行い、職業的専門家としての懐疑心を維持する。
- ・ 不正または誤りによる財務書類の重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価し、それらのリスクに対応する監査手続を立案し、実施する。当該手続は、財務書類の金額および開示に関する証拠を試査を含む。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解することであるが、ファンドの内部統制の有効性について意見を表明することを目的とするものではない。したがって、そのような意見は表明されていない。
- ・ 経営陣によって採用された会計方針の適切性および経営陣によって行われた重要な会計見積の合理性の評価し、財務書類の全体的な表示に関する評価する。
- ・ 我々の判断において、ファンドが適正な期間継続企業として事業を継続する能力に重要な疑義を生じさせるような状況または事象が、全体として考慮されているか否かを結論付ける。

我々は、監査の計画範囲と時期、重大な監査結果、および監査中に特定した特定の内部統制関連事項などに関して、管理担当者とのコミュニケーションを求められている。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2025年3月27日

Report of Independent Auditors

The Trustee

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Opinion

We have audited the financial statements of Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund (the “Trust”), which comprise the statement of assets and liabilities, including the condensed schedule of investments, as of December 30, 2024, and the related statements of operations, changes in net assets and cash flows for the year then ended, and the related notes (collectively referred to as the “financial statements”).

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust at December 30, 2024, and the results of its operations, changes in its net assets and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor’s Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are required to be independent of the Trust and to meet our other ethical responsibilities in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of Management for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free of material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Trust’s ability to continue as a going concern for one year after the date that the financial statements are available to be issued.

Auditor’s Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free of material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor’s report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Trust's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

Ernst & Young Ltd.

March 27, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。